

令和 7 年 2 月定例会

文教厚生委員会

予算決算委員会（文教厚生分科会）

会 議 録

長 崎 県 議 会

目 次

（ 2 月 2 1 日 関係部局所管事項説明）

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	2
委員会	
関係部局所管事項説明	

（先議・委員間討議）

1、開催日時・場所	5
2、出席者	5
3、審査事件	6
4、経過	

（総務部）

分科会

総務部長予算議案説明	6
予算議案に対する質疑	6
予算議案に対する討論	8

（教育委員会・福祉保健部・こども政策局）

分科会

教育長予算議案説明	9
福祉保健部長予算議案等説明	9
こども政策局長予算議案説明	9
福祉保健課長補足説明	11
長寿社会課長補足説明	11
障害福祉課長補足説明	12
予算議案に対する質疑	12
予算議案に対する討論	20

委員間討議	21
-------------	----

（第1日目）

1、開催日時・場所	22
2、出席者	22
3、審査事件	22
4、付託事件	22
5、経過	

（総務部）

分科会

総務部長予算議案説明	23
予算議案に対する質疑	24
予算議案に対する討論	37

委員会

総務部長所管事項説明	38
決議に基づく提出資料説明	39

学事振興課長補足説明.....	3 9
議案外所管事務一般に対する質問	4 0

(第2日目)

1、開催日時・場所	5 5
2、出席者	5 5
3、経過	

(教育委員会)

分科会

教育長予算議案説明	5 5
予算議案に対する質疑	6 0
予算議案に対する討論	8 9

委員会

教育長総括説明	8 9
教育政策課長補足説明	9 2
議案に対する質疑	9 3
議案に対する討論	9 3
決議に基づく提出資料説明	9 3
陳情審査	9 4
議案外所管事務一般に対する質問	9 5

(第3日目)

1、開催日時・場所	1 1 2
2、出席者	1 1 2
3、経過	

(福祉保健部・こども政策局)

分科会

福祉保健部長予算議案等説明	1 1 2
こども政策局長予算議案説明	1 1 5
こども未来課長補足説明	1 1 8
予算議案に対する質疑	1 1 8
予算議案に対する討論	1 5 4

委員会

福祉保健部長総括説明	1 5 4
こども政策局長総括説明	1 5 6
福祉保健課長補足説明	1 5 7
こども未来課長補足説明	1 5 8
議案に対する質疑	1 5 9
議案に対する討論	1 6 1
決議に基づく提出資料説明	1 6 1
地域保健推進課長補足説明	1 6 2
原爆被爆者援護課長補足説明	1 6 3
医療政策課長補足説明	1 6 4
陳情審査	1 6 5
議案外所管事務一般に対する質問	1 6 5

委員間討議	1 7 6
・ 審査結果報告書	1 7 7
(配付資料)	
・ 分科会関係議案説明資料	(総務部)
・ 委員会関係議案説明資料	(総務部)
・ 委員会関係議案説明資料 (追加 1)	(総務部)
・ 分科会関係議案説明資料	(教育委員会)
・ 委員会関係議案説明資料	(教育委員会)
・ 委員会関係議案説明資料 (追加 1)	(教育委員会)
・ 分科会関係議案説明資料	(福祉保健部)
・ 委員会関係議案説明資料	(福祉保健部)
・ 委員会関係議案説明資料 (追加 1)	(福祉保健部)
・ 分科会関係議案説明資料	(こども政策局)
・ 委員会関係議案説明資料	(こども政策局)

2 月 21 日

（關係部局所管事項説明）

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年2月21日

自 午後 2 時 0 分
至 午後 4 時 2 6 分
於 委 員 会 室 2

2、出席委員の氏名

委 員 長	中村 泰輔 君
副 委 員 長	虎島 泰洋 君
委 員	中山 功 君
"	溝口 芙美雄 君
"	前田 哲也 君
"	中島 浩介 君
"	松本 洋介 君
"	近藤 智昭 君
"	坂本 浩 君
"	本多 泰邦 君
"	山村 健志 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

教 育 長	前川 謙介 君
教 育 次 長	狩野 博臣 君
教 育 次 長	坂口 育裕 君
教育政策課長	犬塚 尚志 君
働きがい推進室長	山下 健哲 君
福利厚生室長	市瀬加緒理 君
教育環境整備課長	山崎 賢一 君
義務教育課長	岡野 利男 君

義務教育課人事管理監	谷口 昭文 君
高校教育課長	田川耕太郎 君
高校教育課人事管理監	岩坪 正裕 君
高校教育課企画監	直塚 健 君
教育DX推進室長	前田 和信 君
特別支援教育課長	近藤 亮二 君
児童生徒支援課長	長池 一徳 君
生涯学習課長	加藤 盛彦 君
学芸文化課長	岩尾 哲郎 君
学芸文化課企画監	鬼塚 晃嗣 君
体育保健課長(参事監)	松山 度良 君
体育保健課体育指導監	永田 数馬 君
教育センター所長	竹之内 覚 君
義務教育課長	岡野 利男 君

福祉保健部長	新田 惇一 君
福祉保健部次長	岩崎 次人 君
福祉保健部次長	尾崎 正英 君
福祉保健課長	安藝雄一朗 君
福祉保健課企画監 (地域福祉・計画担当)	野田 希 君
地域保健推進課長	長谷川麻衣子 君
監査指導課長	松尾 実 君
医療政策課長	猪股慎太郎 君
医療人材対策室長	坂本 敬作 君
薬務行政室長	斉宮 広知 君
国保・健康増進課長	江口 信 君
国保・健康増進課企画監 (健康づくり担当)	鶴田小百合 君
長寿社会課長	中村 直輝 君
長寿社会課企画監 (地域包括ケア担当)	山田 薫 君
障害福祉課長	里 隆介 君
障害福祉課企画監 (精神保健福祉担当)	町田 裕央 君
原爆被爆者援護課長	林田 直浩 君

こども政策局長	浦 亮治 君
こども未来課長	黒島 孝子 君
こども未来課企画監	村崎 佳代 君
こども家庭課長	川村 喜実 君

総 務 部 長	中尾 正英 君
総 務 部 次 長	猿渡 圭子 君
学 事 振 興 課 長	櫻間 秀道 君

6、審査の経過次のとおり

— 午後 2 時 0 分 開会 —

【中村委員長】ただいまから、文教厚生委員会及び 予算決算委員会 文教厚生分科会を開会いたします。

まず、委員席でございますが、お手元に配付いたしております、委員配席表のとおり、決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

また、本日、冒頭の理事者の出席について、中尾 総務部長は、総務委員会に出席し、猿渡総務部次長が代理で出席しておりますので、ご了承をお願いします。

議事に入ります前に、選任後、初めての委員会でございますので、一言、ご挨拶を申し上げます。

このたび、文教厚生委員長を仰せつかりました、中村 泰輔でございます。虎島 泰洋副委員長をはじめ、各委員や理事者の皆様方のご指導、及びご協力を賜りながら、公正かつ円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

さて、本委員会の所管としましては、「子育て・教育」や「福祉・保健・医療」など、幅広

い分野を所管し、重要な役割を担っております。

教育分野では、多様な学びの場や居場所の確保・提供、ふるさと教育の充実のほか、働く環境の改善、また、魅力ある私立学校づくりや選ばれる県立大学の推進、

福祉・保健・医療分野では、医療DX等の推進による持続可能な医療提供体制の整備・充実、医療・看護・福祉・介護サービス提供体制を支えるための取組、健康寿命延伸に向けた取組、

子育て分野では、子育て支援施策等の充実・強化により、県民が希望どおりに安心して結婚、妊娠、出産、子育てできる環境の整備や子どもが夢と希望を持って健やかに成長できる環境づくりなど、「新しい長崎県づくりのビジョン」に基づき、「未来大国」の実現に向け、各種施策展開を図る必要があります。県民の皆様が、長崎県への誇りや未来への期待感を抱き、健やかで安心して暮らしていただけるように、理事者の皆様と一体となって、考えてまいりたいと思っております。

委員並びに理事者の皆様方におかれましては、山積する課題の解決に向け、積極的に論議を深めていただくことをお願いし、皆様方からのご指導とご鞭撻を賜りますことを、重ねてお願い申し上げます。誠に簡単であります、私のあいさついたします。どうぞよろしくお願いいたします。

〔拍手〕

それでは、私から副委員長 並びに 委員の皆様を紹介いたします。

〔副委員長・各委員紹介〕

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、理事者側を代表して福祉保健部長からご挨拶と、本日出席の幹部職員の紹介を受けた

いと思います。

【福祉保健部長】福祉保健部長の新田でございます。委員会の開会にあたりまして、理事者を代表いたしまして一言、ごあいさつを申し上げます。

文教厚生委員会では、教育行政、福祉保健行政、こども福祉行政など、幅広い分野にわたり、県が抱える重要課題につきましてご審議をいただくこととなっております。

私共としましても、「新しい長崎県づくり」の実現に向けて、中村委員長、虎島副委員長をはじめ委員の皆様方のご指導、ご協力を賜りながら、各種施策の推進に全力を尽くしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、教育行政におきましては、今年度からスタートいたしました、「第四期長崎県教育振興基本計画」に基づきまして、「つながりが創る豊かな教育」のテーマのもと、学校・家庭・地域、行政などが相互に連携し、県民総ぐるみで教育県長崎の確立に向けて取り組んでまいります。

また、長崎県立大学におきましては、高い社会人基礎力を有する人材の育成や、グローバル化、情報化に対応した教育に取り組みます。さらに私立学校におきましては、建学の精神に基づいた特色ある教育を推進してまいります。

続きまして、福祉保健行政でございますけれども、「第5期長崎県福祉保健総合計画」に基づき、県民一人ひとりの尊厳が保たれ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる持続可能な地域共生社会の実現を目指し、保健・医療・介護・福祉施策の充実を図ってまいります。また、来年度は「次期福祉保健総合計

画」の策定年度となっており、現状や課題を踏まえ、県議会をはじめ有識者や関係団体など、広く県民の皆様の意見を聞きながら、策定を進めてまいります。

さらに、子育て支援・少子化対策分野におきましては、こども施策を県政の基軸として位置づけまして、結婚、妊娠・出産から子育てまでの一貫した切れ目ない支援を推進しておりますところであり、本県の将来を担う子どもが夢や希望を持って健やかに成長できる社会となるよう県民総ぐるみの子育て支援を推進するとともに、結婚や子育てに関する意識醸成と社会全体の機運醸成など、各種施策を展開してまいります。

最後に、本日出席しております幹部職員を紹介させていただきます。

〔幹部職員紹介〕

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【中村委員長】ありがとうございました。それではこれより議事に入ります。

まず、会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、本多委員、山村委員の両人をお願いいたします。

今回の議題は、「文教厚生行政所管事務について」、「第64号議案『令和6年度 一般会計補正予算 第8号』のうち関係部分の審査について」、「令和7年2月定例会における本委員会の審査内容等について」であります。

次に、審査の方法について、お諮りいたします。お手元に配付しております審査順序のとおり、本日は委員会を協議会に切り替え、関係部局の所管事務の概要について説明を受け、2月25日（火）は分科会において、付託された予

算議案に限って審査を行い、審査終了後は、「令和7年2月定例会の審査内容等」について、委員間協議を行うこととしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕

ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。なお、概要説明に関するご質問等につきましては、今回は、特に理解しにくかった点についての質問にとどめ、具体的な質問につきましては、各課へ個別に質問していただくか、3月7日からの委員会の中で行うことにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは、委員会を協議会に切り替えます。理事者入れ替えのため、しばらく休憩いたします。

— 午後 2時 9分 休憩 —

— 午後 4時26分 再開 —

【中村委員長】委員会を再開いたします。これをもって、関係部局の概要説明を終了いたします。本日の委員会はこれにてとどめ、2月25日（火）は午前10時より再開し、分科会による補正予算の審査を行い、審査終了後は、「令和7年2月定例会の審査内容等」について、委員間討議を行うことといたします。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

— 午後 4時26分 散会 —

先議・委員間討議

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年 2月25日

自 午前 9時57分
至 午後 11時23分
於 委員会室 2

教育環境整備課長 山崎 賢一 君

体育保健課長(参事監) 松山 度良 君

福 祉 保 健 部 長 新田 惇一 君

福祉保健部次長 岩崎 次人 君

福祉保健部次長 尾崎 正英 君

福 祉 保 健 課 長 安藝雄一朗 君

長 寿 社 会 課 長 中村 直輝 君

障 害 福 祉 課 長 里 隆介 君

こども政策局長 浦 亮治 君

こども未来課長 黒島 孝子 君

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長） 中村 泰輔 君

副委員長（副会長） 虎島 泰洋 君

委 員 中山 功 君

〃 溝口 芙美雄 君

〃 前田 哲也 君

〃 中島 浩介 君

〃 松本 洋介 君

〃 近藤 智昭 君

〃 坂本 浩 君

〃 本多 泰邦 君

〃 山村 健志 君

6、審査事件の件名

○ 予算決算委員会（文教厚生分科会）

第64号議案

令和6年度長崎県一般会計補正予算（第8号）
（関係分）

3、欠席委員の氏名

な し

7、審査の経過次のとおり

— 午前 9時57分 開議 —

4、委員外出席議員の氏名

な し

【中村(泰)委員長】 おはようございます。

委員会を再開いたします。

【中村(泰)分科会長】 これより、第64号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」のうち関係部分について、分科会による審査を行います。

次に、審査方法につきましては、今回、総務部長が総務分科会にも出席する必要がありますことから、配付いたしております審査順序のとおり、まず総務部関係の審査を行い、終了後、他の部局の合同により審査することにいたしたいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

5、県側出席者の氏名

総 務 部 長 中尾 正英 君

総 務 部 次 長 猿渡 圭子 君

学 事 振 興 課 長 櫻間 秀道 君

教 育 長 前川 謙介 君

教 育 次 長 狩野 博臣 君

教 育 次 長 坂口 育裕 君

教 育 政 策 課 長 犬塚 尚志 君

なお、理事者の出席範囲につきましては、付託議案に係る範囲とし、お手元に配付しております配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

また、本日審査する議案は、国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に伴うものであり、明日の予算決算委員会及び本会議において審議することとなっておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、これより総務部関係の審査を行います。

予算議案を議題といたします。

総務部長より予算議案の説明を求めます。

【中尾総務部長】 おはようございます。

総務部関係の議案について、ご説明いたします。総務部の予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料、第64号議案をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第64号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に沿って、令和6年12月17日に成立した国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳出予算は、合計で4,681万9,000円の増を計上いたしております。

この歳出予算の内容についてご説明いたします。

物価高騰の影響を受ける子育て世帯の負担軽減を図るため、私立小・中学校の給食費及び私立中学校・高等学校の寄宿舎運営費を支援する経費として、私立学校助成費4,681万9,000円の増を計上いたしております。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

今回補正予算に計上しております国の補正予算に対処するための事業等については、年度内に適正な事業期間が確保できないことから、私立学校助成費4,681万9,000円について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村(泰)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山村委員】 横表にあるんですけど、積み上げの根拠をちょっと教えていただければと思います。お願いいたします。

【櫻間学事振興課長】 今回の補正予算の積算根拠でございますが、まず、寄宿舎の舎食費につきましては、現在、寄宿舎を持っている高校、中学校が22校ございます。令和7年度において、実際にこの補助金を活用したいという旨の希望調査を取りました。その結果、22校のうち15校から申請の可能性があると同っております。そのため、この寄宿舎につきまして、15校分。

それから、給食がある中学校、小学校が全部で13校ございます。そのうち希望につきましては全ての学校が申請の可能性があるということです。13校全てについて希望があるものとして積算を行っております。

その結果、給食費につきましては予算額としまして479万4,000円、舎食費につきましては、高校、中学で4,049万3,000円、これに人件費を合わせまして、合計で4,681万9,000円となっております。

【山村委員】 これは、1校当たりというか、一

人当たりで給食とか宿舍費、どうやって積み上げするのかだけ教えていただければと思います。

【櫻間学事振興課長】先ほど説明が不足しておりました。積算としましては、令和3年度からこういった物価高騰が起こっております。そのため、令和3年度から比較しての物価上昇率を考えておりまして、14%程度、今回物価が上昇していると見込んでおります。その14%を上限として補助を行うんですけれども、給食費につきましては1校当たり53万円ぐらい、舎食費につきましては1校当たり241万円ぐらいを見込んでいますところでございます。

【中村(泰)分科会長】ほかに質疑はございませんでしょうか。

【前田委員】今の質問に関連しますけれども、令和3年からの物価高騰分について予算を組んでいるということですが、そもそも論として、私立の小・中学校の給食費に対する行政の関わり方はどうなっているんですか。

【櫻間学事振興課長】本来は、給食費につきましては保護者が負担することが原則とはなっております。どちらかといいますと学校への支援というよりは、各保護者の負担が物価高騰によって大きくなっているということがございますので、その保護者の負担が増加する分について県としても支援を行うという考え方で、今回、補正をしているところでございます。

【前田委員】今現在の給食費の公立高校の平均と私立の平均額は、どれくらい格差があるんですか。

その上で確認しますけれども、公立高校も今、完全給食、国で予算措置を検討されていますが、公立の小・中学校については一定、親の所得によって補助がされていますよね。その考え方は私立には当てはまらないんですか。（「休憩を

お願いします」と呼ぶ者あり）

【中村(泰)分科会長】 暫時休憩します。

— 午前10時 6分 休憩 —

— 午前10時 6分 再開 —

【中村(泰)分科会長】 再開します。

【櫻間学事振興課長】 給食費に関しましては、保護者の経済状況によって金額が異なるといった制度になっておりません。ですので、それぞれの学校が設定した給食費によって給食費を徴収している状況でございます。

【前田委員】何を言わんとしたいかということ、公立では、親の所得によって給食費の補助的なものが出ていて配慮されているじゃないですか。私立に行った途端、全く全額これは保護者の負担だということで、公立の給食費よりも私立の給食費がはるかに高いんですよね。そのことに対して問題意識を持っているのかという質問なんです。

今、国のほうでこういう予算化の話が出てきていますから、私立はどうするのか、私は知りませんが、一定、県としても、私学の給食費の在り方は、いま一度ここで立ち止まって検討すべき時期じゃないのかなという問題提起ですので、そういう意味で少しご回答いただければと思います。

【櫻間学事振興課長】 委員ご指摘のとおり、ただいま国のほうでも公立の小・中学校の給食費無償化が議論されているところでございます。これは給食費に限った話ではないとは思いますが、公立に学ぶ子ども、私立に学ぶ子ども、どちらも学びを選択するに当たって、家計の状況とか経済環境とかによって学びが制限されることがあってはならないということは、我々も思いとしては認識しておりますので、こ

については、今、委員からご指摘いただきましたので、そういった問題意識をもって今後、様々検討してまいりたいと考えております。

【近藤委員】ここに給食費と書いているんですよね。私立では、給食じゃなくて学食でしょう。公立の学校は全部、公的な管理の中で食事を出す、そういうのが給食という形でやっているんですけれども、私立学校は、食堂に民間とか何とかに委託した学食という形でやっていると思うんです。学校が直接やっている、学食ですかね、学校が直接やっているところは、長崎県内に何校ぐらいあるんですかね。

【中村(泰)分科会長】 暫時休憩します。

— 午前10時 9分 休憩 —

— 午前10時10分 再開 —

【中村(泰)分科会長】 再開します。

【櫻間学事振興課長】 先ほど、給食を実施している学校の数を申し上げたんですけれども、これはあくまで小・中学校で13校、給食がある学校というのは実際に給食を提供しているところで、それとはまた別に学食を提供している学校数については、すみません、今、持ち合わせがないんですけれども、あくまで給食で小・中学校13校ということでございます。

【近藤委員】 給食という表現をしたら、公立的な給食センターから持ってくるということですか。（発言する者あり）私が言いたいのは、私立学校は、民間に委託した食堂があるんですよ。そこで自分のお金で買って食べるというのが、今はどこの私立学校もそうだろうと思うんですよ。（発言する者あり）今、高校とかね、その話をしているんだけど、だから、小・中・高校全部一緒でしょう、出すのは。給食の補助は。（発言する者あり）

【櫻間学事振興課長】 今回、給食費の対象となっておりますのは小・中学校でありまして、確かに高校では学食がかなり多いと思うんですけれども、そちらは今回、対象とはなっておりません。

【近藤委員】 私の勉強不足でした。そこら辺で、またちょっとこっちも一生懸命勉強していきたいと思うんですけれども、給食とか、この下の寮費とか何とかの補助もあるんですけれども、そこら辺の、所得に対してのそういう形に割っていくのか、そのまま一緒にやっていくのかというのは、いろいろまた物議をかもすと思うので、また今度の委員会でいろいろ説明させてもらいます。

【中村(泰)分科会長】 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第64号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、第64号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

それでは、総務部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午前10時15分 休憩 —

— 午前10時15分 再開 —

【中村(泰)分科会長】 分科会を再開いたします。

これをもちまして、総務部関係の審査を終了いたします。

引き続き、教育委員会及びこども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

しばらく休憩し、再開は10時25分といたします。

— 午前10時16分 休憩 —

— 午前10時23分 再開 —

【中村(泰)分科会長】 分科会を再開いたします。

これより、教育委員会及びこども政策局を含む福祉保健部の審査を行います。

まず、教育長より予算議案の説明を求めます。

【前川教育長】教育委員会関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第64号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に沿って、令和6年12月17日に成立した国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

教育委員会所管の補正予算額は、歳出予算は記載のとおりで、合計3,457万6,000円の増。この結果、令和6年度の教育委員会所管の歳出予算総額は1,356億9,907万7,000円となります。

歳出予算の内容についてご説明いたします。

物価高騰の影響を受ける子育て世帯の負担軽減を目的とした県立高校の寄宿舎運営に対する支援に要する経費として、1,470万5,000円の増、

県立学校に対する給食費及び舎食費の支援に要する経費として、1,987万1,000円の増を計上いたしております。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

年度内に適正な事業期間が確保できないなどから、記載のとおり新たに繰越明許費を設定しようとするものであります。

これは、令和6年度に国から交付された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を令和7年度においても活用し、次年度の予算を確保する必要があることから、繰越明許費を設定しようとするものであります。

以上で、教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村(泰)分科会長】 次に、福祉保健部長より予算議案の説明を求めます。

【新田福祉保健部長】福祉保健部関係の議案について、ご説明をいたします。予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料の福祉保健部の2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第64号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に沿って、令和6年12月17日に成立した国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は、福祉保健部合計で17億3,513万6,000円の増、歳出予算は、福祉保健部合計で18億5,359万3,000円の増となっております。なお、各項目につきましては2ページに記載のとおりであります。

次に、補正予算の内容についてご説明いたし

ます。3ページをご覧ください。

高齢者施設の施設整備について。

高齢者施設において、災害による長期間の停電にも施設機能を維持するため、非常用自家発電設備の整備に要する経費といたしまして、1,432万2,000円の増を計上いたしております。

介護サービスの提供体制を支える人材の確保について。

1、介護人材確保のため、介護施設・事業所などが実施する業務効率化や職場環境の改善に係る取組の支援に要する経費として、10億3,459万3,000円の増。

2、限られた人員でも質の高い介護サービスを提供し、さらなる生産性向上を図るため、介護施設におけるテクノロジーの導入補助など、介護現場のデジタル化の支援に要する経費として、2億3,831万5,000円の増。

3、介護福祉士の資格取得を目指す学生の学費など、修学資金等の貸付に要する経費として、2,185万9,000円の増を計上いたしております。

障害福祉施設・事業所等への支援について。

1、障害者の社会参加や地域移行を推進するため、障害福祉計画等に基づく障害者支援施設等の整備の支援及び、施設職員の負担軽減、労働環境の改善等を図るため、介護ロボット等の導入への支援に要する経費として、5,584万9,000円の増。

2、障害福祉人材の確保のため、障害福祉施設・事業所等が実施する業務効率化や職場環境の改善に係る取組の支援及び、生産活動の黒字化を目指す就労継続支援A型事業所に対し、経営分析や生産設備の導入等の経費への支援に要する経費として、4億4,065万5,000円の増を計上いたしております。

地域の防災対策の強化について。

地域の防災対策の充実のため、避難所の生活環境改善に資する資機材の整備に要する経費として、4,800万円の増を計上いたしております。

このほか、4ページ中段、繰越明許費についての内容につきましては記載のとおりであります。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村(泰)分科会長】次に、こども政策局長より、予算議案の説明を求めます。

【浦こども政策局長】こども政策局関係の議案について、ご説明いたします。予算決算委員会文教厚生委員会関係説明資料のこども政策局の2ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第64号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に沿って、令和6年12月17日に成立した国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳出予算は、合計で698万8,000円の増となっております。

補正予算の内容についてご説明いたします。

物価高騰の影響を受けている子育て世帯の負担軽減を図るため、認可外保育施設及び私学助成幼稚園に対する給食費の支援に要する経費として、698万8,000円の増を計上いたしております。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

今回、補正予算に計上しております国の補正予算に対処するための事業については、年度内

に適正な事業期間を確保することができないことから、記載のとおり繰越明許費を設定しようとするものであります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中村(泰)分科会長】次に、福祉保健課長より補足説明を求めます。

【安藝福祉保健課長】福祉保健課分におきまして、お配りしております補足説明資料に基づいてご説明いたします。2ページをご覧ください。

災害救助備蓄につきましては、能登半島地震の課題を踏まえて見直された国の指針におきまして、避難所における良好な生活環境を確保するため、ベッド等を避難所や近傍の物資拠点で備蓄し、避難所開設時に設置することが求められることとなり、必要な資機材の購入経費等を対象とした交付金制度が設けられました。

県といたしましては、地域の防災対策の充実のため、避難所の生活環境改善に資する資機材を整備することとしており、福祉保健課においては、市町の広域支援を目的に簡易ベッドを購入、備蓄するものでございます。

以上をもちまして補足説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【中村(泰)分科会長】次に、長寿社会課長より補足説明を求めます。

【中村長寿社会課長】福祉保健部補足説明資料の2番目、介護人材確保・職場環境改善等事業及び障害福祉人材確保・職場環境改善等事業費でございます。

両分野の人材確保の課題に対応するため、令和6年度介護報酬改定における両分野の職員の処遇改善措置による現場の賃上げを確実に実現

し、生産性向上、職場環境改善等によるさらなる賃上げ等を行う事業所を支援するものであります。

具体的には「2. 事業内容」に記載のとおりでございまして、処遇改善加算を取得している事業所を対象といたしまして、そのうち職場環境の改善によって人材の確保及び定着のための取組を行う事業所に対しまして、所要の額を補助するものでございます。

3ページをお開きください。介護人材デジタル改革推進事業でございます。

さらなる生産性向上を図るため、介護施設のテクノロジー化、それから業務協働化等の支援を行います。

具体的な事業内容は、2の から のとおりでございまして、今年度も同様の事業を実施しております。事業の中心となりますのは の介護施設に対するテクノロジー導入経費の補助でございまして、本格的に実施した令和2年度から今年度まで、約550の事業所に対して補助を実施しております。

なお、 については業務全体のDX化を進める施設への補助、 は小規模事業所間の業務協働化の支援をする事業となっております。

続きまして、次のページ下段の介護福祉士修学資金等貸付事業でございます。

県が県社会福祉協議会へ補助し、介護福祉士の資格取得を目指す学生の学費などの貸付けを実施しています。資格取得に係る貸付決定の令和5年度の実績は96名となっております。この補正に関しましては、事業原資の10分の9を国が負担しておりますので、今回、国の内示に伴ってこれを積み増すものでございます。

4ページをお開きください。

特別養護老人ホーム等整備費でございますが、

これは、川棚町の高齢者施設が、災害時に施設機能を維持するために実施する非常用自家発電設備の整備に対して助成するものです。

施設整備助成費につきましては、島原市の障害福祉施設の施設整備に対して助成するものであり、それぞれ国、県で記載の額を負担することとしております。

以上をもちまして補足説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【中村(泰)分科会長】次に、障害福祉課長より補足説明を求めます。

【里障害福祉課長】障害福祉課分について、お配りしております補足説明資料に基づいてご説明いたします。4ページ下段から5ページをご覧ください。

障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業につきましては、障害福祉現場の職員の介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業務効率化を推進するため、介護ロボットやICT等の導入経費を支援するものであります。

補助率は4分の3で、障害者支援施設等が対象となっております。なお、今年度も同様の事業を実施しておりまして、介護ロボットは5事業所、ICT等は9事業所に対して助成を行っております。

次に、就労継続支援A型事業所の経営改善モデル事業につきましては、生産活動収支が赤字の事業所に対し、生産設備の導入や経営コンサルタントによる分析等にかかる経費を支援することにより、経営改善を図るものであります。補助率は10分の10で、財源は全額国庫負担となっております。A型事業所における経営改善のノウハウを収集し、横展開を図ることで、障害者の賃金の向上につなげていきたいと考えております。

以上をもちまして、補足説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村(泰)分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【松本委員】では、まず、教育委員会の横長資料の7ページ、体育保健課の学校給食に関してのところです。先ほど私学でもありましたけれども、物価高騰の影響を受ける子育て世帯の負担軽減が目的で、県立高校に対する給食費及び舎食費の支援ということでございます。

物価高に対する支援ということで、予算の積算の根拠、物価上昇のどの部分を具体的に今回の予算に充当するのか、お尋ねいたします。

【松山体育保健課長】学校給食法によりまして、学校給食の食材等にかかる経費につきましては保護者が負担をすることとされております。このため、物価高騰により影響を受けている子育て世帯の負担軽減を図ることを目的に、県立学校における学校給食費及び舎食費の支援を行い、もって円滑な学校給食等の実施につなげようとするものでございます。

お尋ねの積算根拠でございますが、学校給食費を牛乳、パン、それと牛乳、パン以外の一般食材の3つに分けまして、物価が高騰する前の令和3年度の単価を基準に上昇見込み相当額を算出し、提供する児童生徒数、実施回数を掛けて積算を行っております。例えば、牛乳では1本約16.4円、パンでは1個16.9円、その他の一般食材では、民間調査等も参考に14%増の、高校定時制夜間部では約29.2円、特別支援学校では約32.5円を見込んでいるところでございます。

今回、食材費の物価高騰で影響を受ける部分

を支援する形で、学校給食分として1,798万7,000円、特別支援学校の寄宿舎の舎食分として188万4,000円の合計1,987万1,000円を予算計上させていただいているところでございます。

【松本委員】 14%上がるというのはかなり高い率だと思いますし、野菜もお米も上がっているということです。

先ほど説明がありましたとおり、学校給食法によって、そもそも生徒から給食費を集めて、年間で予算額が決まって、その枠内で運営をされるということです。

しかし、当初の契約をした中で、それ以上のオーバーをすると予算を超えてしまうこともあるので、今回は補正予算で緊急経済対策があったからいいものの、場合によっては急に給食費が上がるということが今までにあったんでしょうか。

【松山体育保健課長】 委員ご指摘のとおり、学校給食費につきましては、年度末に、会計の収支状況とか物価上昇も参考に一人当たりの学校給食費が、保護者も含めた会議の中で決定をされるわけですが、物価高騰等によりまして途中で単価を引き上げるということは、今まではございません。こういったことに対しましては、献立の工夫を行ったり旬の食材を使うことで、学校給食の質と量を確保しているというような状況でございます。

【松本委員】 ちょっと気になったのが、そもそも牛乳とかパンとか、ずっと使うものは年間契約を基本的にすると思うんです。量が多いからです。だから、突然値上がりしましたので、来月から給食費が上がりますというふうに変動はあまり、今回は補助があったからいいけれども、基本的に年間を通じて安定して同じ額の給食費を維持させるやり方でやっているという理

解でいいんでしょうか。

【松山体育保健課長】 その点につきましては、委員ご指摘のとおり、年度途中に単価の引き上げを行うことがないように、年度末にしっかり次年度分の物価上昇も含めたところで学校給食費の月額を提示して、保護者了解の下で決定をしているというような状況でございます。

【松本委員】 関連してですが、一次産業の振興という意味で、野菜とかは確かに値段が上がっているんですけども、量にもよるんでしょうけれども、やっぱり地産地消というか、農家のこと、地域のことも考えて、地元の野菜を仕入れていくこともコストカットの一つになると思うんです。

牛乳とかパンは、ある程度メーカーが決まっていると思うんですけど、野菜とか米に関しては、そういった配慮はしているんでしょうか。

【松山体育保健課長】 できるだけ学校給食におきましては地産地消ということを念頭に置きまして、例えば米でありましたら県産品を、野菜につきましてもできるだけ地元産を使うような形で各学校は取り組んでいるところでございます。

【松本委員】 私も、地元大村に虹の原ができた時に、地元の野菜を使っているのを知りました。地域の方も大変喜んでおられますし、そういったところで県立高校は地域とのつながりも、これは関連してですね、配慮していただきたいと思います。

次に、福祉保健部の部長説明資料3ページ、介護人材確保のため、介護施設・事業所が実施する業務効率化や職場環境の改善に係る取組の支援に要する経費として10億3,459万3,000円の増と説明がございました。横長資料でいくと11ページに書いてあります。

金額がちょっと大きいものですから、積算根拠として何を基準に積算した金額なのか、具体的に何を支援するのか、お尋ねをいたします。

【中村長寿社会課長】当該事業につきましては、介護業界の人材確保が困難になっていると全国的な状況がニュース等でもありましたけれども、これを踏まえて今回、経済対策で国費10分の10で実施される事業でございまして、基本的に介護保険の処遇改善加算を取得している事業所が対象となります。県内ほとんどの事業所は取得しておりまして、9割程度となっています。

こちらの事業所に対しまして、賃上げとか人材確保の取組等を対象として、国の経済対策の要綱によりますと、常勤職員の一人当たり5万4,000円程度の予算を確保しているという状況でございます。

【松本委員】5万4,000円の賃金改善として、県内の何人に対して、具体的にどれだけ、どういうふうに配布をするのか、お尋ねいたします。

【中村長寿社会課長】この事業自体は、我々の推計では県内に介護職員約3万人という数字をいつも出していますけれども、これらの介護職員の皆さんに5万4,000円を一律配布するという事業ではなくて、事業所に対して、介護職員の業務が楽になるような業務の切り分けとか、サポートする介護補助者の採用活動に関する経費や職員研修にも使う、もちろん賃上げにも使う、手当、賞与等にも使うことができると、ある程度一定裁量がある補助制度になっていますので、事業所の状況に応じて、継続的な職員の賃上げ等労働環境改善につなげていきたいというふうに考えているところでございます。

【松本委員】ただ5万4,000円をぱっと配るのではなくて、具体的に5万4,000円の一人当たりの単価で、賃上げとか、今後持続可能なために

事業所がどのように使うのかを事業者側から提出していただいて補助をするということによるのでしょうか。

【中村長寿社会課長】委員ご指摘のとおりでございます。申請書には取組内容を記載していただくことと、実績報告も出していただく形になっています。例えば、それぞれの職員の皆さんを集めて、こういった取組がいいのかと検討する委員会等をつくる経費にも使えるということで、そういう形で継続的な賃上げにつなげていただきたいというのが一つ事業の趣旨としてございます。

【松本委員】一時的なお金を配布するわけではなくて、今後、事業所内で賃上げや業務改善に対しての取組に効果的に使われる意味では、自由度の高い部分は評価をいたしますし、また、離職率をこれが抑えることができたとか、この事業をしたことによってこういう効果が上がったとか、そういうところのフィードバックもやはり、ただ配っただけで終わらないようにですね。それがまた今後の事業形成にもつながってくるとしますので、その部分も把握していただきたいと思います。

次に、横長資料の10ページの介護現場デジタル改革推進事業です。2億3,831万5,000円ということで、要するに介護職場の負担軽減のためにDX化をどんどん推進していこうということなんですけれども、先ほど、本年度も実施したという説明がございました。今回補正で2億3,000万円上がっているんですけど、本年度ではどれくらいニーズがあって、どれくらいの件数、金額の実績があるのか、お尋ねいたします。

【中村長寿社会課長】当該事業は、主に夜間の当直職員の負担軽減に大きな効果を発揮している見守りセンサーとか、入浴介護の補助装置だ

とか、業務改善ソフトなどを補助しているところございまして、今年度は115の事業所に対して約2.6億円の補助をしたところございまして、実は今回、この予算に対しまして約300事業所、9億円程度の応募があった状況で、ニーズは非常に高かったところでございます。

【松本委員】 前回、今年度9億円の要望があった中で、今回115事業所の2億5,000万円ほどの採択と。それだけのニーズがあったのであれば、今回の2億3,800万円では足りないぐらいに必要な事業だと思います。

これの補助の負担割合は、具体的にどのようになっているのでしょうか。

【中村長寿社会課長】 一定の上限はありますけれども、補助率は最大で5分の4という形で、自己負担は非常に少ない状況になっています。

【松本委員】 80%の補助が出るのであれば、初期の導入コストを大分抑えることができますので、本当にこれは、国費でもありますので、すごく効果的だと思います。

まだまだニーズがあって、行き届いていないところがあると思うんです。この事業自体は単発でもう終わるのか、今後も継続する予定はあるのか、お尋ねいたします。

【中村長寿社会課長】 現在、介護施設等の介護テクノロジーの導入状況につきましては、数年前は40%ぐらいの導入率だったのが、直近の調査ではもう75%程度になっている状況でございますが、我々としては、まだまだ足りないというふうな形で考えておりまして、実際、人材確保の面からも、やはり介護の現場はきついというイメージがあるところで、まだまだ介護テクノロジーを導入して職場環境を改善していくのが重要だと考えております。

国の予算にある程度頼るところはありますけ

れども、当面の間は介護事業所に対するテクノロジーの導入は重要というふうな認識がありますので、我々としても、しっかり継続して支援をしてまいりたいと思っているところでございます。

【松本委員】 介護現場では、やはり肉体的な、腰が痛くなったりとか、夜勤の見守りが非常に少ない人数で限度があるというような様々な課題を伺う中で、このDX化によって職員の負担軽減に大きくつながっていくと思いますし、それだけニーズがあったのであれば、国にもしっかり報告をして、まだまだ足りない、必要としているところがあるということも今後の要望で報告を上げていただきたいと思います。

以上です。

【中村(泰)分科会長】 ほかに質問はございませんでしょうか。

【近藤委員】 私から教育委員会に少しだけ。県立高校の寄宿舎運営に対する支援とあるんですけども、宿舎に対する支援って、どういうことをやっているのか、教えてもらえますか。

【山崎教育環境整備課長】 今回補正予算で計上しております支援策でございますが、具体的な支援といたしましては、食材費の上昇に対する支援ということで考えております。

【近藤委員】 寮食のことですか。じゃあ、下と同じということですね。子育て支援の、県立高校に対する給食費及び舎食費。舎食費というのが入っているんです、ここにですね。給食なら分かるんですけども。

寄宿舎の運営に対する支援、食事がそれに当たるのか、ちょっと分からないんですけども、直接の寄宿舎の運営というのはどういうことか、食事とはまた別だろうと思うんですけども、そこら辺はどう捉えていけばいいか、教えてく

ださい。

【山崎教育環境整備課長】この支援につきましては、先ほど食材費と申しましたけれども、寄宿舍の運営を行っております寄宿舍運営協議会に対して支援をするということで、その支援の中身といたしまして、寄宿舍で提供する食事の食材費の上昇分ということで考えております。

【近藤委員】分かりました。水とか風呂とか何とかのあれも上がると思うんですけども。

県立高校の寄宿舍って簡単にいうんですけども、例えば沓岐高校とか、五島南とか、何人かを預かってくれている下宿先とか、そういうシステムも、公立が推薦して、いろいろお願いしてやっているんですけども、そういう宿舎も高校の宿舎として認めることができるんでしょうか。教えてください。

【山崎教育環境整備課長】私どもが言います寄宿舍とは、県立高校に設置をしている寄宿舍ということで、県が設置者となっている寄宿舍でございます。ですから、先ほど委員からご紹介がありました沓岐高校とか五島南高校における、いわゆる下宿のようなところ、個人が経営するところに対しては今回は想定はしておりません。

【近藤委員】「子育て世帯の負担軽減」と前にしているんですよ。それで、公立の寄宿舍はあるんですけども、そこで合わない子どもとか、そこに入れない子どもたちが民間にいろんな形で、これは学校も推薦しながら、そこをお願いに行って子どもたちを預かってもらっていると思うんです。

公的な宿舎でそういう負担がかかってきたということは、そういうところも多分、負担はかかっているだろうと思います。だから、そこら辺も何かいろいろ考えて、今から予算を立てる時には一緒にやっていただければと思うんです。

よろしくお願いします。要望です。

【中村(泰)分科会長】ほかに質疑はございませんでしょうか。

【中山委員】地域防災緊急整備事業で、避難場所の生活環境の改善になろうと、減災対策の充実強化に必要な車両や機材を緊急的に整備するとありまして、1億1,000万円ですね。これが4項目あるんですよね。トイレットカー2台、テント式パーティション、ヘリコプターの離発着場適地調査、簡易ベッド2,000台とあるんです。この4項目に絞り込んだことと、それぞれの台数ですね、トイレットカー2台とか、簡易ベッド2,000台とかありますけれども、こういう数字を出した根拠ですね、どういう根拠があるのか、お尋ねしたいと思います。

【安藝福祉保健課長】委員がおっしゃった予算については、危機管理部と福祉保健部共同で予算計上しておりまして、福祉保健部については簡易ベッド2,000台分を計上しておりますので、福祉保健課計上の簡易ベッドについてご説明をさせていただければと思っております。

今まで簡易ベッドについては、段ボールベッドを流通備蓄で対応するという形で考えておりましたけれども、先ほど補足説明で申し上げましたように国の指針が見直されて、避難所や近傍の物資拠点でベッドやパーティションを備蓄しておくというふうな考え方が示されたところでございます。

福祉保健部においては、備蓄品として簡易ベッドを所管しておりますが、今、福祉保健部が災害備蓄倉庫で対応できるスペースとして、簡易ベッドを2,000台分購入するというふうな形で考えております。

今、福祉保健部としては、災害備蓄の県の指針として、ベッドの対応台数、必要台数として

は6,500台を見込んでおります。残りの4,500台については、今までどおり流通備蓄で対応するという考え方でございます。基本的には、備蓄倉庫のスペースを勘案して2,000台という数値を出しております。

【中山委員】 それでは、備蓄箇所についてですね。2,000台ということですから、かなりの面積が必要だと思います。長崎県の場合は離島・半島が多いですね。そして、1か所に置いておいた方がいいのか、分散した方がいいのか、この辺の判断についてはどう考えていますか。

【安藝福祉保健課長】 現状、県の備蓄倉庫としては、長崎市滑石に災害備蓄倉庫がございます。ただ、委員おっしゃるとおり、離島や半島部に速やかに届けるには、その現地に置いておいたほうがいいという考え方もございますので、予算をご承認いただきましたら、各市町に照会をいたしまして、市町の倉庫で保管したい数を調査いたしまして、それに対応して貸出しをしたいと考えております。

【中山委員】 離島を含めて各市町に聞き取り調査をして貸付けするということでありましたから、もし希望が2,000台以上であれば、それにぜひ対応してほしいと思います。

それともう一つ、先ほど、こども政策局長の説明の中で、長崎こども未来応援基金積立金というのがなかったわけです。そうすると、今回の先議には入っていないと考えていいのかどうかと、併せて、なぜ6月のこの時期になって補正を組まねばいかんのかと、補正でなぜ2,000万円上げんばいかんのかと、令和7年度の予算でいいじゃないかというような思いをしたわけでありまして。それについてお答えいただきたいと思います。

【黒島こども未来課長】 委員ご質問の、2月補

正予算として基金への積立金を計上しておりますが、本日の先議ではそちらは対象としておりません。

今回2月補正で上げた理由について、もし可能であれば、通常分の審議の際にお答えさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

【中山委員】 ここに、緊急性を有すると書いてあるんですよ。それからすると、基金を3月いっぱいであることができるのかどうか、2,000万円についても、全額2,000万円を積み増すわけではないでしょう。そうすると、これはどこで議論するのか、議論はどこでするのか。

【黒島こども未来課長】 本日の分科会においては、先議分ということで、ご説明した項目のみご審議をお願いいたしまして、基金の積立金につきましては、通常の令和7年度の当初予算と併せまして、分科会の中で審議をいただければと思っております。

【中山委員】 そうなると、4月の議案と一緒にこれを、2月の補正をやるということになると、2月の補正で上げたメリットは何もないじゃないですか。

【中村(泰)分科会長】 暫時休憩します。

— 午前11時 2分 休憩 —

— 午前11時 4分 再開 —

【中村(泰)分科会長】 分科会を再開します。

まとめて、こども未来課長、ご答弁を、説明をいただいていいですか。

【黒島こども未来課長】 2月補正予算で計上しております基金への積立金につきましては、併せて令和7年2月定例会に議案として上程しております基金の設置条例可決を待ちまして、その基金に積み立てようとするものでございますので、併せて今度の分科会で審議をいただけれ

ばと考えております。

【中村(泰)分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【前田委員】今議会から文教に所属したので、ちょっと不勉強で確認ですけれども、先ほど言われた介護現場のデジタル改革推進事業費の補正予算は、繰り越しすると。これは900事業所の希望があった中で、令和7年度の当初では幾ら組んであるんですか。合算したら幾らになって、何事業所分が消化できる形になるんですか。

【中村長寿社会課長】今年度の希望は300事業所で、そのうち115事業所を採択したところでございます。

当初予算では今回、この事業は予算措置をしておりません。今回の経済対策補正を実質繰越して、令和7年度の事業として執行するという形になっています。

【前田委員】限られた予算の中でやりくりしているから、そういうことなのでしょう。ということは、この補正予算が通ったとしても、令和7年度の消化する目標値は変わらないということですよ。

その上で、300のうち令和7年度でどれくらい消化できるんですか。

【中村長寿社会課長】今回の予算につきまして、県の財政的な部分等々も含めて今回補正予算案を計上したところでございますが、約70施設に対して予定をしております。先ほど、介護施設等の約75%に入っていると申し上げましたが、これを80%程度に上げたいというふうに考えております。

【前田委員】私が聞いているのは、300の申請があったうち、令和6年で115クリアできたんだから、この2億3千万の金額を上げた時に、あと何箇所ぐらいをクリアするんですかと。パーセ

ントの話じゃなくて、申請したうちの何割ぐらいが消化できるのかということを聞いている。

本来だったら、松本委員も指摘しましたけれども、デジタル改革を早急に進めていく中で、厳しいとは言いながらも令和7年度の当初でも予算を組んで、プラスアルファ増やしていくというなら分かるんだけど、そこを見越して令和7年度をゼロにして、2億3千万だけをそこに充てるというんだったら、あまり意味がないなという気が私はするんですけど、いかがですか。

【中村長寿社会課長】今年度申請が300事業所あって、115の事業所を採択したので、残り約200箇所ぐらいが不採択となった中で、そのうちの70箇所ぐらいの予算を現状確保しているところでございます。

今年も3億円規模で実施したところでございまして、今回も2億3,000万円という形で計上させていただいた中で、九州各県の事業規模等も含めて、年間の予算としては一定の規模感はあるのではないかとこのように考えております。

我々としては、おっしゃったとおり、担当現場としては、ぜひもうちょっと予算を積んでテクノロジー化を進めたいという希望はございますけれども、なかなか県全体の予算規模感の中でこういったところに落ち着いたというところがございまして。

【前田委員】だから、予算を使ってもあと100か所ぐらい積み残されると理解をしました。

同じように介護福祉士の就学資金の貸付け事業費ですけれども、これは令和6年度に何人分、幾ら見ていて、この予算は令和7年度の貸付け事業にオンされる形で募集されると理解していいですか。

【中村長寿社会課長】毎年度、国の予算が不足

分だけを積み増しするような形でございまして、今年度の執行見込み額が約1.9億円程度ございまして、現在の執行残が、約1.7億円程度で、県社協に事業をお願いしているんですけど、来年度ショートすると見込まれている2,000万円を積み増すところでございます。

【前田委員】 そうしたら、ショートする分は毎年、補正でつくと理解していいですね。

最後にしますけれども、障害者一般就労・工賃向上支援事業費を見ていただけていることは非常にありがたいと思っています。

そうする中で、生産活動収支が赤字の就労継続支援A型事業所に対してということですけども、今現在、就労継続支援A型事業所の中で、収支のバランスというか、黒字、赤字になっている割合ってどれぐらいですか。大分苦労しているという話は聞くんです。実態として、今どんな状況にあるのか、お知らせください。

【里障害福祉課長】 県指定のA型事業所で申し上げますと、全体が35件ございまして、そのうち令和5年度決算で赤字となっている事業所が3件となっております。

【中村(泰)分科会長】 ほかに質疑はございませんでしょうか。

【坂本委員】 2点お尋ねいたします。

まず、介護人材確保の分ですね、補正で組まれた分ですが、これは訪問介護の事業所も入っているという理解でいいですか。

【中村長寿社会課長】 訪問介護事業所は含まれております。

【坂本委員】 了解いたしました。

私の認識では、いわゆる訪問介護の事業所が、介護報酬の切り下げ、削減されたことでかなり厳しい、特に小規模のところは厳しい状況もあると伺っておりますので、ぜひそういうところ

も含めて支援をよろしく願いいたします。

それから2点目は、地域防災緊急整備事業費です。簡易ベッドの関係です。先ほど、保管場所の関係で2,000台準備をするということで、残りの4,500については、これまでの流通備蓄で対応したいということです。

先ほどありましたように、県内離島・半島を含めて、能登半島の例に例えると、かなり孤立する地域が出てくる状況も十分考えられると思います。

先ほどは、今から市町に聞き取りをして、貸出して対応するということですけど、基本はやっぱりこの2,000台を増やしていくべきじゃないかを感じるんですけども、そこら辺の認識についてお尋ねいたします。

【安藝福祉保健課長】 確かに委員おっしゃるように、国の指針では、避難所や近傍の物資拠点に備蓄という考え方が示されております。ただ、市町でも段ボールベッド、簡易ベッドを流通備蓄等で対応している部分もありますので、役割分担をしながら、備えるべきもの、対応すべきものは対応していきたいというふうに考えております。

【坂本委員】 分かりました。

それと、もちろんこういうふうに備蓄をすることは大事だろうと思いますが、県でも防災計画の見直しを進めています。

去年の11月26日に、能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方についてという報告書が、国の中央防災会議ですか、ここで発表されています。その中で、たくさん課題があるんですけども、避難所運営の関係で段ボールベッド等の簡易ベッドについても、現状と課題とか、今後実施すべき取組というふうなことが記載されております。

その中で、備蓄と同時に、例えば実際に地域住民に段ボールベッドを使用してもらう訓練も必要だとか、避難所を、段ボールベッド等を含めて、発災後にすぐにレイアウトとかゾーニングを、あらかじめ手順を決めておくということで、国は、民間の4者とそういった協定を締結しているということです。

自治体に対しても、そういうものについて企業と協定を締結することも今後実施すべき取組と提起をされていますけれども、そこら辺について考え方はいかがですか。

【安藝福祉保健課長】 まず1つ目、住民の方々に段ボールベッド等の使い勝手、使い方等をお示しする機会でございますが、危機管理部で年1回、防災訓練を各地で行っております。その際に、福祉保健部としても災害備蓄等のブースを出しまして、段ボールベッドをブースの中で提供して、使い心地等を確認していただくというふうな取組を行っているところでございます。

また、避難所運営に関しては、危機管理部とも連携をしながら、生活環境の改善というところで何をすべきかは、連携をしながら対応していきたいと考えております。（発言する者あり）

協定に関しては、避難所運営に関しては危機管理部で所管をしておりますので、そこはまた、先ほど申し上げたように連携をしながら、どのように対応していくかというところは考えていきたいというふうに思っております。

【坂本委員】 分かりました。そこはぜひ、危機管理部とも連携を取っていただきたいと思います。

去年の能登半島地震の時には、発災直後にパーティションが約3,200個、段ボールベッドが約7,000個、プッシュ型で支援をされたという報告でした。

ただ、発災直後は避難所が非常に過密をしていて、段ボールベッドとかパーティションを設置するスペースがないとか、あるいは、コミュニケーションの結びつきが強い方々が集団で避難した場合には、パーティションなんかいいほうがいいと、そういった理由で最初の段階ではそうしたものを断る状況もあったということでありますので、先ほど申し上げました様々な訓練の中においても、その地域においてこういったものが必要なのか、もちろん備蓄は非常に大事ですが、それを活用しないと意味はないと思いますので、ぜひ日頃からそういった地域住民との連携というか、そのためにもやはり企業との協定をして、迅速にレイアウトとかゾーニングとかできるような体制を、ぜひ福祉保健課としても危機管理部と連携をして強めていただきたいということを要望いたします。

以上です。

【中村(泰)分科会長】 ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第64号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、第64号議案のうち関係部分は、原案

のとおり可決すべきものと決定されました。

審査結果について整理したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

— 午前11時18分 休憩 —

— 午前11時18分 再開 —

【中村(泰)分科会長】 分科会を再開いたします。

以上で、本分科会関係の議案審査は全て終了いたしました。

【中村(泰)委員長】 引き続き、3月7日からの委員会の審査内容等を決定するための委員間討議を行います。

理事者退出のため、しばらく休憩いたします。

— 午前11時18分 休憩 —

— 午前11時20分 再開 —

【中村(泰)委員長】 委員会を再開いたします。

これより、令和7年2月定例会における本委員会の審査内容等についての委員間討議を行います。

審査方法についてお諮りいたします。

委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時20分 休憩 —

— 午前11時22分 再開 —

【中村(泰)委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者へ正式に通知すること

といたします。

ほかにご意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】 ほかにないようですので、これをもって、本日の文教厚生委員会及び予算決算委員会文教厚生分科会を終了いたします。

お疲れさまでした。

— 午前11時23分 閉会 —

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年 3月 7日

自 午前 9時57分
至 午後 2時27分
於 委員会室 2

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長）	中村 泰輔 君
副委員長（副会長）	虎島 泰洋 君
委 員	中山 功 君
"	溝口 芙美雄 君
"	前田 哲也 君
"	中島 浩介 君
"	松本 洋介 君
"	近藤 智昭 君
"	坂本 浩 君
"	本多 泰邦 君
"	山村 健志 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

総 務 部 長	中尾 正英 君
総 務 部 次 長	猿渡 圭子 君
学 事 振 興 課 長	櫻間 秀道 君

6、審査事件の件名

○予算決算委員会（文教厚生分科会）

第1号議案

令和7年度長崎県一般会計予算（関係分）

第2号議案

令和7年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別
会計予算

第13号議案

令和7年度長崎県国民健康保険特別会計予算

第47号議案

令和6年度長崎県一般会計補正予算（第6号）
（関係分）

第48号議案

令和6年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別
会計補正予算（第1号）

第58号議案

令和6年度長崎県国民健康保険特別会計補正
予算（第1号）

第61号議案

令和6年度長崎県一般会計補正予算（第7号）
（関係分）

7、付託事件の件名

○文教厚生委員会

（1）議 案

第17号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正す
る条例（関係分）

第18号議案

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市
町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇
等に関する条例の一部を改正する条例（関係
分）

第21号議案

長崎県こども・女性・障害者支援センター設
置条例の一部を改正する条例

第22号議案

長崎県保護施設等の設備及び運営の基準に
関する条例の一部を改正する条例

第23号議案

長崎県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

第24号議案

長崎県こども未来応援基金条例

第25号議案

長崎県少年保護育成条例の一部を改正する条例

第26号議案

長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

第27号議案

長崎県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例

第28号議案

学校職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例

第29号議案

市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例

第45号議案

長崎県子育て条例行動計画について

（2）請 願

な し

（3）陳 情

- ・要望書（佐々町）
- ・要望書（一般社団法人長崎県医師会）
- ・海運・船員の政策諸課題に関する申し入れ
- ・東彼杵郡三町合同県政要望書

8、審査の経過次のとおり

— 午前 9時57分 開会 —

【中村(泰)委員長】 おはようございます。

ただいまから、文教厚生委員会及び予算決算

委員会文教厚生分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第17号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分外11件でございます。そのほか、陳情4件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を、文教厚生分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第1号議案「令和7年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分外6件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は、従来どおり分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、部局ごとに、お手元にお配りしております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

これより、総務部関係の審査を行います。

【中村(泰)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

総務部長より予算議案の説明を求めます。

【中尾総務部長】 おはようございます。

総務部関係の議案についてご説明いたします。総務部の予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和7年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第47号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分、第61号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予

算（第7号）」のうち関係部分であります。

4ページをお開きください。

はじめに、第1号議案「令和7年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算総額は40億9,636万円、歳出予算総額は123億8,060万1,000円を計上いたしております。

歳出予算の主な事業についてご説明いたします。

長崎県公立大学法人に対する運営費交付金、県立大学佐世保校の建替えのための施設整備事業費補助金等に要する経費として、大学法人費26億8,048万9,000円、私立学校の教育条件の維持向上、施設の安全性の確保及び保護者負担の軽減を図る経費として、私立学校助成費95億9,298万6,000円を計上いたしております。

次に、令和8年度以降の債務負担を行うものについてご説明いたします。

県立大学佐世保校建設整備に伴う建設工事関連経費について、令和8年度に要する経費として、県立大学佐世保校建設整備事業費1億2,664万円を計上いたしております。

次に、第47号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

補正予算額は、歳入予算3,373万円の減、歳出予算1億1,409万円の減を計上いたしております。この歳出予算の主なものは、私立学校振興費に係るものであります。

次に、令和7年度以降の債務負担を行うものについてご説明いたします。

県立大学佐世保校建設整備に伴う建設工事関連経費について、令和7年度に要する経費として、県立大学佐世保校建設整備事業費2,800万円

の増を計上いたしております。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

県立大学佐世保校の校舎整備に伴う解体工事の遅延に対応するため、大学法人費1億4,000万円について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

次に、第61号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算は、合計で395万円の増を計上いたしております。これは、総務部の職員及び会計年度任用職員の給与改定に要する経費であります。

最後に、令和6年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和6年度の予算については、今議会に補正をお願いいたしておりますが、今後、年間の執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じることから、3月末をもって令和6年度の予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村(泰)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

【松本委員】 では、横長資料、一般会計予算概要の8ページのところで質問させていただきます。運営交付金の中で、リサーチ・アドミニストレータの費用として1,000万円が計上されています。

まず、このリサーチ・アドミニストレータとはどういった仕事なのか、お尋ねいたします。

【櫻間学事振興課長】リサーチ・アドミニストレータは、大学などの研究組織におきまして、研究者とか事務職員と一緒にになりまして、研究資源の社会への導入促進、研究活動の企画・マネジメント、研究成果の活用促進を行って、研究者の研究活動の活性化とか研究開発のマネジメント強化を支える業務を行う人材ということでございます。

県立大学におきましては、国内外の企業とか大学等との連携強化を進めて、受託研究や共同研究などの外部資金の獲得の促進を図る役割を担ってみたいと考えております。

【松本委員】概要はわかりましたけど、リサーチ・アドミニストレータは新規で募集するものなのか、それと、なぜこの仕事が必要なのか、どのような効果を期待しているのか、お尋ねいたします。

【櫻間学事振興課長】今回、リサーチ・アドミニストレータの配置予算につきましては、新規での措置となっております。

これまで県立大学におきましては、特にセキュリティ学科は専門性が高い研究を行っておりますが、セキュリティの分野につきましては、最先端の研究が、アメリカをはじめとします海外の企業とか大学等で行われておりますことから、研究を支援する職員につきましても、この海外研究機関との交渉とか協定の文案作成、調整、その他協議等、連絡等に関して、十分それに通用するような語学力とか実務経験が求められております。

県立大学に配置が必要となった理由ですが、これまでは教員の中に教員の立場で、本来の教員の業務を行いながら、こうしたリサーチ・ア

ドミニストレータの役割も担える教員が在職をしておりました。その方が昨年3月末で退職をされまして、そのため学外の機関との連携した活動に今、支障を来たしている状況にございます。

教員とリサーチ・アドミニストレータの役割を兼務できる人材というのは、非常にまれでございまして、なかなか確保が難しいということで、今回、兼務ではなく専任で新規に配置が必要と判断をしたものでございます。

期待する効果としましては、県立大学において、昨年までいらっしゃった教員が、行っていた活動になりますけれども、在福岡のアメリカ領事館との連携を進めてきておりまして、その連携の中で、領事とか、アメリカの大統領特別補佐官の経歴があらわれるサイバーセキュリティの専門家の方を招いての学内での講義を開催されたり、そういったことによって学生の意欲向上、学習意欲の向上にもつながった実績がございます。

また、このような国内外の機関や専門家の方と連携することで、最先端の技術や知見を大学に取り入れて、大学の研究機能がより強化、向上される効果、それから、なかなか地方では得られない知見を県内企業にも還元することで、県内経済の活性化にもつながることを期待しているところでございます。

【松本委員】今まで兼務をされていた方が退職されたら、その方が教授の仕事をしながらそういった業務をされていたのは非常に役割が大きかったと思いますし、退職された後の穴を埋めるのは大変厳しいものがあると思います。

今、ご説明の中にリサーチ・アドミニストレータの大きな役割というのが、県立大学の研究、国内外の企業や大学との連携や受託研究や共同

研究の促進というのは本当に今後に必要なことだと思います。しかし、これから募集をされるということで、特殊な人材だと思うんですが、そういう方をどのようにして採用するのかということ。

それと、ほかの大学ではそういった人材の実績が上がっているのか、お尋ねをいたします。

【櫻間学事振興課長】今回のリサーチ・アドミニストレータの採用につきましては、公募により行うこととしております。

リサーチ・アドミニストレータの配置につきましては、国立大学とか都市部の私立大学といった大規模な大学におきましては、配置が既に進んでいるところでございまして、例で申し上げますと、多いところで金沢大学では39名のリサーチ・アドミニストレータがいらっしゃいます。また、長崎大学では13名が在籍しているということでございます。

そうした多数の方が在籍されている大学におきましては、研究プロジェクトの企画立案とか、関係者との折衝調整、外部資金の獲得とか、予算管理とか産学連携とか国際連携とか、組織になりますので、かなり広範囲な役割を担っているということでございます。

公募しておりますけれども、今、予算として計上させていただいております金額につきましては、他大学におきます募集の条件とか、県立大学が採用するリサーチ・アドミニストレータに求めている業務の内容を踏まえまして、妥当な額として採用は可能ではないかというふうに考えているところでございます。

【松本委員】他大学ではかなり配置されているということで、まずは1人、とにかく公募して、条件も1,000万円の予算ということでありまして、ぜひともしっかりと求めていただきたい

と思います。

続きまして、その下の運営交付金の県内就職支援員490万円についてお尋ねをいたします。

議案外で県内就職については質問いたしますけれども、県内就職支援員というのは、最近ですわ、たしかここ何年か前に始まったことだと思うんですが、いつから勤務をしているのか、その間の実績についてお尋ねをいたします。

【櫻間学事振興課長】現在の支援員は、令和4年7月から勤務をしております。県内就職支援員の配置自体は、その時が最初となります。

これまでの実績は、勤務から約2年間の活動実績としまして、企業訪問を延べで326社訪問しておりまして、目的としましては、就職先の開拓とか、企業がこういった人材を求めているかというところの把握、そして逆に、県立大学の学生がこういった特性や強みを持っていることの企業へのPR、そういったことの目的のために企業訪問を行っております。

それから、学生に対する県内企業の紹介を行っております。授業等におきまして、これまで延べで63回行っておりまして、学生3,290人がその紹介を受けていると、授業以外でも個別の面談等で35名の学生に個別の紹介を行っているとということでございます。

そのほかには、産業労働部とか産業振興財団等と連携しまして、県内企業の情報を収集したうえで、大学の就職課にも、そういった県で得られる情報を伝達して就職活動につなげているという状況でございます。

【松本委員】もともと県立高校はかなり県内就職率が高いんですけど、やはり大学はなかなか県内就職が上がっていかない。県外から来られる方も多いから、かなり低い数値が以前から問題になっておりまして、その中で令和4年から1

名配置をされたと認識をしております。その2年間の実績、答弁があった中ではかなり動いていらっしゃるし、具体的な活動をしていらっしゃることは了といたします。

ただ、そうは言いましてもなかなか、後で質問しますが、県内就職の厳しい数字はあるんですが、その方が2年たっても、やはり1人ですから、成果を毎回検証していかないと、丸投げというか、ずっとお任せでは、その方のやりがいもあるでしょうし、そういったところを見ていきたいと思うんですが。

今回予算で上がっていますが、支援員の任期、そして雇用形態はどのようになっているのでしょうか。

【櫻間学事振興課長】大学内におきまして特任職員という身分になるんですけど、こちらが県で言うところの会計年度任用職員の身分に当たります。県の会計年度任用職員と同じように1年更新の雇用形態になっておりまして、現在の支援員の任期の目安としては5年間で最大というふうに考えているところでございます。

【松本委員】1年ごとの更新ということであれば、その都度、成果を報告していただいて、そして、もし足りないところがあれば、ここを重点的にお願いしますと、要するに、そういったところもやはり大学から報告を上げていただいて、チェックをしていくようお願いしたいと思います。

最後に10ページで総額のところを見ますと、10ページの下のところですね、本年度の予算額が前年度と比べまして8億3,728万円減になっております。この主な要因についてお尋ねいたします。

【櫻間学事振興課長】昨年度と比べての当初予算の減額の要因は、主なものとしましては県立

大学佐世保校のキャンパス整備事業にかかるものでございまして、キャンパス整備の計画の中で最も大きな建物でございます講義棟、これが今年度末に完成をいたします。それに伴いまして、整備事業費が大幅に減少しているところでございます。

【松本委員】その部分が今年度でほぼ完成ということでございますが、ある程度の期間がかかったと思うんです。関連して、県立大学の建替えに今までどれくらいの予算がかかって、そのうち県費がどれくらいかかって、交付金がどれくらいなのかというのが分かれば、お尋ねいたします。

【櫻間学事振興課長】キャンパス整備は、まだ終了はしていないところです。全体としては約70億円の事業費を見込んでおります。そのうち建設整備、建物の建設にかかる経費が約52億5,000万円でございます。

建設整備財源の内訳としましては、この52億5,000万円のうち、起債の対象となります37億6,000万円に対して緊急防災減災対策債を充当することとしております。こちらは元利償還金に対する交付税措置がございますので、それを除きますと、起債対象外の額と、もともとの県費の支出合わせて約26億円が県費の支出となっております。

【松本委員】分かりました。総額で70億円でしたけれども、県費としては26億円ということですね。

いよいよ来年度に向けて、もうそろそろ、ほぼ完成はしていくと思います。予算も大幅な減額になっておりますし、今度、生徒数の増、学部の再編もあっておりますので、しっかり取り組んでいただくことを要望して質問を終わります。

【中村(泰)分科会長】 ほかに質疑はございませんか。

【中山委員】 県立大学の大学法人費26億8,000万円についてお尋ねします。

大学は、起業家精神のある優秀な学生を育て、そして長崎県に定着していただくことが一つの使命であろうというふうに考えているわけですが、そういう意味で質問をさせていただきたいと思います。

先ほど松本委員から話がありましたけど、県内高校の就職率についても、議案では、「魅力ある長崎県立大学づくり」の中で、県内就職率を向上させようということによって具体的に書いてありますが、一方、就職の内定状況については議案外の所管事項であるということになっているんですよね。

初年度の予算については、事業と結果と同じように扱うほうが質問しやすいんじゃないかなと私は思うんですよね。この辺の切り分けを私も随分悩んだんですけども、やはりこの辺は、初年度予算については、これを分けていく必要があるのかなということをちょっと申し上げながら、質問をさせていただきたいと思います。

一つは、大学において、令和7年度、令和6年度でいいですけども、特に県内就職にかかる予算組みですね、どういう予算を組んでいるのか、その内容について少し、まずもって教えていただきたいと思います。

【櫻間学事振興課長】 県内就職についてのみの予算計上としましては、（発言する者あり）

【中村(泰)分科会長】 ちょっと休憩します。

— 午前10時19分 休憩 —

— 午前10時20分 再開 —

【中村(泰)分科会長】 再開いたします。

【櫻間学事振興課長】 予算として、県内就職以外の様々な就職活動に対しての支援の予算というのは大学内の予算で色々含まれているんですけども、県内就職だけに特化して活動することでは、先ほど、松本委員からのご質問にございました県内就職支援員、こちらの経費については県内就職を上げることに活用される予算となっております。

【中山委員】 最初に言うたように、就職するためには、営業も要るわけだし、生徒との対面の意向調査も要るし、いろいろ要るわけですよ。当然職員も要るわけでしょう、職員体制。職員体制を含めて就職に対する予算をどれだけ組んでいるのかと聞いているんです、私は。それが「分かりません」じゃあ、話にならんじゃないですか。職員は何人いるんですか、就職関係の体制は。

【櫻間学事振興課長】 就職支援の体制としましては、佐世保校、シーボルト校、それぞれに就職課を配置しておりまして、ともに4名ずつ、それ以外に、先ほど申し上げました就職支援員が1名いる、合計で9名が就職活動を専門に担当している職員であります。

【中山委員】 最低、人件費が要るわけですよ。これは就職活動でしょう、明らかに。これ以外に独自に、県内就職なり就職活動に対して、大学としては予算を組んでいないんですね。

【櫻間学事振興課長】 就職活動に対する予算としては、例えば学内での起業セミナーとか、そういった開催に対する経費は計上をいたしております。ただ、その予算としまして、県内の企業だけを対象としたものに対しては幾らというような形で、予算の中での区分を行っていないということでございまして、予算としては確保しているところでございます。

【中山委員】 そいけん、ぜひ1回きちんと、どれだけ予算を使っているかについて、人件費含めて、きちんと洗い出してくださいよ。

それと、場合によっては大学から、県内就職して、県内就職に祝い金を出してもいいわけですよ。それを含めて、ぜひ、予算をきちんと決めるのが一つ。

なぜそう言うかというね、平成28年4月から学部学科編成をして取り組んできましたよね、県内就職を高めようということやってきたんですよ。この時は34%でしたよ。それから今現在33%、全然効果は出てないじゃないですか、ここ10年近くやったけども。

そうすると、職員体制がこれで十分なのか、支援員を1人入れたけれども、支援員を入れたとしても、ほとんど効果は出てないじゃないですか。支援員の数、職員体制が十分なのか、職員の中に民間人の経験者を入れて膨らませて、訪問活動をする、そして学生の意向等について対面調査で十分に把握していくとかね。やはり営業活動をどんどんやらんことには、県内は増えていきませんよ。そういうことで、ぜひこの体制も強化していくべきだと私は思うとるんです。

それと、いろいろ質問したいことがあるんじゃないけども、議案外との調整で非常に難しいんだ、やり方がね。それで、もう一つ、特に県内就職においては、当初から重要視されておった県内生、県内生の推薦枠をつくって、できるだけ増やしていこうというような取組をしましたよね。最低でも50%超えましょうという話がありましたけれどもね。

これ、平成28年から令和6年度まで、この実績はどういう形になっていますか。県内生、県外生の大学入学率。

【中村(泰)分科会長】 暫時休憩します。

— 午前10時26分 休憩 —

— 午前10時26分 再開 —

【中村(泰)分科会長】 再開します。

【櫻間学事振興課長】 入学生に占めます県内生の割合ですけれども、学部学科再編を行いましたのは平成28年度で、その時は県内生が48%でございます。それ以降、翌年が43.6%、48.5%、47%、50.3%、50.8%、46.6%、47.0%で、令和6年度の入学者が46.6%となっております。

【中山委員】 これもね、推進員を入れてやったけれども、ほとんど効果が出てないですよ、私から言わせればね。

それで、県内就職率の、中期計画の基本計画、目標を立ててますよね、44%とね。それを含めて、ちょっと乱暴な言い方になってくるとやけれども、これを何とか改善させていくための一つの方法として、今度、大学法人の理事長に坂口さん、経営手腕がすぐれているということで迎えていますので、この坂口さんとか浅田学長を1回、6月定例会でもいいと思いますけれども、丁寧にお呼びして、一つは意見交換あたりをやってみたらどうかなと私は思うとるんですよ。地域貢献についてもそうやけれども、いろんな問題等含めてね。

そこで、私としては、坂口理事長を議会で承認したということもあるし、浅田学長を承認したし、どういう考えをもって、どういう形で運営していくのか、どういう経営方針を持っているのか、その辺を含めて一回、特に県内就職率44%目標が33%と低迷していることも含めて、10年間もやってきたけれども、全く動かない、含めて一回、坂口理事長、場合によっては浅田学長、両方いいと思いますけど、委員会に来て

いただくように、総務部長としてお話をさせていただくことができるのかどうか、その辺をお尋ねしたいと思います。

【中尾総務部長】 日頃より学長、それから理事長とは、大学の在り方については総務部、私も含めてですけども、お考えを伺ったり議論しているところでございまして、特に理事長は民間から初の理事長ということもございまして、経営も含めて、地域にどう貢献できるかということにかなり熱い思いを持っていらっしゃるというふうに伺っております。

当然委員会でございますので、委員会のご判断ということにはなりますが、その上で、理事長、それから学長のお話を聞きたいということであれば、当然窓口でございます学事振興課を所管する総務部としてお話しして、ご対応いただけるようお願いすることは、当然私の役割としてさせていただきたいと思います。

【中山委員】 それでは委員長、総務部長から、委員会の要請があればというお話がありましたので、暫時休憩してもらって、私から委員の方々に提案して、委員の意見を取りまとめていただければと思うんですが、いかがでございましょうか。

【中村(泰)分科会長】 今、中山委員から、県立大学の理事長、そして学長に、次の6月の文教厚生委員会にお越しただいて、お話をいただくということでご提案をいただきました。

また後ほどですね。

暫時休憩します。

— 午前10時31分 休憩 —

— 午前10時32分 再開 —

【中村(泰)分科会長】 再開いたします。

【中山委員】 委員長が、取り図っていただくと

いうことでありましたので、議案外のところで再度、お話をさせていただきたいと思います。

以上です。

【中村(泰)分科会長】 ほかにご質問はございませんでしょうか。

【坂本委員】 私から、2点か3点か質問させていただきます。

まず、私学の助成の関係ですけども、横長資料の9ページに、私立学校助成費ということで約95億9,300万円あります。右のほうに事業概要ということでたくさんあるんですけども、この中にちょっと見当たらなかったものですか。

県内就職推進員という方々を配置されていると思います。前に文教厚生委員会に所属をしていた時に、年間大体2,500万円ぐらい予算が組まれていたんじゃないかなと思いますけれども、事業概要の中身で見当たらなかったものですから、そこがどうなっているかということ。

それから、同じようにスクールカウンセラー配置に対しても助成をされていると思います。経費が大体幾らぐらいなのか、そこら辺についてちょっとお尋ねいたします。

【櫻間学事振興課長】 県内就職推進員の配置につきましては、令和7年度においても予算は前年と同額、2,500万円を計上させていただいているところでございます。

それから、スクールカウンセラーに関しましては、令和7年度におきましては2,397万2,000円を計上しておりまして、こちらは昨年度が2,330万9,000円でしたので、若干増額しての予算計上となっております。

【坂本委員】 県内就職推進員の配置で予算が約2,500万円と例年並みということですけど、内容については、それぞれ各私学から、自分のとこ

ろに推進員を配置したいので助成をお願いしますという申し込み方式になっていると思いますが、今年度の配置校というか、助成校が何校あるのかと、スクールカウンセラーもそういう方式だったのかなと思うんですが、それも併せてお願いします。

【櫻間学事振興課長】 委員ご指摘のとおり、配置を行いたいと手が上がった学校に対して、その支援を行っております。

県内就職推進員につきましては、今年度は9校において申請がございまして、9校全てに補助しているところでございます。

スクールカウンセラーの場合は、高校で23校、中学校で10校、小学校で4校から申請がございまして、それぞれ全て支援をしているところでございます。

【坂本委員】 私立高校が県内に23校あると思いますので、その中で9校が県内就職推進員の配置を希望して助成を行っているということで、これは例年10校前後ぐらいとお伺いしております。進学を主とするところ、就職を主とするところ、それぞれあるかと思います。

スクールカウンセラーについては、高校ではほぼ全て、中学校も12校中10校、小学校が6校中4校ということですから、ほぼ配置できているんじゃないかと思います。

それぞれ学校が独自にそういう方々を雇用して配置をして、それに対する助成だと思うんですが、そういう方々の雇用形態というのが、どういった方々が雇用されて勤務されているのか、そこら辺まで把握されていますか。

【櫻間学事振興課長】 県内就職推進員もスクールカウンセラーも、どちらも基本的に正規職員としての雇用ではなく、非常勤職員としての雇用が主となっております。

【坂本委員】 分かりました。公立も基本的に会計年度任用職員的な形と、先ほど県立大学の話がありましたし、私立においても恐らくそういう雇用形態だろうと思います。

その場合に、各学校でそういう方々を雇用するに当たって、多分、雇用契約を結ぶだろうと思います。その申請の時に、そういったものもきちんと踏まえて助成をしているのか、そこら辺はいかがですか。

【櫻間学事振興課長】 すみません、休憩をお願いします。

【中村(泰)分科会長】 暫時休憩します。

— 午前10時39分 休憩 —

— 午前10時39分 再開 —

【中村(泰)分科会長】 再開します。

【櫻間学事振興課長】 補助金の申請に当たっては、学校側から、その雇用の契約についても添付書類として提出を求めているところでございます。

【坂本委員】 分かりました。そういうことはないだろうと思うんですけど、いろんな企業経営の中で、最近は働いている方のほぼ4割が非正規で働いて、そういう企業の中にあっては、いわゆる有期雇用ということで非常に不安定な部分もあるというふうに伺っておりますので、県がきちんとそういうのを、県内就職を進めるための推進員の方だとか、子どもたちのいろんな課題に関するスクールカウンセラーということで配置をする、それに対する助成ですから、その雇用が不安定にならないようにきちんと押さえる必要があるというふうに思いますので、今後も申請に当たっては、きちんとそこら辺を把握していただきたいと思います。

それから2点目です。同じく私立学校の助成

費で、横長資料の20ページ、今年度の補正予算の分で私立専門学校生への経済的支援事業というのがありまして、これが減額補正です。7,100万円ぐらい減額補正になっています。

これ、令和6年度の当初予算が2億4,157万円で、令和5年度の当初予算が1億8,848万円で、その年の補正が約3,100万円となっています。その前の年度も、当初予算はほぼ同じですけども、補正でマイナス2,300万円となっていて、今年度はマイナス7,100万円とちょっと大きいなという感じがしましたので、私立専門学校生への経済的支援事業の内容と、今回、令和4年度、令和5年度に比べて減額が非常に大きい理由についてお尋ねいたします。

【櫻間学事振興課長】私立専門学校生への経済的支援事業の内容につきましては、専門学校の授業料及び入学金に対する支援でございます。当初予算と今回補正予算額、かなり減額額が大きいということですが、その理由としましては、令和6年度当初予算の積算におきましては、予算がないから支援ができないということがあってはなりませんので、過去3年間の実績を見まして、その最大値を基に予算の積算を行っているところでございます。

今回特に差が生じてしまった理由としましては、令和6年度から制度が拡充されておりまして、対象に多子世帯、理工農系の学生については制度が拡充されておりまして、その分、対象者が増えているんですけども、対象者を見込む際に実績がございませんので、国の統計結果であります国民生活基礎調査のデータを基にしまして、大体どれぐらいの対象者がいるだろうかと想定で推計をしまして予算を計上したところでございます。その結果、そこが少し大きく見積り過ぎていたところがございます、今回

大幅に減額が生じたということでございます。

【坂本委員】了解をいたしました。制度が拡充したことに伴って、実績のところが把握できずに多めに組んで、その結果、こういうふうに減額が大きかったということですね。了解いたしました。以上です。（「関連」と呼ぶ者あり）

【近藤委員】今の坂本委員の関連でちょっと。専門学校とか専修学校とかあるんですけども、普通、我々が私立学校といったら高校のことと思うんですけど、専修学校と専門学校の区別をちょっと教えてもらえますか。

【中村(泰)分科会長】暫時休憩します。

— 午前10時44分 休憩 —

— 午前10時45分 再開 —

【中村(泰)分科会長】再開します。

【櫻間学事振興課長】専門学校と専修学校の違いですけども、専修学校といいますのは、学校教育法の中で学校として位置づけられておりまして、その内容としましては、それぞれ授業数とか学校の教員の配置数などにきちっとした決まりがありまして、職業教育とか専門的な技術教育を行う教育機関という位置づけがなされております。

それに対しまして各種学校のほうは、例えばインターナショナルスクールとか外国人学校、自動車学校とか、そういったものになっておりまして、制度の比較としましては、専修学校は修養期間が1年以上であること、各種学校のほうは原則1年以上とはなっておりますけれども、簡易に習得できる技術や技芸の場合には3か月以上1年未満でよいとか、年間の授業数につきましても、専修学校では昼間開校であれば800時間以上、夜間であれば450時間以上というところがございますけれども、各種学校の場合は

680時間以上、生徒数は、専修学校は40人以上必要ですけれども、各種学校は教員の数に合わせて、それで見られるだけの生徒数という形で。

（発言する者あり）

【近藤委員】例えば、学校という形で我々は考える、高校を卒業したら高校卒、短大を卒業した短大卒、大学を卒業したら大卒と、こう言うんですけれども、じゃあ、専修学校とかを卒業したら、学校を卒業したということだから、区分けにしたらどっち側に入るんですかね。

【櫻間学事振興課長】専修学校につきましては、専修学校を卒業したという形で、資格としましても専門士という資格、学位といえますか、そういったものが取れることになります。そういった認定を受けている学校を卒業した場合には、専門士の資格が取れるということになっております。

【近藤委員】後でまた聞きますけど、これは学校法人になるんですか。

【櫻間学事振興課長】設置者は学校法人とは限りません。

【近藤委員】学校法人じゃなかったら学校じゃ、普通、私立学校とか何とかは学校法人ですよ。大概、学校といったら学校法人と思うんですけれども、学校法人でもないのに学校として、じゃあ、専修学校というのは学校じゃないんですね。（発言する者あり）

【中村(泰)分科会長】 暫時休憩します。

— 午前10時49分 休憩 —

— 午前10時50分 再開 —

【中村(泰)分科会長】 再開いたします。

11時から再開いたします。

休憩します。

— 午前10時50分 休憩 —

— 午前11時 0分 再開 —

【中村(泰)分科会長】 それでは、再開いたします。

ほかにご質問はございませんでしょうか。

【溝口委員】 横長資料の22ページ、県立大学佐世保校建設整備事業費で債務負担行為を使っているんですけれども、2,800万円の増額補正になっている、このことについて説明をお願いしたいと思います。

【櫻間学事振興課長】債務負担行為の増額理由でございますが、この工事につきましては、今年度、契約をする工事費ですけれども、これまでキャンパス整備をしていく中で地盤が軟弱であったりとか、予想外の埋設物が発見されたりということで、費用の増額がたびたび起こっております。それに備えて、解体工事の中で契約額の増額が見込まれるということで、債務負担行為の増額をお願いしたいということでございます。

【溝口委員】 分かりますけど、軟弱で、いろいろと調べていくうちに増額になってくるということですけど。

部長説明資料で繰越明許費が1億4,000万円としているんですけど、この辺のことは債務負担行為とどういう関係になってくるんですか。

【櫻間学事振興課長】繰越明許費につきましても、同様の工事につきまして今年度契約を結んで、本来は今年度中に契約ができれば繰越が必要となるんですけれども、今年度契約ができない場合には債務負担行為が必要になると、実際は今年度の契約ができるかできないかというところが非常に、不落になる可能性があったものですから、今年度予算をいただいておりますけ

れども、繰越の可能性があるので繰越明許費をいただきたいと、今回上程しているところです。

結果としましては、入札は何とか不落にならずに済みそうだといいところもございます。そのため、一応、繰り越す可能性に備えて、あらかじめ明許をお願いしたいということで今回上げていたものでございます。

【溝口委員】 2億3,700万円のうちの1億4,000万円が解体費で、繰越明許ということになって、債務負担行為としてはその残りですか。2つ出とるけんが、ちょっと意味がよくわからないんですよね。

【櫻間学事振興課長】 繰越明許につきましては、今年度、解体工事費にかかります前払い金、これが今年度中に発生するであろうということで、もともと予算を組んでいたものになります。これが入札不調の場合は、前払い金を支払う必要がなくなるため、その分を繰り越して翌年度に前払い金の支出が必要になるので、今回、繰越明許をお願いしたということでございます。（発言する者あり）

【中村(泰)分科会長】 暫時休憩します。

— 午前 11 時 4 分 休憩 —

— 午前 11 時 5 分 再開 —

【中村(泰)分科会長】 再開いたします。

【溝口委員】 ちょっと理解し得んですけど、2億3,800万円が一応、調査とか解体工事の費用にもなってくると思うんです。

1億4,000万円は当初予算で組んでおって、1年間、なんでそういうふうな遅れをとってしまったのか。債務負担行為として書いてある軟弱地盤とか、配管があるかもわからんと、そのことだけで1年間も流してきたんですか。やっぱ

り早めにしていくべきじゃなかったかと、調査でも何でもですね、そのことについてお尋ねしたいと思います。

【櫻間学事振興課長】 今回の佐世保校のキャンパス整備につきましては、同一敷地内で建替えを順次やっていくことになっておりまして、一つの建物を解体して次を建てる、建てたら次を解体してまた建てるということを繰り返していく形で、事業年数としてはかなり長期にわたって事業が行われております。

そうした中で、解体工事にかかる前の工事についても、例えばコロナ禍の影響を受けた資材高騰とか、事業者側の職員の不足によって入札不調になったりということで、全体の工事期間が少しずつ後ろにずれてきている状況でございまして、当初の予定からすると少し、2年ほど遅れている状況がございまして。そのため、今回の解体の工事の契約につきましても、それに影響を受けて時期が遅れてしまっているという状況でございまして。

【溝口委員】 今回、令和8年度中に完成ということですが、その辺については遅れないようにできるんですね。

【櫻間学事振興課長】 今のところは、是が非でもそこまでは完成させたいということで、大学のほうも頑張っているところでございます。

【溝口委員】 ぜひ令和8年度中にできるように。大体、令和7年ぐらいでできるように聞いてはおったんですけど、大分遅れてきたなと思っていますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それと、横長資料の9ページで、私立学校よかところ推進プロジェクト事業補助金として2,400万円、これはどのような事業をしていくんですか。

【櫻間学事振興課長】よかところ推進プロジェクト事業は、私立学校がこれからの時代に、教育に対応するために、教員の教育力の向上とか、生徒の能力、特に生きる力を伸ばしていく教育とか、地域に根ざしたふるさと教育などの実践を私立学校が行う際に、その取組に対して支援をするものでございます。学校側が、それぞれ私立学校の建学の精神に基づきまして様々な特色ある教育を行われています。私立学校それぞれの特色を生かすことで、私立学校全体の魅力向上を図っていくことを目的として支援をしている事業であります。

【溝口委員】私立学校でどのくらいが、この補助をもらって取り組んでいるのか、お尋ねしたいと思います。

【櫻間学事振興課長】今年度は11校で実施をされておりまして、横長資料に載せております予算額は、来年度はさらに実施をする学校が増えることを見込みまして、12校分の予算を計上しているところでございます。

【溝口委員】分かりました。

補正予算では600万円か幾らかマイナスになっていますよね。当初は、令和6年度は幾らだったんですか。それで、600万円減額になった理由を教えてくださいたいと思います。

【中村(泰)分科会長】暫時休憩します。

— 午前11時11分 休憩 —

— 午前11時12分 再開 —

【中村(泰)分科会長】再開します。

【櫻間学事振興課長】令和6年度につきましても、当初は12校を見込んでおりまして、申請が11校からでございましたので、1校分の予算が今回補正になっております。

【溝口委員】12校が11校で600万円って、全然

違うじゃないですか。（発言する者あり）

【櫻間学事振興課長】失礼しました。まず、校数としては12校分の予算だったものが、申請があったのが11校であったということが一つございます。

それから、これは補助の上限額が1校当たり200万円となっております。その対象事業費が上限に満たない場合には200万円の補助にはなりませんので、各学校が取り組んだ事業内容が上限額いっぱいまでの予算を使わなかったところで執行残が生じているものでございます。

【溝口委員】分かりました。できるだけ事業費としては、せっかくいい事業をやっていこうと取り組んでいるわけですから、私立学校に、できるだけこれを使って仕事をしてくださいと、こっちからアピールしていかなきゃいけないんですか。予算をせっかく組んで、県議会として2,400万円認めているわけですから、その辺については努力をしていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

【前田委員】溝口委員に関連しますが、私も、このことに以前も意見したんです。200万円の上限にしても、なかなか使えないと言われているんです。

さっき言った生きる力とか、要は私学ごとに建学の精神に基づいて特色ある教育を展開したいという予算への支援だと思うんですけども、12が11になったのは置いておいても、200万円までに至らない、本来は使いたいんだけども、なかなかその補助対象に該当しないと現場において聞いたこともあるんです。

かなりハードルが高くなっているんですか。

【櫻間学事振興課長】こちらの事業費は、財源が国と県で2分の1ずつとなっております。その際、国の事業メニューに条件がございまして、

そのメニューに沿った内容でなければ補助対象とならないところで、もしかしたら私立学校によっては、このメニューに合わない事業を計画されている学校もあるかと思います。

【前田委員】まさに財源を確認しようと思っていたんですけども、おっしゃるとおり国のメニューが結構厳しいんですね。ですから、2分の1ずつ出しているのであれば、県も当然負担しているんだから、別立てに分けて県単で出してくれば、もっと使い勝手が多分良くなると思うんです。あえて国のメニューにのっかって2分の1で、結局使えないくらいだったら、私学を伸ばす意味でも、特色ある教育に対してどう支援できるかは、この事業費以外でも何か手が打てないか、今年度はもうこれで結構ですので、ご検討いただきたい。

そういった私学の声、11校だけじゃないです。私学って、もっとありますよね。だから、どうして使わないのかというところを含めて、一遍ちょっと聞き取りをしながら、せっかく出すお金ですから、補正で減かけるのももったいないと言ったらおかしいですけども、有効に使ってほしいと、さっき溝口委員が言われるようなことであるならば、予算の立て方を含めて検討いただきたいと要望しておきたいと思います。

もう1点です。直接予算には関係してこないと思うんですが、金額が上がっていますので。県立大学の運営交付金が22億円、この中で教職員の人件費が入っていると思います。

お聞きしたいのは、教職員が何名いらっしゃるのか、まず、そこをお尋ねさせてください。

【猿渡総務部次長】令和6年5月1日の職員数は、教員が佐世保・シーボルト校合わせて148名、事務職員が53名でございます。

【前田委員】 そうしたら、これ、予算直結じゃ

ないんですけども、事務職員の給料、要は給与規程は、県に準じた形でやっているのか、それとも、もうこれはあくまで大学側が決めるんですか。そこを教えてください。

【櫻間学事振興課長】給与に関する規程ということでございます。給与に関しましては、大学で独自に給与の規程を持っております。内容につきましては、県と全く同じというものではございませんで、大学独自の規程となっております。

【前田委員】大学独自の規程ということでしょうけれども、県立大学ですから、一定、県の職員の規程と準じていると私は思っているんです。

ただ、現場の方から聞こえるのは、役職が少ないので給料が頭打ちになっているという指摘というか、ご意見、ご不満が出てきているんです。分からないですよ、内容は分からないので、どんな役職があって、どんな等級があるのか分からないけれども、今の大学の規程によると、役職が多分少ないんでしょう、階級が少ない中で、長く勤めていても級数が頭打ちになって上がっていかないんです、給料が。そういう状態が出てるのが一つ。

それから、最低賃金の引上げがあった際に、非常勤職員だけ給料が上がって、正規との差が今はなくなっているというようなご意見も聞こえてきていますので、大学が決めることですけれども、やはり県も予算を出しているんですから、一度そういった給与の規程を少し見せていただいて、今言ったような中で、職員の働くモチベーションも含めてですけども、給料が頭打ちでずっと流れるのはおかしな話だし、正規と非正規の差がなくなるのも含めてどうなのかと。

県はしっかりやっているんですから、県立大

学ですから、少しそこは指導とは言わないけれども、意見は言える立場であると思いますので、大学の事務職員からそういう声が上がっていますので、早急にその見直しを含めて働きかけてほしいと思いますが、総務部長、いかがですか。

【中尾総務部長】県立大学もそうですけれども、今、人手を確保するのが難しいという中で、先ほど委員がご指摘のとおり、給与自体は大学で決める前提ではございますけれども、やはり県立大学ということで、県職員の給与体系も参照しながら決めている状況ではございます。

今お話のございました大学運営自体の経費にも当然はねる部分にはなってきますので、慎重な検討が必要かとは思いますが、いずれにしても、現場のお声を聞く中で、どのようなところが現場で働く皆さんの納得が得られるのかということは、大学とも意見交換しながら検討してまいりたいと考えております。

【中村(泰)分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【山村委員】横長資料の9ページで、これは私が勉強不足なので教えていただきたいんですけど、離島高校生就学支援費補助金というのがあります。内容と具体例を教えてくださいと思います。

【櫻間学事振興課長】離島高校生就学支援費補助金は、高等学校が設置されていない離島から県内の本土の私立学校に進学する場合に、その生徒の保護者が負担する通学費であったり下宿等にかかります居住費、そういったものに対する支援となっております。

実際にどれくらいの学校かといいますと、令和6年度の既に交付決定されているものとしては、私立学校6校にそういった対象者がいると

いうことで、6校の10名の方にこの支援を行っているところでございます。

【山村委員】では、基本的に高校がない離島から本土の私立高校に進学する方ということで間違いないですか。分かりました。

多分、そういった支援はすごく大事なんですけど、予算額としては、全員に行きわたるようにセットしているということですか。確認です。

【櫻間学事振興課長】予算については、不足することがないように計上しているところでございます。

【中村(泰)分科会長】ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、予算議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第1号議案のうち関係部分、第47号議案のうち関係部分、第61号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【中村(泰)委員長】次に、委員会による審査を行います。

総務部においては、今回、委員会付託議案がないことから、総務部長より所管事項について

の説明を受けた後、提出資料についての説明を受け、議案外所管事務一般についての質問を行うことといたします。

総務部長より所管事項説明を求めます。

【中尾総務部長】総務部関係の議案外の主な所管事項についてご説明いたします。総務部の文教厚生委員会関係説明資料及び追加1をお開きください。

今回、ご報告いたしますのは、県立大学の卒業予定者の就職内定状況について、長崎県立大学の一般選抜志願倍率について、私立高等学校新規卒業者の就職内定状況について、でございます。

まず、県立大学の卒業予定者の就職内定状況についてでございますが、長崎県立大学における令和7年3月卒業予定者の1月末現在の就職内定率については、92.5%で前年同期比3.2ポイントの増となっており、学部別では、経営学部が87.0%、地域創造学部が91.1%、国際社会学部が98.1%、情報システム学部が99.0%、看護栄養学部が97.8%となっております。

一方、就職内定者のうち県内就職の割合は33.0%で、前年同期比2.8ポイントの減となっており、学部別では、経営学部が26.8%、地域創造学部が32.7%、国際社会学部が31.4%、情報システム学部が30.9%、看護栄養学部が48.4%となっております。

県立大学においては、令和4年度から配置している県内就職支職員による県内企業情報の学生への提供など、県内就職の取組を強化しておりますが、看護栄養学部を除く4学部において県内企業への就職内定率が低下しております。これは、県外の上場企業からの旺盛な求人活動や学生の大手志向などが影響しているものと考えております。

今後も、未内定者に対し県内企業の紹介を行いながら、大学と一体となって最後まできめ細かな就職支援に取り組んでまいります。

次に、長崎県立大学の一般選抜志願倍率についてでございますが、長崎県立大学においては、課題発見力などの社会人基礎力、社会のグローバル化や情報化に対応する能力を有する人材育成を目指して、英語教育の強化や課題解決型学習を取り入れた実践的な教育を実施するとともに、大学職員と事務職員による高校訪問や様々な媒体を活用した大学のPRなどを実施し、魅力ある、選ばれる大学となるための取組を進めております。

令和7年度一般選抜における最終志願倍率は、大学全体では前年度比0.4ポイント減の6.3倍となり、学部別では、経営学部が6.6倍、地域創造学部が5.3倍、国際社会学部が6.7倍、情報システム学部が7.7倍、看護栄養学部が5.9倍となったところであります。

大学全体の志願倍率は昨年度より低下しておりますが、この主な要因は、前年度の高い志願倍率が受験生の志望校選択に影響したものと考えております。

最後に、文教厚生委員会関係説明資料追加1をご覧ください。

私立高等学校新規卒業者の就職内定状況についてでございますが、私立高校においては、県内就職推進員の配置を希望する学校へ支援を行うとともに、産業労働部や長崎労働局とも連携して、学校ごとの県内企業説明会や県内企業見学会を推進するなど、私立高校生の県内就職率の向上を図っております。

本県の1月末現在における私立高校の就職希望者の就職内定率は、85.4%で前年同期比5.0ポイントの増加となっており、このうち県内就

職希望者の内定率は85.6%、県外就職希望者の内定率は84.6%となっております。

また、県内就職内定者の割合は、77.0%と前年同期比7.8ポイントの増加となっております。

一方、1月末現在の未内定者数は110名となっているため、県といたしましては、定期的に県内企業等の充足・未充足情報の提供を行ったうえで、未内定者の多い学校に対し、就職担当者による生徒の状況把握と継続的な支援に取り組むよう助言をしております。

今後とも、引き続き県内就職推進員の配置を支援するとともに、産業労働部などと連携しながら私立高校生の県内就職の促進に取り組み、若者の地元定着を図ってまいります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中村(泰)委員長】 次に、提出のありました政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、説明を求めます。

【櫻間学事振興課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出しております総務部関係の資料についてご説明いたします。

資料2ページをお開きください。

陳情・要望に対する対応状況でございますが、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、令和6年11月から令和7年1月までに県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、長崎県私立中学高等学校協会ほか7名からの「私立学校等に対する助成制度の充実について」の1件となっております。

具体的な要望項目及び県の対応につきまして

は、資料の2ページから6ページにお示ししております。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村(泰)委員長】 次に、学事振興課長より補足説明を求めます。

【櫻間学事振興課長】 それでは、現在、国におきまして検討が進められております、高校授業料の支援制度でございます就学支援金の拡充内容についてご説明をさせていただきます。お手元に配付しております「高等学校授業料無償化、就学支援金の制度拡充について」と記載しております資料をご覧ください。

こちらは、現行の国の就学支援制度は白抜きの部分でありまして、横軸が年収、縦軸が月額支援額ですが、年収590万円までの世帯には月額3万3,000円、年額で39万6,000円、年収590万円から910万円までの世帯には、公立高校の授業料に相当します月額9,900円、年額で11万8,800円を支給しております。なお、この財源につきましては全額国庫となっております。

さらに、県では独自に私立高等学校授業料軽減補助金という制度を設けて支援を行っておりまして、資料の斜線で示しております2か所がございますが、学校によりまして、授業料が就学支援金の上限であります月額3万3,000円を超えるため、生活保護世帯につきましては、左上の斜線の区分のとおり月額5,300円、年額で6万3,600円を上限に支給をしております。

また、国の支援制度では、年収590万円以上の世帯と590万円未満世帯の支援に月額2万3,100円の差が生じることから、年収590万円以上910万円未満世帯の下位半数となります年収720万円未満世帯までに対しまして、国の補助

上限額の2分の1となるように、中央の斜線の区分になりますけれども、月額6,600円、年額で7万9,200円を支給しております。

次に、制度が拡充される箇所についてご説明をいたします。まず、令和7年度からは、資料右下のグレーの区分のところになります。年収910万円の所得制限を撤廃して、公立私立を問わずに全世帯を対象に月額9,900円、年額で11万8,800円が支給されることになります。

なお、この拡充につきましては、国において令和7年度当初予算案に盛り込まれ、去る3月4日には衆議院で可決をされたところでございます。

加えまして令和8年度には、資料の黄色の部分、太線で囲まれた区分のところになりますが、私立高等学校に通う世帯に対する支援の上限額が月額3万8,083円、年額で45万7,000円に引き上げることが検討されているところでございます。

以上で説明を終わります。

【中村(泰)委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、質問はありませんか。

【前田委員】 陳情・要望事項の対応状況を確認したいと思います。私立中学高等学校に対する私立学校助成費の充実等についてということと5項目の要望が出ております。その（5）公私立間の定員問題等の協議というところは、この文章のとおりなのかと思いますけれども、公私立高等学校連絡協議会の中で協議を行っているとなっていますけれども、どういう協議を行っているのか、その内容を少し、つまびらかに説明してください。

【櫻間学事振興課長】 公私立高等学校連絡協議会におきましては、公立学校の翌年度の募集定員を検討するに当たり、私立学校側に事前に説明を行って、私立学校との間で定員の確認を行っております。公立学校の定員は私立学校の生徒の獲得に大きく影響することですので、そこについては公立学校も丁寧に私立学校の側に説明を行っている、そういう場になっております。

【前田委員】 公私立間の定員問題等の連絡協議会の協議内容は、今、課長から説明がありましたけれども、そういうことではなくて、私立学校側が求めているのは、定員の見直しを行ってほしいというのが要望の趣旨じゃないですか。そのことについてはどういう議論ができているのかという確認です。

【櫻間学事振興課長】 高等学校の場合は、私立学校に通う生徒が3に対して公立学校が7という割合が、おおよその目安となってこれまでできております。少子化に伴いまして、本来であれば少子化に見合う分の定員の削減が求められるところではございますけれども、そこをしっかりと私立学校側としては公立学校側に、7対3という割合を維持できるように定員を決めていただきたいと申し入れはっております。

その都度、公立学校側からは、翌年度の定員に関して、こういう理由でこういう定員になると説明をいただいて、最終的には私立学校がそこで了解をしたうえで決定をしているという状況でございます。

【前田委員】 連絡協議会ですから、協議するんでしょうけれども、協議して、お互いに合意した内容が教育委員会に上がって、実践されなきゃ意味がないですね。そこで話し合うだけで、要望しました、要望を受け取りましたというだ

けでは。

教育委員会に聞こうと思っていますけれども、それが実行に移されていないから、要望がこうやって出てくるわけで、そのことについては、所管としてどういう認識をされているんですか。

【櫻間学事振興課長】会議の場におきまして私からも、私立学校の立場を踏まえまして、この協議のルールについてはしっかりと守っていただきたいということは申し入れをさせていただいているところでございます。

【前田委員】協議のルールを守ってほしいということは、7対3、ちょっとそこは不勉強で恐縮だけでも、私立学校から私たちの会派も要望を受けていますけれども、7対3を守ってくれと言っているんですか。そうじゃなくて、7対3となっているけれども、子どもが減ってきている中で、その割合も含めて公立高校の見直しをかけてほしいという要望だと私は思っていたんですが、7対3を順守してくれという要望になっているんですかね。

【櫻間学事振興課長】7対3を維持するためには、公立高校の学級数の削減とか、あるいは最終的には統廃合をしない限りは、7対3を維持し続けるのは、この少子化の中で難しいのではないかとところで7対3を守ってほしいと、話としてはそこが根本にあって、そのためには公立学校側の定員、その学校の在り方自体を見直してってもらいたいということに話としてはつながっているという状況でございます。

【前田委員】そうしたら、現状は今、何対何になっているんですか。

【櫻間学事振興課長】今、公立高校と私立高校の割合は、令和6年度の時点で公立が66.3%、私立が33.7%となっております。

【前田委員】7対3を守れと言っていて、現状

はそこを超えて私立のほうが多くなっているんですか。そうしたら、私立は自ら減らしましょうという話になるんですかね。

【櫻間学事振興課長】すみません、今は実数、実際の生徒数を申し上げました。

生徒数に関しましては、私立高校は都市部に立地をしております、定員につきましても、基本的には実員に近い形で定員を設定しております。

公立学校につきましては、離島部などで定員を大幅に下回っている学校がございますので、実員の数としては、私立が7対3を超えている状況にあるんですけれども、定員として7対3を守ってもらいたいということになると、どうしてもそういった見直しが必要になるということです。

【前田委員】種々まだ確認したいことはありますけれども、教育委員会のほうで確認させていただきます。

【中村(泰)委員長】ほかにご質問はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はございませんでしょうか。

【中山委員】まず、大学のほうからお尋ねしたいと思いますが、県内就職の割合が33%で、現時点で2.8ポイント減ということでもあります。努力はしていると思いますが、なかなか難しいなと改めて感じているところであります。

最後のほうに「未内定者に対し県内企業の紹介を行いながら、大学と一体となって最後まできめ細かな就職支援に取り組んでまいります」とあります。

1月末で未内定者は何人おるのかと、もう一

つは、その人たちに、本人の意向というか、長崎県で就職したいという考え方があるのかどうか、また、就職に対して意欲があるのかどうか、この辺を含めて、どのような形で対面しているのか、お尋ねしたいと思います。

【中村(泰)委員長】 暫時休憩します。

— 午前11時42分 休憩 —

— 午前11時43分 再開 —

【中村(泰)委員長】 再開します。

【櫻間学事振興課長】 未内定者の数は51人となっております。

未内定者への働きかけとか意欲についてですが、未内定者につきましては、そもそも大学の就職課で学生となかなか接触ができていなかったりとか、学校側からの問い合わせに答えてくれない学生も含まれているところでございます。そういったところで、実際には何らか、もう既に決まっていることもあるかもしれませんが、そういった方たちの中で実際に就職の意欲があって、就職活動の意欲があって、なかなか就職先が決まらない学生に対しては、大学としてしっかりと働きかけを行っているところではございますが、学校として接触ができていない学生につきましては、意欲があって独自に活動しているものか、意欲がもう薄れてしまっているのかというところは、個々には把握できていないところでございます。

【中山委員】 この辺ですよね。未内定者の中には「もう就職せんばい」と意欲がない人もおるわけですよね。しかし、「はい、そうですか」では済まされない問題があるわけですよ。ぜひ、この未内定者についてももう少しきめ細かく分析をして、できるだけ就職してもらうことが大前提になると思うんですよね。

そこで、ちょっとさかのぼるけれども、令和6年度において、就職しなかった学生はどの程度おりますか。

【中村(泰)委員長】 暫時休憩します。

— 午前11時45分 休憩 —

— 午前11時47分 再開 —

【中村(泰)委員長】 委員会を再開いたします。

【櫻間学事振興課長】 昨年卒業した学生の中で、就職をしなかった学生は27人でございます。

【中山委員】 大体20人前後が就職しないようでありますので、ぜひ、できるだけ就職できるように、最善の努力をひとつ大学側にお願いしておきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、私立高校の就職率は77%で、前年度から比べて7.8%アップしたということでありますから、これだけ見ると、よく頑張ったなというふうに思うわけであります。

そこで、就職内定者の人数と、男女別が分かれば教えてくれませんか。

【中村(泰)委員長】 暫時休憩します。

— 午前11時48分 休憩 —

— 午前11時48分 再開 —

【中村(泰)委員長】 委員会を再開いたします。

【櫻間学事振興課長】 就職希望者が、男子の場合は370名います。そのうち県内就職をした者が248名、割合としましては74.3%。女子の場合は、就職を希望している者が全体で383名います。そのうち県内に就職した人数が247名となっております。

【中山委員】 これだけ見ると、男性も女性もそう変わらんという感じでありまして、女性が突出して流出しているのかと思いましたけれど

も、それはそれとして了解いたしました。

それで、7.8%アップということでありましてけれども、直近5年の県内就職率について、分かれば教えてください。

【櫻間学事振興課長】過去5年ですので、令和2年から申し上げますと、令和2年3月に卒業した私立高校の生徒の県内就職割合は73.6%、令和3年3月卒業が75.8%、令和4年3月卒業が78.1%、令和5年3月卒業が75.6%、それから昨年、令和6年3月卒業が71.7%となっております。

【中山委員】昨年、がぼっと落ちたんですね。78%ということは、令和3年、令和4年、令和5年とそう変わらんぐらいですね。ぜひ、この中身を含めてもう一回、県内就職率が上がるように、私立学校校長会議等を通じて、努力をひとつ要望しておきたいと思います。

それとあと1点、簡単に聞きますが、先ほどあった専修学校の県内就職者の数と男女別が分かれば教えてください。

【櫻間学事振興課長】専修学校の県内就職率につきましては、申し訳ございません、男女別が把握できていないんですけれども、令和6年の卒業生の県内就職率は73.6%で、令和5年3月卒業生が75.9%、その1年前が76.8%、そのさらに前が73.5%という状況でございます。

【中山委員】専修学校の場合は県内に就職する人が多いんだなという印象でしたけれども、数字を見ると、私立高校生とあまり変わらないような感じがいたしましてね。専修学校にも支援しておりますので、原因を分析して、県内就職が上がるように協議をしていただきたいということをお願いいたします。

【中村(泰)委員長】審査の途中ですが、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開し、引き続き総務部関係の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

— 午前 1 1 時 5 4 分 休憩 —

— 午後 1 時 2 7 分 再開 —

【中村(泰)委員長】委員会を再開します。

午前中に引き続き、総務部の審査を行います。

議案外所管事務一般について、ご質問はございませんでしょうか。

【松本委員】先ほど、高校授業料無償化の資料が配られまして、これはあくまでも国会を通つてからの話にはなるんですけれども、実際のところ、やはり保護者の間でもすごく関心が高い事業でございまして。

実際、令和8年からになると思うんですけれども、もう既に予算増額分というのが積算されていますので、まず、撤廃されることによって、令和7年拡充の分と令和8年の拡充でそれぞれ何名が対象になるのか、お尋ねをいたします。

【櫻間学事振興課長】先ほどお配りしております資料の中で白抜きの部分が、令和7年度予算として計上している分になります。こちらは、令和5年度の実績を基に令和7年度の予算を積算しておりますので、人数としては令和5年度の数ですけれども、白抜きの部分で対象になっているのが9,209名の生徒がおります。

この右側、今現在、予算上計上されておられません、対象外となっております年収910万円以上の方が2,074人おります。ですので、令和7年度、正式に拡充がなされましたら、この2,074人が新たに支給の対象となるということでございます。

令和8年度につきましては、支援の対象としましては黄色の部分全部になりますので、ゼロから上まで全て合わせると1万1,283人、これが新たな支援の対象になります。

ただ、令和8年度に増額の恩恵を受ける生徒ということだと思いますと、今現在、既に月額の上限3万3,000円支給を受けておりますけれども、授業料が3万3,000円を下回っている学校もございますので、そういった学校の生徒はこれまでどおりの支援額ということで、特段これの恩恵はございません。それが300人います。ですので、先ほど申し上げました1万1,283人から300人を除いた1万983人が新たな制度の恩恵を受ける人数となります。

【松本委員】思った以上に多い、1万人以上の方が恩恵を受けるということです。私の娘が今年、私立高校を卒業したものですから、ちょっと「ああ」と思うんですけれども。

所得制限を撤廃することによって、その分を学習塾とか予備校とかに充てることもできるし、教育に関しての支出がもっと増えていくプラスの面もありますと同時に、教育委員会で質問しますけど、公立がさらに厳しくなっていく側面もありますし、私立高校に入れない子が出てくる恐れもあるのかなということで、やはり今後定数のこともですね。無償化による社会的影響、現場の声を今後しっかりと聞いていくことも配慮していただきたいと思います。

それと、今朝の新聞で、県立大学の前期の合格者が502人と記載がされていたんですけど、ちょっと気になったのが、定員が377人になっているんです。つまり、定員377人より多い502人が合格しているんです。

定員をかなりオーバーして合格者を出している要因についてお尋ねします。

【櫻間学事振興課長】合格者数が、定員を大幅に上回っているということですが、受験生の中には県立大学が第1志望とされていない学生もいます。そのため、合格はしたものの

実際は入学を辞退する学生も一定いらっしゃいますので、どれくらいの辞退者が出るのかというところを過去の実績をもとに大学のほうで検討しまして、これくらいの余裕をもって合格者を出しておかないと定員割れの可能性があるのではないかとこのところ、できるだけ定員に近い形に考えられているとは思いますが、これくらいの合格者は必要であるという判断がなされたものと思います。

【松本委員】そうすると、これはあくまでも見込みで、仮に辞退者が出なかった場合は定員を上回るわけですが、そちらに関しては不都合はないでしょうか。

【櫻間学事振興課長】辞退が一切出ないことはなかなか考えづらくはあるんですけれども、一定定員を上回って入学者を受け入れた場合であっても、大学としての対応は可能となっております。

【松本委員】続きまして、県内就職についてお尋ねをいたします。

説明のところに、県内就職の割合が33%と出ております。学部ごとにも出ておりますが、事前に資料を取り寄せて学科ごとの県内就職率を見せていただきました。その中で特に気になったところだけ質問させていただきます。

特に低かったところですね。国際経営学科が12.2%ということで、ほとんど県外に出ています。昨年が20.4%だったので、8%近く減少して12%という状況。それともう一つ気になったのが公共政策学科37.8%で、前年度が50%で大幅に減っております。この下がった要因についてお尋ねいたします。

【櫻間学事振興課長】県内就職率が大幅に下がった原因ですが、まず、大学全体のお話としまして、大学への求人企業の数が、昨年12月5日

現在で、県内県外全体では、前年と比べて1,133社増えまして、1万3,825社から求人を受けております。かなり大幅に増加をしているんですけども、そのうち県内の企業からの求人数が、実は昨年度と比べますと14社減っております。225社で、全国的には求人の企業数が増えているものの県内の企業の求人は減っているという状況がございます。

ご指摘いただきました国際経営学科につきましては、県内企業と比べますと県外からの求人企業数が大幅に増加していることが、要因の大きな一つかと思っております。

それから、公共政策学科の学生の就職先を見ますと、今回、東証プライム等の上場企業への就職内定者が非常に増えておりまして、大手企業におきまして旺盛な採用意欲があると同時に、学生の側からも大手志向があったものというふうに考えております。

【松本委員】人手不足で県外の求人が増えたこと、そしてちょっと意外だったのは、公共政策学科というと公務員のイメージがあったんですけども、大手企業からの求人があったということで理解をいたしました。

そうは言うものの増えているところもございまして、看護学科が県内就職率61.8%と、昨年の55%より6.8%増えている。それと栄養学科も、低いんですけど27.8%、昨年22.9%から4.9%増えているということで、全てが下がっているわけじゃなくて、もちろん平均であらわしているからなんですけど、上がっているところの要因はどのようにお考えでしょうか。

【櫻間学事振興課長】看護学科の内定者の就職先を見ましたところ、学生の在学中に実習で実際に自分が訪れた県内病院にそのまま就職しているケースが目立っているようでございます。

こういったことから考えますと、実習を受け入れてくださった病院側の受入れの丁寧な対応が学生に好印象を与えて、そのままそこへ就職ということにつながったのではないかというふうに思っております。

それから、栄養健康学科につきましては管理栄養士の資格を取ることができますけれども、管理栄養士の資格を使つてのポストというのが、人数が割と限られていることもありまして、なかなか空きポストが出ない、空きポストが出て初めて入れるようなところがございます。そういった中で今回、栄養健康学科の学生の内定先が公務員になっているケースが結構多いようでございます。そういう意味では、ちょうど公務員の中で管理栄養士の空きが出るような時期と重なったことが好影響につながっているのかなというふうに思っております。

【松本委員】看護師も本当に人材不足で厳しい状況で、県立大学でありますので、県内就職はさらに上げていただきたい。そういう意味では実習先としっかり連携強化することもそうですし、栄養学科にしても、NHKの朝ドラにも出ていますし、今後、希望のニーズも出てくると思いますので、しっかり就職先も広げていけるようにお願いしたいと思います。

次に、午前中にも話があったんですけど、県立大学の県内学生と県外学生の割合についてです。先ほどの答弁でもありましたように、県内が48%で県外が52%と、約半分半分になっている状況です。

そうであれば、県内就職の割合は全体では33%ですけど、県内生の県内就職の割合はどうなっているのでしょうか。

【櫻間学事振興課長】県内内定率が33%、これは1月末現在であります。同じ時点で比較し

まして、県内生の県内内定率は55.6%となっております。

【松本委員】 20ポイント以上差があるというのは、県外から来ていただくのもありがたいんですけど、やっぱり県内生のほうが当然県内就職率は上がるわけで。

もう一つ、学科ごとに見ると、県内生の県内就職率が最も高い学科はどこでしょうか。

【櫻間学事振興課長】県内生の県内内定率が最も高いのは公共政策学科で、こちらは73.9%となっております。

【松本委員】 先ほど、公共政策学科は全体では37.8%と答弁がありましたけど、県内生だけを見ると73.9%と驚異的に、倍ぐらい高いと、これは非常に大きいことだと思うんです。つまり、公務員も今、志願者が減っている中で、これだけ地元で73.9%も就職するのは非常に大きいからこそ、やはり県内生の割合も増やしていくことも大事だと思います。もちろん外から来てくださるのはありがたいことではあるんですけども。

そこで、県内学生を増やすような取組は、実際、県立大学としてどのようなことをしているのでしょうか。

【櫻間学事振興課長】県内高校生に受験をしていただくための取組としましては、主な取組としてはオープンキャンパスとか、教職員が高校を訪問します高校訪問、大学の教員が高校に向いて行う出前講義、それから入試に関する説明会等となっております。

それから、高校側からの要請があった場合には、これまでの実績として、高校生の理科実験を大学で受け入れたり、特にセキュリティ学科などは新しい施設ができておりますので、そういったところへの高校からの大学訪問も受け入

れを対応しているところでございます。

【松本委員】 オープンスクールも学校訪問も分かるんですけど、どうしても地理的に県北のかなり先のほうにあるキャンパスもありますので、県南とか県央だとなかなか、距離感もあったり、普段からの接触もないわけですよ。ですから、その部分でもうちょっと働きかけを積極的にしていかないと、高校生にとっての認知が低いのかなというところはあります。発信の仕方ですね。

それともう一つは、受験に関して何かインセンティブみたいなものが県内生にあるとなれば、そうしたら、ほかの大学ではなくて県立大学を受けようというふうな動きも出ると思うんですけど、そういったところはお考えでしょうか。

【櫻間学事振興課長】県内受験生に対してのインセンティブでございますが、今、県内生につきましては入学料を半額免除という対応をしております。そのほか入試の制度におきましても、通常は県内生、県外生問わずに受験をしていただく一般選抜試験が基本にはなるんですけども、県内生だけを対象としております総合型選抜とか学校推薦型選抜、そういった県内生に限った試験制度も導入しているところでございます。

【松本委員】 受験で県内生だけ対象にしているところとか、また、県内生の入学金が安くなるというのを、どれだけの県内の高校3年生の生徒と保護者が認知しているかによると思うんです。

私も、娘に大分薦めたんですけども、やっぱり遠いことと関東に行きたいということで受けもしなかったんです。大分説得したんですけども、やっぱりその部分で、オープンキャンパスも、やっぱり遠いからと言って行かなか

ったんです。

知っていれば、もっと県内の、特に県央、県南の高校生が、県北は近くだから行きやすいと思うんですけれども、そういうところの取組もですね。それとインセンティブの情報も、今年、また夏にオープンスクールをしようと思うんですけれども。

そしてまた校舎も新しくなりましたから、印象も変わる。昔の私たちの時代とイメージが大分、学科も学部も変わっていますので、そういったところの発信の強化も、もうちょっと踏み込んでしていただきたいというふうに思います。

それともう一つ、志願倍率なんです。そうは言うものの6.3倍というのは、かなり驚異的に高い数字だと思うんです。少子化で定員割れする大学まで出ている、県立高校はさらに、ほとんどが定員割れしている中に、6.3倍の倍率というのは非常に高い数字だと思うんです。

ちなみに長崎大学の倍率は何倍になっているのでしょうか。

【櫻間学事振興課長】 令和7年度入試で、県立大学は6.3倍でございます。同じ試験で申し上げますと、長崎大学は3.2倍となっております。

【松本委員】 長崎大学が3.2倍、要するに長崎県立大学は長崎大学より倍入りにくい、6.3倍という数字はですね。数字だけを見れば、長崎大学より人気が高いことになると思うんです。

これは、今まで学部再編やキャンパスのこととか、いろいろ努力をされてきた成果によるものだと思います。それも今上がったわけじゃなくて、過去5年間でも6倍から5倍の数字を保っていることで評価をいたしておりますし、それだけ倍率が高いのであれば、定員の見直しも今後、検討の余地はあるんじゃないかと。この状況の中で6倍であるということはニーズが高い

ということですから、経営にも直接影響してきますけれども、先ほど言いました県内生の枠を広げることも含めて、ぜひ、これを機に検討していただきたいと思います。

以上です。

【中村(泰)委員長】 ほかにご質問はございませんか。

【本多委員】 重なってしまう部分もあるんですが、数点お聞かせください。

先ほど松本委員からもありましたけれども、県内就職の割合33.0%の中で、単純に県内生と県外生の割合を教えてくださいませんか。

【中村(泰)委員長】 暫時休憩します。

— 午時 1時46分 休憩 —

— 午後 1時47分 再開 —

【中村(泰)委員長】 委員会を再開いたします。

【櫻間学事振興課長】 33%の内訳として、その中の県内生の割合につきましては、表現が先ほどとちょっと違った表現にはなっておりますけれども、中身は同じです。県内生の県内内定率ということになりますので、先ほどご答弁させていただきました、55.6%となります。

【本多委員】 県内生の県内じゃなくて、県内に就職した人が33%いるんですよね。その中で県内生が何パーセントなのか。

【中村(泰)委員長】 暫時休憩します。

— 午時 1時48分 休憩 —

— 午後 1時49分 再開 —

【中村(泰)委員長】 委員会を再開いたします。

【中尾総務部長】 今回の県内就職者数が209名おります。そのうち、県内出身者が183名、県外が26名ですので、パーセンテージでいきますと、209のうちの183ということで、55.6%とい

うことでございます。

【本多委員】 209名の183。

【中尾総務部長】 県内就職者が209名おります。そのうちの県内生が183名ということですので、すみません。

【中村(泰)委員長】 暫時休憩します。

— 午時 1時50分 休憩 —

— 午後 1時51分 再開 —

【中村(泰)委員長】 委員会を再開します。

【櫻間学事振興課長】 パーセントとしましては87.5%となります。

【本多委員】 やはりというか、圧倒的に県内の学生のほうが県内に就職するというので、そう考えると、松本委員もおっしゃっていましたが、県内の高校生にいかにも県立大学に入学してもらえるかというところが勝負になってくるのかと思います。

看護栄養学科が、その中でも県内就職率が高い学部ということですが、看護師、管理栄養士で、それでも県外に就職してしまわれる方がいて、県外の主な行き先、何県が多いとか、その主な理由を教えてください。

【櫻間学事振興課長】 まず、看護学科で県外の就職先として一番多いのは福岡県でございます。割合としては14.5%となっております。2番目に多いのが東京で、こちらが10.9%となっております。

看護学科で県外に出ている主な理由は、看護学科の場合は、本県にはない最先端の医療を提供する医療機関で技術を磨きたいと、そういった志向を持った学生が県外に出ているということでございます。

それから、栄養健康学科も一番多いのが福岡県で、割合としては16.2%、2番目に多いのは東

京で13.5%となっております。

その理由としましては、管理栄養士の職は、県外と県内の賃金格差がかなり大きいということがあるようでございます。そのため、待遇面で魅力的な企業が県内企業に少ないことが要因となっているのかなというふうには思っているところでございます。

また、求人の数につきましても、栄養士も含めて県内では52社の求人をいただいておりますが、東京からは129社、福岡からは78社と、本県と比べて件数がそちらのほうが多いことも一つの原因かと考えております。

【本多委員】 看護師と管理栄養士では、福岡・東京に行くのにも少し理由が違うところがあるということなんですね。全員が全員、賃金だけで行っているわけではないと分かりました。

次の質問にいきます。これも、ちょっと松本委員と重なるところがあって申し訳ありません。志願倍率です。大学全体の志願倍率は昨年度より低下しておりますが、この主な要因は、前年度の高い志願倍率が受験生の志望校選択に影響したものであるということで、前年度は何倍だったんでしょうか。

【櫻間学事振興課長】 昨年の倍率が6.7倍となっております。経年で申し上げますと、今年が6.3倍、昨年が6.7倍、その前は6.2倍、その前は6.9倍ということで、大体、年によって上下が繰り返されるような感じです。

【本多委員】 上下を繰り返しているものの落ちる年というようなイメージでしょうか。

先ほど、定員に対しての合格者数の話がちらっと出たんですけども、昨年は高い志願倍率、6.7倍だったと、入学者数は、定員に対してどれぐらいあったんでしょうか。

【櫻間学事振興課長】 昨年の実績では、募集人

員498人に対して712人の合格を出しまして、実際に入学したのが557人となっております。

【本多委員】では、志願倍率も高ければ、定員よりもオーバーして入学してくださっていると分かりました。

引き続きお願いいたします。最後になります。私立高等学校の県内就職者の割合で、今年は77.0%と前年同期比7.8ポイントの増加ということですが、この主な要因、私は、何かやっている事業がはまったのかなとか、そういうふうなものを期待しておったんですが、実際のところはこういった理由でしょうか。

【櫻間学事振興課長】私立高校におけます県内就職率上昇の理由は、主には2つの要因があったかと考えております。

まず1つ目は、県内企業の雇用条件がかなり向上していることがございます。これは、各学校の進路指導の担当者から聞き取りを行ったところでは、県内企業の賃金とか休日の制度が、かなり採用条件が良くなっている状況がございます。

もう1つが、生徒が県内企業を知る機会が増えているということがございます。毎年、労働局が主催で企業説明会を、就職未内定者向けに10月ごろに行っていたんですが、こちらを未内定者向けではなく、6月に今回は実施をされております。そのため多くの企業に参加をいただいております。参加する生徒たちも多くの企業と触れ合う機会が得られたということがございます。

あとは、産業労働部で企画されております応募前の職場見学会とか学校独自の職場見学会がだんだん定着してきておりまして、学校側としましては、就職後のミスマッチを防ぐためという目的で、この見学会には必ず出席させようと、

実施させる学校がほとんどとなっております。そういった機会が、生徒にとって事前に県内企業に触れる機会の増加につながっているものと考えております。

また、予算のところでご説明をしましたが、それぞれの学校の県内就職推進員による丁寧な支援も、かなり効果を上げているものというふうに考えております。

【本多委員】では、様々な事業を行っている中で、それが少しずつ効果を発揮し出しているのではないかということですね。

先ほど、直近5年の数字を出していただいて、大体70から75、78、そこら辺をずっとうろろしているということです。数字だけ見ていると、あまり変わらないのかなと、ずっと似たような数字で、効果がないのかなと見るのか、効果がないんじゃないかと食い止めている、よそへ流れる、県外に流れるのをしっかり食い止めての数字だというような見方を取るのか、見方次第ではあるんですけども、引き続き県内就職者を増やしていただく、または外に流出者を減らす、そういった取組を頑張っていただければと思います。以上です。

【中村(泰)委員長】ほかにご質問はございませんか。

【坂本委員】私も、県立大学の就職率の関係、いろいろ伺いたかったんですが、大体、数字としては出されましたので、理解をいたしました。

そもそも論になるんですけど、33%が県内就職の割合ですね。県内就職率は、県立大学の第4期中期計画で目標は44%となっているわけですね。県内出身学生の県内就職率は圧倒的に高いということですが、学生の割合として52%、48%という数字が出されました。

県立大学の目標というんですかね、方針とし

て、県立大学ですから、できるだけ県内の学生をたくさん呼び込もうと、そして、その皆さん方に県内にたくさん就職してもらおうというふうな方針があるのか、あるいは、もちろんそれが一番いいけれども、県外からの学生を受け入れることで大学のレベルを今よりも上げていくのも併せ持って取り組んでいるのか、どこら辺にびしっと方針を持っているのかが知りたいと思っています。

この目標の県内就職率44%が、この評価委員会の以前の資料でもそうですし、今もそうじゃないかなと思いますけど、高いのか低いのか。実際に33%、10%以上乖離があって、そもそもこの44%が低いのか高いのかと、そんな議論もあっているようですので、県立大学の方針として、そこら辺をどうバランスをとりながらしていこうとしているのか、そこをお聞かせいただきたいと思います。

【櫻間学事振興課長】県立の大学でございますので、やはり一番理想としましては県内生に多く入っていただくのが理想というふうには考えております。

ただ、そうした場合に県内生に選んでいただける、選ばれる大学となるためには、やはり大学の価値を上げる必要がございます。そのためには、県内からだけではなく、県外からも評価される大学である必要があるというふうに考えております。

そのため、県内だけにアピールをするのではなく、県外に対しても一定アピールをしていて、もちろん県内で活躍していただきたいのが一番ではございますけれども、学生の中には、県外に出てご活躍されて長崎に貢献していただく卒業生も輩出する大学であることで、大学の価値を高めるということも一つございます。

ただ、そこら辺はなかなか、バランスをどの程度、どちらに軸を置くのかは難しいところはございますけれども、やはりそこは最終的にといいますか、一番の目的は、やはり県立の大学でありますので、県内生がしっかり県内で活躍していける人材に育っていくのが一番の目標になるかと思います。

【坂本委員】分かりました。できるだけ県内の皆さん方を受け入れながら、県内に就職してもらおうという大きな目標があって、その上で、県内外から魅力ある大学として、レベルも含めて価値を上げていくというふうな方針だと理解しましたので、ぜひ、それはそれで頑張っていたきたいと思います。

それと、これは県庁内の横の連携になるかと思いますが、未来人材課が大学生の県内就職促進事業というのをやっているんです。高校生の県内就職促進事業というのもやっているんです。そういったところとの連携というんですかね。これは未来人材課ですから所管が違うと思うんですけれども、要するに私立高校の県内就職、あるいは県立大学の県内就職と少し連携しながらやっているのかどうか、そこら辺はいかがですか。

【櫻間学事振興課長】午前中の委員会の中でご説明しました、県内就職支援員を県立大学には配置しております。その県内就職支援員は、大学の支援員になる前は、県の産業労働部の産業振興財団でご活躍いただいた職員であります。そのため、県とのつながりというのはかなり、その職員を通じてやり取りをしております、まさに県の事業につきましては大学においてもしっかりと共有が図られているところでございます。

私立高校におきまして、特に未来人材課と

の連携ということで申し上げますと、それぞれの学校の実態、高校生の今の就職状況とか傾向とか、そういったものを確認する際には、学事振興課と未来人材課合同で、一緒に学校を訪問して実態の把握に努めて、また、その場で様々な産業労働部の事業についても学校に対してご紹介をさせていただいているところでございます。

【坂本委員】 分かりました。今、答弁があったような形で連携を取っているということでありますので、今後も引き続きよろしく願いいたします。

【中村(泰)委員長】 ほかにご質問はありませんか。

【山村委員】 私も、就職のことでお聞かせ願いたいというか、ご提案も含めてお話しさせていただければと思います。

多くの学生と話した時に、「4年制大学の女性の文系の子たちが長崎県内に働くところがないんですよね」というのはよく聞く話でして、県立大学って多分、文系の女性の方がかなり数多くて、その方々と話すと、公務員か銀行かな、というくらいな感じでお話をいただいております。

県立大学の特徴というのは多分、公共政策学科にあるように、公務員になれるかなというところが多くて、実はそこがなかなかPRが上手にできていないのかなと思っていました。

私がいる諫早でいけば、諫早農業高校の農業土木科って、ものすごく倍率が高いんですよね。生徒のほぼ100%が公務員になれるということで、変な話、諫早高校に行くぐらいなら、諫早農業の土木に行って公務員になった方がまだという子たちがいっぱい集まってきているような実態もありまして、恐らく、将来が見えやす

い学科になっていくというか。公務員なんて、ある意味、勉強すればきちとなっていける職業なので、そういったところももうちょっと鮮明に打ち出していてもいいのかなと思いながら、県内でいかに働いていただくか、今、公務員不足も叫ばれていますので、そういったところも含めて、少し戦略的にやったらどうかと思います。ちょっとご提案をと思って発言しました。何かありましたら、ご回答いただければと思います。

【櫻間学事振興課長】 大学としましては、それぞれの学科の特色につきまして、大学案内等を通じてPRをしているつもりではあるんですけども、なかなかそれが、今委員ご指摘のとおり高校生に伝わっていないところがあるかと思っています。そこら辺についてはしっかり、それぞれの学科がどういった特色を持つのかといった周知には、より力を入れていかないというふうに受け止めております。

【中村(泰)委員長】 ほかにご質問はありませんか。

【近藤委員】 私からちょっと、分からないことを教えてください。私学の振興費の中で、職員の給料も何パーセントか、こっちから出ているんですかね。助成しているわけですかね、私学の先生の。

【櫻間学事振興課長】 私立学校教育振興費は、学校法人が学校を運営するために要する経常的経費が対象ということで、人件費にこれを充ててくださいということではなくて、使い道としては経常費であれば対象となりますので、もし学校側がそれを人件費に充てているのであれば充当になっているかと思っています。

【近藤委員】 じゃあ、私立学校に対しての助成金というのは、授業料の助成金じゃなくて、こ

の場合には全てが入り込むということなんでしょうか、今まで助成というのは。

【櫻間学事振興課長】ただいま申し上げましたのは、私立学校に対する補助金の中の私立学校教育費補助金、幾つかある中の一つが私立学校教育振興費補助金で、この補助金については、授業料とかではなくて経常経費、私立学校の経常経費を対象として支援をする補助金ということになっております。

【近藤委員】授業料に、私立学校から生徒に対して、今まで免除を少しやっていますよね。その名目は何でやっているんですか。

【櫻間学事振興課長】授業料に対しましては、補足説明で申し上げましたが、就学支援金制度と私立学校授業料軽減補助金、この2つの補助金によって補助をしているということでございます。

【近藤委員】じゃあ、授業料に関してはその補助金で、今回のこのペーパーに出ている、国が出しているのは、その補助金に対してのプラスと考えてよろしいんですか。

【櫻間学事振興課長】このお配りしました資料に載っている数字は、全て授業料に対する補助金ということになります。

【近藤委員】分かりました。

補助金の対象となると、生徒に対して幾らか、それとも学校に対して幾らか、どちらで出すんですか。

【櫻間学事振興課長】学校が授業料を減免した分に対して、県は学校に対して、この補助金を支出します。その分、学校は生徒から授業料を徴収しないという形になります。

【近藤委員】今、補助金を私立学校に出しているでしょう。その時の目安は何で出しているんですか。今まで、生徒の人数に対して補助金を

学校に出していたんじゃないんですか。

【櫻間学事振興課長】ただいま申し上げましたのは、先ほどの授業料減免補助金です。

委員から当初ご質問いただきました私立学校教育振興費補助金につきましては、算定の基としましては生徒数になっております。生徒数の定員を上限に、定員内の人数で実際にいる実員を対象として、予算に応じて県で単価を決定しますけれども、その単価掛ける生徒数で、その額を算出しております。

【近藤委員】例えば100人定員のところで120人入っていた、その時はどうするんですか。

【櫻間学事振興課長】定員100人のところに120人いた場合につきましては、定員100ですので、100人分まで支出ということになります。

【近藤委員】20人分のペナルティとか何とかはないわけですね。

【櫻間学事振興課長】定員を上回って受け入れている場合、今、ペナルティの話が出ましたけれども、ペナルティという言い方が適切かどうか分からないんですけれども、この制度には不交付の基準というのがございまして、まず、1学年1クラス以下の小規模の学校は不交付条件の適用外なんですけれども、それ以上の学校におきましては、定員の充足率が130%を超えた場合、あるいは逆に定員の充足率が70%を下回った場合には、この補助金を交付しないというルールになっております。

ただ、定員を下回って即、不交付とした場合には、かなり経営に大きな影響が及びますから、ここにつきましては改善計画の提出とか定員の見直しを条件に、3年間、段階的に削減を行っていくというルールになっております。

【近藤委員】今、私立学校も格差があるんですよ。例えば諫早市の3校みたいに受験者が多い

ところと、逆に70%を下がりそうな学校もかなりあるんですよ、私立学校にしたって。例えば高校生の授業料の無償化とか、いろいろ補助金が出てきている中で、高校の定員を超えている学校、逆に超えていない学校を、パーセントでいいから教えてもらえますか。

【中村(泰)委員長】 暫時休憩します。

— 午後 2時17分 休憩 —

— 午後 2時17分 再開 —

【中村(泰)委員長】 委員会を再開します。

【櫻間学事振興課長】 定員を超過している学校が6校ございます。それ以外の学校は、全て定員を割っている状況でございます。

【近藤委員】 私が一番言いたいのは、今、数字がぼんぼんとしてこなかったでしょう。ここは補助金をやりながら、私立学校に関しての監督の場所はここなんですよ。

公立学校では教育委員会が全部やっています。その中で学校評価とか、いろんな問題も出てくると思うんです。

私立学校で何か問題が起こったら、必ずこっちにくるんですね。教育委員会じゃないですよ。その中で、学校評価をこっち側でやっていると思うんですけれども、今現在、私立学校の学校評価はどういうふうな形でやっているのか、教えてもらえますか。

【櫻間学事振興課長】 私立学校の学校評価は、学事振興課で所管しております私立学校は全て、毎年学校評価を行っております。

学校評価の主な調査・評価内容としましては、教育活動全般、学習活動、進路指導とか生活指導、学校行事や学級・生徒会活動、教育環境などとなっております。

一般的な評価の流れとしましては、まず、生

徒や保護者にアンケートを実施いたしまして、その結果を踏まえて各学校で自己評価を行いまして、県に提出をしてもらうという流れになっております。また、各学校におきましては、それぞれホームページとか学校新聞などで公表を行うこととなっております。

【近藤委員】 分かりました。その中で、ペーパーだけの学校評価という形でやるというのが、午前中から見ておって、先生方の質問に数字をぱぱっと出していることには、自分も感心はしているんですけれども、例えば教育委員会は、その学校に直接出向いて、教頭、校長と話すとか、そういう形をとっているんですけれども、今、私学に対してはないんでしょうか。

【櫻間学事振興課長】 私立学校におきましても、全校毎年ではないんですけれども、3年に1回、各私立小・中・高等学校、それぞれの教頭、副校長の個別面談を実施しております。学事振興課の職員が学校に実際に赴いて、そこで学校運営上の問題とか悩みなどの聞き取り、それから必要な指導を行っているところでございます。

また、教頭・副校長面談を実施した次の年に、今度は学校というよりは学校法人に対する検査も行っております。その際にも、学校の管理職に対して個別の相談とか指導を行っているところでございます。

こういった取組は、私立学校における教育実践の把握に努めるためにも、我々としても必要な取組と思っておりますので、今後も継続してまいりたいと考えております。

【近藤委員】 いい取組だと思います。もう本当に感謝します、そこまでやっていただけると。

その中身で一つだけ、ちょっとですね。今、高校生の数が少ない中で、私立学校において、この1年間で退学者が大体何人くらい出たか、

その数は分かりますか。

【櫻間学事振興課長】私立高校の中途退学者は、通信制も含めた数字になります。数字の把握の方法としては、国のほうで調査が実施されております。その調査の令和5年度の結果で170人となっております。

【近藤委員】国のあれじゃなくて、各私立学校で、例えばどこの学校は1年間に何人学校をやめた、次のB高校は何人やめたと、その数を把握して、その原因をしっかりと理解してもらいたい。いろんな生徒の保護者とか生徒から、そういう問題、学校に対する問題、そういうものをいろいろ聞くことがあります。だから、そこまでしっかり把握した中で学校評価に取り組んでいただければと思います。

ありがとうございました。

【中村(泰)委員長】ほかにご質問はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】ほかに質問がないようですので、総務部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 2時23分 休憩 —

— 午後 2時26分 再開 —

【中村(泰)委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、総務部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、3月10日月曜日は、午前10時から委員会を再開し、教育委員会関係の審査を行います。

大変お疲れさまでした。

— 午後 2時27分 散会 —

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年3月10日

自 午前 9時58分
至 午後 4時21分
於 委員会室2

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	中村 泰輔 君
副委員長(副会長)	虎島 泰洋 君
委 員	中山 功 君
"	溝口 芙美雄 君
"	前田 哲也 君
"	中島 浩介 君
"	松本 洋介 君
"	近藤 智昭 君
"	坂本 浩 君
"	山村 健志 君
"	本多 泰邦 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

教 育 長	前川 謙介 君
教 育 次 長	狩野 博臣 君
教 育 次 長	坂口 育裕 君
教 育 政 策 課 長	犬塚 尚志 君
働きがい推進室長	山下 健哲 君
福 利 厚 生 室 長	市瀬加緒理 君
教育環境整備課長	山崎 賢一 君
義 務 教 育 課 長	岡野 利男 君

義務教育課人事管理監	谷口 昭文 君
高 校 教 育 課 長	田川耕太郎 君
高校教育課人事管理監	岩坪 正裕 君
高校教育課企画監	直塚 健 君
教育DX推進室長	前田 和信 君
特別支援教育課長	近藤 亮二 君
児童生徒支援課長	長池 一徳 君
生涯学習課長	加藤 盛彦 君
学芸文化課長	岩尾 哲郎 君
学芸文化課企画監	鬼塚 晃嗣 君
体育保健課長(参事監)	松山 度良 君
体育保健課体育指導監	永田 数馬 君
教育センター所長	竹之内 覚 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前 9時58分 開議 —

【中村(泰)委員長】 委員会及び分科会を再開いたします。

これより、教育委員会関係の審査を行います。

【中村(泰)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

教育長より予算議案の説明を求めます。

【前川教育長】 おはようございます。

分科会関係議案説明資料の2ページをお開きください。

教育委員会関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和7年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第47号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算(第6号)」のうち関係部分、第61号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予

算（第7号）」のうち関係部分であります。

予算関係議案の説明に先立ちまして、令和7年度教育行政の基本方針についてご説明いたします。

令和7年度当初予算においては、長崎県総合計画、新しい長崎県づくりのビジョン、また第四期長崎県教育振興基本計画に基づき、子どもたち一人一人に対応した教育や新しい時代に求められるグローバル人材の育成、多様な学びの提供などによる教育環境の充実等により、喫緊の教育課題や社会情勢に対応した諸施策を着実に推進してまいります。

以下、令和7年度の主要事業について新規・拡充事業を中心にご説明いたします。

確かな学力の育成について。

これにつきましては、令和6年度から実施しております「令和の長崎スクール事業」ほか、記載のとおりでございます。

3ページをお開きください。

（豊かな心の育成）

これにつきましては、「第五次長崎県子ども読書活動推進計画」に基づき推進をしております。記載のとおりでございます。

（健やかな体の育成）

子どもたちの体力や運動能力の低下が課題となっている中、子どもたちに「健やかな体」や「豊かなスポーツライフを継続する資質・能力」を身に付けさせるためには、学校を中心とした取組に加え、時代の変化や子どもたちの発達段階等に応じた取組を家庭や地域、競技団体などと連携しながら、一体的に展開することが重要であると考えております。

このため、新たにプロスポーツ選手等との交流会や、専門性の高い外部指導者の体育授業への派遣、親子で一緒に体を動かすイベントの開

催などに取り組むことにより、子どもたちの運動に対する興味・関心を高め、自ら運動に親しむ習慣を身に付けさせることで、体力・運動能力の向上を目指してまいります。

（ふるさと教育・キャリア教育・職業教育の推進）

5行目からでございます。

小中学校においては、令和7年度から「『つながる長崎』ふるさと教育総合推進事業」として、学校と企業の協働によるふるさと教育事業や、学校間の連携協働により探究的な学習に取り組むふるさと教育について研究を行う新たなモデル校事業、また、ふるさと長崎県への理解を一層深めるための学習用ホームページの作成、地域ぐるみのふるさと教育の啓発を図る取組など、つながりを育むふるさと教育の充実を図ってまいります。

高校段階においては、令和6年度から「NEXT長崎人材育成事業」として、産業界と教育現場、県の関係部局が協働しながら連携する仕組みをつくり、産業教育の「学びの連携」の充実を図ることで、地域産業の持続的発展につながる人材の育成を進めております。

5ページをお開きください。

（グローバル化に対応した教育の推進）

3行目からでございます。

小中学校においては、令和5年度から、「『Believe You Can』英語発信力強化事業」として、グローバル化する社会に必要な児童生徒の英語発信力強化に主眼を置いた事業を展開しております。

高等学校においては、令和7年度は「世界とつながるNAGASAKIグローバル人材育成事業」を実施し、これからのグローバル社会において求められる異なる言語や文化、価値への理

解、そしてオンデマンド配信教材やメタバースを活用した国際交流等による外国語教育をより充実させることで、コミュニケーション能力の向上を図り、国際県長崎の地域経済の発展の下支えとなるグローバル人材の育成に努めてまいります。

地域資源を活かした体験活動の提供は、記載のとおりでございます。

6ページをお開きください。

（特別支援教育の推進）

4行目からでございます。

特別支援学校における医療的ケアを必要とする児童生徒の安全・安心な学校生活を確保するため、令和6年度から医療的ケア児を対象とした通学支援を実施しております。令和7年度には、その取組を関係者間で共有することにより、医療的ケア看護職員の専門性の向上や校内支援体制の充実を図り、安全・安心な通学支援に取り組んでまいります。

（教育DXの推進）

5行目から、令和6年度からのGIGAスクール構想第2期においては、第1期に整備した端末が更新時期を迎えることから、5年間をかけて端末を計画的に更新するとともに、端末の故障時等においても子供たちの学びを止めない観点から、予備機の整備も一体的に推進されるよう、文部科学省からの補助金を原資に、令和5年度に基金を設置しました。当該基金を活用しつつ、令和6年度から10年度にかけて、県を中心とした共同調達等を実施することにより、公立小中学校の情報機器を効率的に整備することを目指してまいります。

さらに、ICTを活用した教育活動の取組の一つとして、離島・半島地域の小規模高等における学びの充実を図るため、「長崎県遠隔教育セ

ンター」を4月に開設します。各教科の専門教員による幅広い選択科目等の授業を遠隔で実施し、生徒の多様な進路希望に対応するとともに、外部人材を活用した多様な学びのコンテンツを提供することで、県立高校における生徒の多様な学びの充実を推進してまいります。

さらには、高校段階におけるデジタル等成長分野を支える人材育成の抜本的強化を図るため、情報・数学等の教育を重視するカリキュラムを実施するとともに、ICTを活用した文理横断的・探究的な学びを強化する高校に対して、必要な環境を整備して参りたいと考えております。

県立高校の魅力化の推進は、記載のとおりでございます。

（教員の「働きがい」改革の推進）

8ページ、6行目からでございます。

県立学校においては、業務支援員の配置やデジタル採点システムの活用、モデル校における生徒主体の学校づくりと教職員の働き方・働きがい改革を推進する実践研究などを行うとともに、小中学校においては、業務支援員の配置補助やモデル校におけるコミュニティ・スクールを通じた働き方改革の実践研究などを行い、教員の業務負担軽減につながる取組を推進してまいります。

また、令和5年度に設置した有識者や民間の方による教職の魅力化作戦会議において、これまでご審議いただいた内容を踏まえ、提言として取りまとめていただくこととしており、各市町教育委員会とともに提言を踏まえた取組についても進めてまいります。

また、採用試験の実施時期の前倒しや1次試験に限り大学3年生も受験可能にするなどにより、受験者の確保を図るとともに、学校スタッフマッチングシステムによる臨時的任用教員等

の確保を図ります。

さらに、SNS等各種広報媒体を積極的に活用し、これらの取組や教育情報を発信し、学校を応援する気運を県内に広げ、本県教育の担い手の確保に努めてまいります。

（安心して学べる環境の整備）

いじめ、不登校、暴力行為など児童生徒が抱える諸課題には、子どもの不安な心理状況や子どもを取り巻く環境等が大きく影響することから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを計画的に配置するとともに、令和7年度は、不登校児童生徒の支援体制の強化のために、新たに、教育支援センター等へスクールカウンセラーを配置することとしています。引き続き、教職員、心理や社会福祉の専門家及び関係機関等が相互に連携した教育相談体制の整備を行ってまいります。

不登校児童生徒が増加を続ける中、令和6年度から「学校内外における児童生徒の学びの場創出事業」として、小・中学校において、クラスに入ることができない子どもたちの学びの場となる校内教育支援センターの設置を推進するとともに、学校外の様々な相談機関等と連携の強化を促してまいりました。令和7年度は、本事業を活用する市町が増加することから、更なる校内教育支援センターの設置を図るとともに、新たに県立中学校3校へ校内教育支援センターの支援員を配置することとしています。これらの取組を通し、不登校児童生徒の支援の一層の充実に努めてまいります。

生涯を通じて学ぶことができる拠点づくりは、記載のとおりでございます。

10ページをお開きください。

（地域と学校の未来をつくる活動の推進）

4行目からでございます。

学校と保護者、地域住民等が、目標やビジョンを共有しながら教育活動に参画するコミュニティ・スクールの導入拡大と、導入校の取組の質の向上に、市町教育委員会、校長会、PTA等と連携して取り組み、「地域とともにある学校づくり」を推進してまいります。

その他の事業は、記載のとおりでございます。

下段、地域で育む文化・スポーツ活動の推進。

部活動の地域移行につきましては、現在、全市町において協議会等が設置され、各市町の実情に応じた円滑な地域移行に向けた取組が進められているところであり、令和7年度は、2市町増えた12市町において国の実証事業を活用し、地域クラブ等の運営体制の構築や費用負担の在り方、指導者の確保等についての取組が行われることとなっております。

（文化芸術活動の推進）

7行目でございます。

令和7年度から「地域社会におけるこどもの文化芸術活動推進事業」を実施し、地域子ども教室等、子どもたちが活動する場において、文化芸術活動等に積極的に取り組んでもらい、地域での子どもたちの文化芸術活動の場を増やすことで、将来にわたり文化芸術活動に親しむ環境づくりを推進してまいります。

（文化財の保存・活用）

12ページをお願いいたします。

令和7年度から「『身近な埋蔵文化財の魅力』再発見事業」として、各学校所蔵の埋蔵文化財を教材として整理・活用することで、埋蔵文化財への理解を深めるとともに郷土を愛する人材を育成し、その公開により地域の活性化を促進してまいります。

（競技スポーツの推進）

4行目でございます。

令和7年度は、国民スポーツ大会滋賀大会の予選となる、第45回九州ブロック大会が長崎県を主会場として開催されます。本県の選手及びチームが、多くの出場権を獲得し、本大会での総合成績躍進のため、引き続き、県スポーツ協会や競技団体と連携しながら、選手の更なる育成・強化に取り組んでまいります。

次に、これまで申し上げました主要事業を含め、第1号議案「令和7年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

教育委員会所管の歳出予算総額は、1,309億9,071万円となっており、内容は、記載のとおりでございます。

13ページでございます。

歳入予算総額は、292億7,264万6,000円となっており、内容は、記載のとおりであります。

歳出予算の主なものについては、13ページから15ページ上段に記載のとおりでございます。

15ページ下段の債務負担行為につきましては、この15ページ下段から16ページ上段にかけて記載のとおりでございます。

次に、16ページ中段の第47号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

教育委員会所管の補正予算額は、歳入予算では、合計9億448万6,000円の増、歳出予算では、合計6億3,997万円の減であります。

この結果、令和6年度の教育委員会所管の歳出予算総額は、1,325億3,472万1,000円となります。

歳入予算及び歳出予算の主な内容については、17ページから19ページ中段にかけて記載のとおりでございます。

次に、19ページ下段の繰越明許費につきましては、記載のとおりでございます。

19ページ最終行の第61号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

教育委員会所管の補正予算額は、歳入予算では、国庫支出金6億9,009万円の増、歳出予算の内訳は、記載のとおりでございます。合計31億2,978万円の増であります。

この結果、令和6年度の教育委員会所管の歳出予算総額は、1,356億6,450万1,000円となります。

歳入予算の内容といたしましては、教職員給与に係る義務教育費国庫負担金であります。

歳出予算の内容といたしましては、職員等の給与改定に要する経費であります。

（令和6年度補正予算の専決処分について）

令和6年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和6年度の予算については、今議会に補正をお願いいたしておりますが、今後、年間の執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じてまいりますので、3月末をもって、令和6年度予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承賜りますようお願いいたします。

以上で教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村(泰)分科会長】 次に、提出のありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料（政策的新規事業）」の計上状況について、説明を求めます。

【犬塚教育政策課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき本分科会に提出いたしました政策的新規事業の計上状況のうち、教育

庁関係の事業について、ご説明いたします。

資料3ページをお開きください。

教育庁関係では、上から2つ目、「つながる長崎」ふるさと教育総合推進事業費以下4事業について、新規事業として要求を行いました。

表の右から4列目に要求額、その右側に計上額を記載しております。

計上内容につきましては、事業内容等の精査が4件となっております。

以上、政策等新規事業の計上状況について、説明を終わります。

【中村(泰)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

【松本委員】 それでは、一般会計予算額の横長資料40ページの人材確保対策費、教員のなり手不足解消プロジェクト費について、質問をさせていただきます。

もう人手不足というのは、民間もそうですが、公務員もそうですし、教員も、なり手不足ということで、今後、非常に退職者が増える場合は懸念されているという背景がある中で、今回、予算額が前年度に比べて2,789万円増額になっており、8,748万5,000円となっております。まず、この増額した部分はどの部分に充てたのか、お尋ねをいたします。

【谷口義務教育課人事管理監】 委員のご質問にお答えします。

この部分につきましては、スクールサポートスタッフの事業の増額がほとんどでございます。教育業務支援員を配置する市町へ、補助額として、来年度当初予算案にして2,124万5,000円の増額を計上したところであります。

スクールサポートスタッフは、教師の負担軽減

を図り、教師がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できるよう、学習プリント等の準備や電話対応、さらには消毒作業等の事務的な業務をサポートする支援員でございます。文部科学省は、全ての小中学校に配置する予算を確保しており、本県におきましても、学校教育活動の充実と、そして働き方改革を実現していくためには、県内全ての小中学校を目標に、より多くの学校に配置が必要であると考えているところでございます。

令和6年度現在で申しますと、長崎県の公立小中学校は、分校も含めまして469校でございます。スクールサポートスタッフにつきましては、今年度は145名分の配置を支援する予算を確保しましたが、これは全学校の約30%程度というところにとどまっているところでございまして、次年度、増額を要求したところでございます。

【松本委員】 そうしますと、2,124万円は、何名分のスクールサポートスタッフの人件費なのかということと、先ほど答弁の中に、業務内容、スクールサポートというのは、プリントの準備とか、電話を受けることということでありました。つまり、授業の補佐ではなくて、あくまでもサポートというわけですから、言い方はあれですけども、授業以外のその他業務を担当するというところでよろしいでしょうか。

【谷口義務教育課人事管理監】 次年度につきましては、約175名を予定しているところでございます。

このスクールサポートスタッフの業務内容につきましては、委員がおっしゃるように、授業以外で事務的な作業が様々ございます。そこをサポートするという業務になります。

【松本委員】 伺ったら、コピーをしたり、電話を受けたり、そういった業務になられるという

ことで認識をしました。

今回のこの事業は、なり手不足解消ということなんですよ。そのコピーをしたり、電話を受けるような業務を公費を使って負担することが、直接的に教員のなり手不足解決につながるのかどうかというのが非常に疑問を持ったので、質問をさせていただきました。

そもそもなり手不足解消、趣旨としては、恐らく、教員の業務の負担軽減というのはわかりますけれども、なり手不足解消という意味においては、やはり教員になりたいという人を増やすことが目的だと思うんです。だから、教員の負担軽減をすることが、教員になりたい人を増やすということに直接的に当たるのかということが、私の疑問に思ったところです。

実は、私も子どもの頃の将来の夢が学校の先生で、それは何でなりたかったかというと、小学校5年生の時の担任の先生がすばらしい熱心な方で、問題のあったクラスをまとめて、人としてということをいろいろ教えてくださったことがきっかけで、教員になろうと思いました。また、高校生の時に進学で学部を選ぶ時は、担任の先生が教育学部を勧めてくださって、教員に向いているから教育学部を選んでみたらどうかというふうなお話をいただいて、結局、政治学科に行ったんですけれども、その後、大学で学習塾の講師をして、こっちに帰ってきて学習塾を10年ほど運営するきっかけになりました。

どの業界も人手不足は深刻だと思うんですけれども、一番大事なことは、教員の方が自分のやっている仕事に誇りを持って、そして皆さん多分、目的を持って教員になられたと思うんです。それを直接伝えられる環境に教員の方はあられると思うんです。学生さん、生徒さんがおられるわけだから。何で自分は教員になったか、

そして教員のやりがいはいはこういうものだった、そういうことを生徒、児童に対して伝える、そして教育実習に来られた方に伝える、そういうことをどんどんしていくことによって、なり手不足の解消につながるんじゃないかと思うんです。

2,000万円以上かけて負担軽減をした、教員は負担がありませんよということをいかに訴えようとしても、やはりなりたいという人を増やすための具体的な取組をしなければ、これだけ人手不足の中で、また確かにブラックというようなイメージはあるんですけれども、少なくとも私は、懂れていました。

そして、もう一つは、その条件の中で、そういったことをやられてきた先生方が過去にずっとおられるわけです。だから、何がブラックなのかどうかは働く方の意識の問題だと思うんですけれども、なり手不足解消について、教育長はどのようにお考えでしょうか。

【前川教育長】なり手不足解消、働き方改革、働きがい改革、これは教員が子どもたちと向き合う時間をしっかり確保していくというのが最終の目的だと思っております。その中で一つ、教職員の業務量を減らす、それから委員ご指摘のとおり、教職員の数をしっかり確保していく、なり手を確保するということが大切だと思っております。

今回予算にお示ししておりますなり手不足解消プロジェクトは、主に、ある程度、予算がかかるものを一くくり、パッケージとして対象としておりますけれども、教職員を目指す、そういった若者たちに、今の仕事の在り方ですとか、学校、教育委員会の取組をしっかりと届けていくというのも非常に大事なことで、思っております。そこはあまり予算をかけずに、ゼロ予算に

近いような形で様々な取組も行っておりまして、県内外の学校、大学あるいは高校に、直接県教委の職員が学生のところに出向いて、そういった話をさせていただいたり、教育学部の学生さんと正式な場で意見交換を行う場をつくっていただいたり、免許は持っているんだけど、少し悩んでいらっしゃる方のためにペーパーティーチャーセミナーをやったり、学校スタッフマッチングシステムをとというシステムをつくってマッチングをしたり、あるいは県内で新規学卒者、4年生に、学校ボランティアとしてインターンシップのような形で学校現場を体験していただく取組なども行っております。また、今年度は、PR動画を作成いたしまして、主に首都圏の学生に、長崎の教員として働くそのよさというものを届けるようなものを、しっかりとしたランディングページもつくりまして発信をしたり、後ほど議案外のところでもご説明させていただきますけれども、教員採用試験の日程をさらに前倒しするような取組も行っていきたいと思っております。

様々な取組をして、教員のなり手をしっかり確保できるように、教育学部の学生、その他若い方々に、しっかりと声が届くような取組を行ってまいりたいと考えております。

【松本委員】 先日、中学1年生の娘がキャリア教育の一環で、職業とはという授業を受けていて、冊子を教育委員会で作られて、様々な職業の説明があって、この仕事は、こういう仕事をするんですよとあって、すごく勉強になったとあって帰ってきたんですけども、その中で、教員のところがあまり入ってなかったんです。そうすれば多分、手前みそになるから、ちょっと遠慮したのかなと思うんですけども、教員のやりがいとか、そういうものは先生が一番

わかっているわけであって、それは教職員も議員もそうだと思うんですけども、みんなは条件がいいから選んでいるわけではなくて、その仕事自体に魅力があるから、それを選ぶわけです。

教育実習を受ける学生さんが、教育実習を受けたことによって教員を諦めたという声をよく聞きます。それは理想と現実のギャップというものを感じて、免許は取るけれども採用試験には行かないというのを聞いたことがあります。だから、そういうところで教育実習を受け入れる側としても、そういった意識を持って取り組むとか、それはお金がかかるものではないと思うので、ただ、やっぱり具体的に自分たちの職場のことだから言いづらい、やりづらいところはありますけれども、その意識というのは、各学校で危機感も持ちながら、次の人材を育てるという意味でも、ソフト面でもしっかり取組をしていただきたいと思います。

次が、44ページです。恐らく、今までの20年、30年前の教育現場と今の教育現場で大きく違うところが、社会情勢が変わってきたことだと思います。その最たるものがこのいじめと不登校です。資料を頂きましたら、いじめについては、令和3年に長崎県内で認知件数が1,791件だったものが、令和5年は2,303件ということで、500件ほど増えています。不登校においては、令和3年2,784人が、令和5年4,095人ということで、全国的にですが、こちらも1,000人以上増えている。いじめ、不登校の認知件数が以前より急増している。しかし、少子化で生徒、児童数は減少しているわけですから、そこに対応する時間に、やはり教員の負担というのは増加しているのではないかと思います。

そういった背景の中で、44ページのいじめ不

登校対策事業費というものが、今回増額が5,561万円ということで、総額3億9,244万円になっておりますが、この5,561万円の主な増額の要因について、お尋ねをいたします。

【長池児童生徒支援課長】 お答えいたします。

主な増額内容といたしましては、スクールカウンセラーの活用事業、これが前年度比3,870万5,000円の増額、それから学校内外における児童生徒の学びの場創出事業が2,152万3,000円の増額ということで、この分が増額内容というふうになっております。

【松本委員】 3,870万円ということで、こちらの増額分は、新たにどこに、何名のスクールカウンセラーを配置するのか、お尋ねいたします。

【長池児童生徒支援課長】 お答えいたします。

令和7年度につきましては、不登校児童生徒の支援体制の強化を図るために、新たに、市町あるいは県にあります教育支援センター等へスクールカウンセラーを配置することにしております。県内で12名のスクールカウンセラーを配置する予定としております。

【松本委員】 教育支援センターに配置する意図は何でしょうか。

【長池児童生徒支援課長】 お答えいたします。

これまで、スクールカウンセラーによるカウンセリングを受けるためには、基本的に、児童生徒が在籍する学校を窓口として、その学校に配置されたスクールカウンセラーによるカウンセリングを受けることになっておりました。ただ、不登校ということになりますと、その学校に行きづらさを感じているわけですので、なかなかつながらない可能性がございます。よって、今回、不登校に特化したスクールカウンセラーが教育支援センター等に通所する児童生徒の心のケアに従事するほか、要請に応じた上で、家

庭やフリースクール等、学校外におけるアウトリーチ的な支援、こういったものを行うことができるようになります。こういったところを目指して、不登校児童生徒がスクールカウンセラーによる支援を受けやすい機会を保障するということを目的としております。

【松本委員】 そもそも不登校なわけだから、学校に行きたくない。保護者の方も学校に相談しづらいところもある中で、校内教育支援センターを外で活用するというのは非常に効果的だと思いますし、また民間とも、フリースクールとも連携がしやすくなるという意味で、今回の12名が有効的に活用されるように取り組んでいただきたいのですが、そもそもスクールカウンセラーは、現状どれだけ足りているのかということを確認したいんですけれども、現在の本県のスクールカウンセラーは何名いて、この人数が地域間格差があるのか、把握している現状について、お尋ねいたします。

【長池児童生徒支援課長】 お答えいたします。

令和6年度、県内のスクールカウンセラーは全部で104名配置をしております。

人数がどういう状況かということなんですけれども、令和5年度以降、スクールカウンセラーの配置の方式が拠点校配置方式ということで、中学校区に全て配置をし、周辺の小学校に、エリアという形で配置をすることになりましたので、一人ひとりのスクールカウンセラーが複数校に勤務するということになりまして、1校当たりの配置時間は、それ以前の配置方式と比べると減少傾向にございます。

【松本委員】 多ければいいんでしょうけれども、私も伺った話では、1人で複数校を担当している、専属ではないということで、そうするとやはり相談を受ける時間帯というのは重なるもの

ですから、それぞれの学校で時期が重複しているために、待たなきゃいけないという状況、ということは、つまり足りていないということでもありますし、もう一つは、地域間格差です。生徒、児童数が多い学校と少ない学校で、もちろんそれは比例して相談件数も多い方が増えてくるわけですから、それは市町からの要望も上がってくると思いますので、今後も、どのような状況、足りているのか、足りていないかの状況も県教委として把握していただいて、また今回の校内教育支援センターをどう活用するかというところも含めて、しっかりと今年度も状況調査していただきたいと思います。

それと、一般質問でも出ていました校内教育支援センターが拡充されているということで、今回も予算として2,152万円が計上されておりまして、現状の8市町から14市町に拡大をしていくということですが、これは国費も入っていますし、非常に大きな成果だと思うんですけども、ここの部分で、つくったはいいいけれども、その後どうなったのかという部分というのをフォローアップしていくことが重要だと思いますし、まだ21市町が設置できていないということです。ですから、今後、21市町全てに配置できるまでに何か課題というか、そういったものがあるのでしょうか。今後さらに増やしていく計画はあるのか、お尋ねいたします。

【長池児童生徒支援課長】ご指摘ありがとうございます。校内教育支援センターにつきましては、本年度から事業として実施しておりまして、令和6年度は、8市町で82校に設置をしております。令和7年度は、さらにそれに6市町増加しまして、14市町で132校に配置する予定で進めていきたいというふうに考えております。

今、効果のご質問がありましたけれども、今

年度実施している学校から、子どもたちにとって、それぞれのいろんな状況は違いますが、総体的に言いますと、その子にとっては状況を改善したと、例えば学校に行きづらさを感じているのが行けるようになった、あるいは少し外に出るようになったとか、そういった状況の変化という点で見られるのは大体6割ぐらいというふうに報告を受けております。

そういった効果もありますことから、こういった事業を広げていくことによって、より多くの不登校の子どもたちにも、そういった機会が与えられればと思って、目指していきたいというふうに思っておりますし、あと今回の新たな事業では、配置されている、配置されていない関係なく、市町の方に、そういった校内教育支援センターの指導に当たる上でのコーディネーターを派遣して、状況や、あるいはこれから設置をするためのいろんな手続き、注意事項等を共有していくように考えておりますので、そういった形で各市町の方等に働きかけていきたいというふうに考えております。

【松本委員】成果がしっかり出ているということです。その情報をまだ配置していない市町の教育委員会に対しても公開して、こういう成果があった、また逆に言えば、初年度なので課題もあると思うんです。だから、初年度、2年、3年とこれから継続していく上で、こういった成果とこういった課題があると、それでまた課題も解決していきながら、ほかの市町に対しても、国費も入りますので、ぜひ前向きに検討していただくように、そしてそれだけやっても、それでもやっぱり毎年いじめ、不登校が減らないという状況でありますから、逆にいえば、抑えているのかもしれませんが、そういったところも含めて、引き続き、しっかり取り組んで

いただきたいと思います。

最後に、51ページの競技力向上特別対策費ということで1億4,368万7,000円について、質問させていただきます。この競技力向上特別対策費なんですが、主な事業内容、何に使っているのか、お尋ねをいたします。

【松山体育保健課長】競技力向上特別対策費でございますけれども、大きく分けまして3つの事業費を計上させていただいております。まず、本県の競技力向上を図るために、官民一体となって設置をしております長崎県競技力向上対策本部への委託経費といたしまして8,397万1,000円、次に、本県ジュニア選手の競技力向上を図るために、中体連19競技の専門部と高等学校運動部を指定いたしまして、その活動費を助成いたします経費として4,930万1,000円、最後に、トレーナー派遣でありますとか、県が所有をしておりますセーリング艇などの競技用備品の管理費等として1,041万5,000円の合計1億4,368万7,000円を計上させていただいているところでございます。

【松本委員】今、答弁の中にありました半分以上が競技力向上対策本部事業への委託費ということで、この委託費、委託する金額になると思うのですが、委託費の用途は何になるのか、お尋ねします。

【松山体育保健課長】事業の用途でございますけれども、基本的には、選手の強化のための経費でありますとか、指導者を育成するための経費ということで計上させていただいております。まず、令和7年度、滋賀県で開催されます国民スポーツ大会に向けまして、各競技団体が強化を図るために実施する県外遠征でありますとか、県内合宿等に要する経費などの助成として5,537万1,000円を、次世代を担うジュニア選手

の育成のために各競技団体が実施する強化事業費の助成といたしまして2,510万円を、各競技団体が指導者育成のために県外のトップレベルの講師を招聘したり、また県外の派遣を行うための経費として350万円を、合計で8,397万1,000円を計上させていただいているところでございます。

【松本委員】最近よく地域で伺うのが、そういった九州大会とか、全国大会に行かれる各競技の方々が、非常に限られた予算の中で、ほとんど自費を使って大会に参加していると。各スポーツにはそれぞれの団体があるんですけれども、予算がすごく厳しい中で、場合によっては、親御さんが出したり、自費で行ったりとかしているという話を伺っております。要するに、スポーツ、大会競技に対する予算が年々減少しているという話を聞いて、気になっておりました。

もう一つ、最近よく聞く話なんですけれども、国体の順位が本県がどんどん下がっているという話も、いろんな方から懸念の心配の声は上がっておりますが、令和4年から6年の国体の本県の順位について、お尋ねをいたします。

【松山体育保健課長】令和4年度は栃木県で開催をされておりますけれども、45位、令和5年度、鹿児島県が39位、本年度開催されました佐賀国スポが40位という結果となっております。

【松本委員】私も記憶に新しい平成26年の長崎国体では、本当にすばらしい成果を上げて、総合優勝できたと思うんですけれども、45位、39位、40位と、かなり低い位置にあるということが、非常に予算とも関係しているんじゃないかというふうに懸念するのですが、ちなみに、長崎国体が平成26年にありましたから、前年度平成25年度の本県の競技力向上対策の予算は幾らだったでしょうか。

【松山体育保健課長】 前年度の平成25年度でございますけれども、スポーツ専門員、アドバイザー配置のための人件費、それと特別コーチ招聘のための経費、また競技力向上対策のための備品整備費などが含まれておりますけれども、全体で6億1,580万4,000円ということになっております。

【松本委員】 新年度が1億4,368万円ですから、国体があったからとはいえ、6億円以上もの予算を投じていた。もちろん順位が全てではありませんけれども、その結果、総合的に優勝するような形になったということで、年々確かに減っていくのは仕方がないと思うんです。ただ、競技の現場から、本当に予算が厳しいという声が上がっていることに対しては、順位も下がっていると、そして今度、部活が地域移行もしていきますので、各競技の団体も、いろいろな負担も出てくると思うのですが、そういった中で、現状のこの予算でニーズに足りているのか、現場の声、そういうものはどのようなものがあったのか、お尋ねします。

【松山体育保健課長】 委員ご指摘のとおり、各競技団体の方からは、十分な競技力向上対策経費というところを求める声があるというのも事実でございます。限られた予算ではありますが、効果的、効率的に執行できるように、本年度からは、各競技団体が提案する形で強化事業に取り組める、そういった工夫もしているところでございます。

引き続き、先ほどご説明いたしました長崎県競技力向上対策本部を中心に、競技団体、またスポーツ協会、関係機関と連携、協力しながら、強力に事業の方を進めていきたいというふうに考えております。

【松本委員】 毎回、九州大会や全国大会で表彰

される方々の報告は受けます。しかし、報告を受けたその選手の裏では、本当に血のにじむような努力もされて、そして多くの方々のサポートがあって、その栄冠をつかまれたと思います。壱岐高校が今回、甲子園へ行かれるのに対しても、多くの方々が賛同し、ご支援をされているような話を聞くと、特に全国レベルとか、また世界レベルのトップアスリートに関しましては、支援というものを下げることなく、そしてそれは各競技からの現場の声も聞きながら、もちろん自助努力も大事ですけれども、支援をしっかりと取り組んでいただくことを要望して、質問を終わります。

【中村(泰)分科会長】 ほか、質問はございませんでしょうか。

【中山委員】 NEXT長崎人材育成事業費について、お尋ねします。これを読むと、産業界と教育界が連携して、産業教育を充実させて、地域産業で活躍したい、地域企業で働きたいという地元意識、ふるさと意識を醸成するとともに、地域産業のために人材を確保して、育成して、そして地場産業を活性化していこうということでもありますから、誠に理にかなっていると思いますが、そこでこの具体的な取組内容について、お尋ねしたいと思います。

【田川高校教育課長】 お尋ねありがとうございます。NEXT長崎人材育成事業ですけれども、まず簡単に目的を申し上げますと、産業界と知事部局、そして専門高校が一体となりまして、地域産業の成長を牽引していくことのできる、そういった人材を育成するといったところがこの事業の目的という形になっております。

そういったことで、事業内容としましては、各産業界、特に、工業、農業、商業といった産業界と一体となって連携をいたしまして、これ

からの専門高校の学びはどういったものであるのか、そういった協議の場を設けるといったものが大きく1つございます。

それから、成長分野ですとか、先端企業への企業見学の実施、それから外部人材を活かしました専門的な講座の実施ですとか、あるいは最近の起業家精神を育むといった意味でのアントレプレナー教育の実施、そういったことを事業内容として織り込んでおります。

【中山委員】具体的な取組の中に、アントレプレナーシップ教育プログラムの開発というふうにあるわけでありますけれども、先ほど説明あったように、アントレプレナーシップというのは起業家精神と訳すそうですけれども、起業家だけではなく、不確実な社会で生きる上では、全ての人に必要であるとも言われておりまして、そういう意味で、全国では、アントレプレナーシッププログラムを民間企業から提供を受けている学校が2024年に1,164校、3万2,244人の生徒が受講しているという報告がありますけれども、本県では、このプログラムの提供を受けている学校があるのかどうか、お尋ねいたしたいと思います。

【田川高校教育課長】アントレプレナーシップゼミに係るご質問をいただきました。本県では、令和4年度からアントレプレナーシップゼミに関わっておりまして、本県独自のプログラム開発に取りかかってまいりました。今年度は、元民間の銀行にお勤めの方を指導主事という形で採用いたしまして、このアントレプレナーシップゼミにも特段の磨きをかけて、本県独自のモデル事業として行っているところでございます。

そういったこともございますので、今、委員がおっしゃいました全国的なプログラムの方には参入をしておりませんで、独自のアントレプ

レナーシップゼミで高校生を募集いたしまして、今年度は2回実施をいたしたといったところでございます。

【中山委員】全国の民間のやつを参考にしながら、県独自でこのプログラムを開発するということについては、その意気込みについては私は非常に評価しているわけです。ただ、このメンバーが、今、銀行関係者が1人おったということでありますけれども、どういうメンバーでこのプログラム開発に当たろうとしているのか、またその時期について、お尋ねしたいと思います。

【田川高校教育課長】まず、このプログラムにつきましては、本課の担当者のみならず、実際に起業を行われた方々、プロの方をお呼びいたしまして、壁打ちといいまして、子どもたちが考えた内容をそれぞれ、こうしたらどうかとか、こんなところの課題はどう考えているとかいうような形で個別に当たっていただきながら行っているといったものになります。今年度は、1学期の段階に1回、それから3学期の段階に1回という形で2回、その時期に実施しているという現状でございます。

【中山委員】取組の手法については理解するわけでありますけれども、起業家精神の捉え方、この辺が現役で起業を行っている人あたりに聞くと、ゼロから1を生み出すような力だというふうに言うわけでありますけれども、県庁職員の行政マンに言わせれば、1から2を生み出す力というふうな、こういう見方もあるわけです。

そこで、私が一番心配するのは、プログラムをつくるに当たって、この辺のポイントをどこに置くのかという問題が一つと、民間人を入れているということでありましたけれども、しかし、この事業を始めて、広げていくためには、

現職の教職員が理解していないと、なかなかそのプログラムをつくったからということで、わかるわけじゃないわけでありまして、教職員に対して、どのような形で起業家精神を学ばせていくというのか、体得させていくとか、この辺について、お尋ねしたいと思います。

【田川高校教育課長】今し方、アントレプレナーシップゼミの本質的なところのご質問をいただいたかなというふうに思っております。このゼミは、確におっしゃるとおり、ゼロから1を生み出す、そういうような子どもたちの育成も念頭に置いておりますけれども、それだけではなくて、就職して、例えば各企業に入社したといった時に、様々な課題を解決できていくような、つまり、1から2に進めていくような能力も含めて育成したいと考えております。

あわせて、教員の理解といったところのご指摘もいただきましたけれども、まさに委員がお考えのとおり、そういった必要性を各学校の教員がどれほど認識していくかといったところも大変重要なところだと考えております。このゼミは、これまでも一般教員にも開放してまいりましたし、今年度は、教員向けの特別な講座を開設し、プログラムを組んだところでございますけれども、あいにく今回、時期もちょっと不適切だったのか、教員からの応募がございませんでしたので、今回は開講に至りませんでしたけれども、次年度は、また工夫をしていきながら、教員向けの講座もやってまいりたいというふうに考えております。

【中山委員】ぜひこの事業を実のあるものにして、たくましい子どもを育てていくということが大事だと考えておりますので、ぜひそういう意味からして、もう一度、教職員に対して、ひとつ粘り強い取組をお願いしておきたいと思

います。

次に、令和の長崎スクール事業475万7,000円ですけれども、これは金額は非常に小さいわけですけれども、私は、これは非常に大事な事業だというふうに実は考えていまして、これまでの日本の教育というのは、認知能力、学力については非常に一生懸命取組んできたし、その結果として、世界的なレベルに達しているわけですが、ただ非認知能力については取組が弱かったというふうに考えておりまして、具体的に言えば、やる気とか、自己肯定感が非常に低いと。少しアンバランスが教育上にあったというふうに考えていまして、これを是正していく必要があると。それを含めて、このたびの学習指導要領は、主体的で、多様的で、深い学びをやろうと。これは当然、先生もそうならんばいかんし、生徒もそれを取得せんばいかんという形で、大きな転換期であるというふうに考えていまして、その意味で、取り組ませるための一つのこの事業ではないかと実は考えているところでございますが、そういう中で、お尋ねしますが、全市町連携型令和の生きる力育成プロジェクト、この事業内容について、お尋ねしたいと思います。

【岡野義務教育課長】ありがとうございます。令和の長崎全市町連携型プロジェクトの概要ですけれども、まずもって、先日もお話をさせていただいたように、今、学習指導要領というのが、現行の学習指導要領から、新しい学習指導要領に切り替わる3年前、そういう時期だということをもう一度、確認させていただきたいと思います。

この中で、例えば、今、委員の方からあったように、主体的・対話的で深い学びであるとか、あるいは個別最適な学び、協働的な学び、1人1

台端末、この10年間で、実に様々なことが教育界に矢継ぎ早に飛んできて、今現在、学校の先生たちが、どういうふうにかいった一連の教育改革をそしゃくして、子どもたちに還元しようか、どういうふうにしていったらいいかということを考えていらっしゃる、そんな時期だというふうに捉えています。

全市町連携型プロジェクトというのは、今の時期を捉えて、長崎の先生たちが、自信を持って長崎の子どもたちの教育に当たることができるよう、そういうことを目指して、手引書であったり、そういうものを示しながら、全市町を通して各学校にそういうことを伝えていきたいということを考えて展開するプロジェクトでございます。

【中山委員】手引書を作って学校に回して、それで理解できれば大変ありがたいと考えておりますが、そう簡単なものじゃないというふうに思っています、学習指導要領、現在もそうですけれども、新しいやつについても、大きく変わっていくのではないかとということで今考えています。

そこで、学習指導要領が学校現場になかなか浸透しないという声があります。その理由は、学校現場の教員は、学習指導要領よりも教科書を優先すると、教科書から引っ張られているという声があります。そこで、現行の学習指導要領も、私は、十分に浸透しているとは言い難いというふうに考えていまして、今のを含めて、手引書だけでできるようであれば、本当に教育というのはそういう生易しいものじゃないと。そこで、現在の教職員全員、読み込みといいますが、それが擦り切れるくらいやらないかという話もありますし、勉強会や研修会が必要であるという声もあるわけです。これらについて、

現在のやつも浸透していないと私は考えていますけれども、これからまだ時間はありますので、まずここをきちんと取り組む必要があると考えておりますが、どのように取り組んでいくのか、まずお聞きしたいと思います。

【岡野義務教育課長】今現在、国の方で、新しい学習指導要領がどのようにあるべきかという審議がなされているところです。その審議の大きな柱の一つとして、まさに委員がご指摘なさったように、現行の学習指導要領も含めて、学習指導要領がいかにわかりやすく、先生たちに使いやすいものになるかと、そういう使いやすいものにするかということが大きなテーマの一つとして取り上げられているということをご紹介させていただきたいと思います。

あわせて、まさにご指摘のあったように、現場の学校の先生たちが学習指導要領をじっくりと読みこなして、自分の教育実践につなげることが今どれだけでできているのかということとは、我々も大きな課題の一つとして捉えています。先生方が実践でやられていることと学習指導要領に掲げられてある理念が本当に合致しているものなんだ、自分たちの教育活動が、そういう学習指導要領にのっとって、よりよいものに向かっていかなければならないと、そういうことを考えた研修会の打ち方、これもご指摘どおり、考えていかなければならないと思っています。

あわせて、最後になりますけれども、次の学習指導要領に向けて、文部科学省は、今現在行っている審議の途中経過をこれまで以上に丁寧に、様々な媒体を使って我々に発信をしております。こういったことを学校現場の先生たちに県の教育委員会からも紹介をして、なるべく早い段階から学習指導要領が目指す理念、こうい

ったことを学校の先生たちと一緒に共有していただけたらいいなというふうに考えているところです。

【中山委員】学習指導要領の理念、当然、共有せんばいかんし、共有するだけでも大変だけれども、実質的に実践できんことには意味ないわけですね。そうすると、やはり一体どのくらい浸透しているのか、検証する必要もあるかと思いますけれども、グループによる勉強会、これを徹底的にやっていく必要があるんじゃないかと私は思いますので、ぜひひとつそういう取組をしてほしいというのが1つ。

もう一つは、学校の先生もそうだけれども、保護者と県民に対して、その学習指導要領の理念とか、背景、これをもう少し広く知らしめるための戦略が並行して必要であると私は考えているんですけれども、これについて、どう考えていますか。

【岡野義務教育課長】まさに委員のおっしゃたとおり、保護者の方、地域の方、子どもたちにも学習指導要領の理念が共有されることが大事だと考えております。現行の学習指導要領においても、実は、文部科学省はそういったことを周知するためのわかりやすいパンフレットを配布したという取組もありました。これが現在、各地域、保護者の方にどれだけ浸透しているかということを考えれば、もう少し学校側も積極的に学習指導要領の理念と一緒に共有する場面というものの設定等も必要になってくるのかなというふうに考えているところです。

【中山委員】3年先は新しい学習指導要領が出てくるわけですから、できるだけ先生に、また子どもにもわかりやすいような形につくっていくような努力はしていくと考えておりますけれども、いずれにいたしましても、県教育委

員会のそういう取り組む姿勢がポイントになると考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、もう一つ、令和の学校文化創出プロジェクトにおいて、「当たり前」を見直した新たな学校文化の創出を目指すと思いますので、ようやくそういうことになってきていると思いますし、このことも簡単じゃないなと考えていまして、学習指導要領と一緒にこれは並行してやれるものだというふうに考えています。

そこで、新たな学校文化の創出の必要性、そして新しい学校文化とは、どこが大事なのか、一番ポイントについて、お尋ねしたいと思います。

【岡野義務教育課長】新たな学校文化を創出するその最大の目的は、教員の本分である子どもたちの教育活動に先生たちが全力で立ち向かう、そういう環境をつくることではないかというふうに考えております。

「当たり前」を見直す、例えば、中学校においては、中間考査や期末考査といった定期考査というのが我々の世代は全ての人が経験しているところですが、果たして、これが本当に子どもたちの学力定着に一番見合ったことなのかとか、あるいはこれはよく報道等でもなされておりますけれども、本当に学級担任制というものが一番子どもの悩み事とか、いろんなことに寄り添う形であるものなのかどうかとか、そういった今まで学校の中で当たり前とってきたことが、本当にそれが一番いいのかどうか、もう一度、見直してみよう、悪いということではなくて、当たり前になっていることをもう一度、見直してみて、先生たちの働き方改革をしながら、子どもたちのよりよい力を定着させていくための教育活動をしていくと、これが一

番の目的でございます。

【中山委員】 大体理解いたしますけれども、学校での当たり前、要するに、ここに書いているのは、実は、法的根拠がないものがあると。例えば、テスト、通知表、運動会、遠足、担任固定制、教科担任制、時間割などの実施は「学校教育法」で定められていない。特に、時間割ですよね。今まで、中学校は50分、小学校は45分と思い込んでおったけれども、中学校は45分でもやれるし、小学校は40分でもやれるんですよ。こういった思い込みを、一回こういう形できちんと正す必要があると思います。これを判断するのは誰かという問題になってくるんです。判断は、学校の先生だけではできませんよ。そうすると、実質的なリーダーで校長先生、ミドルリーダー、そして一体となってやっていかんばいかんわけです。

ぜひこの際、新しい学校の気風をつくっていく必要があると考えておりますが、そうすると一つ問題になってくるのは、今を前提にするならば、こういう意見があるわけです。学校とは何か、学校の役割、教職員とは何か、教職員の役割、ここを一回最適にし直したらどうかと、これが教育委員会の務めであるという意見もあるわけです。私は、なるほどなと思ったんです。教育委員会全体が、まずそれをきちんと認識して、21市町の教育委員会と腹を合わせて、そして教師の方に下ろして、これを生徒に手びく。こういう形でそういうふうな大きな再定義を県教育委員会、21市町で一回協議してみて、スタートを切る必要があるんじゃないかと考えておりますけれども、そういう取組する考え方があるかどうか、お尋ねしたいと思います。

【岡野義務教育課長】 学校とは何か、教員とは何か、授業とは、学習とは、そういったことを

考えるということはものすごく大事なことだと思っています。実は、我々義務教育課は県内の全ての小中学校に対して、学校とは、授業とは、教員とは、そういったことを考えましょうということを今年度のスタートに当たって呼びかけました。県教育委員会としてこれを再定義する、あるいは市町教育委員会とそれを共有するというのは、ちょっと議論をしなくてはいけないというふうに今、委員のお話を聞きながら思っているんですけれども、子どもたちの教育の最前線に当たる先生たちが、学校とは、教員とは、授業とは、そういったことをもう一度、見詰め直す、考え直すというのは大事なことだと思っておりますので、これは引き続き、そういう呼びかけをしていきたいというふうに考えているところです。

【中山委員】 その辺の再定義の会話をするんじゃない、話にならんですよ。具体的に、こういう議論をして、こういう会議があって、こういう形で協議しましたよと、こういう資料を提供しますから、先生方のご意見があったら聞かせてください、そういうふうにやりながら、もう一回きちんと、あくまでも県教育委員会が完全に方向性を示さんと、なかなか1万3,000人もいる教師が、個々にはいるかもしれんけれども、学校の文化を引っ張るには、1人じゃやれないですよ。全体でやらないかんわけだから、そういう意味からすれば、基本を一回きちんとして、教育委員会の考え方を示して、意見を聞いて、生徒の声を聞いて、そして一つずつ進めていく、そういう段取りを取ってほしいと思いますけれども、もう一回、お尋ねしたいと思います。

【岡野義務教育課長】 県教育委員会の方からそういうことを一つ示して、それを基に先生たちが考えてもらうというようなことは有効な方法

かとも思いますので、県教育委員会から、学校とは、教員とは、この再定義というのを今するというふうに即答することはできないんですけれども、ご意見を参考にしながら、またよりよいものをつくっていききたいというふうに考えております。

【中山委員】次の学習指導要領は出てくると思っています。それを浸透させるためには、そこをやっておかんば、うまいこといきませんよ。ぜひ次の新しい指導要領を見込んで、想定して、その中で、再定義をできればしていくという方向でひとつ取り組むことを要望しておきたいと思っています。

【近藤委員】中山委員の質問の後なんですけれども、教育とは何かということいろいろ今そこでやっていたんですけれども、教育というのは、国が決めて、それを地方にやっていくというのが今までの流れじゃないのかと思うんですけれども、逆に言ったら、教育を、下からこういうものだという定義をつくっていくということを今、答弁されたのかどうか、お伺いします。

【岡野義務教育課長】教育という営みに当たる者として、本当に求められるのはどういうことかとか、子どもに向かう立場である者として、どういうことを考えておかんばいかんかとか、そういうことをきっちりと話し合いたい、学校というところで働く教師は何を考えて、何のためにやっているのか、そういったことをしっかりと考えていきたいということを答弁させていただいたところでございます。

【近藤委員】じゃ、簡単に聞きます。教育長の「確かな学力の育成」という2ページのところに、「すべての市町教育委員会と連携して展開しております。今求められる学校の姿、学びの姿について」、この姿は、どういうことを意味

してここで文章にしているのか、教えてもらえますか。

【岡野義務教育課長】まさに社会が混迷の中にあって、本当に主体的に生きていく力を子どもたち一人ひとりに培うことが、何より教員としての最大の使命ではないかというふうに考えているところです。したがって、確かな学力の育成であったり、健やかな体、豊かな心も、全て子どもたちが主体的に自分の人生を切り開いていくために必要な力としてそれを身につけさせることが教員に求められること、そういう教員集団をつくるのが学校に求められることという思いで、そこに記載しているところです。

【近藤委員】 学びの姿は。

【岡野義務教育課長】学びの姿は、まさに今現在、学習指導要領が示しておりますとおり、主体的・対話的で深い学びというこの理念がありまして、まさにこの形が子どもたちに今求められている学びの究極の姿だというふうに考えております。

【近藤委員】今の教育の一番の目標というのは、生きる力ですね。子どもたちが、しっかり社会に出て生きていくためのその姿というのを学校で実践して学ばせるというのが今の学校の姿かなと、自分は自分なりに思っているんです。でも、今、中山委員のいろんな形での時間割をなくすとか、そういういろんなものをなくしていった中で、どういう教育をするのかなと。自分も教員をやっていたから、ちょっと疑問に思う内容がかなりあるのかなと思っているものですからね。

特に、長崎県なんか、離島・半島とか多い教育現場なんです。小規模校が多くて、その中で、どういうふうな基本的な県の、国がそれは決めてくるんでしょうけれども、でも長崎県は長崎

県独自の教育方針というのは、ある程度、表に出してやっていかないといけないのかなと思っているもので、やっぱり県としては、今から新学習指導要領ができる中で、どういうふうな考え方でやっていきたいのか、手引書を作るとも言いましたけれども、どういうふうな考えの中でやっていきたいのか、教えていただけますか。

【岡野義務教育課長】まさに委員のおっしゃたとおり、変えてはならないものというのは絶対に変えてはならないと思っています。その究極は、子どもたち一人ひとりに力をつけること、そして今、この令和のプロジェクトの中で私たちがテーマとして、全市町の教育委員会の担当者にお話をしているのは、長崎の教育というのは、今まで本当に一人ひとりの子どもたちを大切に、だから長崎の子どもたちは温かくて、優しく、本当に人がいいというか、いじめは絶対に許さないとか、困っていたら必ず助ける、そういうことは長崎の子どもたちは全国学力調査なんかでも上位をいくんです。そういうことを本当に大切にしたのは学校教育であって、変えてはならないものは絶対に変えてはならない。時間割をなくすというのは、単に今、50分の中学校の授業というのを、例えば40分に組み替えて、50分を8回やるのと40分を10回やるので同じ計算にしようと、こういうふうに少し弾力的にやっていきながら、当たり前だったところを見直してみませんかということですので、学校教育の一番大事にしている部分を変えるということではございません。

【近藤委員】現場の教員も大変と思うんですけど、教育委員会も本当に大変になってきたと思うんです。教育に関しての現場としてですね。でも、しっかり、やっぱり日本人をつくる第一の現場ですから、人としての日本人をつく

っていくのが学校だろうと私はずっと昔から思っています。だから、その辺もしっかり頑張ってもらえしたいと思います。手引書、楽しみにしています。

【中村(泰)分科会長】ほか、質疑ございませんでしょうか。

【坂本委員】質問いたします。

先ほどの松本委員とのやり取りで大体理解できたところはあるんですけども、関連して質問させていただきます。

まず、スクールカウンセラーの活用事業ですけども、令和7年度の拡充ということで、先ほどありましたように、教育支援センター等へ配置をするということで、スクールカウンセラーを新たに12名配置するというふうなことですけれども、令和6年度、今年度がスクールカウンセラー104人の配置というふうなことで答弁でありましたので、令和7年度は、この教育支援センターの配置の12名も含めて、116名のスクールカウンセラーの配置という理解でよろしいのでしょうか。

【長池児童生徒支援課長】委員の方からご質疑ありましたように、現在の104名にプラスして12名ということで予定をしております。

【坂本委員】わかりました。

それで、これは令和5年度から拠点校配置というふうな方式になって、中学校単位ということで聞きましたけれども、今、中学校が県内に約160校ぐらいあるんじゃないかと思えますけれども、教育支援センターを別にして、160校中104人ということで、拠点校配置で中学校単位という意味でいけば、大体60人ぐらい今後増やしていく、それぐらい不足しているんだと、そういう認識でよろしいのでしょうか。

【長池児童生徒支援課長】現行の配置のやり方

によりますと、1校当たりの勤務時間がどうしても少なくなってしまうという、そういった指摘が現場の方から上がっております。それについては、実は、県の方でも派遣という形でこれまで対応してきておりますので、全く立ち行かなくなっているわけではないんですけれども、ただ学校にしてみれば、できるだけ同じカウンセラーさんが継続的に対応することの方が望ましいということで、できるだけそういった体制をつくりたいということで、今回、増額をして増員していくという形でしていきたいと思うんですけれども、ただ現場の方としては、引き続き104名でこのままやっていくように予定はしております。

【坂本委員】 多分、この3年4年ぐらいは、大体この100人規模ぐらいでずっと推移しているんじゃないかというふうに思います。今回は、教育支援センターが県内に17か所あって、そのうちの8市町で12か所に12名配置をするというふうなことですよね。ですから、そういう意味でいけば拡充というふうになりますし、ただ、基本的には、教育支援センターというのは学校の外にあるんですよね。外にあってやるというふうなことだというふうに思いますので、もちろんアウトリーチ支援ということで、学校とか、フリースクールというところにも配置をしてということで、そういう意味でいけば、今、実際学校に配置をしているカウンセラー104人とこの12名の方々と、116名体制でとりあえず令和7年度は頑張っていたかというふうなことだと思います。

ただ、そうは言っても、先ほどもありましたように、不登校が令和5年で4,095人というふうなことで、これはずっと拡大してきて、今、多分一番多い4,095人じゃないかというふうに思

いますので、今後も増えると思いますので、ぜひスクールカウンセラーの配置増というのは、今後も問題意識を持って進めていただきたいというふうに思います。

それから、これは校内教育支援センターへの設置を推進するという事業ですね。これは学校内外における児童生徒の学びの場創出事業費でありますけれども、これも一般質問、それから今日もやり取りありましたので、ほぼ理解できたんですけれども、このスクールスペシャルサポートルーム、校内教育支援センターに指導員の配置を支援するというで、令和7年度に132校、147人というふうなことでありますけれども、この指導員の方と、それから県立中学校の校内教育支援センターに支援員を配置するというで、支援員と指導員というふうになっているものですから、先ほど言ったスクールカウンセラーとの違い、言葉として、指導員、支援員、スクールカウンセラーとがありますので、そこら辺を教えていただければと思います。

【長池児童生徒支援課長】 ご指摘ありがとうございます。校内教育支援センターにおける支援員、指導員というのは、すみません、こちらの方で使い方が不徹底で、同じような立場で、いわゆる教室ではない別の場所で、そこに専任で入っていただいて、そこを利用する児童生徒のサポートをする、そういう役割を持った方々です。ですので、支援員、指導員、どちらも特に違いがあるわけではございません。

【坂本委員】 わかりました。

それで、この指導員なり、支援員なりを配置するというで、こういう方々の勤務形態とか、あと心理師みたいな資格というか、何かそういうふうなものが必要なのかどうか、そこら辺について教えてください。

【長池児童生徒支援課長】スクールカウンセラーやソーシャルワーカーといった資格を持っている方とは違いまして、主には学習の指導を行っていただいたり、あるいは心のケアを重点とした利用する子どもたちの支えになるような、そういったことができる方、そういう方を想定しておりますので、今のところ、資格等を指定しているわけではございません。

【坂本委員】資格はなくていいということですが、けれども、それなりの経験といいますか、例えば元学校の先生だとか、そういう方々が想定されるのではないかというふうに思いますけれども、一般質問でも答弁ありましたように、この指導員の方々が常駐でいるということに対する心理的な安心感というか、そういうものも含めて心の変容が6割くらい効果があっているというふうな答弁でありましたので、そういう意味でいけば、その指導員の方が、例えば一日どれくらいいるのか、何時から何時くらいまで、常駐でいるということであれば、学校が、子どもたちがいる時間帯には、当然、おってもらおうというふうな、そういう勤務形態になっているのか、そこら辺が指導員なり、支援員の方のイメージがいまいち、つかめていない、そういうものがあるものですから、もう少しわかるように教えていただければと思うんです。

【中村(泰)分科会長】 暫時休憩します。

— 午前 11 時 25 分 休憩 —

— 午前 11 時 25 分 再開 —

【中村(泰)分科会長】 再開します。

【長池児童生徒支援課長】 お答えいたします。

およそ一日に3時間程度で毎日勤務する場合、あるいは拠点校方式にして、その学校には終日対応するという方式であるとか、これは市町に

その配置の方式については考えていただくように、それぞれの実態に応じて効果が上がるように配置をしていただくように考えております。例えば、今年度、佐世保市は、10校に2名を配置して、終日対応するという配置の仕方をしているところでございます。

【坂本委員】 わかりました。

スクールカウンセラーにしても、この指導員、それから支援員の方、それから教員業務支援員、そういうものも含めて、今、学校での多忙化なり、学校、子どもたちが抱えるいろんな課題を解決するために、そういう人を配置しているというふうなことは、それはそれで積極的にこれまでもやってきましたし、今からもまた拡充という、そういうところは評価するんですけれども、やはりそれなりの経験が要る、あるいは資格が要るとか、そういう方々が、要するに、短時間勤務じゃないですけれども、もう少し手厚く配置をした方がいいんじゃないかというふうなもの私は学校を回った時に、いろいろ現場の皆さん方からも聞いておりますので、そこはもちろん県教委としては、各市町の教育委員会に、そういう方々を配置するための経費を支援しますよというふうな立場だというふうには思うんですけれども、しかし、そうはいっても、各市町もいろんな財政の規模もあって、例えば、2分の1、2分の1、県とある市で負担をしてから配置しますよといっても、この2分の1が出せないという声も結構あって、なかなか配置をできていない、もう少し欲しいという声もありますので、ぜひそういった現場の声とか、各市町の教育委員会と十分に連携を取っていただいて、財政的なものも含めて、今後さらに拡充をしていただきたいということを要望して、終わります。

【中村(泰)分科会長】 審査の途中ですが、午前

中の審査はこれにてとどめ、午後は、1時30分より再開し、引き続き、教育委員会関係の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

— 午前 11時27分 休憩 —

— 午後 1時28分 再開 —

【中村(泰)分科会長】 分科会を再開します。

午前中に引き続き、教育委員会の審査を行います。

予算議案について、質疑ございませんでしょうか。

【坂本委員】 それでは、引き続きまして、政策の新規事業の計上状況の関係なんですけれども、2つお尋ねいたします。

まずは、世界とつながるNAGASAKIグローバル人材育成事業費というのがありますが、これは要求額が6,154万4,000円、計上額が3,648万5,000円ということで、5割ちょっとというふうな採択率になっているわけなんですけれども、この事業の内容と、それから事業内容等の精査ということになっておりますけれども、どういうふうなところを精査、精査といたしますか、新規事業ですから、最初のものでいろいろ精査する中で縮小、拡大とかあるというふうに思うんですけれども、要求額に比べて、随分と計上額が少ないなという感じがあったものですから、そこら辺が理解できる説明をお願いいたします。

【田川 高校教育課長】 世界とつながるNAGASAKIグローバル人材育成事業について、お尋ねをいただきました。

まず、事業の趣旨、目的から簡単にご説明をさせていただきたいというふうに思っております。この事業につきましては、長崎県は国際県と呼ばれるわけなんですけれども、それにふさわし

いようなグローバル人材を育成することを目的にしまして、大きくは2つの柱で取り組もうという事業になります。

まず1つ目は、やはりグローバル人材というからには、語学の育成に力を入れていこうということでございまして、オンデマンド配信事業による学習のサポートを行うということ、それからメタバースを活用いたしまして、ALTですとか、外国籍の方々との交流イベント等を実施するようなもの、あるいは短期留学のプログラムの支援を行うといった外国語の充実を図ろうというものが一つの柱でございます。

それからもう一点は、グローバル社会に適応した人材の育成ということで、いわゆるグローバルマインドの部分になりますけれども、そういったマインドを育成していこうということの中で、グローバル講演会ですとか、あるいは留学フェスタ、そういったものを実施していく内容になります。

もともとは検定料の補助等も事業の立案の段階では検討しておりましたけれども、そういったことを精査する中で、今回は事業効率の高いものを優先的に事業として立案したという、そういった背景でございます。

【坂本委員】 効率性の高いものを優先したということで、こういう計上額というふうなことで、今、2つの柱を言われまして、オンデマンド配信、メタバースとかありましたけれども、これは例えば長崎東高はスーパーグローバルハイスクール、そういう高校を指定して、そこでやるのか、あるいは広く県内の各高校とか、高校に限らず中学もあるのかなと思うんですけれども、そういう具体的なおところはどのようなのでしょうか。

【田川高校教育課長】 今おっしゃっていただき

ましたスーパーグローバルハイスクールに採択されていましたが長崎東高校、そういったような一つのモデル校に特化した事業ではございませんで、これは広くあまねく高校生を主に対象とした事業でございます。今、委員ご指摘のオンデマンド配信事業につきましては、主に高校生を対象としつつも、中学生にも一部は開放して、中学、特に3年生を対象に見ていただきながら、高校と中学の連携、橋渡しも考えている事業といったことになります。

【坂本委員】 そういう取組をやりながら、国際県長崎の地域経済に資するようなグローバルな人材を育成するということですが、ご案内のとおり、大体高校を卒業して、多くの子どもたちが、進学するにしても、就職するにしても、県外に行っているというふうなことなんですよね。そうすると、一部中学生も含めて、高校生にこうしたグローバル人材の育成をするための学習、いろんな学習をするということですが、そういった高校を卒業した後のフォローというのか、せっかく高校生たちにそういう人材育成事業ということでやって、その後というのがどういうふうになるのかなというふうな感じがあるんですけれども、そこら辺の展望というか、要するに、国際県長崎で長崎の地域経済に資するような人材確保というふうなことでしょうか。そこが高校を卒業した後の進学先なり、就職先のことを考えると、どういうふうにそこら辺を理解すればいいのかなというのがあるんですけれども。

【田川高校教育課長】 この事業は、いわゆるグローバル人材を育成するという事業でございます。将来的に長崎に帰ってくる、あるいは他県にいても長崎を支援していくというような気持ち、マインドを育てていく部分は、今度はふ

るさと教育の部分になってくよつかというふうに思っております。ですので、こういったグローバル事業と、ふるさと教育というものの関連性を図っていきながら、高校を卒業した後、どういう形で高校までに培ったスキルですとか、資質、そういったものを本県に還元してくれるのかといったものは、今申し上げました、ふるさと教育との関わり合いの中で、子どもたちの方に十分考えさせていきたいというふうに思っております。

【坂本委員】 わかりました。

一定理解をしますけれども、一旦出ても、ふるさと教育をして、そこまでなるかというのも私はちょっとあるんですけれども、帰ってきた時に、そういう事業の成果が出るというふうなことを言われましたけれども、そういう意味でいくと、当然、大学や地元企業との連携といいますか、そういうものも含めてやって、高校を卒業しても、自分は国際県長崎で、国際的ないろんな仕事ができる、自分はそこで仕事をするとか、そういうマインドもつくっていくことが大事じゃないかというふうに思いますので、今、いろいろ言われているじゃないですか。賃金が県外の方が高いとか、都市部の方が高い、あるいは自分が求める企業というのが県内にはなかなかないとか、いろいろ理由はあろうかというふうに思いますけれども、子どもたちが高校でそういうグローバルの人材事業ということでこういう教育を受けて、自分はやっぱり長崎で、しかもグローバルな視点で取り組んでいこうという、長崎にとどまるというマインド、それを自分が長崎の大学とか、長崎の企業に就職をして活かしていくんだというふうなそういうものをつくっていかないと、せっかくこれは国際県長崎で、いい事業じゃないかというふうに思い

ますので、ぜひそういった視点も置いて、ふるさと教育は、それはそれで大事だと思うんですけども、ぜひ子どもたちが自らとどまるような、それにつながるようなこともしていただければというふうに思います。

それから2点目が、学校・地域！いっしょに動こ～で「健やかな体」育成プロジェクト推進事業費というのがありますけれども、これが要求額が2,000万円ぐらいありまして、採択された計上額が563万8,000円ということで、これも要求額に比べて3割ちょっとぐらいの計上額というふうになっております。この「健やかな体」育成プロジェクト推進事業費の中身と、それからこの要求額に対して、計上額がこの程度になったというふうな理由を教えてください。

【松山体育保健課長】まず、事業の背景なんですけれども、子どもたちの体力、運動能力というのは本県のみならず、全国的に低下傾向にございます。また、併せて1週間の総運動時間が減少して、全く運動をやらない子どもたちという割合が増えてきているという状況にございます。二極化が進んでいるということが大きな課題ということで、調査結果から見えてきます内容を踏まえて、効果があるという項目を参考にしながら、4つの事業展開ということで考えております。

まず1つは、体を動かす機会の提供、充実ということで、プロスポーツと連携して、まずはスポーツに触れる、そういった機会を提供したいというふうに考えております。

それともう一つが、体育の授業の充実、それと地域人材を活用するというので、地域レジェンドの体育授業での活用、これは7市町で、3年間かけて21市町、全市町を考えております。それと、外部講師による教員のスキルアップ研

修ということで、100人規模の研修会というのを年3回開きたいというふうに考えております。これが2点目でございます。

3点目が、学校、地域、家庭の連携ということで、調査結果の分析の中からも、家の人と運動についての話す機会の頻度が高いという子どもは、スポーツに取り組むという子どもが多いようです。それと、例えば体育の授業と遊びの場の充実、これに2年間取り組んでいた小学校では、運動が好きだというふうに答える男女の割合も多かったというところを踏まえまして、2つの事業を考えております。

まず1つ目が、保護者地域体力向上実践セミナーということで、親と子どもが一緒になって体を動かす機会というのを設けたいと思っております。これは100人規模で、12か所で予定をしております。

それと、小学校内に体力向上につなげる空間ということで、例えば、的を作ったり、ロープをぶら下げて、思わず飛びつきたくなるような、知らず知らずのうちに体を動かすような、そういった空間づくりをというのを年間7市町で、3年間かけて21市町で展開をしたいというふうに考えております。

最後に、指導者の育成によるスポーツ指導技術の向上ということで、スポーツ医・科学を学びたいという競技団体からの声もございまして、スポーツ医・科学を習得する研修を年2回、それと指導技術、法令遵守、適切な指導等に関する研修会というのを年3回予定しております。

こういう形で4つの分野に分けて事業展開を行っていききたいというふうに思っております。

それと、お尋ねの2,000万円近くの要求から500万円近くに減っている状況でございますが、

展開する内容の工夫をすることで、一定事業の当初予定したものができるようになりましたので、予算は減額となりましたけれども、目標とする事業の方は展開ができるものというふうに考えております。

【坂本委員】 内容については、大体理解できました。

これは4つあって、そのうちの2つは、3年かけて、初年度7市町から、最終的に21市町まで広げていくというふうなことです。そういう意味でいくと、この事業というのは、ほぼ3年を1サイクルというふうな考え方で、そこでまた新たに事業にするのか、拡充するのかといった、そういったことでのとりあえず3年の事業というふうな理解でいいですか。

【松山体育保健課長】 基本的には、県が行うべきものについては引き続き検討が必要かと思うのですが、先ほど申しましたモデル校をしながら各学校に展開していく内容、3年かけてやるような内容につきましては、最終的には市町の方の事業として全学校に広めていきたいというふうに考えております。

【坂本委員】 わかりました。市町に引き継げるものは引き継いでいくというふうなことですね。理解いたしました。

それで、今、中学校の部活のいわゆる地域移行というのがそれぞれ各市町で行われているというふうに思うんです。これはそれとの関連とあるのですか。

【松山体育保健課長】 直接的にはございませんけれども、例えば、先ほど申しました一番最後の指導者の育成によるスポーツ技術力の向上、これにつきましては、実際、部活動の地域移行に伴って、指導いただく方の医・科学的な知識であったり、また法令遵守、指導力の向上の部

分についての研修会を行っていきいたいというふうに考えておりますので、そういう意味では関係があるかというふうに思っております。

【坂本委員】 わかりました。

これは多分、調査をされての新たな事業だというふうに思いますけれども、確かに今、子どもたちがなかなか体を動かすというふうな機会が、特に学校外で少なくなっているというのは、私もよく伺っておりますけれども、それ以外にも、学校外で様々な運動のクラブ等がありますけれども、これもなかなか今、部活の地域移行との関連もあろうかというふうに思いますけれども、そう事業的に、経営的に厳しくて、統合があったり、いろいろ聞いておりますので、そういう意味でいくと、こんな事業を活かして、もちろん学校でもそうでありますけれども、学校の中の体育の授業の充実だとか、あるいは学校外でも、地域や家庭でそういう動かすというふうなことは非常に重要だと思いますので、ぜひ3年間といいますか、新たな事業として、より取組を充実させていただきたいというふうに思います。

【中村(泰)分科会長】 ほか、ございませんでしょうか。

【中島委員】 質問の前に、先ほどから、今回の当初予算の特に政策的新規事業の計上についてということで、概要については教育長から説明をいただきましたけれども、これは特に新規事業の個々の質問に対しての回答しかいただけない状況ですので、この4つの新規の政策的計上状況については、当初、補足説明をしていただいて、事業内容をしっかりお伝えしていただければ、このようなやり取りも個々にするのであって、また質問した分しか回答がもらえていないと。本来の事業のこういった目的で、こうい

う詳細があってというのがわからない状況になると思いますので、できれば補足説明をした上での質問する状況をつくっていただければと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

私からは1点だけですけれども、義務教育課において、先ほどより、グローバルな社会に求められる人材をつくるということで、まず小さいうちから特に英語については取り組む必要があるということで、令和5年度から「Believe You Can」英語発信力強化事業というのをされておりますけれども、先進モデル校を設置されて取り組んでいらっしゃるということで、ましてや教員の研修も併せてやっていらっしゃるということなんですけれども、令和5年度、令和6年度の指定校の状況と、この2年間の効果について、伺いたいします。

【岡野義務教育課長】 ありがとうございます。この「Believe You Can」英語発信力強化事業においては、県内にモデル校を3校指定しております。小学校1校、中学校2校です。先ほど高校教育課長の答弁の中にも、グローバル人材の育成ということで、まず中核になるのは英語力の強化であるということ、これに加えて、グローバルマインドという言葉が出てきましたけれども、具体的には、義務教育課としては、例えば、海外に飛び出していこうとするチャレンジ精神であったり、外国の文化、異文化をしっかりと理解しようとする協調性であったり、あるいはとにかく様々なことに主体的にチャレンジしていこうという精神であるとか、こういったことを総合的に考えて、グローバル人材というふうに捉えているところです。

まずもって、このモデル校において成果としてははっきりと申し上げることができるのは、例えば、このグローバル人材の育成というのが、

英語科を中心にしながらも、英語科以外の教科でも、そういう子どもの資質、能力を育成することができるのではないかと、英語科と他の教科が結びついて一緒にやっていこうとする、そういう気運ができ上がったということが1点、大きな成果と言えるのかなと思っています。

もう一点は、実は、この2つの学校は、近くに外国人の方がたくさん住んでいるという地の利がありまして、留学生も多いことから、外国人の労働者であるとか、外国人の留学生、そういった方とたくさん触れ合うことによって、また学校教育がいろいろと変わっていくというような取組も行っているところです。

こういったことを、各市町教育委員会が集まった育成協議会という場をつくっているんですけれども、そういったところで共有できているというのが、この2年間の大きな成果と言えるのかなというふうに考えております。

【中島委員】 ありがとうございます。

高校、そして大学とか、社会人になる場合もそうなんですけれども、小学校、中学校のうちにこういった事業を通じて、まず関心を持っていただいて、英語に興味を持つ、または外国に興味を持つということを小さいうちに植えつける、自分がそういうことに興味があるなという子どもたちが育ってくれば、おのずと中学、高校と、また英語をしっかりと学びたいとか、ほかの言語でもいいんですけれども、あわよくば、県内のいろんな外国人を相手にしなければならない語学を必要とする職業なんかも増えてくると思いますので、県内にとどまっていただけの可能性も大きくなっていくと思いますので、この事業は後々どのくらい、例えば3年とか、5年とかの事業になるのでしょうか。

【岡野義務教育課長】 「Believe You Can」英

語発信力強化事業につきましては、令和7年度まで、残すところあと1年間となっておりますが、これまで義務教育課は、英語力育成を中心とする事業というのはずっと10年以上続けてきておりまして、来年度になりましたら、また令和8年度からのそういうグローバル人材の育成を目指した事業を考えていきたいと思っております。

【中島委員】 ぜひ、この3年間の事業で成果を出されて、こういう取組が成果が出たと明確にできていただければ、後のまたこういった類似した事業にもつながっていくと思いますので、期待していますので、よろしくお願いをしたいと思います。

【中村(泰)分科会長】 ほか、質疑ございませんでしょうか。

【前田委員】 冒頭、中島委員からもありましたけれども、教育長、ほかの委員会は所管は、今、中島委員が指摘したように、新規の事業とか、要求額と実際についた額が大きく開いたやつは説明しているんですね。補足説明資料に載せて、担当課から説明しますということで、やっぱりそういうものをしていただかないと、さっきの坂本委員の話もそうだけれども、受けて答えるというのは非常にまずいと思います。新規はやっぱり知ってもらうことが大事だと思うので、もしあれば、また6月等でも改めて説明いただければと思います。

議案外で質問しようと思っていたのですが、全体に係る話なので、県立高校の入学状況について、質疑をしたいと思います。

委員長、もしよければ、私は資料をもらっていますので、共有するためにお配りしてもらっていいですか。

【中村(泰)分科会長】 休憩します。

— 午後 1時51分 休憩 —

— 午後 1時52分 再開 —

【中村(泰)分科会長】 再開します。

【前田委員】 昨年も同僚委員からの質問もあっていて、一定教育長もお答えになっているんですけども、先週、県立高校の合格発表があっていると思うんですけども、少し問題意識として思っていることは、今まで1期、2期とやってきた中で、子どもが減っていく中で、地区にもよるんでしょうけれども、募集定員に対する充足率が年々下がっているんだろうと思っているので、もし直近でわかれば充足率をお知らせいただきたいのと、この表であるように、年々、募集定員と入学者の間で乖離が出てきている状況に対して、教育委員会として、これは予算にも関わってくるので、どういうふうな認識をして、私は、乖離があるんだったら、少しそこは是正すべきだという考えを持っていますけれども、そこが減らされていないというところはどうしてなのかなというところを含めて、まずもって現状の数字をご確認したいと思います。

【直塚高校教育課企画監】 まず、直近の募集定員に対する充足率についてでございます。お手元にお配りしている資料にも記載をしていると思いますけれども、これは県立の全日制高校の状況になりますけれども、令和6年度で募集定員が8,640人に対して、入学者数が6,981人で、充足率は80.8%となっております。

もう一つ、募集定員に対して入学者、その乖離が大きいんじゃないかということで、実際今、1,659人の乖離が出ていると。この理由につきましては、この資料から見てもおわかりになられると思うんですけども、特に離島・半島部が充足率は低いと。離島・半島部以外の地域

につきましては、お手元の資料でいけば、下の表の上から4つ目のブロックのところですが、93.4%の充足率となっております。一方で、半島地域につきましては66.7%、あと離島地域につきましては53.8%となっております。

ただ、前田委員もご指摘のとおり、現在のこの生徒数の減少スピードが加速している状況を踏まえると、具体的に再編を進めていく時期には来ていると考えておりまして、今後、募集定員の見直しも含めて、再編整備につきましては、計画的に着手をしまいたいと考えているところでございます。

【前田委員】 令和2年ぐらいからそういう兆候が出る中で、ご苦労されて、離島のことも含めて、これ以上クラスを減らされないと、そういうところで多分、再編してきたと思うんですけども、そこも今、答弁がありましたように、改めてやっぱり見直す時期が来ているのかなというふうに私も思います。

その中で、昨年も個人質問の中でこれは答弁されておりましたけれども、改めて新年度に入るに当たって、これまでの新年度の取組、もしくは再編ということもこれは待ったなしの課題だと思うので、いつぐらいを目途として一定成案ができるのか、教育長の方からご答弁いただければと思います。

【前川教育長】 今ご議論あっておりますけれども、この15年間は、高校の統廃合は1校も行わずに、クラスの数減らしていくというところで子どもたちの減少の部分の定数のところを対応してきたところでございます。

しかしながら、今の中学校3年生、今年3月までの中学校3年生の子どもたちと昨年生まれたゼロ歳児の子どもたちを比較しますと、ゼロ歳児の子どもたちは、今の15歳の子どもたちの6

割しか生まれていないという状況でございます。ですから、現状の6割の子どもたちが15年後の入学者の数にほぼ相当していくのではないかと。そういった状況を鑑みた時に、これからやはりクラス数の減少だけでは対応は大変難しいと思っております。今までは、地域に何とか学校を残していくということでやっておりましたが、なかなか10年後、15年後を見据えると、一定の県立学校の再編は避けられないと思っております。

そこを先延ばしにして、なるべく残すという方向も一つの手ではあるかと思うんですけども、そうしますと、子どもたちの数はどんどん減ってまいりますので、最終的には、やはり統廃合という形になっていってしまうと思います。そこを10年後、15年後を見据えて、学校を数が減ってきたから統廃合するというのではなくて、今後の10年後、15年後の新しい学びを考えて、攻めの姿勢で学校を再編していくという方針で取り組んでまいりたいと思っております。

現在、第3期の基本方針が令和3年度から令和12年度で計画期間を持っております。また、私の任期も、教育長の任期は3年ということでございますので、その辺も考えまして、第3期の中間年となるのが令和8年度ということになります。ちょうどその令和8年度が私の任期の最終年ともなりますので、令和8年度のできれば早い時期に、市町、学校現場のいろんな有識者、地域の方々ともお話をしながら、再編の大枠、大綱のようなものを示していきたいと思っています。令和8年度の早い時期にお示しできれば、令和9年度の予算編成にも間に合うかと思っておりますので、そういったところを念頭に置いて、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

【前田委員】教育長から明確な時期の答弁もあったのでしたし、ただ、もう1年足らずなので、これまで大変苦労する中で、さらに攻撃的に持続的なものをつくるとするならば、大変なご苦労があるかと思うので、また成案に対しても、いろんなご意見が多分あるかと思うので、しっかり手順を踏んで、そしてまた声を聞きながら案をつくっていただくことを要望しておきたいと思います。

二、三、具体的に予算案について質疑をしたいと思います。横長資料の28ページの教職員福利厚生費の中で、教職員元気回復・健康維持増進事業費という約3,800万円ありますけれども、この内容について、まずはご答弁いただきたいと思います。

【市瀬福利厚生室長】教職員元気回復・健康維持増進事業費についてのご質問ですけれども、こちらは地方公務員法第42条に、「地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。」とされておりまして、それに基づき、教職員が安心して職務に専念できるよう、心身の健康づくりを支援するために実施しております。

内容としましては、若年層の健診事業が一番大きなところを占めておりまして、そのほか、脳ドックの助成事業や職員のレクリエーション等の助成事業等を行っております。

【前田委員】心身ともに健康であってもらうためには大事な事業だと思いますけれども、教職員の方の休職者が多いというような話も聞く中で、事前にお伝えしていましたので、直近3か年の教職員の早期の退職者と休職者の数をご答弁いただきたいと思います。

【犬塚教育政策課長】まず、退職者数の方から

申し上げます。退職の方が、早期の退職者ということですので、勧奨退職、勤続20年以上で60歳未満の者と、あと自己都合退職とございますので、それぞれ申し上げます。令和3年度、勧奨退職91名、自己都合退職59名、合わせて150名でございます。令和4年度、勧奨退職88名、自己都合退職76名、合わせて164名でございます。令和5年度、勧奨退職97名、自己都合退職92名、合わせて189名でございます。

続きまして、過去3か年の病気の休職者数の状況でございます。令和3年度、病気休職者数104名、うち精神疾患が71名でございます。令和4年度、病気休職者数113名、うち精神疾患が80名でございます。令和5年度の病気休職者数は115名、精神疾患患者数は85名でございます。

【前田委員】ありがとうございました。

直近3か年見ても、残念ながら、自己都合で辞められる方も多いし、これは県庁全体もかもしれませんが、休職者の数がなかなか減っていないという中で、それも精神疾患を患った方の方が8割近くあるというのは、教職員が不足する中、それからこれからまた教職を求めていく中で、非常に大きな解決すべき課題だという認識をしていますけれども、こういったことに対して、先ほど答弁のあった心身ともにと意味でいけば、もう少しここに対して寄り添ったような支援というものがあるべきだなとは思っているんですけれども、そのあたりというのは、この予算の中で、どういうところに反映されているというか、どういうことを気がけているのか、ご答弁いただければと思います。

【市瀬福利厚生室長】福利厚生室の方ではメンタルヘルス対策を行っておりまして、メンタルヘルス対策としては、研修会の実施ですとか、メンタルヘルス相談事業の充実、それから法的

に義務になっておりますストレスチェックの実施を行っております。研修について言えば、管理職や初任研、中堅教員、15年経過職員など、経過研修の際に実施をしており、相談事業につきましては、教育センターに、教職員のための電話相談や指定医療機関による年3回無料で利用できる面接相談事業も実施しております。ストレスチェックにつきましては、50人以下、以上関係なく、全ての学校で実施をしている状況です。

【前田委員】 この程度にとどめますけれども、ご本人が指導の中で悩んで休むというのは、当然、教職員の先生方の中でフォローするとか、支え合うというのはできると思うのですが、外的要因で、例えば、パワハラとかカスハラ、そういったものも多分あられると思うので、そういったことに対しては教育委員会としては、特にカスハラとか、保護者からのクレーム、多分そういう悩みも多いと思うので、他県の事例等も参考にしながら、具体的な事業を立ち上げてほしいということを要望しておきたいと思えます。

それと、もう一つは、教職員の負担が大きいんだという話の中で、昨年の11月議会の委員会の中で、教職の魅力化作戦会議の中間報告をされていて、いろんな負担がある、そこは解消していきたいということで作業をされているという報告があっているみたいですが、今現在の一つの目安としての教職員の時間外勤務45時間以上は、R4年度17.8%となっていますが、直近ではどれぐらいの数字になっているのでしょうか。直近ではどれぐらいの数字になっているか予告してなかったのが、後で教えてほしいですけれども、わかったら教えてください。

ただ、そういった形で、こういう方針を立て

てやっているで、具体的に今年度の予算で、じゃ、教職の魅力化作戦会議を踏まえて、改めて予算化されたというのは何があるのですか。

【岩坪高校教育課人事管理監】 教員のなり手不足解消プロジェクトの中では、県立学校を例に挙げますと、教員の業務負担を軽減するという事で、県立学校5校に対して業務支援員を配置いたしまして、教員の業務の中で、教員以外でも担うことができるような業務を担うというような事業を展開しております。

【前田委員】 冒頭言った、教育委員会が皆さんでディスカッションして、改めてよくしようという中で出した新規の予算について、もう少し丁寧に委員に説明してほしいということと、KPIも含めて、これまで遅いと言われているもの、もしくは先ほどの質疑の中で確認した、現状において教職員がこういう状況になっているという中で、そこを改善したいという思いの中で組まれている事業と予算については、私たちもいろんな考え方があるけれども、少しきちんとやり取りした方がいいと思うので、特に新規の事業については、これから進めていく中で、6月議会の所管の中で、進捗とか考え方について、改めて自発的に説明をいただければと思います。

【中村(泰)分科会長】 ほかに、質疑ございませんでしょうか。

【溝口委員】 横長の38ページ、「つながる長崎」ふるさと教育総合推進事業ですけれども、1,180万4,000円組んでいるんですけれども、前回が何があったのか知りませんので、これは新規なんですけれども、前回よりも358万3,000円増えています。この事業の内容について、お尋ねしたいと思います。

【岡野義務教育課長】 「つながる長崎」ふるさ

と教育総合推進事業でございますが、令和7年度からの新規事業ということで考えております。

ふるさと教育につきましては、今まで、例えば、中学生が株式会社を立ち上げて頑張っていく事業であったり、市町の部局と共に地域の抱える課題を解決する取組、あるいは小中高で一体的に取り組むふるさと教育であるとか、もうこの6年間ほど、ふるさと教育には力を入れてきたところです。

この「つながる長崎」ふるさと教育総合推進事業は、7年目のふるさと教育ということで、今回は、大きく3つの柱で構成をしております。1点目は、民間企業と協力をしながら地域の課題解決に向かっていけないかということを考えていく、そういう柱。2つ目の柱は、私が先ほど申し上げたような株式会社であったり、あるいは小中高が一環となってやるとか、そういう今までやってきたことをきちんとおさらいしながら、もう一回、丁寧にやっていこうという柱。3つ目が、多くの人に親しんでもらえるホームページの作成など、とにかく発信の方に力を置いた取組、大きくこの3つで「つながる長崎」ふるさと教育総合推進事業を展開したいというふうに考えているところです。

ご質問にあった予算増のところに関しましては、その動きのある、多くの人に親しんでもらえるホームページの作成等も考えておりますので、そういったところに予算を少し大きく傾けていきたいというふうに考えているところでございます。

【溝口委員】 わかりました。

その中で、新規事業として立ち上げて、新たなモデル校を決めたいということですが、企業ともつながりを協働でやっていくわけですから、学校と企業ということになったら、企業

がどのような企業なのか、学校は、普通の学校なのか、工業的な学校なのか、そこら辺のモデル校としてどのようなものを充てているのか、それと同時に、どこの地区でやろうとしているのか、お尋ねをしたいと思います。

【岡野義務教育課長】 できれば希望としましては、県内に県南、県央、県北といった形で満遍なく地域指定をしたいというふうに考えておりますけれども、今このあたりが進行中というところでございます。

学校につきましては、主に、中学校と連携を考えておりますので、これは普通の公立中学校ということでご理解いただければと思っています。

民間企業の取組につきましては、例えば、一つのテーマとして、長崎県の多くの企業が今、外国人の方を労働者として導入していっているという実態があって、どういうふうにしてその外国人の方も住みやすいまちをつくっていくとか、あるいは地域の魅力をそういう来られた外国人の方にも知ってもらおうとか、いろんな取組ができるんじゃないかというふうに考えてはいるんですけれども、今からモデル校の選定をしていきながら、その実態に応じた、充実した取組を展開したいというふうに考えているところです。

【溝口委員】 わかりました。

中学校でということですが、そうしたら県南、県北、県央とか、いろいろな形でつくってきたいということですが、大体何校ぐらい考えているのですか。

【岡野義務教育課長】 民間企業との連携につきましては、3校です。

【溝口委員】 わかりました。

ただ、3校の中で、受け入れられる企業はど

のようにあるかわかりませんが、サービス業とか、いろんな形があると思うんです。その業種については、大体どのような考え方を持っているのですか。

【岡野義務教育課長】 これは3校にそれぞれ1つの学校に1つの企業といった形で考えておりますので、どういう業種になるのかというのは、モデル校が今から考えていくところかなというふうに我々としては整理をしております。

【溝口委員】 わかりました。

そうしたら、ビジョン的には、教育委員会の方ではなくて、学校の方に、そういう企業はどことするかというのは、予算をやって委ねることですか。3校ですから、1校にどのくらい考えているのですか。300万円ぐらいですか。

【中村(泰)分科会長】 暫時休憩します。

— 午後 2時14分 休憩 —

— 午後 2時14分 再開 —

【中村(泰)分科会長】 再開します。

【岡野義務教育課長】 モデル校1校につき、50万円を委託しようというふうに考えているところです。

【溝口委員】 1校50万円だったら、3校と言っていましたので150万円。そうしたら、この予算はどのような形に、大体ホームページの作成に余計かけるとしているのですか。

【中村(泰)分科会長】 暫時休憩します。

— 午後 2時15分 休憩 —

— 午後 2時15分 再開 —

【中村(泰)分科会長】 再開します。

【岡野義務教育課長】 まず、民間企業とのタイアップのところのイノベーションモデル校事業と考えておりますが、ここに158万8,000円、そ

れから今まで取り組んできたふるさと教育の様々なパターンをもう一度おさらいして、いろんな地域でやっていこうと考えているパートナーシップ事業と考えておりますが、これに131万7,000円、最後に、申しあげましたホームページであるとか、あるいは国文祭にちなんで、来年度から、「ふるさと月間」というものを考えていきたいと思っております。こういう発信に力を入れた事業にも力を入れていきたいと思っております、ここに889万9,000円ということ考えているところです。

【溝口委員】 それでは、「つながる長崎」ということで、私としては、学校と企業が協働してその魅力を発信して、自分たちが企業を起こすような、そういう人をつくっていこうという事業かなと思っていたんですけども、反対に、「ふるさと月間」というものを出して、どういうものを発信していくのかわかりませんが、学校と企業の協働というそういう動き、モデルをホームページに載せようとしているのですか。普通に「ふるさと月間」で、長崎で協働の教育をしようとして、教育委員会が見たものをそのまま上げていこうとしているのか、そこら辺については、どのような考え方を持っているのでしょうか。

【岡野義務教育課長】 実は、ホームページにつきましては、「ふるさと長崎県」という資料のことをここでしっかりやっていきたいと思っております。今までも、実は義務教育課では、30年間近く中学生向けの教材である「ふるさと長崎県」という冊子を作って、中学生にそれぞれ1冊ずつ配るということを展開してまいりました。この「ふるさと長崎県」という副教材を多くの方に親しんでもらいたい、特に、外国人の方がたくさん増えてきているこの現状にあっ

て、外国人の方にも親しんでもらえるような教材に変えてみたいという思いがございまして、これを例えば小学校3年生とか4年生ぐらいの学力でも十分読めるような易しい読み物資料に変えて、ホームページにアップしていこうというふうに考えているところなんです。したがって、「つながる長崎」ふるさと教育総合推進事業の中で、そういうホームページをつくるというのは、いろんな人がふるさと長崎県というホームページでつながっていくということをイメージしていただければというふうに考えております。

【溝口委員】 わかりました。

ただ、せっかくこのふるさと教育イノベーションモデル校という事業を新しく立ち上げて、それでやっていこうとしている中で、私は、これをよいものにして、本当は中学校全体にできるような形をつくっていくのがこの事業の根本じゃないかと思うんです。だから、この3校だけで終わるような事業だったら私はだめと思うんです。それを教育委員会としては全校に、企業とつながった形で、仕事のことを中学時から覚えてちゃんとやっていこうというのが、この新しい事業をつくっているものじゃないかという、そういう感じがしたんですけれども、それを広げていく事業としての考え方はあるのですか。

【岡野義務教育課長】 私の説明が足りておらずに、大変申し訳ありませんでした。ごもっともでございます。その3校の取組は、県内に周知をして横展開を図っていきたいというふうに考えているところです。

【溝口委員】 わかりました。

それでは、これを例えば3年なら3年とかして、モデルをだんだん増やしていって、将来的には、

何年までに全校につながるようにしたいとか、そういう計画は持っていないんじゃないかと思うんですけれども、その件については、どのように考えているのですか。

【岡野義務教育課長】 おっしゃるとおり、ふるさと教育はずっとやっていかなければならないことというふうに考えております。地域それぞれの実情に応じて、どういう形で、どんな相手とつながっていくかということは、またいろいろと実情があるかと思しますので、我々としては、そのつながり方のパターンというものを幾つもつくって示していきたいというふうに考えているところです。

【溝口委員】 わかりました。

ぜひ、全校につながるように努力をさせていただきたいと思っております。

それから、横長ですけれども、40ページの教育指導費3億9,369万8,000円、前年度よりも1億5,209万7,000円増しているんです。このことについて、何が増えてきたのかをお尋ねしたいと思います。

【田川高校教育課長】 お尋ねいただきました教育指導費のうち、昨年度より1億5,209万7,000円の増という形になっておりますけれども、こちらの主な理由としましては、高等学校DX加速化推進事業、いわゆるDXハイスクールと呼ばれるものでございまして、こちらが1校当たり大体1,000万円、県立高校でいきますと、令和6年度は13校の指定を受けております。その分の増という形になっております。

【溝口委員】 わかりました。13校にDX。

それで、これを全校に広げていくということになれば、まだまだ予算をつけていけないと思うんですけれども、何年計画ぐらいで全校に行き渡るようにしようと思っているの

ですか。

【前田教育DX推進室長】このDXハイスクールにつきましては、昨年度から始まりまして、昨年度は、先ほど高校教育課長から答弁したとおり、13校が採択されました。来年度は、これに予算要求の時点で8校申請しております。

【溝口委員】今回は、この1億6,300万円は、1,000万円の13校ですか。そうしたら、来年度にかけて8校なんですか。

【前田教育DX推進室長】失礼しました。先ほどの1億8,800万円ですが、今年度採択された13校が継続分としてあります。それに加えて、予算要求時に新たに追加申請された8校分、そして域内横断的な取組分、それを合わせての金額になります。

【中村(泰)分科会長】 暫時休憩します。

— 午後 2時24分 休憩 —

— 午後 2時24分 再開 —

【中村(泰)分科会長】 再開します。

【前田教育DX推進室長】昨年度は6月の補正予算で要求しておりますので、今回は、新たに出てきたものになります。

【中村(泰)分科会長】 暫時休憩します。

— 午後 2時25分 休憩 —

— 午後 2時25分 再開 —

【中村(泰)分科会長】 再開します。

【前田教育DX推進室長】令和6年度の補正予算で出たものが13校、1億2,938万5,000円です。今回要求したものが1億6,336万7,000円、これは申請時は22校になります。内訳としましては、継続校の13校、これが1校当たり約500万円になります。そして、新規が8校、これが1校当たり1,000万円になります。それと、域内横断的な取

組、これが1,000万円というふうになります。

【溝口委員】わかりました。

同じ高等学校DX加速化推進事業で、13校は500万円、8校は1,000万円ということですが、その違いは、どのような形になるのですか。

【前田教育DX推進室長】令和6年度に採択されました13校につきましては、1,000万円もう計上されております。来年度は、1校当たり500万円。

【中村(泰)分科会長】 暫時休憩します。

— 午後 2時27分 休憩 —

— 午後 2時28分 再開 —

【中村(泰)分科会長】 再開します。

【溝口委員】ありがとうございます。いろいろとすみません、迷惑かけました。

全校に行けるように、これをやっていただきたいと思いますので、要望しておきたいと思っております。

それから、横長の50ページの体育振興費の学校体育振興費、予算額1億3,307万3,000円になっておりますけれども、前年度より4億1,624万6,000円減になっているんですけれども、その要因について、お尋ねしたいと思います。

【松山体育保健課長】減額的主要原因でございますけれども、令和6年度、本年度は本県を含む北部九州4県でインターハイが開催をされておりまして、次年度、その分の減額が主要因ということになります。

【溝口委員】わかりました。

インターハイは、今年はないんですか。

【松山体育保健課長】インターハイは、例年、各地区を持ち回りで開催しておりまして、令和6年度は長崎県、佐賀県、福岡県、大分県、こ

こが開催地となりまして開催をされております。次年度は、別の地区で開催をされるということになっております。

【溝口委員】わかりました。それで4億1,000万円の減だったということですね。

先ほどから、子どもたちにスポーツを通してとか、いろいろ言っていましたので、そのことがかなり影響につながっていくのかなと思いつながら見ていたんですけれども、その辺については、はっきりとした減額のあれがわかりましたので、よろしいかと思っております。ありがとうございます。

【中村(泰)分科会長】ほか、ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、予算議案に対する討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第1号議案のうち関係部分、第47号議案のうち関係部分、第61号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【中村(泰)委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

教育長より、総括説明を求めます。

【前川教育長】関係議案説明資料の2ページをお開きください。

教育委員会関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第17号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分、第18号議案「職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分、第28号議案「学校職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例」、第29号議案「市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例」であります。

第17号議案は、人事委員会の令和6年10月4日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国家公務員の給与の取扱いの状況等を踏まえ、職員の給与等について所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、令和6年度の給与改定においては、若年層に重点を置きつつ、全世代を対象に給料月額引き上げ、期末・勤勉手当の0.1月分引き上げなどとなっております。また、令和7年度以降においては、初任給や若年層の給与水準引き上げ、職務や職責をより重視した給料体系への見直しを目的とする新給料表への切替えや、地域手当及び扶養手当等の諸手当の見直しなどを内容とする「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備のための給与改定」を行うものであります。

第18号議案は、育児休業、介護休業又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の

施行等に伴い、所定外労働の免除を請求することができる職員の対象を拡大するなど、所要の改正をしようとするものであります。

第28号議案は、県内中学校において、夜間に授業を行う学級（いわゆる夜間中学）が開設されることに伴い、夜間中学に勤務する職員に対する手当として、夜間学級担当手当を新設するとともに、現在県立学校職員のみを支給対象としている夜間部兼務手当等の支給対象を当該夜間中学に勤務する職員にも拡大するなど、所要の改正をしようとするものであります。

第29号議案は、児童生徒数等により算定される教職員定数の増減に伴い、関係条例について所要の改正をしようとするものであります。

続きまして、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

新規高等学校卒業者の就職内定状況については、記載のとおりでございます。今後も生徒の希望進路実現に向けた支援に努めてまいります。

（令和8年度長崎県公立学校教員採用選考試験について）

教員の採用については、より質の高い人材の十分な確保を目指して、第1次試験の実施を今年度より1か月ほど早め、国が標準日としている5月11日に行い、第2次試験及び合格発表についても例年より2か月程度早める予定にしております。また、早くから教職を志願している学生や他業種を希望している優秀な学生を確保するため、大学3年生も第1次試験の受験を可能とします。大学3年生で第1次試験に合格した場合、大学4年次では第1次試験が免除になり、第2次試験のみの受験となります。その他、小学校における英語を主として担当する教員や、中学校における特別支援学級を主として担当する教員

を採用する新たな枠を設けることとしております。

ここで追加1をお願いいたします。

（長崎県遠隔教育センターについて）

3行目からでございます。

令和7年4月に、大村市にある長崎県教育センター内に「長崎県遠隔教育センター」を設置いたします。

離島・半島部の小規模高校を対象に専任の教員が遠隔授業を配信したり、すべての県立高校等を対象に、生徒の進路実現をサポートするための外部人材を活用した講座等をオンラインで配信したりすることで、生徒たちの学びをさらに充実させます。

開設に向け、高校生や教職員をはじめ県民の皆様から愛称を募集し、多くの応募の中から、愛称を「Digital Education Center for Tele-Teaching」の頭文字を取った「DECTT」（デクト）に決定しました。遠隔教育の拠点を表すこの愛称には長崎の方言で「できる」の意味が込められており、生徒の可能性をさらに上げることができるよう、遠隔教育の推進に取り組んでまいります。

当初版の4ページにお戻りください。下段でございます。

（特別支援教育の推進について）

「第二期長崎県特別支援教育推進基本計画第一次実施計画」に基づき準備を進めてまいりました西海地区への特別支援学校小・中学部の設置につきましては、いよいよ今年4月に「県立時和特別支援学校西彼杵分校」として開校いたします。

これにより、地域に根ざした学校運営の充実を図り、障害のある子どもたちの教育活動のさらなる充実に繋がるものと考えております。

（県立千々石少年自然の家の廃止について）

6行目からでございます。

このことについては、先の9月定例県議会においても、広く県民の声に耳を傾け、今後の施設の在り方を検討することを求める請願が採択されたところであります。

県では、令和4年度から島原半島3市の教育委員会や校長会・教頭会、PTA関係者、その他地域住民など多方面の方々と協議を進めてきており、9月議会以降も引き続き意見交換を重ねてまいりました。協議においては、島原半島の子どもたちの宿泊体験学習は、国立諫早青少年自然の家などの施設により継続できるという環境もあり、多額の教育費を投じて施設を存続するのではなく、利用できる国や市町の施設活用を図っていくという県の考え方に多くの方が賛同してくださっている状況であります。

よって、県立千々石少年自然の家につきましては、令和7年度末をもって県立の青少年教育施設としては廃止する方向で、教育委員会で審議し、方針を決定してまいります。なお、廃止後の施設の活用につきましては、引き続き県民の皆様のご意見をいただきながら、民間による活用も含め地元自治体との協議を継続してまいります。

「子ども県展」の開催については、記載のとおりでございます。

（文化財の指定について）

国の文化審議会は、令和6年12月20日に島原市の「島原城跡」及び対馬市の「越高遺跡」を史跡に、令和7年1月24日に「長崎のかくれキリシタン信仰用具」を重要有形民俗文化財に指定するよう、文部科学大臣へ答申を行いました。

7ページをお願いします。

今回の答申により指定されると、本県の特別

史跡を含む国指定史跡は34件に、重要有形民俗文化財は本県初となります。

（対馬市観音寺の仏像の返還について）

平成24年10月に盗難され、韓国に持ち出された県指定有形文化財「観音寺の観世音菩薩座像」について、去る1月24日、韓国大田地方検察庁から観音寺への返還手続きが行われました。

現在、仏像は韓国の浮石寺の求めに応じて法要のために貸与されておりますが、県といたしましては、最終的に対馬市の観音寺に仏像が戻るまで、引き続き、国や対馬市など関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

（スポーツにおける活躍について）

「令和6年度天皇杯全日本レスリング選手権大会」において、島原高校出身の吉武まひろ選手が女子68kg級で準優勝を果たしました。また、「2025年ベルギー国際柔道大会」において、長崎明誠高校3年の近藤杏樹選手が、ジュニアの部女子48kg級で優勝を飾りました。

選手並びに関係者の皆様のご健闘を心からたたえるとともに、さらなる競技力の向上とスポーツの振興に力を注いでまいります。

また、「第97回選抜高等学校野球大会」に壱岐高校が、本県では初となる21世紀枠で選出されました。

壱岐高校野球部の選手・指導者の皆様をはじめ関係者の皆様方に、お祝いを申し上げますとともに、憧れの甲子園球場での活躍を期待しております。

（懲戒免職処分取り消し訴訟について）

平成25年に虚偽の公務災害の認定請求を行い、療養補償費を不正に交付させたこと等により懲戒免職処分となった県立学校の元教諭が、懲戒免職処分を不服として処分の取り消し等を求めている訴訟について、地裁及び高裁におい

て、懲戒免職処分を取り消す判決が示され、本県の主張と大きく隔たりがあったことから、令和6年2月22日付けで最高裁判所に上告受理申立を行いました。令和6年12月20日、最高裁判所から上告審として受理しない旨の決定がなされました。

これにより、県が懲戒処分の事由として挙げていた「公務災害の虚偽申請」「部活動指導手当の不正受給」「公文書流出」「職務命令違反」のうち、「公務災害の虚偽申請」については事実誤認であり、「公務災害の虚偽申請」が認められない本件において、懲戒免職処分とすることについては、社会通念上著しく妥当を欠き、裁量権の範囲を逸脱しこれを濫用している、とする福岡高裁の判決が確定いたしました。

県教育委員会といたしましては、今回の決定を厳粛に受け止め、今後、当該元教諭に対する必要な措置については、真摯に対応してまいります。

（教職員の不祥事について）

令和2年7月に、未成年者に対しわいせつ行為を行ったとして、強制わいせつ罪で起訴されていた公立学校教諭の刑が令和6年12月27日、懲役2年で確定したため、地方公務員法第28条第4項により翌日付けで失職となりました。

また、令和4年8月に、知人女性に対し不妊治療と称してわいせつ行為を行い、その様子を盗撮していた県立高等学校教諭及び令和5年2月頃から令和6年12月の間、児童が更衣に使用していた教室に、盗撮する目的で、複数回にわたり小型カメラを設置した小学校教頭をそれぞれ2月12日付けで懲戒免職処分としました。

教職員による相次ぐ不祥事の発生を受け、県内の教育関係者が総力を挙げて不祥事根絶と信頼回復に取り組んでいる中で、このような不祥

事が発生したことは、学校教育に対する信頼と期待を裏切り、県民に失望と不信感を与えるものであり、県議会をはじめ県民の皆様に対し、深くお詫び申し上げます。

今後も強い危機感を持って、全教職員に対し、あらゆる機会を通して、児童生徒の教育に携わる職にあることの自覚を厳しく促し、使命感や倫理観の高揚、服務規律の徹底を図るとともに、すべての教育関係者と連携し、不祥事根絶と信頼回復に向けた取組の推進に全力を傾けてまいります。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村(泰)委員長】次に、教育政策課長より、補足説明を求めます。

【犬塚教育政策課長】今回、ご審議をお願いしております第17号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分について、補足してご説明いたします。

令和7年2月定例会県議会文教厚生委員会説明資料の4ページをご覧ください。

1、改正要旨でございますが、今回の条例改正は、昨年10月4日に行われました県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国家公務員の給与の取扱いの状況等を踏まえ、職員の給与等について所要の改正をしようとするものであります。

2、改正内容。

、令和6年度の給与改定。

（1）職員の給与に関する条例の一部改正、市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例の一部改正でございますが、ア、給料表の改定といたしまして、給料表を国家公務員の俸

給表の改定に準じて引き上げるものでございます。

イ、諸手当の改定といたしまして、期末手当・勤勉手当を改定いたします。

具体的な改定内容は、5ページに、一般職員、特定幹部職員、定年前再任用短時間勤務等職員、6ページに、教育長につきまして、記載のとおりでございます。

また、実施時期につきましては、6ページに記載のとおりでございます。

7ページをご覧ください。

、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備のための給与改定について、ご説明いたします。

（1）職員の給与に関する条例の一部改正、市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例の一部改正でございますが、ア、給料表について、新たな給料表への切替えを行います。

イ、地域手当について、支給割合を見直します。

また、ウ、扶養手当について、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を引き上げることとしております。

8ページをご覧ください。

エ、通勤手当について、支給限度額を引き上げるとともに、支給要件を緩和いたします。

そのほか、オ、単身赴任手当から、ク、昇級制度まで、記載のとおり、所要の改定を行います。

なお、実施時期につきましては、令和7年4月1日からの施行を予定しております。

以上、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分について、説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします

す。

【中村(泰)委員長】 以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第17号議案のうち関係部分、第18号議案のうち関係部分、第28号議案及び第29号議案は、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、提出のありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明を求めます。

【犬塚教育政策課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき本委員会に提出いたしました教育庁関係の資料について、ご説明いたします。

対象期間は、令和6年11月から令和7年1月まででございます。

資料の2ページをご覧ください。

こちらは県が箇所づけを行い、市町等に対し内示を行った補助金の実績でございます。指定

文化財保存整備事業補助金5件を記載しております。

3ページをご覧ください。

3ページから13ページにかけまして、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたもので、教育庁関係6件を記載しております。

以上、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村(泰)委員長】 ありがとうございます。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付しております陳情書一覧のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、67番と5番となります。

陳情書について、何かご質問はございませんか。

【前田委員】「海運・船員の政策諸課題に関する申し入れ」という陳情があっていて、船員養成教育機関の維持・定員拡大というところがありますけれども、鶴洋高校の入学者については、定員がなかなか応募者がいない中で、一定多分、普通科も含めて見直したと思うんですけれども、そういう状況の中でも、水産科の入学者の推移というのは、ここに書かれているように、令和6年で18人、令和7年は、多分20人ですものね。0.3倍を切っているような状況で、見直しをしても、なおかつ総合学科の方も同じような状況で、多分21名ぐらいしか入っていない。不合格の方が、多分両方合わせて4名ぐらいいらっしゃるかもしれませんが、いずれにしても、見直したのにこの状況というのは、非常にやっば

り課題があるんだと認識していますし、ここを出ないと、漁船とかの無線の資格とかも取れないといって、無線士がいないというような、多分この海運業の方々は、そういう養成機関として成り立っていないというようなご要望もあっていると思うんですけれども、現状、このことについて、県の対応を書いていますけれども、今後どのように考えているのか、総括的にご答弁いただきたいと思います。

【直塚高校教育課企画監】 鶴洋高校は、県内で唯一、水産科を設置している高校でございます。水産業は本県の基幹産業の一つでもありますので、そうした産業振興という視点からも、水産業従事者の育成は重要なことであると認識しております。ただ、今、前田委員がおっしゃられたとおり、水産科、あと総合学科ともに、入学者がかなり少なくなっているという状況でございます。

要望の内容が、募集定員の拡大ということでございましたので、それはなかなかこういう状況では難しいと考えているところでございます。

一方で、水産科に入った後は、水産科の卒業生の中では、7割近くの方が就職して、あと水産業や海運業にも水産科卒業生の中で6割弱の方が就職をしておりますので、水産科に入学すれば、一定の割合の方がそういった水産業や海運業への就職に進んでいるのかなと思っております。

ただ、ここまで入学者が落ち込んでいるということでもありますので、現時点で、まだ申し上げることはできないんですけれども、要望は、船員に対する要望ではあるんですけれども、例えば、これは全然オーソライズした話ではないんですけれども、洋上風力とか、今、産業労働部としても振興、県全体でクラスター協議会を

つくって進めているところもありますので、そういった海洋人材の育成というようなところも、今後、水産科の学科の在り方を見直していく際に、そういったものも検討してもいいのかなと、それは水面下で高校側とは話をしているところでございます。

いずれにしても、このままでいいとは我々も思っていないくて、今後、そういった学科の在り方につきましては、関係する部局とも一緒に検討してまいりたいと考えているところでございます。

【前田委員】 おっしゃるとおり、水産、定員が少ない中で、総合学科を設けたけれども、そこがなかなか芳しくない中で、今言われたように、産業人材を育てるという意味でいけば、水産に特化した方で、専門性を持たせるというのも一つの方策だと思いますし、別のところでは、長崎の工業高校が、建築はあるけれども、土木関係がないという話が出ていて、土木の方も、今、長崎市にある工業高校では、敷地も含めて、設置ができないというような状況とか聞いていますので、本当は私は水産に特化した方がいいと思っていますけれども、産業人材を育てるところで、もう少し検討等も進めていただきたいということをこの際、要望しておきたいと思います。

【中村(泰)委員長】 ほか、ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】 ほか、質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

審査の途中ですが、15時5分まで休憩をいたします。

— 午後 2時54分 休憩 —

— 午後 3時 8分 再開 —

【中村(泰)委員長】 再開します。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】 質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はございませんか。

【坂本委員】 お疲れさまです。2点質問いたします。

まず、障害者の雇用状況ということです。教育委員会関係です。

いわゆる法定雇用率が教育委員会の場合には2.7%ということになっておりますけれども、これは毎年、長崎労働局が民間とか、あるいは地方公共団体等の数字を発表しておりますけれども、昨年の6月1日現在で、教育委員会が2.16%ということでありました。その前年が2.13%ですから、0.03%増えたということになっておりますけれども、法定雇用率は2.7%ということになっておりますので、届いておりません。これを2.7%に近づけるといいいますか、法定雇用率を上回る取組というのをお聞かせください。

【犬塚教育政策課長】 委員ご指摘のとおり、教育委員会の障害者雇用率2.16%となっておりまして、法定雇用率の2.7%に届かないというところでございます。ご案内ありましたとおり、昨年度が2.13%でしたので、若干上がっているのですが、なかなか2.7%まで届かないというような状況でございます。

こうなっている状況の1つといたしましては、教職員を抱える私どもの教育委員会の中で、多くを教員が占めております。一方、教員につきましては、全国で教員の資格を取得している障害者の方が非常に少ないということで、なかなか募集しても来ていただけないというようなところがございます。そういう形がありまして、例えば警察とかであれば、警察官はその分母から外すとかあるのですが、教員の場合はこれではございませんので、そのところをどうやって突破できるかというところで、私ども、いろいろ取組を進めているところでございます。

なかなか教員の採用というところは難しいところもありますので、例えば、会計年度任用職員で雇用をしたり、あるいはワークサポートオフィス、ワークサポートグループという形で、一定県庁に障害をお持ちの方に来ていただいて、少し慣れていただいて、そしてまた民間とかに行っていただいたり、あるいはそれを学校でも行うというような取組などを進めております。

ただ、抜本的になかなか解消できないところがありますので、現在、教育庁の私ども7階の教育委員会の方でもなかなか採用が進んでいないところもありますので、まずは隼よりということで、私どもの課でも、会計年度任用職員の方を障害者の方を雇用できないかということで、今、業務の割り振り等を行っております。

なかなか一朝一夕にこの2.7%まで行くところは難しいところではあるんですけれども、法定でございますので、極力障害者の方の雇用というところで意を用いて引き続き取り組んでまいりたいと、そういうふうに考えている次第であります。

【坂本委員】県で言うと知事部局、警察それから教育委員会ということで、知事部局と警察の

方は大体ずっと超えているんですけれども、教育委員会だけがずっと、今言われたような理由もあるんでしょうけれども、なかなか法定雇用率をクリアできないという状況が続いているんじゃないかというふうに思います。

それで、教育委員会は、先ほど言った事情の中で、教員が大多数を占めるというふうなことで、なかなかこの2.7%というのがクリアできていないというふうなことなんですけれども、これは長崎県内の教育委員会に限らず、ほかも一緒ですよ。そうすると、ほかの県との比較で言うと、長崎県のこの2.16%というのが47都道府県の教育委員会ですと、どのあたりに位置づけているのかというのを把握されていますか。

【犬塚教育政策課長】現在、細かい数字というところは持っていないんですけれども、全国でも半数程度は法定雇用率を突破できていないという状況でございますので、突破できていない中で、たしか中位ぐらいではなかったかと思うのですが、また調べさせていただきまして、ご報告させていただければと思います。申し訳ありません。

【坂本委員】大丈夫です、後で教えてもらえばいいと思います。事前に言っておけばよかったんですけれども。

それで、半数ぐらいがこの法定雇用率をクリアできていないというふうなことなんですけれども、そういう意味でいくと、半数はクリアしているというふうなことだと思いますので、ぜひそういうところの参考事例をしっかりと把握していただいて、その中で、長崎県的に何ができるのかということもやっぱり進めてもらわないと、私も、多分以前、同じようなことを聞いて、なかなか変わらないなということを改めて感じたものですから、大変だと思いますけれども、

そのところはぜひ努力をしていただきたいと思います。

2点目ですけれども、先ほど教育長の方から説明がありました県立千々石少年自然の家の廃止についてです。

結論から言うと、令和7年度をもって県立の青少年教育施設としては廃止する方向で、教育委員会で審議し、決定をしてまいりたいというふうなことでありました。

これも説明の中にありましたように、去年の9月定例会の中で、請願が採択されたところでもありますけれども、まず認識ですけれども、先ほどの教育長の説明の中では、「先の9月定例県議会においても、広く県民の声に耳を傾け、今後の施設の在り方を検討することを求める請願が採択されたところでもあります。」というふうなことなんですけれども、この請願を改めて読み返してみたんですけれども、確かに書いてあって、最後の方に、そういった広く耳を傾けた上で検討していただきますようお願いしますということなんですけれども、冒頭には、下記の理由により存続をお願いしますというふうなことがきちんとうたってあるわけです。そういう意味でいくと、もちろんそれ以前にもずっと地元だとか含めて協議をしてきたと思うんですけれども、この請願を受けて、改めていろいろお話しされたんだろうというふうに思いますけれども、その前提として、この請願が、存続を求めているという、そういう認識の上で、この請願が採択された後、特に島原半島の3市の教育委員会、自治体、あるいは住民の皆さんだとか、いろいろそういうふうなことを聞かれたのかどうか、そこについてお尋ねいたします。

【加藤生涯学習課長】この請願に関しましては、冒頭部分ではそのように述べてあるのですが、

最終的なところでは、広く県民の意見を徴していくことということで請願をいただいたものだというふうに思っております。この件に関しましては、私ども、今回、千々石少年自然の家につきましては、多くの方々の意見を聴取していきたいというふうに考えておりましたので、この2年半の間に、例えば、教育委員会、学校関係者、またPTAの方々、地元住民の方々であったり、延べ50回以上、多くの方々と協議をしながら、この結論に至ったところでございます。

【坂本委員】50回にわたって、様々2年半かけて協議を、お話をしてきたということで、こういった流れになっているというふうなことは、一定理解はいたします。

さらに、先ほどの教育長説明の中には全く触れられてなかったというふうに思いますのでお尋ねしたいんですけれども、もちろん子どもたちの宿泊体験学習の場というふうなことがこの千々石少年自然の家の設置の目的だろうと思うんですけれども、この請願の中には、また県民の理解と協力の下、生涯学習の場としても活動していますというふうなことで、年間を通して、山登り、街道歩き、チャレンジ42.195キロ等も行われてあって、地域の特性を活かした四季折々の活動として、県内の高齢者の人気も高く、まさに人生100年時代に対応した健康寿命の維持・増進の効果が大きい事業として大変喜ばれていますというふうな、そういうくだりもありまして、そういう意味でいけば、単に青少年の宿泊体験学習だけじゃない活用もされているというふうなことなんですけれども、そのことについて、先ほどの説明では全く触れられておりませんので、そこについての認識をお聞かせください。

【加藤生涯学習課長】この請願をくださった

方々は、特にこの千々石少年自然の家で山登りやウォーキング、このような事業に参加をしてくださっている高齢者の方々でございました。実際のところ、大変施設のことを愛してくださっておられるのは事実でございます。ただ、利用者数の割合で申しますと、全体の二、三％程度というところでございます。また、併せまして、この山登りの事業やウォーキングの事業というのは、施設自体を活用しているものではなくて、施設以外の山登りのサポートやウォーキングのサポートをされているというものでございました。

ですので、このことに関しては、守る会の方々ともお話をさせていただいておりますが、どうしてもここに関しては、千々石少年自然の家は青少年教育施設、青少年の体験活動を主とする施設でございます。当然、今、指定管理者のサービスという形で高齢者の方々のそのような取組もされているのですが、そうになっていくと、もうこれは青少年教育施設としての枠を超えた部分になっていくだろうということで、今回は、青少年教育施設千々石少年自然の家としては廃止をした上で、今後、高齢者の方々がそこを使われるのには、どのようなものが必要なのか、そしてそれを本当に地元自治体も必要とされるのか、そういう議論を引き続きやっていくことが重要になるかというふうに考えております。

【坂本委員】 理解をいたしました。

ただ、そういう方々も請願も出されたということで、活用されている方もいらっしゃいます。今ありましたように、その利用率というのは全体の二、三％なんだというふうなことでありますけれども、この千々石の少年自然の家が、そういう意味でいくと、二、三％かもしれませんが、単に青少年の自然体験の活動施設と

いいですか、宿泊学習施設にとどまらない活用もあっているんだということをぜひ頭に置いていただいて、今後の在り方については、丁寧に議論をしていただきたいというふうに思いますし、請願の中にも書かれていますけれども、今、少子・高齢化の中で、IT化とか、AIだとか、そういう時代だからこそ、これから子どもたちが自然体験のそういった学習をする場というのは必要なんだということで、単に経済的な効率化のみに目を奪われないようにというふうなことが書かれておりますので、ぜひこの請願の趣旨含めて、今後、もう少し丁寧な議論をしていただきたいということを要望いたします。

【中村(泰)委員長】 ほか、議案外ございますか。

【松本委員】 前田委員から、予算のところでも質問ありましたが、高等学校の入学状況について、関連して掘り下げて質問させていただきたいと思うんですけれども、先ほど、前田委員の質問の時に配られた資料のところに出た数字の中で、結局、全体では充足率は令和6年度80.8%というふうになっているけれども、地域ごとに比べてみると、半島地域が66.7%で、離島地域が53.8%で、それ以外の地域、22校は93.4%という高い数字になっているというところなんです。つまり、離島・半島地域が極端に低いのは、地理的にも仕方がないのかもしれないんですけれども、そこでちょっと気になったのが、この表を見てみると、当然、人口減少が平成30年から令和6年までに進んで、少子化も進んでいる中で、募集定員がほとんど変わっていない状況になっていると。先ほども、クラスの減でとどめたということなんですけれども、この募集定員と、入学者ではなくて、島内にいる中学3年生の人数に乖離がかなりあるのではないかと思います。そうなんですけれども、そちらの離島地域の実際の

状況について、確認させてください。

【直塚高校教育課企画監】離島地域の募集定員につきましては、令和6年度で1,240人となっております。その地元の中学校卒業生数につきましては869人と、その地元の中学校の卒業生数自体が、そもそも募集定員より約370人少ないというような状況となっております。

【松本委員】ここが非常に大きな開き、300人以上開きがある。つまり、実際に離島には869人の卒業生しかいないにもかかわらず、そもそも1,240の定員になっているということなんですよね。これはなぜ定員数をこんなに300人も開きがある状態にそのまま5年間もしているのか、お尋ねいたします。

【直塚高校教育課企画監】離島地域の募集定員につきましては、生徒数に対して、緩やかな定員管理を行っているという点が1つあると思っています。というのも、離島地域におきましては、しまという地理的条件を考慮して、できるだけ自宅から地元の学校に進学できるような定員管理上の配慮を行っております。そして、これまでも離島地域におきましても募集定員の見直しは行ってまいりましたが、結果として、これ以上学級減をするのが難しいくらい学校規模の小規模化が進んでいるというような状況となっております。

また、学級減は教員の減にもつながりますので、学級数を削減することで、教科によっては、教える教員を配置できないというようなことも懸念されます。

したがいまして、学級減のみで募集定員の見直しを行っていくには限界があると考えているところでございます。

【松本委員】つまり、今の説明だと、ずっとクラスは減らしてきたけれども、1クラスになれ

ば、これ以上減らすことができないという状態がずっと続いているということと、教員の確保の問題があるということですね。

ただ、その状況を鑑みても、卒業生が離島に869人いる中で、入学者数は667人ですから、これだけを見ると、76%が離島の高校に離島の生徒が行っている、つまり、8割近くが離島に残ってくれているということなんですよ。逆に、流出しているのは24%ということで、これはやはり経済的な事情もありますし、この数字を見ると、それだけ定着している方ではないかと思えます。

もう一つ気になったのが、半島地域なんです。半島地域で事前に調べさせていただいたんですけれども、特にここの部分は、地元の中学卒業生が県立高校へ進学する割合で、松浦市、西海市、東彼杵郡が極端に低い。というのが、離島の場合は海がありますから私立高校に行けないですけれども、こちらのエリアは私立高校にバスで通えるエリアになっているということで、非常に流出が大きいという状況を伺っているんですけれども、実際のところのパーセンテージは、どのようになっているのでしょうか。

【直塚高校教育課企画監】委員ご指摘の地元の県立高校に進学する割合につきましては、令和6年3月時点、去年の3月時点で、松浦市で31%で、西海市が35%、東彼杵郡が34%と、離島が七、八割に対して、半島地域はかなり低いというような状況になっております。

【松本委員】こっちの方がもうちょっと問題なのかなというふうに考えます。ましてや、学事のところでも質疑しましたが、私学の無償化がこれから進んでいく中で、無償になって、スクールバスもあるのであれば、地元の高校に行かずに私立高校に、離島よりも半島の方が、かな

りこれが進んでいくのではないかという危機感を感じている次第です。

特に、松浦市は、松浦高校1校しかない状況でございます。西海市は3校、東彼杵郡は2校あります。実際、私も東彼杵郡の町長の方から、私学の無償化に対しての危機感を何とか考えてほしいというふうなお話も直接伺いました。

そういった中で大事になってくるのは、やはり中学校時代から、地元の県立高校に行こうという地域の地域との連携が必要になってくると思うんです。その中で注目したのが、高校・地域連携イキイキ活性化事業ということで、主に離島・半島地域に定着を求めるための事業を年次で計画して、実施してこられたというふうに伺いました。この事業の趣旨と、そして令和6年度の実績があれば、お尋ねをいたします。

【直塚高校教育課企画監】 まず、高校・地域連携イキイキ活性化事業の立ち上げた経緯について、ご説明したいと思います。当時、国の中央教育審議会の特別部会におきましては、今もそうなんですけれども、高校を持続的な地方創生の核と位置づけていることから、高校魅力化の取組というものが全国共通の課題であって、特に、離島・半島地域を多く抱える本県にとっては、全国に先んじて、そうした高校魅力化の取組を進めていく必要があると考えたところでございます。

そこで、離島・半島部の地域で、高校の魅力化と地域の活性化を一体的に進める高校・地域連携イキイキ活性化事業を令和5年度に立ち上げたところでございまして、事業概要につきましては、地元の高校、地域、民間、県教委が市町を窓口連携体としてのコンソーシアムを立ち上げて、その中で、学校、地域が今後目指していく方向性でありますとか、取り組んでいく

内容、そういったものを検討することとしております。そして、コンソーシアム立ち上げの翌年度から3年間、具体的な取組を進めていくこととしておりまして、その活動経費について、県と市町が2分の1ずつ負担するという事業スキームとなっております。

実績としましては、初年度の令和5年度は島原市と新上五島町で、2年目の今年度、令和6年度につきましては、西海市と、あと壱岐市が今週末金曜日に、正式にそのコンソーシアムが立ち上がる予定となっております。

いずれの取組も、それぞれなんですけれども、総じて言えば、高校生が学校の枠を超えて主体的にイベントの企画運営であったり、地域課題の解決に取り組むようになったり、そうした高校生の取組をバックアップするために、地域が一体となって、市町を窓口としたコンソーシアムという連携体を立ち上げる、そういった点がこの事業の大きな特徴、あと成果だと思っております。

また、イキイキ事業に取り組んでいる市町におかれましては、高校と地域をつなぐコーディネーターの配置に必要となる人件費につきましても市町独自で確保をしていただくなど、高校の魅力化に、地元の市町部局が主体的に取り組んでいただけるようになったということも、本事業の大きな成果の一つだと考えているところでございます。

【松本委員】 先ほど申し上げた中に、西海市もございました。そういった地域と県立高校、そして民間のこの3者が連携して取り組むというのは、なかなか私立にはできないことだと思うんです。公立にあるもので、実業高校もありますけれども、要するに、私立高校は確かに設備とか立派です。バスもあります。無償にもなり

ます。しかし、私立にはなくて公立にあるものとして、地域連携ができるということと、そういう地域との今までの、昨日、今日の話ではなくて何十年にわたって、OBの方もいらっしゃるわけで、地元の市町にとっても絶対なくてはならない存在が、地元の県立高校だと思うんです。だから、この事業において、これを持続可能なものにしていくために、単発で終わらないように続けていく。確かに教育長の答弁で、将来的にはかなり厳しいとはありますけれども、まだ時間があります。

もう一つ気になったのは、松浦市や西海市がかなり危機感を持っていて、市もかなり高校に予算を出したり、松浦高校に至っては、もうOBの方々やPTAの方々が必死で維持させるための取組を具体的にしているというふうに聞いているんですけれども、その辺の市や地域のそういう取組について、お尋ねをいたします。

【直塚高校教育課企画監】委員がおっしゃるとおり、市町によっては、その地域にある高校を予算面などでバックアップしていただいているところもございます。例えば、松浦市におきましては、模試代への補助でありますとか、船代などの交通費への補助、あるいは市の広報誌を活用した高校の魅力化の発信などをしていただいております。

また、西海市のように、大崎高校の野球部や西彼杵高校のバレー部女子のように、寮の整備といった側面的支援を通じて部活動を強化することで、高校の魅力化を図っていただいているところもございます。

【松本委員】これから定数に対して見直しが始まってくると思いますけれども、そういった中でも、今、現実として、地元の市町や地域の方々が協力をしてくださっている。それは残すため

に、皆さん、いろいろ知恵を出して、汗をかいていらっしゃるわけでありまして、それを一気にがっというふうに一方的に削るというのは、やはりあってはならないことだと思いますし、そういった定数を見直す上でも、スキームといいますか、こういった形で定数の見直しを図っていく状態になるのか、お尋ねをいたします。

【直塚高校教育課企画監】まず、募集定員の見直しにつきましては、今後の地区別の中学生在籍数の推移でありますとか、あと不充足の状況、中学生の進路希望やこれまでの学級減の状況、そして募集定員の公立と私立の割合などを基に検討した上で、県教委の方で原案をつくって、教育委員会に図った上で、見直しを行っていきたいと考えております。

【松本委員】私が言いたかったのは、一方的に決めるんじゃなくて、協議会をつくって、地域も入れて話し合いをしながら存続に向けての、突然がっとならなくて、そういう話し合い、会議の場とか、そういうようなスキームがあるのかということをお尋ねしたんですけれども、どのようにお考えですか。

【直塚高校教育課企画監】委員おっしゃるとおり、これまで、どちらかといえば県教委主導でやってきたところはあると思うんですけれども、今後は、当然地域の声、そして来年度以降は、外部有識者の声も参考にしながら、募集定員の見直しも含めた再編整備については検討していきたいと考えているところでございます。

【松本委員】町長が直接おっしゃったのは、県教委、県に対して、残すためにどうしたらいいか。私学が無償化になることによって、かなり厳しい状況で、最近、通学が困難になってきて、バスも足りないという状況。そういった中で、

どうやって維持できるかを県だけではなくて、地元や市教委と一緒に力を出してほしいという相談が具体的にあったものですから、質問させていただきました。

今後、明らかに3割というのは、かなり厳しい流出の数字はあるわけですから、そちらに対して、高校・地域連携イキイキ活性化の事業も活用しながら、しっかり取り組んでいただくことを要望して、質問を終わります。

【中村(泰)委員長】 ほか、ご質問ございませんでしょうか。

【中山委員】懲戒免職処分取消し訴訟について、お尋ねいたしますが、この件において、地裁、高裁において、懲戒免職処分を取り消す判決が示された上で、本県の主張と大きく隔たりがあることから、令和6年2月22日付けで最高裁に上告受理申立を行ったが、最高裁から上告審として受理しない趣旨の決定がなされたところなんですけれども、当該教職員は、平成25年に懲戒免職になっていますから、現在まで10年以上たっているんですけれども、この文章を見る限りにおいては、本人に対する謝罪とか、教育委員会の反省とか、全然ないわけなんですけれども、反省も謝罪も何も要りませんか。どう考えていますか。

【岩坪高校教育課人事管理監】今回の最高裁の決定については、県教委としても非常に重く受け止めているところです。反省、謝罪の部分については、現在、庁内でも慎重に協議を進めているところでございます。

【中山委員】まず、やはり懲戒免職された立場に立って考えればいかんですよ。本当は高裁でも、最高裁まで上申せんでいいんですよ。もう地裁で決まっているわけやから。それを大きく食い違ったからということで、門前払いされて

いるじゃないですか。十何年待たせておって、一言の謝罪もない、反省もない、今から検討しますでは、非常に冷たいなということをまずもって指摘しておきたいと思います。

そこで、あなたたちの主張と公務災害の虚偽申請について、事実誤認があったとなっているんですよ。その事実誤認の中身は、どういうことですか。

【岩坪高校教育課人事管理監】この事案ですけれども、元県立学校の教諭が平成25年7月28日に、部活動のボクシングの指導中に生徒からパンチを当てられて、右目の手術を受けたということでございました。県教委としては、調査を進めていく中で、この日にこの教諭が指導に携わってなかったというような証言を得ましたので、そういうところで調査を進めて、結果として、虚偽の申請があったということで、懲戒免職処分にしたというような経緯があります。

【中山委員】それは当該当時の教師には確認しているんですか。要するに、選手からパンチやられて、けがしておって、病院に行っているわけでしょう。そのことについては、当該教諭はどういうふうに言っておったのですか。

【岩坪高校教育課人事管理監】当該教諭にも聞き取りを行っております。その中では、当該教諭については、先ほど申し上げた日にボクシングの指導をしていたと。そこで生徒にパンチを当てられて、けがをしたということで、通院をし、手術に至ったということで述べております。

【中山委員】裁判所の判例を見ておらんけん何とも言えませんが、生徒からパンチを当てられて、けがしたということは事実ですよ。そこが事実だったわけでしょうが。それをあなたたちが、そうじゃないということで認定して、申請したということでしょう。

それと、もう一つ、今度の懲戒処分については、「社会通念上著しく妥当を欠き」と書いていますよ。「裁量権の範囲を逸脱しこれを濫用している」と。これについては、どういうふうに受け取っているんですか。

【岩坪高校教育課人事管理監】このような決定になったということは、私たちとしても非常に重く受け止めているところでございます。

【中山委員】 重く受け止めているというのは、私は理解できません。その重く受け止めているというのは、わかりやすく県民に説明してください。

【岩坪高校教育課人事管理監】当該元教諭に対して、長きにわたって、この訴訟等もありまして、精神的な苦痛を与えたということにつきましては、大変申し訳ないというふうに思っておりますし、必要な措置については、できるだけ早く対応してまいりたいというふうに考えております。

【中山委員】 令和6年の12月20日に、最高裁が受理しないということになって、それから今日まで、当該教諭または弁護士に対して、何か対応いたしましたか。

【岩坪高校教育課人事管理監】この決定を受けて、庁内でも、今後の対応について協議を進めているところです。今のところ、当該教諭それから弁護士に対しては、コンタクトは取っておりません。

【中山委員】 先ほどの答弁では、当該教諭に精神的な大きな負担をかけた。これは金銭的にもありますよ。それでありながら、負けたら負けた、自分たちの主張が通らんなら通らんで、はっきりそのことを、もう2か月以上たっているじゃないですか。弁護士なり、本人なりに対して、きちんとまず話をし、申し訳なかった

と、事実誤認しておったと、そのくらいの配慮があってしかるべきだというふうに思いますがね。なぜ今までやらなかったのですか。庁内で協議することは当たり前の話じゃないですか。なぜできなかったのですか。

【岩坪高校教育課人事管理監】この事案については、多くの課が関わっている事案でありまして、この対応についても、庁内においても、いろんな課でコンセンサスを取る必要があるというふうに考えております。そういう部分で、現在まで当該元教諭と連絡が取れなかったということについては申し訳ないと思っておりますし、今後、できるだけ速やかに対応していきたいというふうに考えております。

【中山委員】 まずは、速やかに対応せんばいかんですよ。

それで、ちょっと私は気になるのがあるんだけど、今後、当該教諭に対して必要な措置について、真摯に対応してまいりますと。普通でいけば、今後、元教諭に対して真摯に対応していきますというのが言葉としてはずっと胸を打つとやけど、その前に「教諭に対する必要な措置」と。必要な措置とは、どういうことを指すのですか。

【岩坪高校教育課人事管理監】様々なことが考えられると思っておりますが、例えば、本人が懲戒免職とならなかったと考えた場合の給与に当たる部分の支払い等、そういうことが特に大きなことだというふうに考えております。

【中山委員】 それは本人にすれば大変なことだったと思いますし、当然に当たる話じゃないですか。本人もそのことは聞きたいでしょう。それであるなら、それが主な理由であるならば、そう私は心配せんでよかとやけど、そういうふうに受け止めていいですか。

【岩坪高校教育課人事管理監】当然、金銭的な部分もあると思いますし、この元教諭が教壇に戻りたいというような意向がありましたら、それも踏まえた対応もしていく必要があるというふうに考えております。

【中山委員】この人は、非常にボクシングで尚且つ熱心な人やったんですよ。県下に名前がはせているぐらいの人と聞いています。そして、今、64歳と聞いているから、当時は、懲戒免職になったのは53歳ぐらいです。一番仕事ができる時ですよ。そこを懲戒免職されて、本当に苦しかったなと思いますよ。速やかに対応すると言うから、本人の意向を、意思を尊重せないかんですよ。64歳ですから、本人を再任用して、もう一回、学校でクラブ活動を指導したいとかあれば、私は、それはやはり真摯に聞いてやる必要があるんじゃないかというふうに考えております。ぜひ、これを含めて、本人に会って、本人の意思を確認して、適切な、真摯に対応してもらいたいと思いますけれども、いかがでございますか。もう一回。

【岩坪高校教育課人事管理監】委員のご指摘にありましたことも踏まえて、元教諭に対して、真摯に対応していきたいというふうに考えております。

【中山委員】今、人事管理監から話がありましたけれども、教育委員会の言葉というふうに受け止めますので、真摯に対応していただくことを要望しておきたいと思います。

【中村(泰)委員長】ほか、ご質問ございませんでしょうか。

【山村委員】私の方から、今、外国人の方々が労働者も含めてかなり入ってきていまして、私も一般質問でも一回させていただいたんですけども、日本語指導が必要な児童生徒がかなり

入ってきているのかなと思っておりますが、それにどのように県として対応されているのかというのを教えていただければと思います。

【岡野義務教育課長】委員から、9月議会において一般質問で、教育委員会の方でも、外国から来られた子どもたち、日本語指導が必要な子どもたち、こういったことに対して、できるだけ多くの支援をしてほしい、そういう検討をしていただきたいというご意見を賜ったところです。

あれから半年間で、義務教育課としましては、先ほども申し上げた「ふるさと長崎県」という資料を、易しい表記で、できるだけ小学校の3年生ぐらいでわかるような感じの内容で、そして全ての漢字にルビを振るというようなことで、外国からやってこられる方が簡単に長崎県のことを学んでいただく、理解を深めていただくようなホームページをつくりたいということにまず着手をしております。これがこの場でお伝えできることの1点目かなというふうに考えております。

もう一点は、まさに一般質問でもああいうご意見を賜ったということ、あるいは県と市町の首長の中での連携会議でも、やはり日本語指導が必要な子どもたちに対して、どういうふう到手だてを取っていくかということをテーマに話し合いも行われておりますので、こういうことを各市町教育委員会の事務局職員に、今こういう動きを捉えて、我々が必要なことというのを、どんなことができるのか考えていく。正直申し上げて、今まで少し遠いところに長崎県の各自治体はあったんじゃないかと思うんですけども、近くに考えていきたいということを共有できた。この2点について、お話ができるのかなと思っております。

【山村委員】 ありがとうございます。

正直言うと、多分、今からかなとは思っています。実際の現場の方々とお話しすると、そもそも日本語がわからないというところからのスタートなので、どうやって指導していくかというところから多分スタートしなきゃいけないというところと、前回の質問で教えていただいたとおり、今、日本語指導が必要な生徒が74人いらっしゃるって、それが10市町でいらっしゃるということは、ある意味、母数的には少ないかもしれないですけども、一人ひとり市町でどうしても抱え込んでしまわなきゃいけないというところで、県教委としても、きちっとしたその方向性なり、支援の体制、多分、県として取り組まないと、なかなか一つの自治体では難しいのかなという思いがありますので、時間はそんなにかかるわけじゃないとは思っているんですけども、今後、きちっと検討していただければと思いますので、1年間かけて、いろんなところと意見交換しながら検討していただければと思いますので、お願いにしておきたいと思います。

【中村(泰)委員長】 ほか、ございませんでしょうか。

【本多委員】 前半の方で中山委員からもお話が出ていたのですが、新たな学校文化、当たり前を見直すというような話があったかと思います。定期テストの廃止であったり、学級担任制の廃止、実は、長崎中学校が取り組んでいらっしゃるんですけども、その長崎中学校においてのそれを導入したことでの成果と、あとそれとは逆に、現場での混乱の具合、生徒側、教職員側。例えば、成績をつけるのが難しくなったですとか、受験を控えた生徒さん、保護者さんがなかなか理解を示してくださらずに苦労したとか、

そういったもので、もしお聞かせいただける内容があれば、教えてください。

【岡野義務教育課長】 定期テストを廃止した、その廃止という表現が、本当に全部なくしたということではなくて、定期テストという決まった時に、中間テスト、あるいは期末テストというようなところについて、そうではなくて、我々学校教育関係者は一つの学習内容のまとまりを単元と呼ぶんですけれども、一つの単元が終わった時に、その単元の学習内容がちゃんと定着しているかどうか、単元テストに切り替えると。まとまった時に、一気にだあっとやって、一夜漬けで子どもたちが学習していった、すぐに剥がれていくような知識ではなくて、単元ごとに、きちんと力がついているかどうか、そういうことを見るテストに変えていこうじゃないかとか、学級担任も、廃止ということではなくて、学級担任がそれぞれ1年間、4月に持ったら、この40人は全てこの先生の責任でという感覚よりも、学年の先生で、その学年の子どもをチーム担任で見ていくというやり方、こういった形にやっていこうじゃないかというふうな取組でございます。

長崎市立長崎中学校さんが先進的な取組を展開しているということは、委員のご指摘のとおりです。今のところ、その始めた校長先生もまだずっとやっていらっしゃいますので、先生方への困り感とか、保護者からのちょっとクレームとか、そういったことは大きなものはないと聞いているんですけども、こういったものは、何しろとにかく一番最初の始めた時の思いであるとか、どういうふう子どもたちを育てていくかという願いみたいなものが大事ですので、こういうものがきちんと受け継がれていくかどうかということが今後の安定した制度の運用に

つながっていくのではないかというふうに我々としても思っているところがございます。

【本多委員】 単元テスト制にしたり、あと4クラスを6人で持つとか、そういう形にされてきましたよね。校長先生が非常に情熱的な方で、その話も私、聞いたことあったんですけども、成果とかそういったものもそうなのですが、お困り事とか、そういったデータがあれば、今後こういったものを広げていく中で、しっかりとそれを教育委員会の方から発信していくということが大事になっていくと思って、聞かせていただきました。またいろいろ情報が入ったら、教えていただければと思います。

【中村(泰)委員長】 ほか、ございませんでしょうか。

【近藤委員】 関連で。その定期検査をやらない、単元での試験ということになるのですか。それをやることによって、どういう利点があるのか、教えてもらえますか。

【岡野義務教育課長】 定期検査が、例えば、10月に中間検査が行われて、12月の初めに期末検査が行われると、そういう時期になってきて、その時期に集中して、いろんな教科のことを勉強して、子どもたちがそのテストに臨むというのは、一定程度の効果はあると思うんですけども、例えば、1個1個の単元が終わった時に、その単元の学習内容がきちんと定着しているかどうかということを短いスパンでしっかり見ていくというところに、この単元テストのよさはあろうかと思っています。

ただ、一方では、一定期間、ある程度、随分昔のことが本当にちゃんと定着しているかどうかということを見取る必要はあると思いますので、長崎中学校においても、定期テストは見直すんですけども、ある程度、長いスパンを対象

とした実力検査はちゃんとやっていくんだということもおっしゃっていました。だから、例えば、子どもたちに、学習の定着状況を見る検査であっても、短いスパンでやるテストと、それから長いスパンでやるテストと、どちらも必要じゃないかというふうに考えているところです。

【近藤委員】 単元で試験をやるということは、普通の定期検査とは違って、期間が短い試験をやるということになるんですか。そういう形になるんですね。例えば、今、長崎中学校がそういうふうな形でやっておられる。今度は高校の受験の時に、内申書とかそういう時に、成績とかもその中に入れていけないといけないと思うんです。その時に、今は定期検査とかなんとかで各中学校は、その点数の結果とかで本人の内申書とかにそれを入れていると思うんですけども、そういう場合に、長崎中学校はどういうふうな形で内申書の中の成績というのをつけていくのか、教えてもらえますか。

【岡野義務教育課長】 長崎中学校がという特定の中学校ではなくて、そういう単元テストを取っている学校においては、まさにその単元の学習状況を見取っていく、そういうものを積み上げていって、学期末の評価に反映する、あるいは学年末の評価に反映するということをやっていらっしゃると思います。

【近藤委員】 それが教育に関して、子どもたちに、ある程度の成果が出るという形で、そういう方向性でやっていると思うんです。それで、今そういうふうな形でやっていることで、何か成果が出た場合には、先生たちも、何でそこまでしなきゃいけないのというふうな感覚があるのかなと思いますので、その成果とかそういうものをその時に発表していただければと思いますので、よろしくお願いします。

小中高の連携ということで、特に、文部科学省の今の学習指導要領は、教科の中でもその連携がかなりあると思うんです。その中で、別の方向性から聞きたいんですけれども、中高一貫という形でやっているところがありますよね。長崎東高なんかは、中学校は県立だから、例えば大崎とか、ほかにも中高一貫高校というのがあるんですけれども、その中学校と高校の連携について、教えてもらえますか。

【田川高校教育課長】連携型の中高一貫教育について、お尋ねをいただきました。今おっしゃいましたように、大崎中学校ですとか、あるいは離島の方でも、宇久、北松西、それから上対馬の方でも連携型の中高一貫教育を導入しております。

教育的な側面からのメリットということになりますと、まず中学校、高等学校それぞれの専門性の高い教員が相互に乗り入れていくことによって、専門的な授業ができますよといったそういうメリットもございますし、また中高という異年齢の子どもたちが交流することによって社会性を身につけていくとか、そういったメリットもございます。

また一方で、先ほど委員おっしゃいました大崎高校、そういったところでいきますと、中学校が新たに大崎高校の中の敷地内に建設をされるといった時に、大崎高校の空き教室を一部利用いたしておりますので、そういった施設の有効利用といったメリットもあるというようなところでございます。

そういうような形で中高一貫教育を進めているといった、そういう現状がございます。

【近藤委員】自分も、それが理想的だと思っていたんですけれども、現実、例えば、高校の先生が大崎中学校に行って授業を現在どれくらい

やっているのか、逆に言ったら、中学校の先生が高校に上がってそういう授業をどれくらいやっているのか、そういうパーセンテージというのはわかりますか。

【田川高校教育課長】まず、大崎地区でございますと、中から高には、音楽の教員が授業に行っていると。逆に、高から中には、美術、家庭科とか、そういった教員が授業に行っていると。ただし、今年度に限っていきますと、なり手不足というか、教員の配置が十分かになっていないというところで、現在、乗り入れというのが十分に効果的にうまくいっていないという現状も一方であるというところでございます。

【近藤委員】課長、小学校、中学校、高校、これは前のあれで、例えば小学校6年生で中学1年生の途中までの内容のあれを取り入れるとか、中学校3年生で高校1年生の途中までのあれを取り入れるとか、その連携が多分今、指導要領の中に取り入れられたと思うんです。10年前のあれで。そういう連携の中に、中高一貫ということで自分も期待していたんです。高校の先生が中学3年生の授業をしてやれば、高校の授業のわかりやすさとか、高校の魅力化、そういうものがしっかり中学生に伝わるのかなと思ったんですけれども、音楽とか美術はわかります。でも、私が言っていたのは、五教科とか、いろんな教科の中で、これは学力を上げる、子どもたちに興味を持たせるという一つの案じゃなかったのかなと思うんですけれども、その辺の中高一貫という考え方での学力を上げるとか、高校に興味を持たせる、小学生に中学校に興味を持たせる、そういう目的があった中での今のあれだったと思うんですけれども、そこら辺では中高一貫にして、どれくらいのあれが上がったのか、教えてもらえますか。

【田川高校教育課長】教育課程という観点から申し上げますと、先ほど来おっしゃいました併設型の中高一貫校と連携型の中高一貫校とでは、その教育課程の取扱いが若干異なるのかなというふうに思っております。高校の授業を中学校でやるためには、教育課程の特例といった形の申請が必要になりますので、いわゆる県立の3校、長崎東、佐世保北、諫早については、高校の授業を一部中学校でやっているという現状がございます。一方で、宇久なり小値賀、そういったところでの連携型の中高一貫校では、高校の授業を取り入れるといったことは当初から想定がございませんで、ただ今おっしゃいましたように、高校での学習内容といいますか、高校での視点というものを高校の教員が中学校に行くというところは多少のメリットがあるかと思っておりますけれども、教育課程上では、高校の内容を中学校で教えるというところは、設立当初からは計画になかったという、そういうところがございます。

【近藤委員】じゃ、中高一貫にして、その利点は何だったのか。あれはかなり古いと思うんですよね。中高一貫でやっていて。連携か。その利点は何があったのか、実績を教えてください。

【田川高校教育課長】申し上げましたように、いわゆる異年齢による中学生それから高校生の交流による社会性の育成ですとか、それからいわゆる人事交流による効率的な人事配置、そういったところは大いに教育的な効果があったのではなかろうかというふうに思っているところです。

【近藤委員】体育保健課に聞きたいんです。前は、高校に武道という科があったんですけれども、今現在、武道を取り入れている高校は何校

ぐらいあるのか、教えてください。

【永田体育保健課体育指導監】体育の武道の授業ということになるかと思うんですけれども、まず学習指導要領で、武道の授業につきましては、高校1年生では、武道と球技を1以上選択ということになっております。高校2年生、3年生におきましては、器械運動、陸上競技、水泳、球技、武道、ダンス、この中から2つ以上を選択という形になっております。

体育の授業の実施状況とか、運動部活動の設置状況の調査を各学校に行っておりますけれども、現在、3年に一度調査をしております。一番新しい調査が令和4年度で、その前が、コロナ前になるんですけれども、平成30年に実施をしております。今から柔道と剣道を実施した学校数を申し上げますけれども、コロナ前には、本県は選択制になっているんですけれども、多くの高等学校は武道選択をいただいている状況なんですけれども、コロナで、特に対面といいますか、一番生徒同士接触するということで、実は激減をしておりますので、その方向も含めてご報告をさせていただきます。前者が平成30年の数字で、後者が令和4年の学校数になります。まず、柔道ですけれども、1年生は31校から8校、2年生の時に14校から4校、3年次に18校から1校という状況になっています。剣道につきましては、26校から5校、2年生の時には8校から2校、3年次に16校から2校というような現在、体育の授業の状況になっております。

【近藤委員】今、教科の中の武道というのが体育になってしまっているんですね。これは自分も、中学校で武道の授業の指導員としてちょっとやったことがあるんです。それで、中学校で10時間、15時間の武道を体育の中に取り入れてやったら、高校の1年生、2年生の武道の授業

は球技に替えられるんじゃないんですか。どうですか。

【永田体育保健課体育指導監】委員おっしゃられたように、選択制ということになっておりますので、現在、先ほど委員の方からありましたけれども、中学、高校の保健体育の授業というのは連携ということで、中学校の1、2年生は武道は必修になっております。ただ、中学校3年生と高等学校1年生は、先ほど申しましたけれども、球技と武道の選択ということになっております。もちろん学校によりましては、球技も武道も一緒にされる学校も大規模校にですが、あるんですけれども、そういった中で、実際のところ、生徒数でありますとか、体育の教員数、そういうところでいわゆる武道をどう選択するというのは現状ではあるんですけれども、振り替えといいますのは、その課程の中で時間時数を、2学期はダンス、陸上をしたりとかいうところはありますので、実際のところは、その学校の状況に応じて授業時数、単元を決めているというような状況になっております。

【近藤委員】高校で、武道の授業が大分少なくなったというのは、本当に目に見えてわかっているんです。中学校の時に、それを授業で10時間、そして中3で何時間かな、それを入れれば、高校では全部球技に回していいというふうな流れが今あると思うんですけれども、一つだけ問題があると思うんです。中学校で本当に武道の単位を全部修得した生徒ならいいんですよ。高校に入って、ほとんどが武道をやっているから全部球技にするという学校も多分あるんじゃないかと思うんですけれども、そういう時に、武道をやっていない生徒の未修というのも確認しながら、高校のそういう単元を決めてやっているのか、そこら辺も、どういう形でそれを調

べているのか。

【永田体育保健課体育指導監】先ほど申した、中学校は、1、2年生で武道は必修になっております。過去の調査でも、学校の生徒数とか、あるいは武道場の施設の問題とかあるんですけれども、令和元年度の調査によりますと、98.2%の割合で、いわゆる武道を中学校も行われているところでございます。ただ、今、委員の方からご指摘ありましたように、高等学校は、武道は減少している状況になります。

ただ、武道については、武道というのは我が国固有の伝統文化でございますので、今後、そういった伝統文化の継承でありますとか、来年度、令和7年度に実施状況をまた新たに調査をいたしますので、その状況も踏まえながら、県教育委員会としても、できるだけ可能な限り武道の充実、武道を推進していくように体育主任会とかでお願いをして、武道の授業の充実を進めていきたいと考えているところでございます。

【近藤委員】それこそ中学校から高校への連携という形で授業とかなんとかは重なってやっているわけですね。その中で、高校教育課長に聞きますけれども、例えば、中学校で本当に高校では武道を選択しないで球技にしていいたという生徒と、中学校によって、単位が足りなかったんじゃないとか、そういう生徒が上ってくると思うんです。その時に、高校1年生で教科をつくる時に、全部球技となった時に、武道未修というか、中学校で時間が足りないですよ。そういうふうな検査じゃない、そういうあれは、どういう形でやっていくのかという形です。未履修の問題が出てくるのかなと思うので。

【田川高校教育課長】体育の個別の特定の具体的なところは私も詳しくは存じ上げないところ

なんですけれども、基本的には、併設型の中高一貫校であれば、教育課程の特例というような手段の中で、もしかしたら可能になることなのかもしれないと思う一方で、連携型の方は、中学校は中学校の教育課程を、高等学校は高等学校の教育課程をしっかりと守っていく必要があるために、先ほど、未履修というお話がございましたけれども、そういったことにつながる可能性があるというふうに認識しております。

【近藤委員】 この問題を出した時に、また6月にも質問させてもらいたいと思うんですけれども、そこら辺で、いろんな教科があると思うんですけれども、それを子どもたちができるだけ自分たちの選択がしやすいような体育の授業とか、またいろんなそういう教科にしてもらえばと思います。これはお願いします。

【中村(泰)委員長】 ほか、ございませんでしょうか。

【虎島副委員長】 手短に、お許しいただきまして質問いたします。

まず、来年度の新規事業であります遠隔教育センターについて、1,880万円の予算をつけて、専任の教員が遠隔授業をすると、また時には外部人材を使って講座を開くというようなことが書かれていますけれども、具体的に、どのような方が専任について、どのような授業を進めていけるのか、教えてください。

【前田教育DX推進室長】 ご質問ありがとうございます。県内の教員が授業をいたします。全部で7名の教員が授業をいたします。5教科で、数学、理科、英語、情報、商業の授業を行います。離島・半島の学校9校に対して授業を配信する予定になっております。

【虎島副委員長】 ありがとうございます。

離島に有意義な講義になるというのを期待し

まして、来月、開講式もあるということですので、期待して拝見したいと思っております。

もう一つ、先ほど坂本委員から質問ありましたけれども、千々石の少年自然の家について、私が紹介議員になりましたので、一言述べたいと思います。

6,800名の署名をいただいて、今回の請願が出たわけなんですけれども、実際、いろんな方が、いろんな思いで署名をされたと思います。もちろん宿泊施設自体を存続したいという方もいらっしゃるし、周りの自然環境を活かせるようにという思いもあるかと思います。今回、人によっては、廃止ありきで説明を受けたというようなご指摘もいただいています。いろんな思いをくみ上げて、今回、この宿泊施設に多額の教育資金をつぎ込んで存続するというのは、さすがに私も難しいということは重々承知をしておりますけれども、教育施設としてこれを残すのか、それともそれ以外に活用できるのか、いろんな形があると思うんですけれども、廃止を決めて、その後、どのように県が負担をしていくのか、責任を持ってどこまでやるのかということを示しながらでない、なかなかご理解をいただけないのかなというふうに思っております。ぜひその辺を酌んでいただいて、今後もしっかりと説明をしていただきたいと思いますけれども、ご見解がありましたら、お願いいたします。

【加藤生涯学習課長】 施設の老朽化というものがどうしても進んでおります。築50年という状況でございます。そういった中で、ピーク時と比較すると、宿泊者の数も7割減、実際、宿泊施設の稼働率が1割という状況になっておるのでございます。

ただ、その一方では、50年間、多くの方々に

愛されてきた施設でございますので、今後は、ぜひ民間による活用、そういうものもしっかりと考えながら、特に、地元自治体とは連携を取りながら、いろんな協議を重ねて、今後の施設の在り方については検討していきたいと考えております。

【虎島副委員長】ぜひともよろしく願いいたします。

【中村(泰)委員長】ほか、質問ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】ほかに質問がないようですので、教育委員会関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 4時21分 休憩 —

— 午後 4時21分 再開 —

【中村(泰)委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、教育委員会関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

大変お疲れさまでした。

— 午後 4時21分 散会 —

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和7年3月11日

自 午前 9時58分
至 午後 4時37分
於 委員会室2

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長）	中村 泰輔 君
副委員長（副会長）	虎島 泰洋 君
委 員	中山 功 君
〃	溝口 芙美雄 君
〃	前田 哲也 君
〃	中島 浩介 君
〃	松本 洋介 君
〃	近藤 智昭 君
〃	坂本 浩 君
〃	本多 泰邦 君
〃	山村 健志 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

福祉保健部長	新田 惇一 君
福祉保健部次長	岩崎 次人 君
福祉保健部次長	尾崎 正英 君
福祉保健課長	安藝雄一郎 君
福祉保健課企画監 （地域福祉・計画担当）	野田 希 君
地域保健推進課長	長谷川麻衣子 君
監査指導課長	松尾 実 君
医療政策課長	猪股慎太郎 君

医療人材対策室長	坂本 敬作 君
薬務行政室長	斉宮 広知 君
国保・健康増進課長	江口 信 君
国保・健康増進課企画監 （健康づくり担当）	鶴田小百合 君
長寿社会課長	中村 直輝 君
長寿社会課企画監 （地域包括ケア担当）	山田 薫 君
障害福祉課長	里 隆介 君
障害福祉課企画監 （精神保健福祉担当）	町田 裕央 君
原爆被爆者援護課長	林田 直浩 君

こども政策局長	浦 亮治 君
こども未来課長	黒島 孝子 君
こども未来課企画監	村崎 佳代 君
こども家庭課長	川村 喜実 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前 9時58分 開議 —

【中村(泰)委員長】 委員会及び分科会を再開いたします。

これより、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

【中村(泰)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

福祉保健部長より予算議案の説明を求めます。

【新田福祉保健部長】 おはようございます。

福祉保健部関係の議案についてご説明をさせていただきます。

「予算決算委員会委員会文教厚生分科会関係議案説明資料」の福祉保健部の2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和7年度長崎県一般会計予算」の

うち関係部分、第13号議案「令和7年度長崎県国民健康保険特別会計予算」、第47号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分、第58号議案「令和6年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」、第61号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分の5件でございます。

初めに、第1号議案「令和7年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明をいたします。

令和7年度は、長崎県総合計画の最終年度に当たりますことから、「チェンジ&チャレンジ2025」の基本理念である「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」に基づき、「県民一人ひとりの尊厳が保たれ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる持続可能な地域共生社会の実現」に向けて、施策の充実・強化や新たな事業展開を図ってまいります。

歳入予算は、福祉保健部合計で177億3,779万4,000円、歳出予算は、福祉保健部合計で1,102億1,076万9,000円となっており、各科目につきましては、2ページから3ページに記載のとおりでございます。

当初予算の主な内容についてご説明をいたします。

3ページ下段をご覧ください。

（医療DX等の推進による持続可能な医療提供体制の整備・充実について）

誰もが必要な時に必要な医療サービスを受けられ、安心して日々の暮らしを送ることができるよう、地域の実情に応じた医療提供体制の整備・充実を図るため、各種事業を実施してまいります。

1 現行のドクターヘリを運航するとともに、長崎県病院企業団が運航する離島等医療連携ヘリ（RIMCAS）を非運航日においてドクターヘリとして活用し、救急患者搬送体制の強化に要する経費として4億3,701万6,000円を計上いたしております。

なお、現行のドクターヘリの運航会社が令和6年5月28日付で大阪航空局長より事業改善命令を受けた事案につきましては、運航会社に対して安全意識の徹底等、再発防止策を講じるよう強く求めるとともに、5月31日に記者発表を行ったところでありますが、県民全体に広く関わる事案などにつきましては、県議会に対しまして適切に報告するなど、真摯に対応してまいります。

2 常勤医師が在籍していない離島の公立診療所におけるICTの活用や普及拡大に関して、各離島が抱える課題などを明確にし、解決策を探るための協議会を設置し、オンライン診療に係る体制構築をモデル的に支援する経費といたしまして、632万円を計上いたしております。

4ページ中段をご覧ください。

（地域での発達障害児の診療体制の強化について）

発達障害の診療等に取り組もうとする地域の小児科医等医師に対する必要な研修の実施等に要する経費といたしまして、477万9,000円を計上いたしております。

（医療・看護・福祉・介護サービス人材の確保等について）

誰もが必要な時に必要な医療・介護サービスを受けられる体制づくりに向け、地域の需要に応じた医療人材の確保及び地域包括ケアシステム構築の実現を支える介護人材の確保を目指して各種事業を実施してまいります。

1 看護師等の養成や県内就職を促進するため、医師会が設置する看護師等養成所の運営にかかる支援の充実を図る経費として、1億2,125万9,000円。

2 県内に新たに就業する意思のある者に対する支援のほか、大学訪問や就職イベント参加により、県内で働く薬剤師を確保するための経費として、425万6,000円。

3 介護事業所による外国人介護人材の受入を促進するため、居住環境の整備に対して補助するとともに、外国人材の育成等の包括的な支援に要する経費として、2,295万3,000円を計上いたしております。

5ページをご覧ください。

（長崎健康革命プロジェクト事業費について）

「長崎健康革命」をキャッチフレーズに、運動と食を通じて県民が主体的に健康づくりに取り組むことのできる環境を整備する経費として、4,476万3,000円を計上いたしております。

（高齢者の生きがいづくりや認知症高齢者等に対する支援の充実について）

高齢者がいきいきと輝く長崎県の実現のため、高齢者の生きがいづくりや認知症高齢者などに対する支援の充実に向けて各種事業を実施してまいります。

1 高齢者の社会参加促進に向け、セミナーの開催や情報共有等による市町支援を強化するとともに、地域貢献活動の実践講座の開催や地域貢献活動に関する周知・啓発を行う経費として、1,327万3,000円。

2 令和6年1月施行の「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を踏まえた「新しい認知症観」の普及啓発を進めるとともに、国の基本計画に沿った計画の策定に向けた調査等に要する経費として、615万2,000円を計上いた

しております。

6ページの（生活困窮者等の支援について）から11ページ上段の（債務負担行為について）、その内容につきましては、記載のとおりであります。

11ページからをご覧ください。

次に、第13号議案「令和7年度長崎県国民健康保険特別会計予算」についてご説明をいたします。

歳入予算、歳出予算ともに合計で1,497億3,486万3,000円となっており、各科目につきましては、11ページから12ページに記載のとおりであります。

長崎県国民健康保険特別会計は、国民健康保険法の改正により、平成30年度から県も国民健康保険の保険者となり、国保財政運営の中心的な役割を担っております。

県全体で必要となる保険給付費等の支出の額を見込み、その財源の一部を市町から納付金として徴収し、市町には保険給付費等に必要な額を交付金として支払うものであります。

また、被保険者の健康の保持増進や医療費適正化等の取組を促進するため、市町の保健事業への支援など、予防・健康づくりに関する事業を実施してまいります。

（債務負担行為について）

総務管理費について計上しており、内容につきましては、記載のとおりであります。

12ページからをご覧ください。

次に、第47号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分についてご説明をいたします。

歳入予算は、福祉保健部合計で24億8,261万3,000円の増。歳出予算は、福祉保健部合計で31億7,648万3,000円の増となっており、各科目

につきましては、12ページから13ページに記載のとおりでございます。

補正予算の主な内容につきましては、13ページから15ページ上段に記載のとおり、年間所要見込みに基づくものであり、このほか15ページ中段の繰越明許費、16ページ上段の債務負担行為について、その内容につきましては、記載のとおりであります。

16ページ中段をご覧ください。

次に、第58号議案「令和6年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

歳入予算、歳出予算ともに合計で10億2,991万円の減となっております。これは、国民健康保険保険給付費等交付金の減など、年間所要見込みに基づくものであります。

16ページ下段をご覧ください。

次に、第61号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分についてご説明をいたします。

歳出予算は、福祉保健部合計で1億7,668万2,000円の増となっております。これは、福祉保健部職員の給与改定及び会計年度任用職員報酬等の改定に要する経費でございます。

最後に、歳入歳出予算の確定に伴う整理等を行うため、3月末をもって令和6年度予算の補正を知事専決処分により処理させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村(泰)分科会長】 次に、こども政策局長より予算議案の説明を求めます。

【浦こども政策局長】 おはようございます。

こども政策局関係の議案についてご説明いたします。

「予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料」のこども政策局の2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第1号議案「令和7年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分、第2号議案「令和7年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算」、第47号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分、第48号議案「令和6年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）」、第61号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分の5件であります。

初めに、第1号議案「令和7年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

令和7年度は、「新しい長崎県づくりのビジョン」の実現に向け、子どもが主役の安全・安心でチャレンジできる「こども場所」の充実をはじめとした、子どもが夢や希望を持って健やかに成長できる環境づくりに取り組んでまいります。

また、長崎県総合計画及び次期長崎県子育て条例行動計画に基づき、結婚、妊娠・出産から子育てまでの切れ目ない支援などの関連施策等を一層推進してまいります。

歳入予算は合計で34億2,693万円、歳出予算は合計で283億6,595万9,000円となっており、各科目につきましては、記載のとおりであります。

3ページの中段をご覧ください。

当初予算の内容について、新規事業等を中心とした主な内容について、ご説明いたします。

（ビジョン実現に向けた主要事業について）

安全・安心で多様な居場所やわくわくする体験の充実を図るため、「こども場所」に関する官民ネットワークの構築、活動者等の支援を行う中間支援組織の設置、「こども場所」の充実のための体験提供等への補助や、こども食堂への支援を行う市町への補助を行うとともに、アンケート等によるこども施策に関する子どもへの意見聴取、長崎県こども未来応援基金への積立てに要する経費として、6,185万6,000円を計上いたしております。

4ページをご覧ください。

安心して結婚、妊娠・出産、子育てできる環境の整備について、

1 結婚・子育ての希望がかなう環境づくりを推進するため、企業や団体の主体的な取組の促進を通じた機運醸成を図るほか、県民のニーズを踏まえた結婚支援のあり方の検討を行うとともに、若い世代のライフデザインに関する情報発信や研修等を通じた意識醸成などの取組に要する経費として、4,094万5,000円。

2 産後ケアを希望する全ての方が安心して利用することができるよう、産後ケア事業に対する補助のほか、産後ケアアプリ導入や県内集合契約締結などの広域的支援等に要する経費として、2,926万3,000円。

3 困難な問題を抱える女性支援会議等の開催や、要保護児童等への心と体の健康教育に要する経費として、223万4,000円。

4 ひとり親家庭の就労・自立に向けた貸付金及び給付金等の支援に加え、ひとり親家庭等に対する今後の施策検討のため、生活時間等実態把握に係る調査に要する経費として、1億774万1,000円を計上いたしております。

次に、5ページをご覧ください。

（子育てや教育を支える人材の確保・育成について）

保育士の仕事の魅力発信や保育現場のDX・ICT化を効果的に推進するための協議会の設置、パンフレットの作成、県内各地域における保育現場のDX・ICT化支援のためのセミナーの開催等に要する経費として、1,147万2,000円を計上いたしております。

その他の主な内容につきましては、5ページ中段から9ページに記載のとおりでありまして、また、債務負担行為について、その内容は9ページ下段から11ページ中段までに記載のとおりでございます。

続いて、少し飛びまして11ページ下段をご覧ください。

第2号議案「令和7年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算」について、ご説明説明いたします。

歳入予算、歳出予算ともに合計で1億5,516万円となっており、各科目につきましては、記載のとおりであります。

これは、母子及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立等を図り、併せてその扶養している児童の福祉を推進するために、就学資金、就学支度資金等を貸し付けるものであります。

12ページをご覧ください。

続いて、第47号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

歳入予算は合計で17億6,820万6,000円の増、歳出予算は合計で30億639万1,000円の増となっており、各科目につきましては、記載のとおりであります。

補正予算の主な内容については、こども施策の推進に向けた長崎県こども未来応援基金への

積立てに要する経費や、所要見込みに基づく増減などでありまして、13ページに記載のとおりであります。

また、繰越明許費、債務負担行為については、14ページに記載のとおりでございます。

続いて、14ページ中段をご覧ください。

第48号議案「令和6年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明いたします。

歳入予算、歳出予算ともに、合計で382万3,000円の増となっており、各科目につきましては、記載のとおりであります。

これは、就学支度資金等の貸付金が当初見込みを上回ったことにより、貸付けに係る経費を増額するものであります。

15ページをご覧ください。

第61号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分について。

歳出予算は合計で2,753万6,000円の増となっており、各科目につきましては、記載のとおりであります。

これは、こども政策局職員の給与改定及び会計年度任用職員報酬等の改定に要する経費であります。

最後に、令和6年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和6年度予算につきましては、今議会において補正をお願いいたしておりますが、歳入におきまして国庫補助金等に未確定のものが、また、歳出におきましても年間の執行額の確定に伴い整理を要するものがございます。

したがって、これらの調整、整理を行うため、3月末をもって令和6年度予算の補正を知事専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承賜りますようお願い

いたします。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中村(泰)分科会長】次に、提出のありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」、政策的新規事業の計上状況について説明を求めます。

【安藝福祉保健課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本分科会に提出いたしました福祉保健部関係の資料について、ご説明いたします。

今回、ご報告いたしますのは、政策的新規事業の計上状況についてでございます。

資料の2ページをお開きください。

2ページ一番上の地域医療充実のための医療ICT活用促進事業費から、透析患者の送迎支援事業費までの4事業でございまして、内容につきましては、記載のとおりでございます。

説明は、以上でございます。

【黒島こども未来課長】引き続き、こども政策局の政策的新規事業の計上状況について、ご説明いたします。

資料2ページ、5段目、こどもが主役！こども場所推進事業費から資料3ページの1段目、困難な問題を抱える女性支援事業までの合計4事業であります。このうち、こどもが主役！こども場所推進事業費については、後ほど詳しく説明を差し上げます。

そのほかの内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

【中村(泰)分科会長】次に、こども未来課長より補足説明を求めます。

【黒島こども未来課長】「予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料 こども政策局」の2ページに記載しております「新しい長崎県づくりのビジョン」の実現に向けた主要事業であるこどもが主役！こども場所推進事業費について、補足して説明いたします。

表題に、こどもが主役！こども場所推進事業費と記載した資料をご覧ください。

ビジョンに掲げるこども場所の推進については、今年度、こども場所の充実に向けた支援の在り方について検討を進め、令和7年度は、事業の目的に記載しておりますが、子どもが安心して過ごせるための居場所や様々な体験をする機会に合わせてこども場所として充実させるため、NPO等や企業などの多様な主体の連携による官民ネットワークの構築や、そういった方々の活動を支えるための中間支援組織を設置するとともに、こども施策に関し、子どもへの意見聴取を実施してまいりたいと考えております。

なお、中間支援組織による具体的な支援については、事業の概要に記載しておりますが、NPO等の相談窓口の設置や研修等による質の向上により活動の後押しをしてまいります。

さらに、居場所の立ち上げやモデルとなる多様な体験の提供に財政的支援を行うとともに、こども食堂については、市町と連携しながら運営費を支援してまいります。

こうした取組については、関連する国の事業を活用するほか、新たに設置する基金も活用してまいります。

併せて、こどもの意見表明の機会の一つとして、県内の小中高校生に対し、アンケートを実施するとともに、車座での会議であるこどもまんなかミーティングにおいて、子どもの意見を聴取し、こども場所の質の向上も含め、こども

施策への反映につなげてまいりたいと考えております。

これら全体の予算として8,076万1,000円を要求しておりましたが、他の既存事業の内容の業務量も勘案しながら内容を精査し、会計年度任用職員の雇用に係る経費や補助件数の見直しなどを行った結果、予算計上額は6,185万6,000円となっております。このうち官民ネットワークの構築や中間支援組織の設置等、こども場所の充実に係る上の4つの取組に要する経費が4,148万9,000円、基金への積立金が1,800万円、子どもの意見聴取と施策への反映等に要する経費が236万7,000円となっております。

以上をもちまして、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【中村(泰)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【松本委員】 それでは、まず、福祉保健部から質問させていただきます。

横長資料の62ページ、地域医療介護総合確保基金事業費についてでございます。

令和6年度の予算が約11億7,130万円に対して令和7年度の予算が16億6,159万3,000円ということで、約5億円増加しております。この増加の要因についてお尋ねいたします。

【猪股医療政策課長】 地域医療介護総合確保基金事業費の増額につきましてですが、大きく理由が2つございます。

まず一つが、医療機関の病床削減に係る補助金でございまして、令和7年度における病床削減見込みを医療機関に調査した結果、6病院で病床数が286床の見込みであって、前年度より

も約80床ほど削減する病床が増えましたことから、約2億9,000万円の増額となっております。

もう一つが、勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備に係る補助金でございまして、こちらが新たに長崎大学病院に2億円の補助をすることとしておりまして、この2つが主な増額の理由となっております。

【松本委員】長崎大学病院の医療勤務環境改善の給付金というのは大変大きい、ありがたいものだと思うんですが、気になったのが、病床削減に対する給付金ということで、先ほどの答弁で286床削減と言われました。これは地域医療に与える影響がないのか、現状としてどのように把握しておられますか。

【猪股医療政策課長】病床削減につきましては、医療圏ごとに医師会とか医療従事者とか、そういった皆さんで構成されている協議会がございまして、そこで医療提供体制に影響がないかを検討して、了承を得てから最終的に削減となります。

実際、今回、削減の調査で上がってきた病床につきましては、現在、医療機関でベッドを使用せずに休床となっているベッドがございまして、私たちとしては、医療提供体制上、影響はないと考えているところでございます。

【松本委員】医師、看護師が不足しているから病床が空くというのもあると思うんですけど、人手不足もですね。ただ、令和5年に138床削減されて、令和6年に286床削減されるということです。もちろん、給付金の3億円というのは大きいと思うんですけど、今後もこれはずっと削減していく見通しなんでしょうか、お尋ねいたします。

【猪股医療政策課長】病院としては、現状、人件費が高騰したり物価高とかございまして、経

営が厳しくなっている状況でございます。

そういった中で稼働していない病床を抱えているということは、やっぱり収入が入らないものですから、そこは各病院で経営効率化といった観点でそれぞれお考えになられていると思います。

先ほど話したとおり、今回のように病床稼働率を上げるために使っていない病床を削減するといった動きは、経営をよくする上で今後も続いていくのではないかと考えております。

【松本委員】逆に病床を増やす時にも大変だと思うんですけども、それはあくまで現場の声として使っていない病床を削減したということで理解をいたしました。

次に、横長資料82ページの地域医療介護総合確保基金事業費、これも基金ですけども、こちらは逆に5億円の減になっております。この要因について、お尋ねいたします。

【中村長寿社会課長】横長資料82ページの減の要因でございしますが、これも大きく2つございます。

5億円のうちの3億円につきましては、先日、先議で補正審議をいただいた介護現場デジタル改革推進事業費、これを昨年度当初の基金事業として計上しておりましたので、その分の減ということになっております。

残りが、横長資料の85ページの備考欄に明細を記載しておりますけれども、地域密着型施設整備等助成事業の減が大きなものとなっております。理由につきましては、去年はかなり大きな有料老人ホームとか特別養護老人ホームの整備がありましたが、今年はその要望がなかったというのが大きな要因となっております。

【松本委員】改修の要望がなかったということですが、これは国の基金でもありますので、施

設整備費が要望がなかったということで計上しなかったということですが、今後、要望がなかったといって上げていかなかったら施設整備費が今後は確実に取れるかどうかということについては、どのようにお考えでしょうか。

【中村長寿社会課長】どうしても当該年度の事業者の整備計画、事業者の持ち出しもございますので、ある程度そこに依存せざるを得ない部分がございますけれども、今の実態として施設整備のトレンドが特養だとか有料老人ホームの大きなものというよりは、市町が指定しております地域密着型サービスといって、グループホームとか小規模な特養、29名以下の特養、そういったものが一定トレンドになっておりますので、そちらの整備については今年度も積極的な要望が上がってきております。

引き続き、今のトレンドに合わせた市町の要望を聞きながら、しっかり予算を確保して整備してまいりたいと思っているところでございます。

【松本委員】次に、87ページの長寿社会対策推進費について、質問させていただきます。

こちらが4,923万円増額になっております。要因についてお尋ねします。

【中村長寿社会課長】87ページの増の件でございますが、ここは予算増といいますよりは、昨年度、老人クラブ等活動促進事業費という事業名で別事業で老人クラブの活動費だとか、その支援に要する費用を計上していたものを、今回、長寿社会対策推進費が高齢者の生きがいづくりなどの事業の予算になりますけれども、そちらに統合させていただいたところでございます。

昨今、老人クラブは厳しい状況に置かれておりますので、高齢者の生きがいづくり対策を県と

しても様々やっておりますけれども、そのあたりを老人クラブ支援も一体的に行って、老人クラブのさらなる充実を図りたいというふうに考えたところでございます。

【松本委員】高齢化社会がどんどん進んでいく中で、地元でも老人クラブの総会とかに出ますと、老人クラブに入らない、自分は老人ではないというような認識もあったり、また、市の老人クラブから離脱されるクラブがあったりとか、そういうことを地元で聞きます。

県として、これからしっかり取り組んでいくということですが、老人クラブの現状と課題、そして、その対策についてお尋ねいたします。

【中村長寿社会課長】ご指摘のとおり、老人クラブ数ですが、直近の数字で1,401クラブ、本県では、平成3年がピークだったんですが、1,000クラブ減少している状況でございます。かなり大きな減少幅でございまして、先ほどご指摘のとおり、高齢者の方も多様な趣味とか、そういうのが最近多くなってきたという部分があります。

あと、高年齢雇用という形で、60歳以上が入会できるんですが、最近は70歳ぐらいまで働いておられるという部分が大きなところ。

それから、先ほどご指摘がありましたとおり、クラブ自体が少し弱ってきていて、事務作業とか、そういうものの負担がかなり大きいというお話を市町からお聞きしているところです。

このため、今年度から市町の老人クラブに対して会員勧誘のためのイベントの開催、老人クラブ外の人も老人クラブの活動がしっかりわかっていただけるようなイベントを開催したり、それから、クラブの事務補助をやっていただくような補助員の雇用などへの金銭的な支援をやるようにしております。今年度も幾つか市町で

活用していただいておりますので、次年度以降、こういった事業を積極的に活用して老人クラブをしっかり支えていきたいというふうに思っております。

【松本委員】事業名に、いきいきシニアというふうに書いてあれば、また、活発的な活動とありますけど、老人クラブという名前自体が、ちょっと抵抗があられるという方もおられるという話を地元で伺いました。

今、答弁にあったとおり、60歳以上は、まだ普通に働いている方がいらっしゃる中で老人クラブの在り方というのも、今後、見直していく時期に来ているのではないかなと思います。それだけ組織率が下がっているということは、逆にこれを何とか対策するのも行政として地域の高齢者の方々が、しっかりと組織を持って地域貢献をするような生きがいを持っていたけるような、その部分を今年度取り組んでいただきたいと思います。

次に、こども未来課の横長資料の17ページ、今、補足説明がございました。これ、基金の条例案も出ていますので、議案外でも質問するので、予算だけ端的に伺わせていただきます。

こども場所等官民連携プロジェクト費ということで、先ほど説明がありました6,185万円が計上されていますが、令和6年度も2,692万円計上されております。令和6年度当初でも同様の事業を実施していたということですが、何を目的として令和6年度に実施されて、そして、その成果はどのようなものがあったのか、お尋ねいたします。

【黒島こども未来課長】令和6年度当初予算事業としまして、こども場所等官民連携プロジェクト費として2,800万1,000円の事業を計上しておりました。

この中では、子どもの居場所や体験に関しまして、令和5年12月に国において、「こどもの居場所づくり指針」というものが示されて、その重要性など注目されてきたところですが、子どもの居場所に関しては意味合いが非常に広く、定義が十分にされていなかったという事情がございます。

そこで、令和6事業の中で、本県の中で、子どもの居場所として、そもそもこういったところがあるのか、こういったところが活動しておられるのかという実態調査をいたしました。具体的には、NPO、市町村等へのアンケート、あるいは現地調査によって県内のこども食堂、フリースペースなどの状況、それから行政の支援に対するニーズ調査などを行いました。

その中で、本県のこども場所としてのそもそもの定義づくりから始めまして、県としての持続可能な支援について在り方を検討したところでございます。

その他有識者会議での意見聴取、それから、活動団体や市町とは協議を重ねまして実際に連携する体制づくりをいたしました。

その成果としまして、居場所づくりの事例集として冊子を作成するとともに、先月、市町等とそういった事例の共有を行ったところでございます。

【松本委員】令和7年度は3,400万円の増となっておりますが、主な取組、そして増額の要因についてお尋ねいたします。

【黒島こども未来課長】令和6年度に、こども場所の充実のための支援の在り方について検討を行いまして、令和7年度からはこども場所充実のための活動者に対して具体的な支援等を行うこととしております。

主な取組としまして、長崎県こども未来応援

基金という新たな基金を設置するための積立てとして1,800万円、中間支援組織による新たな相談窓口等の設置に1,665万9,000円などを計上させていただいたところです。

【松本委員】また議案外で詳しい内容は伺いたいと思います。

次に、29ページの新規事業、ママの安心出産～産後支援事業費について、質問いたします。

これは新規事業ということですが、そもそもこの産後ケア事業というのは、今まで市町主体で実施しております。これ、なぜ県で新規事業として対応するのか、お尋ねいたします。

【川村こども家庭課長】産後ケア事業ですけど、これまで母子保健法に基づく市町の努力義務となっておりましたことから、これまでは国と市町、2分の1ずつの負担で事業が行われてきたところであります。

これが令和7年度から子ども・子育て支援法に基づきます地域子ども・子育て支援事業に位置づけられたことから、国、県、あと市町の役割分担が明確化されましたこととともに、県負担が導入されて、事業費の4分の1を県が負担することとなったものであります。

産後ケア事業に係る補助といたしましては、約2,200万円を計上しているところであります。

【松本委員】今まで市町の負担が2分の1だったものが4分の1に軽減されるということ、県費が入るということではありますが、市町の負担は減るけれども、実際に利用される方に何かメリットがあるのかということを考えれば、県費が増えて市町の負担が減ったというだけなんです。が、それ以外に何か県が補助することによって産後ケアに対してどのような影響があるのか、お尋ねいたします。

【川村こども家庭課長】県が負担することで市

町の持ち出し分が減りますので、そういったところで市町が支援等何かやっていくことは期待できるのかと思います。

県としては、まず、事業費の負担を行うとともに、引き続き産後ケアに積極的に取り組んでいきたいと思っております。

【松本委員】私の母の実家が佐世保で産婦人科をしていまして、聞いた話では、産後ケアが佐世保市と東彼3町で制度が違って、同じ病院に来ていても、佐世保の妊婦の方と東彼3町の妊婦の方でケアの内容に格差があるということが、すごくどうなんだろうかと、県としてどう思われますかというふうに聞きました。

やはりその部分というのは、今回、県費が入ることによって県内の地域間格差というものを是正していく役割も、4分の1、負担することによって出てくると思うんですが、そちらに対してのお考えはいかがでしょうか。

【川村こども家庭課長】今、委員からお話がありました広域支援についても県としては積極的に取り組んでいきたいと思っております。令和7年度の予算におきましても、そういった取組を行っていくための費用といたしても予算を計上しております。

お話がありましたとおり、市町間のそれぞれの取扱い等についても、やっぱりまだ差がありますし、あと、自分の市町でしか利用できないということもありますので、そういったところについて広域的な利用ができるような形で県としても取り組んでいきたいと思っております。

【松本委員】産後ケアはすごく大事なと思うのは、今、核家族化が進んでいて、結局、ご主人が働きに行っている場合は、お母さんお一人で産後ケアをしなきゃいけない。その部分でストレスを感じて産後うつになったりとか、また、

そのことによって2人目を産みたくないような気持ちが入るというのも伺っています。そしてまた、実家に帰るにも帰れない、県外とかですね、そういう方もおられますし、遠方になると、今回はその部分の交通費の補助は出ていますけれども、そういった部分で、出生率を上げるという目標は掲げながらも、そういうケアをしていかないと、お子さんを産む妊婦の方々の立場になって、やっぱり現場の声というのがもうちょっと産後ケアで持続可能な形でできるようにしていただきたいと思います。

最後に、産後ケアWebアプリの改修というふうにありますが、これはどういったことを考えていらっしゃるのでしょうか。

【川村こども家庭課長】産後ケアアプリですけど、現在、佐世保市等の医療機関の空き状況を確認しまして予約ができるアプリが一部活用されております。そこに市町の産後ケア申請機能、それとか産後ケアを利用された方の情報をタイムリーに医療機関と行政で共有できる、そういった機能などを新たに追加してアプリを導入したいと思っております。

産後ケアを利用するに当たって、そういった一連の手続をアプリ上で完結できるように改修したものを県内のそれぞれの市町の医療機関等に導入したいと考えております。

【松本委員】妊婦さんは、産後も妊娠中も産婦人科に行くのもかなり負担になりますし、このアプリを導入することによって効率化、病院の対応も効率化になっていきます。たしか、一病院がされていたものを県内全域で使えるようにされたということで非常に効率的だと思います。

ただ、それが周知がされていないと。せっかく導入したところで多くの妊婦さんが利用できる後押しというものもしっかりフォローしてい

ただきたいと思います。

以上です。

【中村(泰)分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【中山委員】こどもが主役！こども場所推進事業について、先ほど、こども未来課長から、また、松本委員から質問がありましたので、大まかについてはわかりましたけれども、少し具体的にお聞きしたいと思います。

こどもが主役ということでありますから、本来は家庭なり学校なりが、その役割を果たしていたと思いますし、今後も果たしてもらわばいいかなわけであります。

そういう中で、家庭、学校にも居場所がない子どもが多いという話も聞いておりますので、子どもの居場所がないという子どもがいるということを聞いておりますので、それに対しては幅広く、こういう形で居場所をつくるということも一つの時代の要請かなという思いがするわけであります。

そういう中で、このたびのこども場所について、昨年からいろいろ聴き取り調査とか実態調査をしているようでありますけれども、この絵を見ますと、フリースクール等から自然遊び、そして農業・漁業体験とか非常に幅広くなっていますよね。

改めて、この場所の定義と、これらの箇所が110箇所程度あったというふうに聞いておりますけれども、ここに「こども」と書いていますけれども、フリースクールとか10ありますけど、この中で箇所はどういう割り振りになっているのか、その点についてまず基本的なことをお聞きしたいと思います。

【黒島こども未来課長】こどもの居場所づくりに関しましては、先ほど少しご紹介しました国

の方で居場所づくりの指針というものを示されましたけれども、その指すところは非常に幅広いとされております。今回、資料の中で図示したのも、ごく一例であると考えております。

今年度の事業としまして実態調査に乗り出した際も、市町に対して調査を行ったんですが、それがフリースクールであったり、あるいはこども食堂であったり、支援の対象の児童であったり、目的が少しずつ違うということで、所管する部局も正直決まっていなとおっしゃるところが多かったというのが検討のスタートでございました。

その中で、我々、こども未来課として、子どもたちの育ちを支えるという意味で、様々な体験活動ができるであるとか、あるいは子ども自身が選んで行くことができる、あるいは子どもの声を反映することができる、そういう居場所が身近にあるべきではないかという問題意識を持ちました。

今回、110か所ありましたと申し上げましたのは、こども食堂が85か所、フリースクールが23か所、プレイパーク、冒険遊び場が2か所という内訳となっております。これを今回の事業をもちまして各小学校区に1つ、子どもが徒歩で行けるような場所ということで、これを307か所まで増やしていきたいというのが今回の事業でございます。

【中山委員】子どもの居場所は非常に多数あるけれども、その中でも、こども食堂、フリースクール、プレイパーク、この部分を三百幾らに増やしていくというふうに理解していいんですか。

【黒島こども未来課長】様々な子どもの居場所がある中で、類型の中で主要なものということで、今回この資料をお示ししました。

増やしていくものとしては、こういったものが典型的なものになるかとは思いますが、例えばプレイパークにしても常設のものであったり、あるいはイベント的に、スポット的に行うものもありまして、多様なものが上がってくるだろうと思います。我々がまだつかみきれていない既存のものも含めて、これから種類も数も充実していくものと期待をしております。

【中山委員】予算から少し離れますけれども、前提条件を聞かんことには質問されないということで質問しております。

そうすると、この110か所に通う子どもの数とか形態については、調査しているんですか。

【黒島こども未来課長】令和6年度の事業としまして、子どもたち自身に対する学校アンケートのほかに、こういった子どもの居場所づくり、あるいは子どもの施策に関して活動されているNPO法人等にアンケートを実施しました。

そういったことから、実際、そういった場所に通われている子どもさんが主に小学生であるとか、そういったアンケート結果をいただいたんですけれども、それは種類に応じて、あるいは目的に応じて子どもさんが自由に来る形態であったり、あるいは登録制であったりということで、全体の数ですとか、非常に詳しい属性までは把握をしておりません。

【中山委員】やはり箇所と子どもの参加人数というのは一つの基準ですから、これはきちんと掌握しておく必要があると思いますので、よろしくお願いしておきます。

それでは、具体的にお聞きますが、まず、中間支援組織を作るということでありましたので、これを委託するということでしたけれども、委託先はどこなのか。また、職員を雇用するというものでありましたが、何名ほど中間支援組

織で雇用するのか、お聞きしたいと思います。

【黒島こども未来課長】中間支援組織につきましては、委託によって設置したいと考えております。委託先はまだ検討中ではございますけれども、県内にネットワークをお持ちで、かつ青少年の健全な育ちに関して支援をされてきた実績をお持ちの団体を選びたいと考えております。

今回計上しております予算の中では、職員数としまして3.5人と考えております。

【中山委員】 それでは、委託先ですね、これは大変重要だと思うんですね。長崎県は島もあるし、広いわけですから、利便性と、何としても公平性、そして専門性を兼ね備えた人にやってほしいし、場合によっては県職員の代理という形になってきますので、ぜひその辺は慎重にやってほしいなということが一つ。

次に、活動者を支援し、また、マッチングを促進すると言っていますが、この活動者とは、どういう人をいうのか。先ほど言われたように110か所を認定しておりますけれども、このスタッフとか会員を含めて対象者になるのかどうか、活動者の定義と対象者がどの程度あるのか、お尋ねしたいと思います。

【黒島こども未来課長】 令和6年度事業の中で実際にこども食堂ですとかプレイパーク、いわゆるこども場所を現在運営している方たちに実際に対面もさせていただいてお話を伺いました。

実際に活動されている方たちは、NPOの法人格をお持ちのところもあれば、あるいは任意の団体として活動されている方、ほぼ個人でされているような方もおられます。中には非常に若い大学生の方も実際の活動者として活躍をしておられて非常に幅が広いなという印象です。中には企業なども活動の一環としてされておりまして、非常に裾野の広い活動が現実には民間とし

て先行されているというような印象を持っております。

今、我々が中間支援組織を設置して支援をしようとしておりますのは、そういった活動に実際携わられる方、スタッフも含めてと考えておりまして、実際接触する中で行政にどういった支援を望まれるかお尋ねした際には、やはり立ち上げの際のノウハウが欲しいであるとか、あるいはほかの先駆的な方たちを紹介いただいてアドバイスを欲しいといった声がございましたので、そういった声に応えられるような相談窓口として機能するように支援したいと考えております。

【中山委員】 NPO法人とかこども食堂とか主催している人と、それに関わるスタッフを含めてでしようけれども、活動者を支援することになると、どの程度ということについては、やはりある程度話してもらわんことには、今のよう形で言われても、その範囲がわからんですよ。支援し、マッチングするということではっきり言っているわけだから、それは事前にこの程度おりますよということはせんばいかんし、併せて、食堂にしても、NPO法人にしても、事業をする時にボランティアがおるんですよ、学生ボランティアとかいろいろね。そういうのも含むのかどうかということも聞きたいなと思っているんですが、どうなんですか。

【黒島こども未来課長】 支援の対象としましては、実際活動されているスタッフまで含めたいと考えております。その中には学生さんも含めボランティアもいらっしゃるものと認識をしております。

【中山委員】 そうなると、かなりの数になりますよ。問題は、NPO法人にしても、こども食堂についても、人材の育成・確保、この辺が一番

頭が痛い問題ですよ。資金的な問題、運営費は当然であるけれども、これに対してどのような形の、先ほど検証するという話がありましたけれども、その辺について人材の育成・確保についてどこまで支援できるのか、少しお話しただけですか。

【黒島こども未来課長】 令和7年度の事業としてましてネットワークの構築と支援ということをやっております。

先ほど申し上げたとおり、実際活動されている方たちも非常に多岐にわたりますので、そういったところをまずはネットワークということで登録制のように我々とつながっていただくと。そういった方たちに対してセミナーであるとか研修という形で人材育成をしたいと思っております。

活動者の方たちも、安全・安心の確保という点で、例えば食事の提供に当たってのアレルギーに関する知識であるとか、子どもに対する接し方、それは性的被害の防止も含めたところでスタッフの質を確保したいということで、行政には、その人材育成を期待するというお声もいただいております。

そういった内容に関して、先行的なところにも協力を仰ぎながら研修等を実施したいと考えております。

【中山委員】この官民ネットワーク構築事業も予算を組んでおるわけですが、これは2つだけ私は疑問があるんですよ。中間支援組織が運営するとは考えにくいんですけども、どこが運営していくのか。大学とか、ボランティアとか、自治体とか、教育団体とか、市町とか、いろいろあるんですけども、どこがネットワークを主導していくのか、主導というか、運営していくのか。

それと、私が一番心配しているのは、この中に家庭とか保護者というのが全くないんですよ。家庭、保護者を抜きにしてやるのが今回の目的なのか、よくわからんけれども、なぜ、子どもの居場所にもないし、ネットワークの中にも家庭とか保護者が全然入ってないんですよ。

その2点について明確な答弁をいただきたいと思います。

【黒島こども未来課長】 2点お尋ねいただいたうちの、まず1点目の官民ネットワークについてでございますが、こども場所の取組については、現在、民間が先行しているという点でもありますし、子どもたちのニーズは非常に多岐にわたるであろうということで、行政だけでできるものではないと認識しております。NPOですとか企業、あるいは地域団体、そういった団体とも一体となって取り組んでいかなければならないと認識しまして官民ネットワークという言い方をしております。

これを具体の団体として、例えば規約を設けるであとか、運営のための協議会、あるいは評議員会をすとか、そういったかっちりとした組織をつくるということではなくて、各支援者あるいは活動者の横のつながりをつくるという趣旨で我々は用いております。賛同いただける団体に緩やかな登録などの形でつながっていただくというイメージを持っております。

また、2点目のお尋ねとして、家庭あるいは保護者が入っていないという点でございますが、まず、子育てに関していうと、大きな責任は保護者にあるということは、我々も認識しております。また、家庭が子どもにとって一番大きな居場所であるという認識もございますけれども、現在、子どもの健全な育ちに向けて、家庭だけではなくて地域の中で子どもたちが育って

いく。それは子ども同士の触れ合いであったり、地域の大人との触れ合いであったり、そういった経験も子どもの育ちには不可欠という認識の下で、主に地域団体ですとか、そういったところも巻き込みながらの活動ということで、こども場所をつくりたいという認識でございます。

ただ、実際、子どもさんが通われる際には、当然、保護者の了解も必要になりますし、保護者さんたちが活動の中に参加されるであるとか、そういったことも効果として見えてくるものと期待しております。

【中山委員】この官民ネットワークの運営の仕方、構築するのはいいけれども、だから、この辺の横の連携等を、うまいこといくのかなと心配しますね。

それと、子どもの居場所は基本的に家庭ですよ。子育て条例にもちゃんとうたっているじゃないですか。その辺を、あなたたちの義務なんですよ、本来はと、行政は手伝いはするけれども、基本的にはあなたたちが子どもの居場所をつくらばいかんとですよということが基本ですよ。

そうすると、家庭を、ネットワークにも、こども場所にも入れとらんということについては、確かに地域の自治会とかは入っているかもしれないけれども、自治会と家庭はまた別問題ですよ。ぜひその辺の形で家庭とのつながりね、こういうところで今まで子どもの居場所がなくて、ここに来て慣れてきたと、そして、家庭が居場所になれば理想なんですよ。基本はやはり家庭と私は思っているんですよ。そういう意味からして、ぜひ家庭との関わりを少し明確にしてほしいなと思います。

次に、こども未来応援基金、1,800万円ということでありましたけれども、これはこども食堂

を支援するということで550万円組んでいますけれども、これは市町への支援ですね。

そうしますと、私が言いたいのは、こども食堂は80ぐらいありますね。これをどんどん増やしていこうという考え方もあるけれども、なかなか頭打ちであるという話もあります。そうすると基金というのは非常に大事になってくると思います。

そこで、この基金を25年度に3,800万円を目標に、県民、企業から寄附とかふるさと納税を活用して積み増しするという話じゃないかと思っていますけれども、具体的な取組をどうやっていくのかについてお尋ねしたいと思います。

【黒島こども未来課長】今回のこども未来応援基金の令和7年度当初予算の活用方法でございますが、800万円の補助金の予算を計上しております居場所の立ち上げですとか、モデル的な体験活動実施への補助金ということで想定しております。

基金への積立金につきましては、委員おっしゃるとおり、ふるさと納税等の寄附金を充てたいと考えております。現在も個人版あるいは企業版のふるさと納税の中で、こども支援に係るメニューに対する寄附を頂戴しておりますが、今回、基金を構えることで、我々、頂いた寄附を基金の条例にうたいます子どもの居場所の充実をはじめとしたこども施策に使いますということが明確できますので、そこをアピールしながら、県内外の企業ですとか個人も含めて寄附をお願いしていこうと考えております。

【中山委員】ここはこども政策局の本気度が問われますよ。長崎市も、そのほかの市も、同じような基金をふるさと納税を通じて寄附を集めていますよ。

企業とかにお願いするということだけれども、

課長が企業に直接行ってお願いするというような、そういう腹づもりはできているんですか。

【黒島こども未来課長】 企業、団体、個人等を含めて広く寄附を呼びかけてまいりたいと考えております。こういった分野に関心をお寄せくださる企業に対しては、適宜、訪問などの手法も使って寄附のご案内、支援をお願いしたいと考えております。

【中山委員】 それでは寄附は集まりませんよ、思ったほどは。これを拡大して行って、来年、10年、20年と続けていかんばいかんわけでしょうが、基金をつくったということは。そのために原資が要るわけですよ。そうすると、やはり姿勢として、今、寄附をもらう時にやはり主催者が企業訪問してきちんとお願いしよりますよ、そうせんと金は集まらんですよ。

もう一回聞くけれども、企業、団体に訪問して、直接課長がお願いするという腹づもりがない限りは本気度が問われますよ。どうですか、その辺は。

【黒島こども未来課長】 委員ご指摘のとおり、寄附をいただくからには、我々の取組をきちんとご説明した上で寄附のお願いに訪問なども実施したいと考えております。

【中山委員】 基金の目的を達成するだけの量が要りますよ。ぜひ局長とも相談して、局内が一丸となって取り組むことを要望しておきたいと思います。

次に、こどもが主役に一番馴染むなというのが、こどもまんなかミーティングの開催ですよ。この辺の92万6,000円は、どういう形で、何か所ぐらい、どのぐらいの対象者でやろうとしているのか。いずれにしても、これは子どもが主体になってやってもらわんばいかんと思うんですよ。その辺を含めて、これをどういう

形で実施するのか、お尋ねしたいと思います。

【黒島こども未来課長】 令和7年度予算として計上しております子どもの意見聴取のための経費でございますけれども、具体的には学校に対するアンケートのほか、こども真ん中ミーティングという、令和6年度は県内の高校を対象に2か所で実施しました。今後、こういったこども場所に実際にこども政策局長などと一緒に訪問するなどして、子どもの声を聞く取組を実施したいと考えております。このあたりはネットワークをつくる中で活動者さんとも調整しながら実施計画を立てたいと考えております。

【中山委員】 もうひとつよくわからんとですけども、昨年、高校を対象に2か所やったということでありましたけれども、子どもというイメージからすると、高校生というよりは、やはり小学生、中学生がそういうイメージがするんですよ。この段階から子どもが主役になっていくというか、自ら計画して、自ら発言して、自ら仲間を集めてやっていくというかな、こういう仕掛けというのは、やはり小学生ぐらいからやった方が非常に効果的じゃないかと私は思うんですよ。

そうすると、こどもまんなかミーティングの中に、小学生、中学生を対象にした取組というのは今回入っていないんですか。

【黒島こども未来課長】 学校アンケートは小中学生から取りますし、こどもまんなかミーティングにつきましても、実際のこども場所を訪問させていただきたいと考えております。そういった場所は、小学生メインであったり、あるいは中学生がメインというところもございますので、低年齢のお子さん方のお声も聞けるように工夫してまいりたいと考えます。

【中山委員】 こどもまんなかミーティングとい

うのは、我々の時代は遊びですよ。海、山、川、それぞれの人間で、3人なら3人、多い時は10人なら10人、15人なら15人、その数に応じて遊び方を変えていったんですよ。リーダーは誰がする、リーダーで足らん分はみんなでカバーしていく。そして、コミュニケーションを取って、信頼関係をつくってきておったわけですね。そういう組織として、やはり遊びが一番有効性が高いと私は思っているんです、経験上ね。

その辺を含めて子どもたちにやらせてみるという、ミーティングについても、子どもたちに手を挙げさせてやらせてみると。そういう仕掛けが大事ではないかなと思いますので、できるだけ子どもたちの自主的な活動ができるように、どういう仕掛けをしていくのか、手伝いをしてやるのか、その辺をぜひ心に入れてやってほしいなと思います。

最後になりますが、令和11年度までに307か所にするということでありました。そうすると令和7年度の110か所からこども場所の数といえますか、目標値、それとこれに関わる子どもの数をどの程度想定しているのか、これをお聞きして質問を終わりたいと思います。

【中村(泰)分科会長】 暫時休憩します。

— 午前11時 7分 休憩 —

— 午前11時 7分 再開 —

【中村(泰)分科会長】 分科会を再開いたします。

【黒島こども未来課長】 全体で307か所の設置に向けて、年当たり40件の増加を見込んでおります。ただ、そこに通われる子どもさんの数につきましては、子どもたちが自分自身で選んで複数箇所を渡るということも想定されますので、具体的な数値の目標、目安というのは、現在、立てておりません。

【中山委員】 その辺が一つの行政の弱点といえるかな。要するに、令和11年度に307箇所とするんだけど、毎年度のことは具体的に決めていけない。なぜなら、毎年度の積み上げが平成11年度ですから、そうすると、令和7年度に、今、40という話が出たんだけど、それを予算で超えたのか、超えてないのか、その辺の検証ができないんですよ、具体的にしておかないことには。

それと併せて、これは箇所を増やすというよりは、問題は主役となる子どもの居場所をつくることですから、子どもをどの程度増やすことによってどうなるのか、この辺をきちんと押えておかんことには、何のために予算を使うのか、事業の効果について検証できませんよ。

そういう意味からしまして、事業自体は時代に合わせてやるべきだと思いますし、その実効性を上げるためにそういう形で私なりの心配事を質問いたしましたので、ぜひ取組がうまいこといけますように期待して、質問を終わりたいと思います。

【中村(泰)分科会長】 審査の途中ですが、一旦休憩し、11時20分まで休憩とさせていただきます。

— 午前11時 9分 休憩 —

— 午前11時18分 再開 —

【中村(泰)分科会長】 分科会を再開いたします。

冒頭、こども未来課長より答弁の修正がございます。

【黒島こども未来課長】 先ほど、中山委員からのご質問に対して居場所の毎年の設置の目標値について、毎年40件と申し上げたんですけれども、補足といいますか、修正をさせていただきたいと思います。

今回、補助の件数は40件で構えているんですけども、そのうち新たな居場所の設置に関しては、令和7年度は20件で考えております。それ以降は毎年45件ずつ増やしていくということで、数字を誤っておりましたので修正をいたします。申し訳ございませんでした。

【中村(泰)分科会長】 ほか、質疑はございませんか。

【中島委員】 先ほどのこどもが主役！こども場所推進事業費について、関連でお伺いします。

この事業に関しまして、国のある程度こういうことをやろうじゃないかというのがあって、こういう事業を県の方でやってくださいという流れだと思うんですけども、まず、このネットワークの構築をやるには、あらかじめアンケート調査を行ってやられるのか、それとも、例えば家庭の事情とか、コミュニケーションがなかなかとれない子どもたちとか、団体に属していない子どもたちが対象となり、こういう子たちに場所を提供するということですから、まずは、そういう対象者がどの程度いらっしゃるのか。もしくはこういうネットワークをまず構築して、こういう事業をやっていますよということで子どもたちにお伝えして、子どもたちに、こういう事業があるんだったら、こういうのに行きたいというアンケートを取った上でやるのか。

やり方もいろいろあるんですけども、まず、市の方でやっていらっしゃる事業、南島原市ですけれども、市以外でいうと個人で不登校の子どもたちを集めて授業をなさっている方もいらっしゃるし、放課後児童クラブがある。市の方では図書ボランティアがあったり、南島原市では寺小屋制度というのがあって、子どもたちがいろんな体験ができる項目があるんですね。

ここにぜひ来てくださいということでやっていることもあります。市のスポーツ協会では、自分がやりたいスポーツ、興味があるんだけれどもということで体験型のスポーツ事業として定期的にやっている事業もあります。

こういう事業がある中で、今回、こども食堂をやりますということも明確に出ているわけですが、そのほかにこういった事業が今後構築できるのかというのが、アンケートの時点でどっちが先行していくのか。まずアンケートを取らないことには、この事業をどうやっていくのかという具体的な方向性が出てこないと思うんですけども、今後、こういった手法でやろうと計画されているのか、お伺いいたします。

【黒島こども未来課長】 今回、こどもが主役！こども場所推進事業費で支援をしてまいりたいと思う対象ですけれども、まず、子どもに関しては、様々な困難を抱えた子どもというよりは、全てのお子さんと考えております。といいますのも、全てのお子さんに健全な育ちができる環境を提供したいと我々としては考えておりまして、そのために子ども同士、あるいは異年齢の子どもたちで外遊びをはじめとした様々な体験を思い切りできる場所といったものが社会環境の変化によって失われてきたという認識がございますので、そういった場所を数多く、身近なところに整備していきたいという思いでございます。

そのため、対象者となる子どもの数というの、あくまでも地域の子どもさん全てと考えております。

ネットワークの構築に向けては、令和6年度に一定NPO等にアンケートをさせていただきました。そういったところで居場所づくり等に関心のあられる、これからやりたいという方も

ありますし、現在、実践しておられるところもございます。

そういった中で、例えば放課後児童クラブのような全国一律で実施されているサービスであるとか、あるいは貧困支援としての事業については公費で既に支援されておりますので、今回の事業で主に支援をしたいと考えておりますのは、その公費支援の薄い部分ですね。これまで民間主導でされてきたような遊び場であるとか、学習支援も広く地域の方に門戸を開いたような場所が主になろうかと思えます。その中に支援が必要なお子さんも当然入ってくると思いますけれども、そういったところに興味のあられる支援者に、今年度、アンケートの中で判明したところもございますし、既存のところつながりをお持ちのところもありますので、そういったところのお声がけを通じてネットワークへの加入といいますか、登録をお願いしたいと考えております。

【中島委員】そういう事業であるならば、なおさらのこと、市がやっている事業に対してもある程度重複する部分も出てくると思うんですね。

できれば、アンケート調査を我々にご紹介していただいて、その内容を見せていただいたうえで、漏れる方たちがいらっしゃれば、そういう方は特に大切な対象者となってくるわけですから、できればアンケートを基にこういう事業をやっていくんだよという方向性を我々にも見せていただいて、その辺を見極めながら一緒に進めていければなと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたしますと思います。

【中村(泰)分科会長】ただいま、こども場所の事業でいろいろ議論がございますけれども、確かに、我々も各地域とつながってますし、こういったアンケートで、どういう結果でと、どう

いうところとつながっているのか、そのあたりの資料が今あるもので結構ですので、午後からの審査の時に、その状況をお知らせいただければ、その資料を基にまた議論が深まると思いますので、ご対応のほど、よろしくお願いいたします。

ほかに質疑がございますでしょうか。

【坂本委員】私から3点質問させていただきます。

まず、生活困窮者自立支援事業です。

横長資料の47ページにありますけれども、今年度、1億3,089万5,000円ということで、前年度比1,830万4,000円増額で予算が計上されております。

この自立支援事業は、いわゆる生活困窮者の自立相談の支援だとか家計改善支援とかそういったものがあります。特にコロナの時には生活福祉資金の特例貸付というのがありまして、それを借りた方へのフォローアップ体制だとか、居住支援体制とか、いろいろあろうかと思えます。

それで、来年度、1,800万円増額となっておりますけれども、昨今、いわゆる物価高騰の中で生活困窮者の皆さん方も随分ご苦労されて、数も増えているんじゃないかなと思いますけれども、増額の内訳といいますか、どういうところが増えて、逆にこういうところで調整したということがあろうかと思えますので、そこら辺について少し教えていただければと思います。

【野田福祉保健課企画監】生活困窮者自立支援事業のことで、物価高騰に対する予算の措置状況でございますが、大きく2つ、主なものとしてございます。

1点目が、自立相談支援員並びに家計改善支援員の増員を実施しております。これは国の経

済対策に対応した予算計上でございまして、今年度も同様に実施しております。目的としましては、コロナ特例貸付の借受人へのフォローアップを図ること。もう一つが、物価高騰の影響を受け家計の負担が増大した困窮世帯に対する生活再建に向けた相談支援の体制を強化するものでございます。事業費としましては3,200万円です。昨年度からの増減でございしますが、昨年度は1町当たりの自立相談支援員が500万円で計上しておりましたが、今年度は400万円で計上しておりまして、県が所管する7町分で計700万円、この分については減額となっております。

もう一つの物価高騰に対する予算ですけれども、生活困窮者の相談窓口を担う自立相談支援機関に新たに住まい支援員を配置することとしております。これは、昨年の生活困窮者自立支援法の改正へ対応した予算計上でございます。目的としましては、物価高騰等の影響により、生活困窮者が家賃や生活費の負担に苦しむケースが増えており、県内でも実際に住まいに関する相談が増加しております。この住まい支援員を配置し、生活困窮者が安定した住居を確保できるように、入居前から入居後までの一環したサポートを行うことを目的としております。これに対しまして、事業費を約2,300万円計上しております。

【坂本委員】今、物価高騰に伴う支援員の拡充といいますか、そういうふうなことじゃなかったかなというふうに思います。

それで、住まいの支援員の配置ということで新たに2,300万円増ということでもありますけれども、もともとの事業として住居確保給付金というのがあったんじゃないかなと思いますけど、これについての額は増減変わらないということではないですか。

【野田福祉保健課企画監】住居確保給付金についてのお尋ねでございます。

住居確保給付金に関しましては、昨年度から約100万円増額しております。これは住居確保給付金の事業拡充に伴う増額でございまして、低廉な家賃の住宅へ転居するための初期費用の補助として新たに創設された制度でございます。

【坂本委員】わかりました。それなりの対策というふうなことで理解をいたしました。

また、当初でこれだけ、1億3,000万円計上されておりますけれども、また年度途中で国の経済対策に伴う補正等々ありましたら、遅滞なく県としても予算措置をよろしく願いたいと思います。

それで、生活困窮者の自立支援事業というのは、いわゆる生活保護に至る前の事業じゃないかと理解しておりますけれども、この物価高騰対策の中で、報道等では、いわゆる生活保護世帯が増えているということですが、県内の各市町でのそういう状況というのか、そこら辺については全国と同じように増加しているということでしょうか。

【安藝福祉保健課長】生活保護世帯についてでございますけれども、令和5年度の県内の被保護世帯については、2万529世帯、被保護人員が2万5,649人となっております。前年度と比較して被保護世帯の伸び率としては97.7%と減少しているところでございます。

ただ、全国の保護率が1.62%に対しまして本県の保護率は2.03%ということで、保護率自体は高い状況にございますので、推移を見守っていきたくて考えております。

【坂本委員】現状については理解をいたしました。ぜひ今後の対策強化もよろしく願います。

それから2つ目に、外国人の介護人材確保定着促進事業費についてであります。

横長資料の83ページにありますけれども、予算が2,295万3,000円となっております。これで既存の事業と、新たに外国人受入れのための居住環境整備の支援と、それから外国人介護人材育成支援センターを開設するということで拡充されているんじゃないかと思います。

まず、現状、県内で介護事業に就労している外国人の方々が大体どれぐらいいらっしゃるのか。例えば技能実習生だとか、いろんな資格があるかと思いますが、どういう資格を持たれている方々が就労しているか、そこら辺についてまずお伺いいたします。

【中村長寿社会課長】直近のデータで令和5年から令和6年にかけての集計がございます。合計は介護の現場で働いておられる外国人の方は490名となっております。そのうち在留資格介護といって永住資格を取られている方、これは介護福祉士の試験に合格されている方が117名で、技能実習ですね、まず自らの国への技術移転を目的として5年間という制限で来られている方が225名、その他一定の技能を持たれているということで、これも有期的な滞在になりますけど、特定技能（介護）が148名という状況でございます。

【坂本委員】わかりました。そういう方々が、いわゆる居住環境を整備するというふうなことで理解をいたしました。490人の方々が介護現場で働いておられて、何らかの形でニーズを調査して、そういうのを背景に、今回、この居住環境整備の支援ということで900万円の予算が組まれているということです。そういったことは、どういうふうな形でされたのか、教えてください。

【中村長寿社会課長】令和6年度に介護施設、いわゆる外国人の方の主な働き先となっておりますのが、いわゆる介護施設となっておりますので、そちらに我々の方からアンケート調査をさせていただいたところでございます。

その中で多くの介護事業者さんが外国人活用に取り組んでいるんですけども、これまでに一定の事業者さんが外国人を活用してきたというところで、今回のアンケートでは、介護施設の半数ぐらいの事業者さんが、今後、外国人材を活用することに少し消極的なご意見をいただいたというところでございました。

その中の最も大きな理由が、やはり住居の確保の部分での負担等がございました。あと、入ってきた外国人の方に対する育成という面で、日本語教育もありましょうし、介護技術もあるというところで、少し不安なところがあるということのアンケート結果が大きな2つの課題として挙げられるところでございます。

【坂本委員】わかりました。そういう居住の問題等がちょっと負担になっているということのようであります。

この490人というのは、今からまた増えるかもしれないんですが、令和7年度の900万円の事業で、何人分ぐらいの補助をしているのか。それはどういった選択というのかな、何人分として、490人全員なら問題ないんでしょうけれども、予算上、そうはなっていないと思いますので、そこら辺の選択した経過を教えてください。

【中村長寿社会課長】今申し上げた課題の一つが、今後、外国人材を受け入れることに消極的な事業者が多いという1点が大きな課題かなと我々としては思っておりまして、これに対する事業の組立をしております。今回の事業の家賃補助は約100名分の予算を用意しておりまして、

今後、介護施設に新たに就業される外国人の方を対象としております。

今後、そういった不安の大きい事業者さんが受け入れる覚悟を持っていただくということが、今後の外国人材、今、大きく伸びているんですが、伸びを継続させる一番大きな要素かなと思っておりますので、そういう事業の組立てとさせていただきます。

【坂本委員】今後も増えることの促進をしていく事業ということで理解いたしました。

もう一つ、外国人介護人材育成支援センター、仮称ですが、これを開設するというふうなことであります。これ、具体的にどういったところにつくるのかというか、センターの枠組みといいますか、どこかに委託をするか、そこら辺と、それからセンターの主な支援の内容を教えてください。

【中村長寿社会課長】このセンターですが、今まで、我々、日本語教育と介護福祉士試験をぜひ援助していただきたいということで、介護福祉士試験のサポートを既に現状やっております。外国人日本語教育を提供している県内の学校法人であって、さらに特定技能等の受入れ等にも関わっておられる学校法人さんに今やっていただいております。今回のセンターに常設の相談機能を付加することにしております。

先ほど申し上げましたとおり、介護事業所が人材を受け入れた後の育成支援ということに不安を持っておられるということなので、これに対して常時相談対応するような機能をつけることで、併せてセンターとして名乗って各事業所の不安軽減に努めたいと考えているところでございます。

【坂本委員】学校法人、それから技能の受入れをされているところというふうなことで理解い

たしました。常設の相談体制をつくるということで、確かに相談体制というのは非常に重要だと思いますので、ぜひ事業として進めていただきたいと思います。

それと、外国人の人材の関係でいうと、未来人材課が外国人材確保総合支援事業だとか、あるいは外国人IT人材確保促進事業をやっておりますけれども、IT人材はIT人材ということで職種が限定されているようですけれども、もう一つ、外国人材確保総合支援事業というか、これとの兼ね合いというのか、関連性というか、連携するのか、全く別物、別物は別物なんでしょうけれども、そこら辺についての関係性を教えてください。

【中村長寿社会課長】産業労働部の相談窓口は来年度から設置というお話を聞いておりますが、基本的には外国人材受入れに当たっての制度的な相談だとか、あと入国前の基礎的な部分ということで、これは全分野共通するような相談窓口というふうなことでお聞きしております。我々としても、その事業と重複しないような形で検討を進めてきたところでございます。

こちらの外国人介護人材受入促進センターは、あくまで先ほど申し上げましたとおり、介護人材は日本語の能力がかなり必要になるというのが、ほかの分野と違うところだということと、あと、介護技術に関しての育成というのは、人材不足の昨今では、なかなか外国人材の育成にかかる労力というの大きなものがあるということです。介護人材の得意な分野に絞って支援を行いたいというふうに考えているところでございます。

【坂本委員】 了解いたしました。

次に、新規事業ですが、発達障害児地域診療体制強化事業です。横長資料の99ページ

です。

予算額としては477万9,000円ということですが、一般質問でもやり取りがありました。確かに現状を考えると、地域の小児科医さんたちのところで発達障害児の早期診療、療育をするのは非常に有意義なことだというふうに思っております。幾つかわからない点がありましたので教えていただきたいと思います。

まず、現状、県立のこども医療福祉センター、それから長崎のハートセンター、佐世保の子ども発達センターで受け付けていると思います。私も相談を受けたことがあるんですが、かなり待っていると、申し込んだけれども、数か月待っているというふうな状況がありますので、そこら辺の現状がどうなっているかということについて、まず教えてください。

【町田障害福祉課企画監】発達診断の診療の待機状況等についてのお尋ねでございますが、発達障害の診断を実施しております県のこども医療福祉センター、長崎市のハートセンター、佐世保市のこども発達センターに確認いたしましたところ、令和7年1月末現在で待機者は合計690名、待機期間は概ね5～6か月と聞いております。

【坂本委員】私が相談を受けた時は多分2か月ぐらいでしたから、今、5～6か月ということで、相当待たれているんだろうなというふうに思います。

ちなみに、それぐらい、690人待たれていて、5～6か月ということで、毎月どれぐらいできているのか、そこら辺はどうなのでしょう。

【町田障害福祉課企画監】月によってばらつきが若干ございますけれども、3つの中核機関で実施しております診断につきましては、月に120から130件ぐらいの診断を実施していると

聞いております。

【坂本委員】わかりました。3つで月120件ぐらいということであります。単純に690件で考えると数カ月で解消しそうなんですが、恐らく後から後から申込みがあっているんじゃないかと思っておりますので、そういう現状を何とか解消していくという意味で非常に重要な事業ではないかと思っております。

それで、この事業の概要が座学研修と陪席研修ということで伺っておりますけれども、それで地域の小児科医さんたちに発達障害の診療が可能な医師として認定するということであります。その認定までにこの座学研修、陪席研修ということで、期間的にはどれぐらいを想定しているのでしょうか。

【町田障害福祉課企画監】座学研修につきましては、現在、こども医療福祉センターなどの中核機関の医師と最終の調整中でございますが、テーマ的には8から10テーマぐらいの研修を受講していただこうと考えております。あと、小児科の先生方の負担にならないように、概ね月に1から2ぐらいのテーマでの実施を考えておりますので、スケジュール的には1年間かけて研修を実施していきたいと思っております。

陪席研修につきましては、座学研修の間に先生方のご都合を聞きながら調整して入れていきたいと考えております。

【坂本委員】わかりました。月に1～2回、8から10ぐらいのテーマということで座学を行いながら、陪席については、今、実際受付をしている3つのところに来ていただいて、そこで陪席をして研修するというふうなことで理解しました。1年というふうなことでするので、じっくり時間をかけて認定ということになるんだろうと思います。

それで、今、地域の小児科医というのが、県内で小児科医がどれくらいあるのか。これ、令和4年度にアンケートをとって、それに基づいて今回の事業につながったということで一般質問のやり取りがありましたけれども、県内でどれくらいの医院があるのか、そのうちどれくらいが前向きに考えているのか。前向きに考えたアンケートがあったということで今回の事業ということになったと思うんですけれども、そこら辺について教えてください。

【町田障害福祉課企画監】アンケート調査につきましては、令和4年度に実施させていただきました。その際は精神科医療機関と小児科医療機関に照会をかけさせていただきました。アンケート結果の部分で、「興味はあるけれども、やり方がわからない」ということでご回答いただいた小児科を標榜する医療機関が約40か所ほどございましたので、今回は積極的に取り組んでいただけたところに積極的に働きかけを行っていきたいと思っております。

また、今回、研修の周知の対象が小児科ということでございますので、県の小児科医会であるとか、日頃から地域の小児科の先生方との関係性がある3つの中核機関からも直接働きかけを行っていただいて、可能な限り多くの小児科の先生方にご参加いただきたいと考えているところでございます。

【坂本委員】わかりました。県内の小児科医もだんだん少なくなっている、小児科を専門とする先生方も人材が非常に不足しているということも伺っております。そういうところで子どもさんたちの受診も多いんじゃないかなと思います。

そういう中で、この研修を受けるということもかなりハードなスケジュールになるのかなと

思いますけれども、40弱ぐらいが少し前向きに検討されているというふうなことであります。ぜひ、そういう先生方が積極的に参加できるような取組を行っていただきたいと思います。

あと、地域的に、県内では、10万人当たりのお医者さんは足りているけれども、地域的な偏在があるということです。そういうことをどう調整するのか。蓋を開けてみたら、例えば長崎に集中していたとか、県内には8つの医療圏がありますかね、ある地域は全くなかったとか、そこら辺の調整というのはどういうふうに考えられているのか、いかがですか。

【町田障害福祉課企画監】この事業の目的につきましては、それぞれの地域の中で発達障害の診療を担っていただくことを目的としておりますので、委員ご指摘のとおり、各医療圏で手を挙げていただければと思っておりますけれども、現時点では、そのあたりの状況の把握がなかなかできておりませんので、そういったところは県の小児科医会とも連携しながら働きかけたいと思っております。

【坂本委員】わかりました。大変だというふうに思いますけれども、発達障害を持った子どもさんたちが今非常に増えているということも伺っておりますので、ぜひ取組をよろしく願いたします。

以上3点ですけれども、最後に、先ほど部長の説明の中でドクターヘリですね、RIMCASを利用して2機目ということです。予算総括質疑の中で改革21の深堀議員から、この運航する航空会社の安全面の問題が指摘されました。

それについては、本来なら去年の段階で議会にきちんと説明すべきじゃなかったかなというふうな指摘だったと思いますけれども、それを受けて先ほどの部長の説明で、ちゃんと議会に

説明しますというふうなことでありました。これは予算議案も絡んでいますし、そういう意味でいくと、どの段階できちんと詳細な説明をしていただくのか、そこら辺についてはいかがですか。

【猪股医療政策課長】ドクターヘリの事案の概要ですが、お時間を頂戴いただけましたら議案外で説明させていただければと思います。

【坂本委員】 了解いたしました。では、その時にこの運航会社の安全に関する問題については、いろいろやり取りさせていただければと思います。

以上です。

【中村(泰)分科会長】 審査の途中ですが、午前中の審査は、これにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から分科会を再開し、引き続きこども政策局を含む福祉保健部の審査を行います。

— 午前 11時52分 休憩 —

— 午後 1時29分 再開 —

【中村(泰)分科会長】 分科会を再開いたします。

まず、先ほど配付いたしました資料について、こども未来課長に説明を求めます。

【黒島こども未来課長】机上に追加で資料を配付させていただいております。

「子どもの居場所に関するニーズ調査」と題名を記載したこども未来課の資料をご覧ください。

午前中からご審議いただいておりますこどもが主役！こども場所推進事業費に関連しまして、令和6年度に実施した事業の中で、子どもの居場所づくり等に関わる活動者、あるいは支援に関わりたいと考えられる企業等の意向を調査す

るために、まず、NPO等アンケート、それから企業アンケートを実施しました。1ページ目に記載しておりますのが概略でございます。

本県の県民生活環境部が把握しておりますNPO等のうち、子ども分野で活動しておられるNPO等を対象に郵送で調査いたしました。回収率31.3%、187者から回答をいただいたところです。

企業アンケートについては、民間調査会社が把握する県内企業に対して郵送で調査を行い、回収率33.9%で523社より回答をいただいております。

1ページめくっていただけますでしょうか。調査結果と書いておりますのは、まず、NPO等のアンケート調査でございます。回答者の所在地を記載しております。まとめとしまして下の方に表を掲載しておりますけれども、各地域にいただいた件数と構成比を記載しております。

次のページ、NPO等アンケートサマリーと書いておりますのが結果の概要でございます。こちら、NPO等こども関係の事業をされておりますけれども、居場所づくりに取り組む団体が左肩の方、活動状況という四角を見ていただければと思いますが、67.7%、その他食事の提供等に関わっておられました。離島地域が88.9%、県央地域が72.4%と、離島地域が多かったという印象です。今後の活動の他分野への展開も考えておられるといったような活動状況でございます。

一方で運営面の課題につきましては、下の四角にまとめております。

コアメンバー5%未満というところが一番多く、比較的小規模な団体が多かったのですが、活動を継続する資金確保であったり、支援を必要とする対象者に来てもらうことが難しいなど、

情報の拡散、それから、前後しましたが、運営の中心的役割を担うスタッフの確保、人材確保に苦労しておられるということで、様々、子どものニーズが多様化する中に柔軟に対応しておられる、あるいは対応しようとしておられるという中で、人手、資金、情報が活動の課題となっているといったような結果でございました。

運営に関するニーズ、少し詳しく右側の四角にまとめております。より多くの対象者を支援したい意向が強い団体が多かったです。

また、支援内容としましては、これまでの支援に加えて、さらなる分野の開拓をしたいというところもございました。

支援方法としまして、ほかの様々な機関、行政をはじめとした教育ですとか福祉関係のところ、あるいは学校、ほか民間企業等と連携して活動したいとおっしゃる意向が強かったという結果でございました。

次のページをめくっていただければと思います。

こちら、企業アンケートでございます。こちらは簡単に企業の属性を右肩の表にまとめております。また、所在地は下のグラフにまとめております。

次のページをめくっていただければと思います。子どもの居場所づくりについて関心がおありかどうかといったところでお尋ねしたんですが、関心はあると、しかし、一方で参加の方法がわからないといったような回答が3割程度というところでもございました。

実施内容としては、例えば食品提供ですとかイベント実施という形でなら関われそうだなというようなご意向が多かったと考えております。

企業としましては、左下の四角でございますが、CSRの一環として、子どもの分野、特に居

場所について関心ありが46%ということで高い意向だったと考えております。

右肩に参加の課題を書いてもらった結果でございますが、地域ブロック、業種それぞれで、人手が足りないであるとか、情報が足りない、資金面でちょっと足りないといったようなお答えがございました。

このほかにも個別にインタビューをしまして、有識者会議と称して支援者に集まっていたり、様々な形でニーズを調査してまいりましたけれども、こういった支援者としては活動を広げたい、あるいは企業等についてもそこに手を差し伸べたいという意向があるということ踏まえまして、我々としては、民間団体によるこういった活動を後押しするといった建てつけで今回の事業を構築したところでございます。

以上で説明を終わります。

【中村(泰)分科会長】 それでは、予算案に対する質疑はほかにございませんでしょうか。

【本多委員】 数点ございます。

まず、こども政策局で、部長説明の4ページにありますひとり親家庭の就労・自立に向けた貸付金及び給付金等の支援に加え、ひとり親家庭等に対する今後の施策検討のため、生活時間等実態把握にかかる調査に要する経費として1億774万1,000円を計上しておられます。こういった内容のものになるのか、まず、ご説明をお願いします。

【川村こども家庭課長】 ひとり親家庭の今回の新規事業につきましては、ひとり親家庭に対しての実態把握調査を実施することとしております。

中身につきましては、ひとり親家庭が、時間の貧困に陥りやすいという現状がございますの

で、その辺も含めてどのような生活実態があるのかということ把握するということで実態調査をさせていただきたいと思っております。

対象としましては、ひとり親になりますので、県内にある母子会に所属している会員さんにアンケートを実施しまして、その結果を踏まえまして必要な支援等について改めて検討していきたいと考えております。

【本多委員】ほかの資料によると、実態把握調査のために約100万円をかけられるということです。まずは調査が大事だと私も思っております。そして、その資料には、調査結果を踏まえ、こども時間のプラスに向けて部局間連携のうえ、施策を検討というふうになっているんですが、その検討する施策というのは、令和8年度から始められるように検討なされる予定でしょうか。

【川村こども家庭課長】まず、令和7年度に調査を実施いたしまして、ひとり親の傾向等を把握いたしまして、それと並行しまして、どういったことができるかということで関係機関、部局間でも連携を図りながら必要な支援ができないかということで、早ければ令和8年度に向けて検討していきたいと考えております。

【本多委員】そのほかに何をやっているのかなということで資料を探したら、大きく見て母子家庭等の充実支援の推進ということで、様々な支援をなさっているというのがわかりました。例えば、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、就労またはより稼働所得の高い就労、子どもの高等教育の確保などにつなげ、自立の促進を図るため住宅の家賃の貸付けを行う等、多くなさっているようです。非常にいい取組だと思うんですが、この周知の具合がどうなのか。また、こういった支援をどれぐらいの方が利用されているのか、わかれば

教えてください。

【中村(泰)分科会長】 暫時休憩します。

— 午後 1時38分 休憩 —

— 午後 1時39分 再開 —

【中村(泰)分科会長】 分科会を再開いたします。

【川村こども家庭課長】ひとり親家庭自立支援促進センター、YELLながさきに業務を委託してやっております。

就業相談ですが、登録者は令和5年度が1,709人、就業相談につきましては、コロナ等の影響がありましたけど、徐々に回復に向かっておりまして、令和3年度が866件、令和4年度が1,160件、令和5年度が1,209件ということで、落ち込みはありましたけれども、就業相談についても徐々に伸びてきている状況になっております。

ひとり親につきましては、子育てによる時間の制限など、いろんな事情で就労時間が限られておりますので、パート等でなかなかマッチングができずに就労が落ち込んでいるような感じになっておりますけど、できる限り寄り添って相談に応じていただくようにということで対応しております。

【本多委員】多くの方が結構相談を受けられているということなんですね。今回は、さらによりよいものにするように調査をなされるということかと思います。

ちなみに、ひとり親世帯の場合の今の就労状況の傾向というか、そういったものは何かつかんでいらっしゃいますでしょうか。

【川村こども家庭課長】具体的な就労形態については、すみません、今、手元に準備はしてないんですけど、就業者として結びついた状況でいきますと、なかなかフルタイムでの就労というのが難しい状況になっておりまして、希望と

してはパートを希望する方が多いので、なかなかそういったところで就労に結びつかないというのが課題かなと思っております。

【本多委員】パートを希望、フルタイムは難しい。ひとり親なので、それが実態かと思います。これは私がぼんやり考えていることでの外的な部分もあるかもしれないんですが、そういったひとり親、要は時間は必要だと、そして、ある程度のお金も必要だ。そういった方にこそ、私としては、例えば県の会計年度任用職員の方の一定の割合をそういった方に就いていただくような仕組みができればいいんじゃないのかなというふうに考えております。

ただ、会計年度任用職員の件につきましては、やっぱり人事の方の話であったり、また、他部署も関係してくることなので、この場でどうという話ではないと思いますけれども、この実態調査後の施策の中でひとつ検討いただければなというふうに思っております。

続きまして、福祉保健部の方で部長説明の7ページにございました障害者福祉対策についての2番目に、「自殺未遂者及び自殺未遂者の家族等に対するサポート等に要する経費として」というふうに出ております。自殺対策などのセーフティネットの強化に取り組むということであるんですが、実際に自ら死を選んでしまう、そういった方のここ数年の県内の推移は、どのようになっていますか。

【町田障害福祉課企画監】自殺者の推移ということのお尋ねですが、厚生労働省が取りまとめております人口動態統計調査の結果によりますと、直近の令和5年、本県の自殺者数は186名となっております。

自殺者数が最多でございました今から20年前の平成15年が最大になるんですけれども、

449名の半分以下まで減少しているところがございます。R元年に200人を切って以降、ここ5年間は190人前後で推移しており、下げ止まりとような状況が続いているところでございます。

【本多委員】R元年に200人を切ってからちょっと下げ止まっているということですが、今回の予算で上げています3,559万3,000円を使ったサポートというのは、この推移状況から脱却するような、そういった狙いがあらわれるんでしょうか。

【町田障害福祉課企画監】今回載せております3,500万円は、自殺対策全ての事業ということで予算を計上させていただいております。

これまでの自殺対策といたしましては、自殺をしない、させない、防止のための取組といたしまして普及啓発教育を主にやっておりました。また、相談支援といたしまして電話相談であるとか、令和4年からはSNSを活用した相談体制も構築しているところでございます。こちらにつきましては、引き続き実施していきたいと考えているところです。

一方で、自殺でお亡くなりになった方の中には過去に自殺未遂歴がある方が一定いらっしゃるというような統計データがございますことから、今回、こちらの未遂者の支援について取組を増加させて実施していきたいと考えているところでございます。

具体的には自殺未遂者の方が多く搬送されます長崎大学病院に支援員を配置いたしまして、入院中から自殺防止のための相談支援を行うとともに、退院後の精神科医療機関への受診支援などを実施してまいりたいと思います。

また、定期的にご本人であるとか、あるいは必要に応じてご家族へのサポートについても継続してやっていこうかなということで新たに事

業を構築しているところでございます。

これらの取組を組み合わせまして、自殺者の減少に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

【本多委員】今までやっていた分に加えて、新しく今回は未遂者、また、未遂者の家族の方へのサポート事業を始められると、より踏み込んだ形でということですね。子どもを含めて自殺をどうにか防いでいきたいことでもありますので、引き続きよろしくお願いいたします。

もう1点、こども政策局の部長説明の6ページにございます保育士人材の確保についての1で、保育士等の質向上と離職防止を図るため、本県独自の処遇改善を市町と連携して実施するための経費として2億1,000万円計上されていますが、具体的にはどういったことをやるのか、また、県下の対象人数がどれくらいなのか、お尋ねいたします。

【村崎こども未来課企画監】お尋ねの事業は、長崎県学ば保育士等応援事業補助金と申しまして、この事業は、幼児教育・保育の質の向上と保育士の離職防止を目的としまして、交付の要件となっております園内での研修を実施した保育施設に対し、研修を受講した保育士、幼稚園教諭、保育教諭1人当たり2万円を支給する費用を園の方に助成する事業になっております。

予算上の対象となる人数は、1万800人を令和6年度予算では計上しておりました。

【本多委員】対象が1万人で1人2万円ということで2億円という形になっているのかと思います。

ちなみに、この1人2万円というのは、その対象の方に直接払われるのか、それとも園に人数分を払うのか、こういった形でしょうか。

【村崎こども未来課企画監】交付の仕組みにつ

きましては、園にお支払いして、園の方から保育士さんに各自、1人当たり2万円を支給していただくような仕組みになっております。

【本多委員】そうすると、園の方に1人当たり2万円払って、その2万円という金額がそのまま保育士さんにいくのか。介護士にも似たような事業があって、それなんかは事業所に対象の人数分のお金を支払って、それを事業所がある程度自由に使えてやっていくということですが、そういったものではなく個人に支払われるのでしょうか。

【村崎こども未来課企画監】今回、県単で事業を組ませていただきましたが、今回の方法につきましては、保育士さん1人当たり2万円を支給していただくということで、県の方からその金額を助成いたします。ほかの事業で、他の職種も含めたところで施設の方に少し自由に割り振りといいますか、そういう自由に配れるような仕組みになっている補助金、交付金もございしますが、今回は受講された保育士さん1人当たり2万円を支給していただくということで、非常勤職員についても同じ金額で支給をお願いしているものになります。

【本多委員】施設で自由に使えるような補助金はまた別にあると。この補助金については、1人2万円払うようにと。

ちなみに、これ、保育士さんに限るんですね。保育園で働いていらっしゃる、例えば栄養士さんとか看護師さんとかは対象にはならないというような形でよろしかったでしょうか。

【村崎こども未来課企画監】先ほども申し上げましたとおり、対象になるのは、保育士、幼稚園教諭、認定こども園で働かれる保育教諭という有資格者の方、それと看護師さんが園に1人まで保育士さんの代わりにカウントできるとい

う制度になっておりますので、その保育士さんの代替としてカウントできる看護師さんまで含めてお支払いの対象にしております。

【本多委員】 以上で終わります。

【中村(泰)分科会長】 ほかに質疑はございませんか。

【前田委員】 福祉保健部の横長資料の44ページ、地域医療介護総合確保基金事業は、以前から意見させてもらってますけれども、国の制度の中で県の負担が3分の1で済むんだから積極的な予算を組むべきだということを意見させてもらっています。併せて、長崎県よりも人口が少ない県においても、長崎県よりも事業費が多いところがあるので、そこも含めて検討してくださいと言っていますけれども、全体として令和7年度の基金の活用状況を前年度対比でまずご答弁いただきたいと思います。

【猪股医療政策課長】 地域医療介護総合確保基金事業ですが、令和6年度が44件、事業費ベースで約16億円でしたけれども、令和7年度は、事業の件数は同じ44件で、事業総額は21億円ということで、前年度よりも約5億円弱増加しているところでございます。

【中村長寿社会課長】 長寿社会課所管分で介護施設の整備と介護従事者の確保という事業に令和7年度予算で13億円の予算をつけておりますが、増減については2億3,000万円減っております。減額理由は、午前中の審議で申し上げました施設整備の減が大きなものとなっているところでございます。

【前田委員】 医療分で5億円くらい増えたということは評価いたしますけれども、すみません、予告してなかったですが、全国順位で大体どれくらいかというのは、昨年度ベースでもいいので、わかりますか、わからなければ後から教え

てください。

その中で午前中も質疑があってやり取りされていましたが、勤務医の働き方改革ということで2億3,000万円くらい上がっているのも評価いたします。

ただ、医療従事者の確保のところでは前年度と比べて8,000万円くらい減っている理由は何でしょうか。

【猪股医療政策課長】 医療従事者の確保で8,400万円ほど減少しております。この主な要因につきましては、医療機関等に対する物価高騰緊急支援事業としまして医療機関に対する食料費の支援、この分を令和6年度は計上してありましたけれども、令和7年度当初予算には計上しておりませんので、その差が約9,000万円ほどございます。

【前田委員】 わかりました。

では、関連で68ページの看護師等確保対策事業費が、これ、奨学金の話ですよ。これが大幅に減っているのは、これは医療介護の財源は多分使っていないでしょうけれども、1億3,200万円減っている理由は何ですか。

【坂本医療人材対策室長】 横長資料の68ページ、看護師等確保対策費が前年度比で1億3,200万円ほど減になっている主な理由といたしましては、令和6年度の事業で看護補助者の処遇改善の事業を行っております。令和6年2月から5月までの看護補助者の賃上げに対して、この経費を支援するもので、令和6年度当初予算として1億2,841万9,000円ございましたが、これが終了したことにより、令和7年度は皆減でゼロとなっておりますので、この減でございます。

なお、当該看護補助者の賃上げにつきましては、令和6年6月以降は診療報酬の改定により措置されているということで、この事業が終了し

ているものでございます。

【前田委員】 了解しました。

基金事業の中の介護の分で2億円ぐらい減っている分については、大規模な改築を伴う施設整備費の減ということでご答弁いただきましたけれども、介護従事者の確保に関する事業ということで、午前中も外国人の介護人材の確保の話も出ていましたけれども、介護の従事者の確保に非常に苦労する中で、令和7年度、令和6年度を含めて2億円ぐらいの事業予算でやられています。この2億円ぐらいの予算の中で事業の公的な提案と民間からの提案の割合というのは、今どんな提案があっているんですか。

【中村長寿社会課長】 当該事業は、今回、2億円となっておりますけれども、過去、前回、先議で審議いただいたデジタルの改革がもともと基金に含まれていた当時は4億円程度あったこともございましたが、現状ではデジタルが別の国庫補助金についているという状況でございます。

ですので、今回ここを出しております2億円のほとんどが高齢者関係の団体、あるいは県医師会、看護協会等との共同で人材確保に努めている事業が多くなっておりまして、実態として、現状、補助をさせていただいている民間の分は、全部で32事業あるんですが、そのうちの5事業で大体2,250万円程度になっております。

【前田委員】 事前に求めていた資料の中で事業区分を大枠でもらっているのので今の説明でわかりましたけれども、願わくば最初に話したように、この基金事業をもっと積極的に使ってほしいという中で、やはり医療関係、介護関係の人材が喫緊の課題という中では、もう少し民間を含めたところで事業を立案して展開を促すような働きかけを県としてもしていただきたいこと

を要望しておきますし、全体の金額も上がったとはいえ、まだまだ、多分、全国順位的には、人口が少なくても上の県があるというふうな認識をしていますので、これから立案する中で来年度に向けてまた準備を進めてほしいと思っております。

次に、60ページ目のがん検診について質問させていただきます。

予算総括質疑の中でも質疑が出ておりましたけれども、誰一人取り残さないがん対策事業費として予算が計上されていますが、このところ数年というか、ずっと長崎県はがんの検診率が低いということが指摘されていますけれども、直近のがん検診率がどれぐらいで、それが全国的にどんな順位にあるのかということと、長年ずっと低い中で「誰一人取り残さない」というキャッチをつくって対策事業をやる中で、令和7年度、どうやってがん検診の受診率を上げようとしているのか、お考えについてご答弁いただきたいと思います。

【猪股医療政策課長】 まず、がん検診の受診率ですけれども、国が実施しております国民生活基礎調査の結果は最新が令和4年度で、本県のがん検診受診率は胃がんが44.9%、大腸がんが39.5%、肺がんが44.9%、乳がんが41.5%、子宮がんが39.7%となっております。前回調査、これが3年前の令和元年になりますが、そこよりも数%上がっているんですけれども、いずれも全国平均を下回っておりまして、全国順位は40位から44位という状況になっております。

【前田委員】 総合計画は令和7年度で終わるという中で、KPIの目標値との乖離はどのぐらいあるんですか。

【猪股医療政策課長】 本県におけるがんの検診受診率の目標を60%としておりますので、10%

から20%ぐらいは乖離しております。

それと、先ほどご質問のもう1点ですけれども、がん検診にどのように取り組んでいるかということですが、がん検診の必要性といったことをしっかりと周知徹底を図る必要があると考えております。周知に当たりましては、がんの種類とか年代によって異なりますため、各ターゲットに合わせて啓発の取組を行っていく必要があると考えております。

例えば、子宮頸がんにつきましては、20歳から受診ができますことから、今年度は県内の大学生を対象にしまして、出前講座とか検診車による無料検診を行ったところであります。これは来年度以降も引き続き行っていこうと思っております。

また、働く世代に対しましても取組を推進していきたいと考えておりまして、協会健保や国保などの保険者、また、がん検診の推進に関する協力協定企業とも連携しながら、職域において、例えば企業ががん検診を実施してくれませんかとか、がん検診が実施できなかったら協会健保の検診の受診を促していただだけませんかとか、そういったことを各企業を回りましてリーフレットを配布するなどして周知啓発に取り組んでいきたいと考えております。

【前田委員】ご苦労されている中で、これまでも今言ったような取組はしてきていると思うんですね。

そうした中で、まずは人の命を守るという意味、そして医療費の削減というか、早期に検診していくことがとても重要だと思っているので、県だけで何とかできるものじゃなくて、やっぱり市町と一緒にやっていく中で、もう少しここにスポットを当てて市町との役割分担とか、どういう新しい試みをやろうかということ

を協議して進めていかないと、多分上がっていかないと思うんですね。

来ますよ、やっぱりいろんな文書が。来たって、実態として開かずに捨てちゃっているという事例も結構あると思うんですね。そういう関心はそれぞれの人たちが持つべきものでしょうけれども、そうは言いながらも、そこがなかなか有効でないならば、やはり何か対策を立てていかないと、このパーセントが全然上がらないという認識を私はしています。

ある意味、逆に言ったらインセンティブを与えるようなことも含めて検討していかなきゃいけない時期なのかなと思っていますので、さらなる検討をお願いしたいと思っております。

部長に少しご指導いただきたいということで質問させてもらいたいと思います。

78ページ、受動喫煙対策促進事業費ということで927万1,000円上がっていますけれども、医療界を含めて禁煙にしてほしいということで、この県庁の敷地内も全面禁煙をやられています。そのことに異を挟むつもりはないんですけれども、そもそもとして国の指針並びに県の取組として、この受動喫煙対策というのは、禁煙をさせることを目指しているのか、それとも分煙を目指しているんですか。そこをまず部長の方から少しご指導いただければと思います。

【新田福祉保健部長】お答え申し上げます。

禁煙対策は非常に重要であると認識しておりまして、我々といしましては、まずは望まない喫煙は少なくともゼロにしていく、そういった必要があるというふうに認識をしているところでございます。

したがって、そういったところも含めて我々は総合的に喫煙、禁煙対策を進めていくというところで様々な施策を行わせていただいて

いるところでございます。

【前田委員】福祉保健部が担当部署なのかわかりませんが、今、望まない喫煙をゼロにしていこうというふうにご回答がありました。ただ、喫煙されている方もいるし、私たちが政治活動をしていく中で、たばこの耕作であったり、販売したり、そういう方の団体ともお付き合いがある中で、一方で国においてたばこ税というのを設けていて、たばこを吸った方々のおかげと言うとおかしいですけれども、おかげで県に税金が入ってきているということです。

部長、この際ですけれども、長崎県にそういったたばこの税金がどれくらい入ってきているのか、県下の市町にどれくらいたばこの税金が入ってきているのか、ご承知されていますか。

【新田福祉保健部長】お答え申し上げます。

たばこの税金に関しましては、基本的には直接国に入るもの、また、県に入るもの、市町村に入るもの、様々ございまして、県に入るものはたばこ税に占める割合として3.7%、21.40円が県に直接入るたばこ税というところございまして、県におけるたばこ税の税収額は、令和5年度で16億2,100万円というふうに認識しているところでございます。

【前田委員】部長、さすがですね。そこまで私は求めてなかったんですけれども、ちゃんと16億円ということで。市町はちなみに99億円ですね、合わせたら。それくらいの税収があります。

そうした中で、昨年の4月1日付で総務庁自治税務局長から発するというので、各都道府県知事宛てに、「地方たばこ税の安定的な確保と望まない受動喫煙対策の推進のための分煙施設の整備の促進について」という通知が来ております。

まずもって、この文書をご存じだったのかと

いうことが一つと、ご存じならば、それに対して今後どういうふうな対応、予算の中で対応も含めてやられようとしているのか、ご答弁いただきたいと思います。

【新田福祉保健部長】ただいま委員にご指摘いただきました文書は、私、全て見ているわけではないところではございますけれども、我が国におけるそういったようなところ、すなわちたばこ税に関する配慮、そして、喫煙者と禁煙者に関する共生、そういったところに関しても配慮していく必要があるというふうに認識をしているところです。

しかしながら、健康増進法で定められておりますとおり、望まない喫煙に関しては、少なくともゼロにしていこう必要があるというふうに認識しているところでありまして、先日の一般質問等でも答弁させていただきましたとおり、公共施設といったところに関しましては、長崎県といたしましては、まだまだ全面禁煙が進んでいないといったような現状もございしますので、そちらに関しましても、県といたしましては対策を進めていくというところ、こちら市町と連携をしていくことになると思いますが、そのような形で進めてさせていただければと考えております。

たばこ税の収入は、ただいま委員からもご指摘いただきましたとおり、全国では約2兆円、こちら確かに無視できない数字というところは認識をしておるところではございますけれども、2015年に厚生労働省の研究班により執り行われました試算によりますと、たばこの害による総損失額が2兆500億円に上るところでございます。そして、そちらに関しまして、やはり我が県の支出もどんどん厳しくなっている中、総務部長からも先日ご説明がありまし

たとおり、やはり社会保障負担増に伴う我が県における歳出増も着実に進んでいるところでございます。

我々いたしましたでは、健康への被害に基づく損失といったようなものも、少なくともやはり最小限にしていくよう努力していく必要があるというふうに認識しておりまして、真摯にたばこ対策に取り組んでまいりたいというふうに考えているところです。

【前田委員】そこは、そのとおりだと思っておりますけれども、やっぱりそこで私と認識違いしているところは、そうは言いながらも、喫煙者がおられる中で、ややもすると全面禁煙に走っているところは、やっぱりバランスを取りながら分煙を進めていくということが大事だなと思っています。

例えばの話ですけれども、今、部長から公共施設において全面禁煙に努めていきたいという話でしたけれども、秋になったら全国の文化祭があります。天皇陛下がアルカスSASEBOに来られます。アルカスSASEBOは分煙施設が公共施設の中にあるけれども、閉会式をするブリックホールには喫煙室がない、分煙できる場所がないと。

そういうことを考えた時に、県下、あまた多数のところでもそういったイベントが行われる時に分煙の体制が全くできてない、まさしく受動喫煙ゼロを目指していく中で、そこに対する配慮がなされるのかどうかということに対しては関心を持っていますというお声も届く中で、例えば令和7年度の姿勢として、そういった分煙の、ここに通知がありますけれども、施設の整備の促進についてというのは、全くはじいて、無視して進めていくというふうな理解をした方がいいんですか。

【新田福祉保健部長】福祉保健部といたしましては、健康増進法に基づき受動喫煙対策を粛々と進めていく必要があるというふうに認識しておりまして、市町とも連携しながら進めてまいりたいと考えているところです。

【前田委員】福祉保健部じゃないところで分煙の整備を求めるのであるならば、そこと連携して今後進めていってほしいし、47都道府県一巡してくる中での大きなイベントが秋に控えているのであれば、そこに対する分煙施設の整備に向けて福祉保健部としても協力してほしいことを要望しておきたいと思います。

子ども政策の中で、さっき本多委員からも質問が出ていましたけれども、保育士等の処遇改善推進事業費に対して、これ多分、人材確保ということも含めて保育士1人当たり2万円ということで昨年度から予算化されたということで、私たちは大いに評価をしております。

ただ、実際に実行された中で、園の方、業界の方から聞こえてくる声は、保育士だけに出されることでは、なかなか難しい面があるということで、先ほど本多委員からも言われていましたけれども、園で働く人は保育士以外の方もいる中で、どこでそこを線引きするんですかという話の中でいけば、県としては、今のような考え方だと思うんだけど、園としては、そこまで割り切ってやることはできないということで、園によっては、園の予算の中から、その方々に見合った金額を出しているところがある。

それと、研修についても、去年は園内での研修ということをしていたので、園内で研修している姿を見ている保育士さん以外の方たちがいるわけですよ。ですから、園外での研修でも認めてくださいというような声も上がっていました。

そういうことを含めて保育協会なのかな、認定こども園も含めたところで、私たちも受けましたし、県も同じような要望を受けたと思うんですけども、そのことに対しては、今回は反映されていないというか、引き続きの検討課題となっているのか。予算を見る限り反映されていないと思っているんですけど、そこは考え方はどのように持っているんですか。

【村崎こども未来課企画監】県の保育協会からの要望の中にございました学ぶ保育士応援事業の支給の対象職種の拡大についてのお尋ねですが、来年度予算は今年度と同じ方法でと考えております。

まず、この事業を創設した背景につきまして、以前もご説明したことがあります。まず、保育士の確保や定着が保育現場の最大の課題になっているという背景がございますので、保育士さんの確保、保育士さんの離職防止を目指して、この事業を立ち上げたという経緯があります。

園内研修の実施を要件としましたのも、園内で研修をすることで保育士さん同士の横のつながりといったものが、忙しさにより話し合う機会がなかなか持てないというお声が聞かれたものですから、横のつながりをよくして風通しをよくするという効果がある園内研修を要件として、受講した保育士さんに対して2万円を支給するという制度をつくっております。

要望にありますとおり、保育の施設については、調理員さんや栄養士さん、その他の職種の方もかなり働いていらっしゃる、保育士さん周辺のほかの職種の方々も含めると、保育士さんの数の1.5倍ぐらいになり、どこかで線引きをしないと多額の予算がかかるということもありまして、今回は特に保育内容に特化した研修を

していただいて、質の向上が課題になっている保育士さんに対してという効果も考えまして、保育士、幼稚園教諭、保育教諭の有資格者の方々に特化した補助金の制度として考えております。

今年度開始したばかりの補助金でもありますので、まずは効果のほどを確認させていただきたいと思ひまして、来年度、このやり方で引き続き計上しているところです。

【前田委員】保育園の運営というか、保育園をきちんと維持していくことが大切な中で、保育士さん以外の職種についても当然大事な職種です。どこが欠けても大変だと思う中では、今の答弁を一定了としますけれども、この状態が長く続くということに対しては、きっと現場は違和感を持つだろうと思うので、まずは要望を聞いていただいて踏み込んでくれたことはすごく評価しますけれども、今後については、関係者の方と協議をしながら、また見直しとか、しかるべき時期にやり方を含めて結論を出してもらえればと思います。

最後にしますけれども、予算総括でも質問しましたけれども、28ページの不妊治療ですね。今現在行われている不妊治療の助成事業1,250万円というのは、この内容の対象人員がどれぐらいなのか、積算の根拠についてお尋ねしたいと思います。

【川村こども家庭課長】今回計上しております不妊治療助成事業ですけど、不妊治療につきましては、令和4年度から保険診療の対象になっておりまして、令和5年度からになりますけれども、保険の対象とならない先進医療にかかった費用の7割を5万円を上限として助成しております。

今回の計上につきましては1,250万円計上しております。基本的に5万円を上限部分で算

定しておりまして、250人の利用を見込んで計上しております。

ただ、今、徐々に利用実績が上がってきておりまして、この部分で確保できるかというところが、なかなか微妙な状況になっているんですけど、超えた部分については、またしかるべき措置を検討したいと考えております。

【前田委員】予算質疑でやり取りしたので簡単に述べますけれども、保険適用になる以前については、本来の治療に対して国と2分の1ずつ補助して、1億円でしたか、の補助をしていたから県の持ち出しは5,000万円だった。保険適用になったから、保険で適用した部分以外の先進医療について今のような制度を2年続けたということで理解しています。

県下の市町の中では保険適用の部分に補助しているところが3市ぐらいある中で、総括質疑の中でも述べましたけれども、今後のこととして不妊治療自身にもっと支援をするということがあるならば、もうちょっと違った視点からの事業予算というものが組み立てられるのかなという認識に私は立っておるし、その必要性があると思っているんですけども、そのことについて最後にご答弁をお聞きして質疑を終えたいと思います。

【川村こども家庭課長】不妊治療につきましては、今、委員からお話がありましたとおり、令和4年度までにつきましては1億円、この部分について2分の1ということで5,000万円前後の補助でずっと推移したところであります。

先進医療に助成ということで切り替わりまして、今、1,200万円を計上させていただいております。昨年度から先進医療の助成を始めておりまして、先ほども述べましたように、制度についても徐々に浸透してきておりまして、利用し

ていただける方も増えております。

そういったところも見守りながら制度の利用者を増やしていくことに加えまして、委員からも一般質問でお話がありましたとおり、制度利用者に対するアンケートを実施するということに答弁させていただきましたが、不妊に関する実態把握にまずしっかり努めまして、市町とも話といたしますか、協議をしながら、引き続きまた検討していきたいと考えております。

【中村(泰)分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【山村委員】質問させていただきます。福祉保健部の分科会の部長説明資料の4ページ1番で、看護師等の育成や県内就職を推進するため、医師会が設置する看護師等養成所の運営に係る支援の充実に係る経費ということで書かれています。充実を図るということで書いてありますけれども、今年度からの変更のポイントとか、こういったところを見直したのかということをお教えいただければと思います。

【坂本医療人材対策室長】看護師等養成事業費の拡充に関する主なポイントについてのお尋ねでございます。

看護師の養成事業費予算額1億2,125万9,000円につきましては、県内看護職員の確保と医師会が設置・運営しております看護師等養成所の安定的な運営を図るために、看護職員の養成に係る経費を支援しているものでございます。

これは、医師会が設置・運営する看護師等養成所は、卒業生の県内就業率が高く、医療提供体制を確保するうえで重要な役割を担っていることを踏まえて、運営費補助の具体的な補助額の算定に当たって、従来から本県独自の加算措置として卒業生の県内就業率などに応じた加算措置を行っているところでございます。これに

今回、この加算措置を拡充しようとするものでございます。

1点目としましては、看護師国家試験の合格率に応じた加算措置の新設ということで、看護師として就業していただくには、まずしっかりと育成をしていかなければなりませんので、その合格率に応じて基準額掛ける1.0から1.1、つまり最大10%の加算措置を行うというものの新設が一つ。

それから、先ほど県内就業率に応じた加算措置を従来設けていたと申しましたが、近年、県内就業率の年間変動が大きくなっておりまして、増える時にはいいんですが、減った時に加算が、がくりと減るということになりますので、こういったことを踏まえて激変緩和措置を新たに設けまして、上がる時にはいいんですが、下がる時に急に加算が得られないということにならないように、その緩和する措置を設けたということで支援の拡充を図るというものでございます。

【山村委員】 多分、佐世保市医師会看護専門学校がなくなって、県内では3校になると思います。制度を拡充したということはすごくいいことだと思うんですけども、今、長崎医師会と県央と島原医師会、あと3つ、きちっと残していかなきゃいけないというか、きちっと運営していただかなきゃいけないというところがあると思いますので、各医師会ときちっと話をしながら制度が継続できるようにしていただきたいというお願いをして、この質問を終わりたいと思います。

次に、福祉保健部の横長資料の46ページの地域再発防止推進費で再犯防止推進事業3,600万円ぐらいが計上されていますが、具体的な内容と目的、あと効果とかがわかれば教えていただ

ければと思います。

【野田福祉保健課企画監】 まず、事業の目的からお答えいたします。

近年、刑法犯検挙者に占める再犯者の割合が50%前後で推移しておりまして、新たな被害者を生まない安全・安心な社会を構築するうえで、再犯防止は大きな課題となっております。特に、犯罪や非行した人の中には、高齢者や障害や貧困など様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくはなく、県におきましては、令和3年に再犯防止推進計画を策定し、犯罪等をした人が社会復帰後、地域社会で孤立せず、安定した生活を送れるよう、関係機関が支援団体等と連携して再犯防止の施策に取り組んでいる状況でございます。

予算の内容、具体的な取組でございますが、今回、令和7年度で3,631万3,000円計上しておりますが、主に地域生活定着支援センターの設置及び運営委託費で、ここに3,600円計上いたしております。

この定着支援センターでございますが、高齢または障害のある刑務所等矯正施設退所者等に対して、保護観察所と共同し、出所してから生活をしていく場所の調整とか、あと、退所後、直ちに福祉サービスにつなげる業務を行っております。

そのほかでございますが、刑事司法機関や更生保護団体など関係機関で構成する再犯防止推進ネットワーク協議会の開催や、市町の職員に対する研修による理解促進など、市町の取組を支援するための事業を実施しているところでございます。

併せて、事業効果でございますが、事業を進める中で関係者及び関係機関間の協力関係が深まり、生活困窮の自立支援とか、重層的支援体

制整備のほかの事業との連携にもつながっているところでございます。

数字に表れる効果といたしましては、再犯者率というのがございまして、本県の令和5年の再犯者率は、法務省調査によりますと46.1%でございまして、昨年から2.5ポイント減で、これは年々減少しております。再犯防止や更生保護に関わる方々の取組ですとか、関連施策の効果が現れているものと考えております。

【中村(泰)分科会長】 休憩します。

— 午後 2時28分 休憩 —

— 午後 2時29分 再開 —

【中村(泰)分科会長】 分科会を再開いたします。

【野田福祉保健課企画監】 ただいまの答弁で誤りがございましたので訂正いたします。地域生活定着支援センターの運営委託費につきまして3,600円と申しましたが、3,600万円の誤りでございました。失礼いたしました。

【山村委員】 年々、再犯率が下がっているということで、ちなみに、この事業は令和3年度からスタートされているかと思いますが、スタートの年度を教えてください。

【野田福祉保健課企画監】 この事業は、平成21年度からスタートしております。地域生活定着支援センターの設置と同時期でございます。

【山村委員】 年々、再犯率が下がっているということで必要な事業かなと思っておりますので、ぜひ今後もよろしく願います。

次に、同じページの民生委員費についてお尋ねをしたいと思います。

私の認識では民生委員はボランティアでやっ
ていただいているのがほとんどかなと思って
おりますが、この予算計上の費用について、ど
ういった費用になっているのかということをお願

いいたします。

【野田福祉保健課企画監】 民生委員費の事業内容について、お答えいたします。

まず、この事業ですが、中核市である長崎市と佐世保市を除く19の市町を所管しております。今年12月は3年に一度の一斉改選の年でございまして、令和7年度予算には改選に伴う経費を計上しております。

内訳といたしまして内容をお答え申し上げますが、通常分として民生委員、児童委員一人ひとりに支払われる活動費補助、これは民生委員には報酬はございませんので、交通費や通信費などの必要経費を補助するものでございます。それと各地区の協議会の運営費補助、それと民生委員、児童委員への研修委託費などが例年で計上している事業でございます。別途、令和7年度は一斉改選の経費として、これは約950万円計上しておりますが、内容としましては、市町での推薦会に要する経費の補助、これは市町への補助でございます。あと集中的な周知広報費、それと改めて民生委員の方にお配りする手引書とか問答集の作成費、以上でございます。

【山村委員】 今回、一斉改選の年ということですが、いろんなところを回っていると、なかなか民生委員のなり手がいらっしやらないということで、自治会長さんを含めてかなり悩まれていると思うんですが、募集にどういう工夫をされるのかとか、集め方の工夫とか、そこに予算をどう使っていくのかということを含めて教えていただければと思います。

【野田福祉保健課企画監】 まず、なり手不足のお話が出ましたので、充足率をまずお答えしたいと思います。

県の所管分でございますが、令和6年4月1日現在で95.2%でございます。こちらは改選ごと

に減少しておりまして、要因ですが、地域の高齢化とか就業年齢の上昇が考えられます。

それと、一斉改選に向けたなり手確保の取組として今考えておりますことをお答え申し上げます。

まず、認知度を上げていく取組ということで、民生委員、児童委員は地域には欠かせない存在でもあるのですが、一方では、聞いたことはあるが、どういう活動をしているのか、きちんと認知されていないという現状がございますので、民生委員、児童委員の役割とか活動内容について、やりがいとか魅力的な部分も触れながら、わかりやすく情報発信をチラシとかSNSを使ってやっていきたいと思っております。

あと、即戦力となり得るなり手確保対策として、周知先に県職員や教職員の退職予定者や退職者団体などを今回加えております。

また、働き世代からの推薦をいただくため、経営者への理解促進と従業員の制度周知を商工分野の関係団体の協力を得ながら実施することとしております。

もう1点、負担軽減に向けた取組も重要かと思っております。特に経験が浅い民生委員の方からは、活動記録の書き方とか、どこまで援助すればいいのかということで悩んでいる声をお聞きしておりますので、活動の手引書の改善とか研修を充実させていきたいと考えております。

もう1点、民生委員活動のデジタル化の視点から、身近なスマートフォンを活用した効率化の事例の紹介についても、研修に取り入れていく予定でございます。

【山村委員】今の制度では、それで精いっぱいやっていただいて、充足率は100%を目指さなきゃいけない制度になっているはずなので、本来、いないということは、あんまりよろしくな

い状況になっているかなと思います。

これはあくまで今回の提案として聞いてもらえればと思います。正直言いますと、民生委員さん、地域の自治防災組織の中でかなり大きな役割を占められていて、独居老人とか災害弱者の方々のデータというのは、ほぼほぼ民生委員さんが持っているという状況で、自主防災組織の中では、そういった方々の支援に当たっていただいているという役割を担っていらっしゃると思います。

正直言いますと、ボランティアの域を超えてきているのかなというのが、実際現場で私たちが見ている中では、正直そういったことも思っております。制度改正を含めて、いろんな声を今後拾い集めて、改選時期なのでいろんな声が聞こえてくると思いますので、ぜひ拾い集めて、それをきちっと次のステップの、どうやったら民生委員というか、地域がきちっと回るような仕組みがつくられていくかということをぜひご検討していただければと思います。これはあくまでもお願いということでさせていただきたいと思います。

【安藝福祉保健課長】今、委員からいただいたご提案ですけれども、県だけで解決できる課題ではないというふうに思っております。九州各県でも担当課長会議等で民生委員さんのことが議題に上がることもありますので、ほかの県とも議論を深めながら、また検討してまいりたいと思っております。

【山村委員】ぜひ、いろんな意見を聞けるいいチャンスだと思いますので、意見を集約していただければと思います。

あと2問だけ聞かせてください。

横長資料の63ページ、産科医等確保支援事業の分で具体的な内容と目的を教えていただけれ

ばと思います。

【坂本医療人材対策室長】産科医等確保支援事業費についてのお尋ねでございます。

この事業につきましては、本県の産科医等の処遇を改善し、その確保を図るため、分娩に当たった医師等へ分娩手当等を支給されている医療機関を対象としまして、手当支給実績の3分の1を上限として補助するというものでございます。

令和7年度予算につきましては、分娩取扱い施設に対する所要額調査の結果などを踏まえまして、前年度と概ね同額となる1,550万8,000円を計上しているところでございます。

【山村委員】産科医については、この間、島原で閉院したとかいろいろ出ていますので、産んでいただかないと病院が成り立たないという状況にもなっていると思いますし、いろんな取組が今後必要になってくると思いますので、そういったところも含めて今後検討していただければと思います。

次に、64ページの新・鳴滝塾構想推進事業費について教えていただければと思います。

【坂本医療人材対策室長】新・鳴滝塾構想推進事業費に関するお尋ねでございます。

こちらの事業といたしましては、地域医療を担う病院勤務医の不足を解消するため、県内の臨床研修病院などと連携いたしまして、長崎県医師臨床研修協議会を平成22年度に設置しております。その協議会において魅力ある研修プログラムの検討ですとか、県外での本県の医師募集PR活動などを行っているものであります。具体的には臨床研修病院による合同就職説明会の開催ですとか、採用関係のイベントへの出展、PR、県外から県内の臨床研修病院の見学に医師が来られる際に交通費などを助成する病院見学

の誘致、研修医に対して指導を行う指導医の養成講習会などを実施いただいております。この協議会の予算として、県と県内16の医療機関で負担金をそれぞれ拠出しているものでありまして、県分の負担金として1,000万円を計上させていただいているものでございます。

【山村委員】医師不足解消のために、いろんなところから連れてきていただければなというところで一定制度が成り立っていると思いますので、今後ともこういったものにぜひ積極的に取り組んでもらえればなと思っております。

以上です。

【中村(泰)分科会長】ほか、質疑はございませんか。

【虎島副会長】質問をお許しいただきまして、手短に。

横長資料の70ページ、薬剤師の確保のことでお伺いいたします。

これ、おとしの私の一般質問で病院薬剤師がいけないという問題を取り上げまして、ようやく対応いただいたものと大変ありがたく思っております。

ただ、まだこれは準備段階ということで、令和7年度募集、令和8年度から支援開始と。支援の在り方を検討されるのかと思いますけれども、具体的にどういう制度になるか、教えてください。

【斉宮薬務行政室長】薬剤師確保計画に基づく薬剤師確保対策事業でございますけれども、次年度から奨学金返還支援交付金の制度を実施していくことになりました。

委員ご説明のように、令和8年度から実施ということになりますので、4月からの令和7年度につきましては、まず制度設計をさせていただくところを主体的にやっております。制度を設

計した後に募集をかけまして令和8年度から支援という流れになります。

制度に関しましては、今、県内の大学薬学部長、また、県薬の会長、専務、そういう有識者の方を交えた中での検討会というものを設けておりまして、その中でその制度をこれから詰めていくという段階でございます。

基本的には、全国を見ますと、1人当たり月4万円程度で1年間で48万円、その前後という中で制度を設計していくというところだと考えております。

また、期間につきましても、事業は3年という縛りでございますけれども、一応5年というめどをもってやっていこうと考えているところでございます。

【虎島副会長】 病院薬剤師、県内の薬剤師は、数ある医療職の中でも、全国的にもかなり少ない部類と。その中でも病院薬剤師というのは調剤薬局に薬剤師さんが流れてしまって非常に厳しい状況だと聞いております。今すぐにでも人が欲しいというところですが、実際、この制度を利用して病院薬剤師になる方というのは、何年度から出てこられるようになるのでしょうか。

【斉宮薬務行政室長】 制度を利用して薬剤師になる方というのは、令和8年度からと考えております。

1つ、補足して説明させていただきますと、この制度ですけれども、県下全域でやろうという話ではございませんで、基本的には国から発出されました「薬剤師確保計画ガイドライン」の中に、委員からご説明がありましたように病院薬剤師、特に長崎県は病院薬剤師が非常に少ないという結果が出ております。その中でも離島地区、また半島地区、こういったところの

医療機関を目がけて病院を選定しまして、その中にご就職いただく方に対して支援を行っていくというやり方で施行していきたいと考えております。

【虎島副会長】 令和8年度新卒者から始まるということですね。ありがとうございます。ぜひ多くの方に参加いただいて病院を支えていただくような人材を輩出していただきたいと思います。

次に、歯科衛生士のことについてもお伺いします。

歯科衛生士確保対策費として100万円が計上されていて、同じように令和8年度から支援制度を新設するとなっていますけれども。

【中村(泰)分科会長】 すみません。審査の途中でありますけれども、本日、3月11日は、東北地方を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から14年となります。

これより、震災により犠牲となられた全ての方々に対し、哀悼の意を表すべく黙禱を捧げたいと思います。

皆様、ご起立願います。

黙禱。

〔黙 禱〕

【中村(泰)分科会長】 黙禱を終わります。ありがとうございました。

引き続き予算案の審査を行います。

【虎島副会長】 では、続きの質問をします。

歯科衛生士確保の件につきまして、予算決算委員会でも質疑があったかと思っておりますけれども、どのような制度であるか。離島の歯科衛生士が非常に少ないというようなお話だったと思っておりますけれども、具体的にどのような規模感で実施されるのか、お聞かせください。

【猪股医療政策課長】 離島における歯科衛生士

の確保についてですけれども、人口10万人当たりの歯科衛生士の就業指数ですが、全国平均が116名ぐらい。ただ、離島地域においては、本県は48人ということで、全国平均の半分以上となくなっているところでございます。

このため、離島地域の約半分の歯科診療所で歯科衛生士が就業していないとか、あと、一定の診療所においては、求人を行っても応募がない状態が続いていると。

こういった状況でございましたので、このような状況から、離島で歯科衛生士を確保するために離島で就職する県内専門学校の新卒者を対象として奨学金返済分、これが平均で21万円ぐらいあるんですけれども、その返済に係る支援を行う制度を設けたところでございます。

令和7年度につきましては、この制度の説明ということで、県内の専門学生とか、離島地域の歯科診療所を対象に制度の周知を図っていきたいと考えております。

【虎島副会長】 応募数というか、見込みというのがございますでしょうか。

【猪股医療政策課長】 今年度、専門学校の生徒にアンケートをしてみたところ、生活の援助、そういったのがあれば離島で勤務してもいいという方が4名程度いらっしゃいましたので、実際にそういった女性はいらっしゃると思っております。

【虎島副会長】 こういった制度を利用して離島医療を支えるような方がぜひいらっしゃることを祈って応援していきたいと思います。

以上です。

【中村(泰)分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)分科会長】 ほかに質疑がないようで

すので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、予算議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第1号議案のうち関係部分、第2号議、第13号議案、第47号議案のうち関係部分、第48号議案、第58号議案及び第61号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

続きまして、委員会審査になりますが、15時5分まで休憩いたします。

— 午後 2時50分 休憩 —

— 午後 3時 3分 再開 —

【中村(泰)委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

福祉保健部長より総括説明を求めます。

【新田福祉保健部長】 予算決算委員会・分科会でご説明いたしました予算議案の部分を除く福祉保健部関係の議案についてご説明をいたします。

「文教厚生委員会関係議案説明資料 福祉保健部」の2ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第21号議「長崎県こども・女性・障害者支援センター設置条例の一部を改正する条例」、第22号

議案「長崎県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正する条例」、第23号議案「長崎県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分の3件でございます。

議案の内容につきましてご説明をいたします。

第21号議「長崎県こども・女性・障害者支援センター設置条例の一部を改正する条例」につきましては、身体障害者福祉法に基づく身体障害者更生相談所機能について、所管区域を変更するため、所要の改正をしようとするものであります。

第22号議案「長崎県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正する条例」につきましては、「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令」及び「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」の公布に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

第23号議案「長崎県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」等の公布等に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

（和解及び損害賠償の額の決定について）

これは、長崎こども・女性・障害者支援センターが一時保護していた児童等が、法人所有の施設に損害を与えた事案2件及び「長崎県原子力防災訓練」の訓練時間の調整に伴う参加者の航空便変更にかかる事案1件につき、損害賠償金合計11万3,991円を支払うため、去る1月31日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

（長崎県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について）

長崎県新型インフルエンザ等対策行動計画につきましては、感染症危機が発生した際に、県民の生命及び健康を保護し、県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最少となるよう、平時の準備や対策の内容を示すものであり、昨年7月に改定された政府行動計画の内容を踏まえ、改定を行うものです。

改定に当たっては、先の11月定例県議会文教厚生委員会において、素案に対するご審議をいただいた後、パブリックコメントや関係団体等からの意見聴取を行い、計画案を取りまとめました。

今後、県議会のご意見を踏まえ、本年度中に計画を策定するとともに、その実現に向け、着実に取組を進めてまいります。

続きまして、「文教厚生委員会関係議案説明資料 福祉保健部（追加1）」2ページをお開きください。

（佐世保県北医療圏への県養成医配置について）

佐世保県北医療において救急医療に従事する医師の確保を図るため、同圏域内唯一の三次救急医療機関である佐世保市総合医療センターの

救命救急センターに、令和7年度から県養成医の配置が可能となるよう、県医学修学資金等貸与条例施行規則に係る所要の改正を行うこととしております。

これにより、同センターにおける患者受け入れ等の負担軽減につながるとともに、県養成医のキャリア形成等に寄与できるものと考えております。

県といたしましては、引き続き関係機関との連携を図りながら、医療提供体制の維持に努めてまいります。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村(泰)委員長】 次に、こども政策局長より総括説明を求めます。

【浦こども政策局長】 「文教厚生委員会関係議案説明資料 こども政策局」の2ページをご覧ください。

予算決算委員会委員会・分科会でご説明についていたしました予算議案の部分を除きますこども政策局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第23号議案から第45号議案までの6件となっております。

各議案の内容についてご説明いたします。

まず、第23号議案「長崎県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正する条例」につきましては、「地域の自主性及び及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」等の公布等に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

続いて、第24号議案「長崎県こども未来応援基金条例」につきましては、こどもが夢や希望を持って健やかに成長できる社会の実現を目的として実施する、こどもの居場所づくりや多様な体験の提供をはじめとした、こども施策に要する経費に充当する基金を設置するために、必要な事項を定めようとするものであります。

続きまして、第25号議案「長崎県少年保護育成条例の一部改正する条例」につきましては、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律の公布並びに携帯電話インターネット接続役務提供契約の電子化対応に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

続きまして、第26議案「長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条第」につきましては、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）の一部を改正する命令等の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第27号号議案「長崎県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例」につきましては、令和4年改正児童福祉法第12条第2項の規定により、都道府県に、一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定が義務づけられたものであり、内閣府令に定める基準に沿って、条例の制定をしようとするものであります。

第45号議案「長崎県子育て条例行動計画について」につきましては、「長崎県子育て条例」に掲げる、県民総ぐるみで、長崎県の次代を担うこどもが夢と希望を持って健やかに成長できる環境を整備し、安心してこどもを生み育てることができる社会の実現を目指すため、令和元

年度に制定した「長崎県子育て条例行動計画（令和2年度～令和6年度）」の後継計画として策定しようとするものであります。

次に、議案外の所管事項についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

長崎県困難な問題を抱える女性支援及びDV対策基本計画、並びに長崎県社会的養育推進計画につきましては、昨年11月の定例県議会文教厚生委員会において素案をお示しし、ご議論をいただいたところであります。

県においては、素案に対する県議会でのご議論や、外部有識者等からのご意見に加え、令和6年12月12日から令和7年1月8日までパブリックコメントを実施するなど、広く県民のご意見をお伺いしたうえで、最終案を取りまとめました。

今後、県議会でのご意見を踏まえ、3月までに計画を策定し、公表するとともに、その実現に向け、各種施策の展開に力を注いでまいります。

（旧優生保護法補償金等の専用相談窓口設置について）

旧優生保護法に基づく優生手術や人工妊娠中絶を受けられた方々に対して、補償金等を支給する法律が去る1月17日に施行されたことに伴い、同日、こども家庭課内に県の専用相談窓口を設置いたしました。

設置から1か月間、2月17日までの相談件数は26件で、補償金等の請求件数は6件となっております。

引き続き、対象者の方々へ情報が届くよう、市町や障害者支援施設等と連携して周知を行うとともに、請求者やご家族の心情等に配慮しながら、丁寧な説明及び相談支援に努めてまいります。

ます。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明う終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村(泰)委員長】 次に、福祉保健課長より補足説明を求めます。

【安藝福祉保健課長】 第21号議案「長崎県こども・女性・障害者支援センター設置条例の一部改正する条例」につきまして、お配りしております福祉保健部委員会説明資料、横長資料に基づきましてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

身体障害者更生相談所につきましては、現在、長崎及び佐世保の両こども・女性・障害者支援センターに設置しており、主な業務として、身体障害者手帳の交付審査、補装具及び更生医療の相談判定を行っております。

改正内容につきましては、2に記載のとおり、佐世保こども・女性・障害者支援センターに設置している身体障害者更生相談所の機能を長崎こども・女性・障害者支援センターに集約し、業務の効率化を図ってまいります。

なお、現状におきまして、県民の方や更生医療の医療機関等は、それぞれの区域を所管している身体障害者更生相談所へ事前に判定依頼等を行いまして、指定された日に来所いただいておりますけれども、条例改正後も長崎支援センターの職員が佐世保支援センターへ出張対応し、従来どおり県民の皆様の利便性の維持を図ってまいります。

条例の施行日につきましては、令和7年4月1日としております。

以上をもちまして、補足説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村(泰)委員長】 次に、こども未来課長より補足説明を求めます。

【黒島こども未来課長】 私からは、まず、第24号議案「長崎県こども未来応援基金条例」につきまして、補足して説明いたします。

委員会資料こども政策局の4ページ、第24号議案「長崎県こども未来応援基金条例について」をご覧ください。

1に記載しております制定趣旨ですが、子どもが夢と希望を持って健やかに成長できる社会を実現するため、子どもが安心して過ごすことができる子どもの居場所づくりや多様な体験の提供をはじめとした子こども施策に要する経費に充てるための基金を設置しようとするものです。

2に記載しておりますとおり、現在、地域のつながりの希薄化や少子化が進む中、子どもたちが安全・安心に過ごせる居場所や、子ども同士、あるいは地域の大人と触れ合いながら、様々な体験をする機会が乏しくなっていると認識しております。こうした居場所や体験機会は、子どもたちの健やかな育ちには不可欠なものであり、改めて充実させていく必要がございます。

また、こうした取組については、民間の関心が高く、自ら居場所づくりに携わる個人・団体等があるほか、寄附をしたいとのお問い合わせをいただくこともございますことから、今回、企業や個人など、民間の方々から広く寄附を募り、子どものために幅広く貢献するための受け皿として基金を設置したいと考えております。

5ページをご覧ください。

2、制度概要において本基金の活用対象を記載しておりますが、まずは、こども場所の充実のための経費に充てることを想定しており、子どもの居場所の立ち上げや多様な体験機会の提

供に対する補助、1か所当たり上限20万円の補助金40件分、総額800万円の国費を除く財源としての活用を想定しております。

なお、こども場所の充実を図る中で進捗状況なども勘案しながら、基金の活用を含め、さらなる事業の拡大や、その他のこども施策への基金の活用など、幅広く検討してまいりたいと考えております。

3の基金の財源につきましては、ふるさと納税制度を活用するほか、県内企業等からの寄附も想定しております。

条例の施行日は、公布の日からと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第45号議案「長崎県子育て条例行動計画」について、補足してご説明いたします。

同じく資料の10ページをご覧ください。

まず、1番の計画策定の趣旨でございます。当計画は、県子育て条例が目指す県民総ぐるみで長崎県の次代を担う子どもが夢と希望を持って健やかに成長できる環境の整備と、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現のために策定するものでございます。

次に、2の計画期間でございますが、令和7年度から11年度までの5年間となります。

3番、計画の概要（1）計画の性格でございますが、本計画は、条例に基づく行動計画という位置づけに加えて、次世代育成支援対策推進法や子ども子育て支援法など、法の定めに基づく複数の県計画を兼ねるものであり、今回、新たにこどもの貧困対策推進法及びこども基本法に基づく県計画を兼ねて策定することとしております。

11ページをご覧ください。

3番の（2）、（3）につきましては、先ほど計画の趣旨の部分でご説明した内容と重複しますので割愛させていただきます。

（4）計画の基本的な考え方でございますが、条例の理念を基本としながら、国において令和5年度に施行、策定されましたこども基本法及びこども大綱の理念を反映しております。具体的には、こども、若者が権利の主体であることの共有、こどもや若者などの意見の聴取と対話、個性や多様性の尊重によるこどもの自己肯定感の向上、様々な遊び、学び、体験等の機会の提供によるこどもの生きる力の獲得、失敗を恐れずにチャレンジできる寛容な社会等を掲げております。

12ページをご覧ください。

（5）の基本施策については、計画の章立てとなりますが、現行計画の章立てを基本としながら、全てのこども、若者が幸福な生活を送ることができるこどもまんなか社会の実現に向けて、こどもの意見聴取と施策への反映等の取組を盛り込んだ第1章を新設しております。

続いて、4番の計画のポイントでございますが、3つ目のポツにありますとおり、こども場所、こども時間といった「新しい長崎県づくりのビジョン」に係る取組を盛り込んでおります。

また、4つ目のポツにありますとおり、これまで個別計画として策定しておりました、こどもの貧困対策推進計画を包含し、生活困窮世帯、ひとり親世帯等への支援を新たに追加しております。

さらに、各施策に係る数値目標につきましては、他分野の個別計画との整合、現行計画の進捗を踏まえた整理などにより項目を精査した上で制定しております。

なお、計画案につきましては、9月及び11月定例会におけるご審議と併せまして、各分野の有識者から成る県子育て条例推進協議会による議論やパブリックコメント等を踏まえて策定しております。

以上、子育て条例行動計画案に係る説明でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【中村(泰)委員長】 以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【松本委員】 第24号議案のこども未来応援基金について質問させていただきます。

先ほど説明がありましたけれども、確認のために、今回、あえて基金を設置するということですが、支援という形であれば県費による歳出予算でもできるのではないかと思うんですが、基金でなくてはならない理由についてお尋ねいたします。

【黒島こども未来課長】 本基金では、子どもの居場所の立ち上げですとか、モデルとなる多様な体験提供を実施するNPO等への補助金の財源に充てることを想定しております。

こういった子どもの居場所や体験提供につきましては、民間での取組が進んでおりまして、こども食堂、プレイパーク等が既に民間により運営されております。

こうした分野は、例えば保育所ですとか放課後児童クラブのような公費支援によって全国一律に提供されるサービスと異なって、これまで公費による支援が非常に薄い分野でございました。ただ、公費での支援と異なって民間の創意工夫と、限られた財源で公費で行う場合、どうしても対象者の明確化ですとか、あるいは実施運営要領の厳格化、そういったところが求めら

れますが、そういったきっちりとした支援と違って非常に柔軟に、しなやかに民間で運営されているという状況がございます。こうした運営の方が子どもたちの多様なニーズに応えられるのではないかという思いで、民間の活動を後押しする取組をしたいと考えております。

その際に民間からの寄附のお申し出もいただくことから、こういったところを年によって、景気によって左右される寄附額をある程度プールして安定的に歳出に充てるために基金を設置したいと考えております。

【松本委員】わかりました。要するに、今の説明では、学童保育とか貧困対策というふうに公費が入っていないところに対しての支援をすると。そのためには歳出予算ではなくて、寄附も募るから、その部分として基金をとということですね。

午前中の審査でも、今後、5か年で全ての地区につくっていききたいということですが、今回は予算で県費から基金に積み上げていきますけれども、今回800万円計上していますけど、毎年5か年かけて、どのような形で切り崩していくのか。それが足りなくなったら、また県費を入れていくのか、寄附をどういうふうに充てていくのか、そういった部分の計画はあるのでしょうか。

【黒島こども未来課長】寄附額の見込みにつきましては、我々も最大限努力をしたいと考えておりますが、具体的に幾らを目標ということは非常に難しいです。一方で、我々が補助金として支援をする対象としては、居場所の立ち上げ、モデル的な体験活動の補助金、初年度は1件当たり20万円ということで合計40件を想定しておりますが、次年度以降は、より広がりをもって件数も増えていくと想定しております。そう

いった部分に充てられるだけの寄附金を毎年度確保できるように努力をしてまいりたいと思います。具体的には、予算としては積立額を一般財源から拠出しまして、そこに当たる部分は寄附金を充てていくといったような想定をしております。

【松本委員】そうすると、午前中、中山委員も質問されていましたが、結局、寄附の申入れがあったというふうに先ほど答弁でおっしゃっていたけど、そうすると、ふるさと納税や企業からの寄附をこの事業に対して、していただくための具体的な取組というの、黙っていても入ってこないと思うので、入ってこなければ、ずっと県費を積んでいかなきゃいけなくなると思うんですけれども、そういった具体的な周知活動や県民の皆さんへの発信などは具体的に考えているのでしょうか。

【黒島こども未来課長】我々としては、この子どもの居場所の確保、あるいは体験の充実について、広く民間の方に関心を寄せていただく、理解をいただく必要があると思っております。寄附に限らず、自ら活動者となっていく、あるいはそこに支援をしていただくといった取組を広げるためにも広く普及をしたいと考えておまして、既存事業の中で持っております各メディアと連携した広報の取組の中でも支援してまいります。これまで令和6年度の取組の中で接触のありました様々な、こども食堂であるとか、あるいは青少年健全育成活動をされている団体の既存のネットワークにも働きかけて、さらに横に知らせていただくような取組をしたいと考えております。

その中で、県内企業、県外企業に、我々としては基金を構えてしっかりとこども施策に使うための寄附を募っているんだということもアピ

ールして、寄附のお願いも併せて展開したいと考えております。

【松本委員】基金の大事なところは、この基金はなぜつくって、何のために必要で、そして皆様が寄附してくださったことが、こういう事業として子どもたちの居場所づくりのために役立ってますというところまでセットで、パッケージでやはり提案をしていかないと、ただ寄附を下さいというだけでは、なかなか趣旨が変わってくると思うんですね。そこ、すごく大事な取組だと思うので、基金をつくるのが目的ではなくて、その後のこれからの取組が重要になってくると思いますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

【中村(泰)委員長】 ほか、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第21号議案ないし第27号議案及び第45号議案は、原案のとおり可決することにご異義ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】 ご異義なしと認めます。

よって、議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、提出のありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説

明を求めます。

【安藝福祉保健課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました福祉保健部関係の資料につきまして、ご説明いたします。

文教厚生委員会提出資料、福祉保健部の2ページをお開きください。

補助金内示一覧表でございますが、県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、市町並びに直接・間接の補助事業者に対し、内示を行った補助金につきまして、令和6年11月から令和7年1月分の実績を記載しております。

直接補助金は資料2ページから28ページに記載のとおりであり、計187件でございます。なお、間接補助金はございません。

1,000万円以上の契約案件につきましては、今回は該当ございませんでした。

次に、29ページをお開きください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の陳情が行われたものは、長崎県民主医療機関連合会等からの計2件であり、それに対する県の対応は、資料29ページから31ページに記載のとおりであります。

次に、32ページをお開きください。

附属機関等会議結果につきまして、令和6年11月から令和7年1月の実績は、長崎県福祉保健審議会福祉保健総合計画専門分科会など計13件となっております。その内容につきましては、資料33ページから45ページに記載のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

【黒島こども未来課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき本委員会に提出いた

しましたこども政策局関係資料について、ご説明いたします。

こども政策局関係資料の2ページをお開きください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、昨年11月から本年1月までに県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものについての県の対応状況を記載しております。

長崎県保育協会、長崎県私立中学高等学校協会ほか5団体及び佐々町からの要望書の3件となっており、それに対する県の対応状況は、2ページから8ページまでに記載のとおりでございます。

なお、資料の7ページに誤りがございました。7ページをご覧ください。

佐々町の保育料無償化についての要望の対応要旨でございますが、参考の欄に県内市町の保育料無償化の表を掲載しております。佐々町の保育料の軽減状況を、第2子以降無償化の4市町に含まれるよう記載をしておりますけれども、正しくは、その他の7市町に含まれることとなります。資料の誤りについて、訂正してお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

続きまして、9ページをお開きください。

附属機関等会議結果について、昨年11月から本年1月までの実績は3件あり、その内容については、10ページから12ページまでに記載のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

【中村(泰)委員長】 次に、地域保健推進課長より補足説明を求めます。

【長谷川地域保健推進課長】 新型インフルエンザ等対策行動計画案の概要について、補足してご説明をいたします。通知する資料をご覧ください。

1 計画の性格。本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、都道府県が策定する新型インフルエンザ等対策の総合的な推進を図るための計画です。

2 計画の趣旨。今回の改定においては、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、本年7月に政府行動計画が改定されたことから、その内容を踏まえ、対策項目や記載内容の充実を図るものです。

3 計画の期間。計画の期間の定めはなく、概ね6年ごとに改定されることとされております。

4 計画策定の体制。計画の改定に当たっては、感染症に関する専門的な知識を有するものその他学識経験者等の意見を聴くことが法律で求められており、資料記載の2つの会議体において意見を聴取しております。

5 計画のポイント。改定のポイントにつきましては、別添のポンチ絵を用いてご説明します。通知する資料をご覧ください。

まず、ポイントの1つ目は、平時の準備の充実として、平時から実効性のある訓練を定期的に実施することや、平時において医療機関等との協定を締結し、感染症が発生した際の医療体制等の立ち上げを迅速に行う体制を確保することとしております。

2つ目は、対策項目の拡充であり、政府行動計画に合わせ、現行計画の6項目から13項目に拡充し、記載内容の充実を図っています。13の対策項目の概要については、次のページの記載のとおりです。

3つ目は、幅広い感染症への対応と柔軟かつ機動的な対策の切り替えで、新型インフルや新型コロナ以外の呼吸器感染症も念頭に、複数の波が来ることを想定して対策を整備するとともに

に、医療提供体制の整備や、ワクチン、治療薬の普及など、状況の変化に応じて感染拡大の防止と社会経済活動のバランスを踏まえて柔軟かつ機動的に対策を切り替えることとしております。

その他計画の体系や策定スケジュール等につきましては、最初の補足説明資料に記載のとおりです。

以上、新型インフルエンザ等対策行動計画案についての説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中村(泰)委員長】 次に、原爆被爆者援護課長より補足説明を求めます。

【林田原爆被爆者援護課長】 広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会、通称、八者協と呼んでおりますけれども、この八者協において来年度実施する要望の長崎県素案についてご説明をいたします。

原爆被爆者援護課補足説明資料、「令和8年度政府予算に係る広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会（八者協）要望について」をご覧ください。

まず、資料の1ページをご覧ください。

八者協要望の概要を記載しております。八者協は、原爆被爆者の援護対策の強化促進を図ることを目的に広島・長崎4県市の知事、市長並びに議会議長の8者によって構成し、例年、国の概算要求に間に合うよう、7月中旬頃に政府や国会等に対して要望活動を行っております。

今後、4県市において要望書を取りまとめてまいります。本県としましては、今回お示ししております素案に委員会でのご意見等を反映させたものを本県案として提案したいと考えております。

続きまして、要望文の内容について、本年度

の要望から変更した主なところをご説明いたします。

資料2ページをご覧ください。

左側に、今回お示しする素案、右側に本年度実施した要望内容を記載し、変更した箇所を朱書きにしております。

2ページから3ページにかけましては、要望の前全文となっております。時点の修正と文言の整理を行ったほか、昨年、日本被団協がノーベル平和賞を受賞されたことから、そのことに触れた書きぶりとしたしております。

次に、5ページをご覧ください。

要望項目の第1 弔意事業の充実強化ですが、こちらは令和7年度に実施する被爆80周年記念事業に対する助成を求める部分について、本年度に限った要望でしたので削除いたしております。

次に、少し飛びまして10ページをご覧ください。

要望項目の第5 被爆地域外で黒い雨等に遭った者の救済になります。この項目で本年度要望した内容といたしましては3点ございます。資料の右側になりますが、1点目が、「第一種健康診断特例区域等の検証に関する検討会」において早急に結論を出していただきたいこと。2点目が、広島・長崎の被爆地域外で黒い雨等に遭った方々を救済していただきたいこと。3点目が、長崎の被爆体験者に対しては、被爆体験者精神影響等調査研究事業という医療費助成の事業がありますが、これを充実していただきたいということでございました。これら3点の要望内容のうち、3つ目の医療費助成事業の充実につきましては、昨年12月に新たな制度が創設され、被爆者と同等の医療費助成が実施されることとなり、拡充がなされたため、来年度の

文案から削除いたしております。

そのうえに残る2つの要望内容につきまして、文面はほぼ同じですが、本県としての優先度を考慮して記載の順番を入れ替えたほか、内容をわかりやすくするために、それぞれを小項目として独立させ表題をつけております。また、大項目の表題につきましても、要望内容を端的に表すよう、併せて変更いたしております。

以上が要望内容の概要ですが、今後、4県市がそれぞれ案を持ち寄り、協議のうえで合意されたものが要望文として決定されるため、本県の提案が反映されない場合もございます。

また、要望を行うまでの間に情勢が変化し、内容を修正する必要がある場合もございますので、その点につきましては、ご了承賜りますようお願いいたします。

なお、八者協の協議により決定された要望文につきましては、要望実施の前に改めて委員の皆様方にご説明をさせていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中村(泰)委員長】次に、医療政策課長より補足説明を求めます。

【猪股医療政策課長】私の方からドクターヘリ運航会社が国土交通省大阪航空局から事業改善命令の処分を受けた事案につきまして、報告させていただきます。

お配りしております資料をご覧ください。

運航会社は大阪にあるヒラタ学園で、契約期間は令和3年8月5日から令和8年11月30日までとなっております。

経過でございますが、令和6年3月27日に大阪航空局の臨時立入検査が行われた際に、機体の不適切な整備が判明しましたことから、その後、航空局の指示を受け、整備記録の自主的な調査

が行われました。その後、航空局による調査状況の確認などが行われ、5月7日にヒラタ学園から航空局に調査報告書を提出しております。

そして、本県に対しましては、ヒラタ学園から事案に係る第1報がございまして、改めて5月11日に来庁され、経過説明を行われております。

その後、5月28日に大阪航空局から事業改善命令が行われ、5月31日に本県がプレスリリースを行っております。

また、再発防止策としましてですが、6月13日に航空局から現場における再発防止策の状況確認、そして6月24日には本県に対する再発防止策の説明などがあり、最終的に27日に再発防止策を航空局に提出されております。

次のページをご覧ください。

こちらが本県がプレスリリースした資料でございます。下の方になりますけれども、立入検査で指摘された30件のうち本県が該当するのが、適切な不具合措置を行わない状態で運航した事案が1件、こちらにつきましてはピトー管という対気速度を測る装置が機体の外に2つについているんですけれども、それを凍結防止するヒーターがありまして、その一つが注意灯が点灯していたということでございます。

ただ、これが運航していたのが5月だったので凍結するおそれはないということで、点灯しながら運航したという事案でございました。そして、残り3件が整備記録未記入ということでございました。合計4件ございました。

現在、本県におきましては、再発防止策としまして、取組状況の報告を定期的に確認しております。今後とも、ドクターヘリの運航に当たりまして安全性が確保されるよう、再発防止策の取組状況を徹底して確認してまいります。

以上で説明を終わらせていただきます。

【中村(泰)委員長】 ありがとうございます。
次に、陳情審査を行います。

事前に配付しております陳情書一覧のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

なお、審査対象の陳情番号は、67番、1番、8番となります。

陳情書について、何かご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】 質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般についてご質問はございませんか。

【松本委員】 引き続き、こどもが主役！こども場所推進事業について質問いたします。

一番重要になってくるところが、こども場所というものの定義について、それともう一つ、なぜこども場所の充実が必要なのかというのが、この事業の一番核となる部分だと思います。

午前中の質疑の中でも、私たちの子どもの時代は友達と普通に集まって家で遊んだりしていましたし、田んぼとかで走り回って野球したりとかしていたのが、それは別に誰かにつくってもらっていたわけじゃなくて自然と地域で友達と遊んでたんですけれども、それが今、あえて公費を使って場所をつくらなきゃいけなくなっ

た背景というか、今の状況についてお尋ねいたします。

【黒島こども未来課長】 こども場所の定義と、なぜそういったこども場所の充実に取り組む必要があるかというご質問についてお答えいたします。

子どもの健全な育ちのためには、乳幼児期から学童期にかけて、子ども同士、あるいは多様な大人と触れ合いながら、外遊びをはじめとして様々な体験が必要不可欠であると言われております。しかし、現実、現在の子どもたち、例えば学童において、放課後に子どもが自由に過ごせる場所は限られている現状があると認識しております。

安全確保などの観点から、空き地や道路で遊ぶことは、現状、難しいです。また、校庭や公園、公民館などにも利用ルールがございまして、例えばボール遊びができないであるとか、特定の時間しか使えないといったルールがございます。

また、少子化が進んでいる現状で地域内の子どもの数が減っている中で、核家族や共働き家庭も増加しており、日中、保護者が不在の家庭も多く、子ども同士で家を行き来するということも保護者不在の中では許していないという現状が多く、今、子どもたちは自由に集まって遊ぶことができないのだというお声は、今年度、様々なインタビューしました子育て支援に携わっている方たち、あるいは学校アンケートを実施した際に「居場所が足りている」と答えている子どもは半数に届いておりませんでした。

そういった現状を見ますと、これまでごく自然に子どもたちが遊んでいた、あるいは様々なことに熱中して過ごしていた場所というのが、社会環境の変化で大人社会の実情が、そ

といった居場所を奪ってきているという実情があるのではないかと認識しております。

改めまして、大人たちがこういった居場所を再度充実させていく必要があると認識しております。ただ、もちろん、子どもたちのニーズは細かく分かれておりますので、行政だけではなくて、広く民間の方たちと連携しながら、あるいは市町とも連携しながら取組を進めたいと考えております。

【松本委員】 私は高校3年生と中学1年生の娘がいるんですけど、やっぱり言われてみれば習い事とかそれぞれの環境で、子ども同士が遊ぶというのは家の中で月に1回見るか、見ないかぐらいの、それぞれ家庭、核家族が進んでいる、共働きが進んでいるという社会環境の変化というのは、確かに言われてみたらあるんですけど、そういうところに目がいてなかったところもあったのかなというふうには感じます。

今回の事業の目的は、実際、もうそこができていところがあるけど、できてないところ、地域間で格差があるということで、先ほどの答弁の中に307小学校区に、現状は110校区しかないから、残りの空白地域につくっていきたいというような趣旨だったと思います。

ただ、今回の事業の予算が立ち上げ支援というふうにありましたけれども、結局、ないところにそういうのをつくっていくというのは、なかなか簡単なことではないと思うんです。そもそもそこにはないものを地元の人たちがやろうという自発的な活動を促していきなさいけない。しかも、営利ではなくて、本当、地域貢献のような事業を1件当たり20万円の予算で、どうやって立ち上げるように行政側から仕向けていくというか、そういうのはどのように考えていらっしゃるんですか。

【黒島こども未来課長】 委員ご指摘のように、今ないところにゼロから、しかも、ボランティアで立ち上げていただくというのは、なかなか大変なこととは認識しております。

現在、110か所把握しておりますのは、こども食堂、ふれあいパーク、フリースクールというところですが、子どもたちのニーズに応じて、それから既存の地域資源、例えば空き店舗であるとか、あるいは校庭が使えるケースもあるであろうということで、そういったものを上手に活用しながら、民間で、あるいは市町にもぜひ参画していただいて取組を進めていただきたいと考えております。

そのためには、まず何よりもこういった子どもたちが置かれた現状、なぜこういった場所が必要なのか、あるいは体験機会が必要であるのか、それを増やしていくために何が必要かというところの啓発、そして、そういったことで子どもたちがどんないい変化があるだろうかというのを細かく啓発しながら、我々としては、中間支援組織等において立ち上げ時のノウハウですとか、あるいは人的なネットワークといいますか、参考になる方を紹介してほしいというお声が、今年度接触した団体からもございましたので、そういったところで立ち上げを資金面でも、あるいはノウハウの提供、人材育成という面でも支援してまいりたいと考えております。

【松本委員】 背景の中にもコロナの3年間があって、在宅、ステイホームという状況、それとネット環境が進んで携帯電話とかタブレットを持つようになって家で事足りる、外に出なくなる環境とか、そういったものも、それにまた関連して不登校が増えているということも、やはり集団で遊ぶという社会性の部分が、そういった環境が後押ししているのかなと。そういう意

味では不登校とかの対策にも小学生、中学生の家庭で大きな、フリースクールもその一旦を担っていると思うんですけれども、いずれにしても、そういった制度をつくったとしても、実際やるのは地元の、地域の方々であり、それを必要とされている方々であって、非常にやりづらい事業だと思うんですけれども、ニーズがあるということは間違いなし、実際に立ち上げられた110か所の方々に協力を求めれば、できないことはないと思いますが、やっぱり結果が求められていくので、今後ともどういった取組をしたかという報告も含めて取り組んでいただきたいと思います。

あと1つだけ、ちょっと聞いたんですけど、全国で開業医の3分の2が赤字経営というふうな話が衝撃だったんですけれども、特に本県は離島や半島を抱えておりますから、赤字経営がどんどん続いていくと地域医療に対しての影響は非常に深刻だと伺っています。

上五島には開業医がいないという話もちょうと伺ったものですから、その要因についてお尋ねいたします。

【猪股医療政策課長】医療機関において赤字が増えているということですが、まずは人件費や物価が高騰している、また、人口減少で患者数が少なくなっている、そういったことで収入が確保できず病床利用率が低いということの影響があると考えられております。そういったことから経営が厳しくなって、採算性がとれるのかとか、そういった点も踏まえて医療機関とか開業とかも含めてなかなか難しい状況にあると思っております。

【松本委員】 そういった状況の中で、国、県、市で、今回予算にあったような離島に関しても、病院企業団もありますし、様々対応していると

思うんですけれども、今答弁にあったとおり、人件費がこれからどんどん上がっていく、人口が減少する、そして資材がどんどん高騰していくという状況の中で、今の状況でも大変なのに、今後もさらに、10年、20年先になると、事態はもっと深刻になっていく可能性しかないと思うんですが、そういった中で持続可能な地域医療のために県としてはどのように考えていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

【猪股医療政策課長】 まず、経営的な支援が必要と思っております。現在、物価高騰に対する支援、これは国の重点支援交付金を活用してですけれども、光熱費や食材料費に対する支援を行っているところでございます。

また、国では、令和6年度の補正予算で人口減少とか医療機関の経営状況の急変に対応する緊急的な支援パッケージということで、例えば、さらなる賃金アップに向けた生産性向上とかを図る医療機関とか、あと急激な分娩減少に係る産科、小児科医療機関の経営支援、あと病床数の適正化を進める医療機関への支援策が盛り込まれておりますので、これが国から制度の説明があっているところでございまして、現在、医療機関に対して必要額の調査を行っております。

そういったことで、今後、必要額を精査して予算計上について検討していきたいと思っています。

また、実際のところ、先ほど言いましたとおり、病床稼働率が低いということなので、病床の適正化を図って経営の効率化を図る必要がございまして、そういった点で例えば技術的支援ということで、将来の医療需要がどうなるかとか、そういったデータを提供したり、あと医療機関同士でどういった医療提供体制を各地域で構築していくか、そういった会議も必要でござ

ざいますので、そういった会議の場を設けたりとか、そういった技術的支援も行っていきたいと考えております。

【松本委員】最近、県内でも突然病院が廃業して衝撃が広まって、それが地域医療に対する影響が大きいということで、突然廃業になると、それまで通院されていた方々にとっては、生活に多大な影響を与える、そうなる前に何かできなかったのかということもあると思うんですね。それは、それだけ深刻だということですが、そういう意味では医師会と連携して地域の開業医の方々の現状の中で、今やっけていただいているけど、それ以上に何が足りないのかということもしっかり把握して、先日、議長が国に要望に行かれたという話を聞きましたけれども、県も国に対して離島・半島を抱える本県の医療の実情というものを、もっとつまびらかに、特に開業医に関しては把握して、突然廃業とかが起きないように取り組んでいただくことを要望して、質問を終わります。

以上です。

【中村(泰)委員長】ほかに質問はございませんか。

【坂本委員】2点お伺いします。

まず、被爆者援護課にお伺いします。

令和8年度の八者協の要請内容でありますけれども、修正点がありました。10ページに記載されておりますけれども、昨年からこういうふうに変えたということについては理解をいたします。

ただ1点、1番目の被爆者認定基準の見直しの下から2行目、長崎で黒い雨等に遭った者も救済・認定の対象としていただきたいと。これはこれでいいと思うんですが、この間の流れからいいますと、私の思いとしては、やはり

ここははっきりと長崎の被爆体験者というふうにしちゃんと明記をしていただけないかなと。つまり広島の高裁判決を受けて、広島、長崎の援護に差が生じているということでもありますので、長崎で12キロ圏内で、今、被爆地域でないところの、いわゆる第二種の健康診断特例区域のところの被爆体験者の皆さん方は、ここに書いてある長崎で黒い雨等に遭った者ということで、県も市と一緒に国の方に要請してきたというふうに思いますので、そういうふうにはっきりと明記した方が、よりわかりやすいのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

【林田原爆被爆者援護課長】委員ご指摘の点ですけれども、思いとしては、今、委員がおっしゃったとおり、被爆体験者の方を示しているところでございます。表現の仕方として、もっとわかりやすくできないかということについて検討したいと思います。

【坂本委員】ぜひよろしくお願いいたします。

それから、2点目ですけれども、先ほど報告がありましたドクターヘリとの関係ですね、大阪航空局によるヒラタ学園の事業改善命令に係る経過ということでもあります。

これは、予算総括質疑でも改革21の深堀議員が指摘しましたように、プレスリリースはしたけれども、議会に報告がなかったというふうな指摘でありました。これ、なぜ議会に、通常いろんな形でプレスリリースした後も、少なくとも議員には何らかの形で連絡を、こういうことがありましたということで報告があっていると思うんですけど、それさえなかったんじゃないかなと思います。なぜ議会に報告をしなかったのか、できなかったのか、そのことについてまずお伺いいたします。

【猪股医療政策課長】今回のドクターヘリの事

案につきましては、整備記録の未記入といった日々の運航に影響はないということで、県民に重大な影響を及ぼす可能性がないということで議会に報告しておりませんでした。

【坂本委員】これ、昨年5月28日段階で、航空局から運航者のヒラタ学園に事業改善命令が出されてますよね。この事業改善命令を読ませていただきましたけれども、端的に言えば、組織的な悪質性が認められたということなんです。実際に昨年5月16日、21日、22日の3日間、運航が一時的に停止されまして、これは関西広域連合の要請で出動できなかった件数が9件あったということでありまして。

これは、たまたま長崎県ではそういう事例がなかったんだろうというふうに思いますけれども、この組織的な悪質性が認められたということで事業改善命令が出されて、同時に、警告書が出されてるんですね、改善命令と警告書。この警告書によりますと、この違反行為は航空法及び航空法の規定に基づき認可を受けた貴学園の整備規程及び運航規程に違反したものであり、安全管理システムが適切に機能しておらず、貴学園の安全統括管理者が現場任せで安全管理体制を機能させる本来の職務を怠っていたことが認められる。以上のことから安全統括管理者の職務について改善措置を実施することを警告するという警告書が出されておりました、整備部門とか運航部門を的確に管理し、安全管理体制を再構築するなど安全統括管理者の職務について改善措置を講じるよう警告するというふうなことが出されております。これは今日出された経過によると、ヒラタ学園からも、すぐ県の方にも5月10日に一報があったということと、経過の説明もあったということ、それから事業改善命令が出された、それを受けてプレスリリー

スですけれども、この時点でなぜそういった状況を県が認識しながら、重大な事態と、場合によっては県民の、これは運航時点の安全だけじゃなくて、実際、一時的に停止しているわけですから、その時点でひょっとしたら県内で運航できなかった場合に命が救われなかった可能性もやっぱりあったんじゃないかなというふうに思うわけですよ、最悪の場合。

そういう重大な事態だというふうになぜ受け止めきれなかったのかということが、ちょっと認識が甘かったんじゃないかなと思うんですけども、いかがですか。

【猪股医療政策課長】今回の本県の該当する4件につきましては、整備記録の未整備という状況であったんですけれども、委員が先ほど話されたとおり、安全管理の体制が不十分だった、そこが非常に会社としての責任が重かったのは認識しております。

なので、私どもとしては、再発防止策の徹底を求めておりました、この再発防止書の作成につきましては、航空局とヒラタ学園が一緒になって作成されておりました、例えば安全統括管理者の変更、これは今まで航空事業本部長と兼務していたんですけれども、その兼務を解いて専任の安全統括管理者を置いたり、あとオペレーション室を新たに設置して飛行状況の把握、統括管理をしたり、そしてまた、コンプライアンス教育の充実ということで、これは年に1回、研修が行われていたんですけれども、それを外部講師などを導入して、今、月に1回、2回のペースで研修がなされておりますので、この再発防止策の徹底につきましては、今後とも引き続き状況を確認して安全の確認を行っていきたいと考えております。

【坂本委員】やっぱり認識が弱いと思いますよ。

6月24日時点で再発防止策を説明して航空局に出したということです、その前の時点ですからね、その前の時点に、5月31日段階でプレスリリースしたということです、そういう意味でいけば、この段階でもう重大な事態というふうな認識をして、プレスリリースだけではなくて、きちんと議会に報告をするというふうな体制をとるべきじゃなかったかというふうに思うんですよ。

これ、記者発表、プレスリリースの資料によると、ドクターヘリ運航の健全性は確認済みというふうなことですけれども、これは県が判断したんじゃないくて、国、どこが判断したんですか。県としてそういうふうに健全性は確認済みというふうに、この段階でできたんですか。

【猪股医療政策課長】今日お配りした資料の経過報告ですけれども、4月24日に航空局が改めてヒラタ学園において整備記録とか調査をされていて、ここで記録上、問題ないということが確認されております。その後、ヒラタ学園が各ドクターヘリの基地の機体の検査を行われまして、そこで機体上も問題ないことを判断したということで、運航上、問題ないという話をいただいたところでございます。

【坂本委員】先ほどから言ってますように、たまたま運航会社のヒラタ学園の事案というふうなことで、長崎で直接そういうふうな状況になかったということが、この重大な事態というふうに受け止めきれなかった要因じゃないかなと私は推測をするんですよ。でも、運航会社が、これ、関西の広域連合だけではなくて、あちこち運航してますよね。

そういう状況の中で、もともとのこの事案が令和5年度までの3年間に14機で30件、そういう指摘が航空局から事業改善命令の基になる指摘

がされたということでもありますので、その時点でもう少し詳細を把握したうえで、やっぱりこれは重大な事態だというふうな認識を持ってきちんとしないと、記者発表の資料だけ見ると、非常になんか他人事のような、こういう状況がありましたけれども、運航には継続で問題ありませんよと、そこだけえらい強調していて、実は、これ大変重大な事案で、県としても今後もしっかりとやっていく、安全管理を求めていくということ、きちんとして言わないと、なんかプレスリリースを一方的にぼんと出しただけということで、こういう場できちんとした指摘を受けるとかなんとかないままに、今回の予算総括質疑、約1年後になったということは、非常に議会軽視じゃないかなというふうな気がしますけれども、部長いかがですか、予算総括質疑で答弁されましたけれども。

【新田福祉保健部長】中国の春秋戦国時代に杞という国がございました。故事成語にございます杞憂という言葉です。こちらは列子という書物に書かれているところございまして、天が落ちてくるかもしれない、大地が崩れるかもしれない、そういったものに関して大丈夫だと、天は空気できているから、大地というものは厚い地層できているから、だから大丈夫だよというようなお話を、それで非常に不安に思っている人も安心して事なきを得たという故事成語がございます。

こちら、我々、地方公共団体といたしましては、適切な根拠に基づいてしっかりと対応していきつつ、県民の安全を第一に考えて行政を遂行していくという責務があるというふうに認識しているところでございます。

航空法の第1条、こちら法律の目的が規定されておりますところ、全部は読みませんけれど

も、この法律は、航空機の航行の安全及び航空機の航行に起因する障害の防止を図るための方法を定め、航空機を運航して営む事業の適正かつ合理的な運営を確保して輸送の安全を確保するとともに、その利用者の利便の増進を図り、並びに、あとは書いているので省略いたしますけれども、というような法律でございます。

その法律のたてつけでございますけれども、こちら、航空機の安全性に関する条項というのが第10条から第21条に規定されております。他方、航空機の運航に関する事項に関しましては、第57条から第99条に規定されておりますところ、委員もお持ちの資料にも記載されておりますとおり、事業改善命令に記載されている事項でございますけれども、（発言する者あり）こちら、航空機の耐空性を確認することを求める法律第19条の第2項の規定に関するところ、こちらは耐空証明が切れた機体からの部品の流用した行為及びマニュアルと異なる部品を使った整備を行った行為、こちらに対して航空法の第19条の第2項の規定に反するといったような形で航空機の安全性に関するところに関して事業の改善命令がなされているところでございます。

しかしながら、長崎県の事例におきましては、基本的には、こちらですね、整備記録の未記入に関するもの、航空法の第58条の第2項の規定に基づいて指摘がなされておりますところ、県民の安全性を第一に考えておりますところに踏まえますと、航空機の安全性、こちらが揺らぐこと、こちらの行為が続くこと、こちらに関しましては断固として我々としても対応すべき必要があるというふうに認識をしておりますところ、本件に関しましては、基本的には航空機の運航に関するところに関して事業の改善命令

等々に関する長崎県の機体の事例に関しては指摘がなされておりますところでございます。

以上を踏まえまして、長崎県といたしましては、そのような事案の実例等を鑑みたうえで判断をさせていただき、県民の安全性、そちらが担保され、確保されると、そういったようなところに関して認識をしていった後に、さはさりながら、記者発表、広く県民の方々にお伝えすると、そういったようなところを5月31日にとらせていただいたところではございます。

我々といたしましては、引き続き、県民の生命、安全、財産、こちらに関わる重要な事項、こちらを含む県民全体に広く関わる事案等につきましては、県議会に対して適切に報告するなど真摯に対応してまいりたいというふうに考えております。

【坂本委員】 あのですね、私が言っているのはそういうことじゃなくて、長崎県の場合に4件あったということで、今、部長が答弁した解釈なんだろうと思います。しかし、この運航会社が全体でいけば非常に重大な事態があったと。しかも、組織的な悪質性があったというふうに指摘をされているわけじゃないですか。そのところをきちんと重く受け止めんばいかんじゃないかなと思うんですよ。たまたま長崎ではこの4件で、今、部長が言うような理解、そういうふうに解釈をした、考えたというふうなことなんですけどね。そういうのをもう少し考えてもらえなかったのかなというふうに思うんですけどね。運航会社が組織的に悪質な行為だったんだということを航空局が認めたと、だから事業改善命令警告書を出したということなんですよ。

そのところは全く別物というふうなことで考えて、長崎のこの4件だけというふうに考え

たということなんですよ。今の言い方では、私はそういうふうに理解しましたけど。だから長崎では、いわゆるプレスリリースだけで終わったんです。しかも、今の言い方ですれば、プレスリリースさえもする必要はなかったけれども、あえてしたんだみたいな答弁だったというふうに思うんですけど。

【新田福祉保健部長】ドクターヘリの運航、こちらは県民の救命救急に関する非常に重要な事態でございます。こちら、ドクターヘリによって救われる命がある、こちらが運航が停止されること、こちらに関して県民に対する不利益、生命、財産、安全、こういったものを脅かす、そういったようなところ、そういったところに関しては、長崎県といたしましては非常に重く受け止めているところでございます。

今回の事例に関しまして、坂本委員ご指摘のところではございますけれども、長崎県に関しましては、基本的には、そういったようなところ、安全性が確保されていると。それに関しまして、先ほど課長からも答弁させていただきましたとおり、しっかりと運航に関する安全性が確保されること、そういったところも確認させていただいたうえでの対応というところでございます。

したがって、こちらに関しまして県民の安全、財産、そういったものを最大限に守っていくと、そういったところの対応をさせていただいたというところでございます。

【坂本委員】そうすると、議会への報告は必要なかったというふうなことで理解していいですか。

【新田福祉保健部長】こちら、深堀県議の総括質疑に対する答弁にも当てはまるところでございますが、記者発表すれば議会に報告しなくて

よいのか、議会軽視じゃないかといったご指摘でございますけれども、決してそのような意図はございませんが、先ほどの予算決算委員会における答弁も含めて誤解が生じたのであれば申し訳なく思っているところでございます。

今後とも、議会への報告を密にしていきたいと思います。

【中村(泰)委員長】ほか、ご質問ございませんでしょうか。

【近藤委員】部長、一言ですよ、これ、長崎県と我々議会もですよ、県と一緒に長崎県の安全と安心をみんな考えて、こういう委員会を開いているわけです、いろんな形でですね。

その中、やっぱり深堀委員から出た総括質疑の中では、我々としても、えっと。あそこで一番思ったのが、新聞に載っているからいいじゃないかというふうな取り方を議員たちは全部したと思うんですよ。そういうふうな認知の仕方といいますか、それはちょっと違うんじゃないかなと。部長がこういう形でということで議員に連絡すれば、別に一生懸命考えて安全のためにやっていると思うので、そこら辺、我々も同調して賛成するあれを持っているんですけども、あの時の委員会の時、自分も委員長であそこに座ってたんですけども、あの答弁に関して、何か新聞に載せたから、もう議員にはそういうのは発表しなくていいというふうに全部聞こえました。その後、あれからほかの委員からもそういうあれがあったものですから、ぜひですね。やっぱり行政と議会は両輪でやっていかないといけないところがありますので、そこら辺の不信感を部長が持たれないように、逆に部長がそういうのを職員に指導していくようによろしくお願いしたいと思います。

【新田福祉保健部長】繰り返しではございます

けれども、決して議会軽視、そういったような意図はございません。というところでございますので、先の予算決算委員会における答弁も含めまして、そのような誤解が生じたのであれば大変申し訳なく思っているところでございます。

引き続き、近藤委員もご指摘のとおり、我々、両輪となりまして県を少しでも少しでもよくすべく精進してまいりたいと思いますので、今後とも、議会への報告を密にしていきたいと思います。引き続き何とぞよろしくお願い申し上げます。

【中村(泰)委員長】 ほか、質疑はございませんか。

【溝口委員】 せっかく佐世保県北医療圏への県養成医配置ということで出ておりますので、質問させていただきたいと思います。

令和7年度から県養成医の配置が可能となるということです。病院企業団に勤務してから、その2分の1に達したら借りの金を払わなくていいという条件があります。今回、佐世保市総合医療センターの救命救急センターについても同じような取扱いをするということで条例を改正するということですか。

【坂本医療人材対策室長】 委員会の部長説明追加1でご報告いたしました佐世保県北医療圏の県養成医配置について、具体的には佐世保市総合医療センターの救命救急センターに県養成医の配置が可能となるよう、県が修学資金等貸与条例施行規則の改正を行う件についてのお尋ねでございます。

溝口委員からお話ございましたとおり、県では、将来、離島、僻地に勤務する意思のある方に医学修学資金を貸与し、学生の期間の6年間、貸与を受けたなら、9年間離島などで勤務をしていただく、9年間の2分の1以上を離島な

どで勤務していただきますと返済を免除するという制度を設けて医師の確保に努めているところでございます。

今回の規則改正につきましては、おっしゃるとおり、佐世保市総合医療センターの救命救急センターを医師確保推進重点医療機関、いわゆる旧離島基幹病院として配置を可能とするものでございます。

これは、本県10万人当たりの医師数は全国的に上回っているものの、救急科の医師数は全国平均を下回っておりまして、中でも佐世保県北医療圏は救急科従事医師の少なさが顕著となっております。

佐世保市総合医療センターの救命救急センターでは、医師1人当たりの負担が突出している状況となっておりますことから、こうした点も踏まえて、県としまして佐世保県北医療圏内にある唯一の三次救急医療機関である同センターの医師確保を通じて同医療圏の救急医療提供体制の維持を図る必要があると判断し、今回の改正に至ったということでございます。

【溝口委員】 大変うれしく思っているんですけども、平戸からも病院企業団から派遣してほしいという要請が2～3年前にあったと思うんですけども、その辺については検討しなかったんですか。

【坂本医療人材対策室長】 平戸市につきましては、平戸市南部を医師少数スポットとして指定を行いまして、平戸市民病院へ養成医の配置を令和6年4月から実際に始めたところでございます。

離島の医師確保につきましては、昭和40年代から長らく図ってまいりましたが、一部不足するところもあるものの、必要な医師の確保について充足しつつあるという状況も踏まえ

まして、その他の離島病院以外にも配置するというので、令和6年4月から平戸に配置し、また、島原病院等にも配置し、今回、佐世保市総合医療センターの救命救急センターに配置ができるよう、関連規則の改正を行うというものでございます。

【溝口委員】長崎県病院企業団には、今、何名ぐらいの勤務医師がいるんですかね。

【坂本医療人材対策室長】病院企業団の医師につきましては、令和6年10月現在で本土55名、離島に112名となっているところでございます。

【溝口委員】わかりました。それで、佐世保には何名ぐらい配置できるようになりますか。

【坂本医療人材対策室長】具体的な人事につきましては、病院企業団における人事ということになりますので、ここでは差し控えたいと思いますが、具体的に配置をされる方向で調整されているというふうに伺っております。

【溝口委員】わかりました。どうもありがとうございます。

終わります。

【中村(泰)委員長】ほかに質問はございませんでしょうか。

【虎島副委員長】新型インフルエンザの対策と行動計画についてご質問です。

新型インフルエンザがきた時に様々な対応をするための準備ということで、いろんな計画がなされていると理解しております。

医療機関と協定を結ぶということで、医療機関に準備をお願いするということだと思っておりますが、その際に感染症対策物資の備蓄配置をするということになっております。この備蓄に対する医療機関への予算というのはあるのでしょうか。

【中村(泰)委員長】暫時休憩します。

— 午後 4時22分 休憩 —

— 午後 4時22分 再開 —

【中村(泰)委員長】委員会を再開します。

【長谷川地域保健推進課長】新興感染症に対応するための医療機関における医療資材の備蓄に関しての補助については、ございません。

【虎島副委員長】どのくらいの資材の備蓄を要望されているのでしょうか、どのくらいの金額がかかるのかというところでございます。

【中村(泰)委員長】暫時休憩します。

— 午後 4時23分 休憩 —

— 午後 4時23分 再開 —

【中村(泰)委員長】委員会を再開します。

【長谷川地域保健推進課長】医療機関においては、その医療機関の規模において対応するために2か月分の資材の備蓄を要請しているところです。

【虎島副委員長】規模に応じてかかる経費は変わってくると思いますけれども、かなり多くの医療機関が協定を結ぶ中で、今話題になりました医療機関はかなり厳しい状況にあるということです。県で予算をつけるというのは、なかなか難しいかもしれませんが、ぜひ検討していただければと思います。

そしてまた、インフルエンザの備蓄薬の件ですけれども、つい先日、1月ですか、備蓄量の問題がニュースになっていました。公表されている数値と備蓄量に差があったということがニュースになっておりましたけれども、その概要について教えてください。

【斉宮薬務行政室長】新型インフルエンザ対策で備蓄しております抗インフルエンザ薬につきましては、国が定める行動計画によりまして、

県で行動計画を定めて、その数を備蓄している状況でございます。

その中で、備蓄薬といいますものが、抗インフルエンザ薬の種類が年を追うごとに数がどんどん増えてくるというふうなところもありますし、人口が減少していく中で備蓄する量というのも変更していく状況でございます。

そういった中で、その都度、その時の備蓄目標量というものが国から示されまして、県でも、その目標量を定めて備蓄を行っている状況でございます。

そういった中で、毎年、備蓄の量に関しましては、例えば年度末であったりとか、そういったタイミングで備蓄量を変更した時に国に報告しなくてはいけないという取り決めがございました。それが平成25年とか26年とか、その時の通知を基にそういう取り決めがなされたところでございますが、長崎県におきましては、平成30年までは、その備蓄量というものを報告しておりましたけれども、それ以降、その事務手続の不具合によりまして、その備蓄の報告を行っていなかったというところが一つの要因でございます。

ですので、実際の備蓄量というのは、今、令和6年でございますので、数的にはどんどん減ってはいるんですけども、そもそも備蓄している量というのが、その当時、平成30年でもものすごく多かったというところが一つの問題として報道で取り上げられたところでございます。

【虎島副委員長】その齟齬があったという点で、今後、備蓄量を変更するということが生じるのでしょうか。

【斉宮薬務行政室長】今後も人口減少や国の方針に従いまして備蓄量というのは刻々と変化してまいります。また、備蓄する品目につきまし

ても増えてくるような状況でございますので、その時々に応じて国の目標として定める備蓄量以上のものを基本的には備蓄していくということ徹底してまいりたいと思っておりますし、国への報告につきましても、今後、しっかりと購入計画を行う中でチェックリストを作成いたしましたので、その中で国への報告をしっかりとするようにということをみんなで共有しながら、報告漏れがないようにしていきたいと考えているところでございます。

【虎島副委員長】適切な運営をどうぞよろしくお願いいたします。

もう1点だけ、男女参画女性活躍推進室の事業で、共家事・共育ての促進がありまして、そこで父親向けの共家事・共育てウィークという冊子を作るということがあります。その冊子を子育てに疎いというか、あまりされないような層に冊子を提供しても、なかなかそこに届かないのではないかとというふうに危惧しております。

子育てという点において、こども政策局としてこういった取組に対してこういった対策をとられているかというのをお聞きしたいと思います。

【黒島こども未来課長】委員がご指摘の事業につきましては、県民生活環境部の事業ではございますけれども、共家事・共育て、男性の育児、家事への参加を促すことで女性の活躍推進にも資するといったような趣旨で進められている事業かと認識しております。

男性の家事、育児参加につきましては、現在、女性に負担が非常に偏っているという現状がございますので、ここを是正することで子どもを産み育てやすい社会、あるいはこれから子どもを持とうとする若い方にとっても、結婚や出産、子育てをためらうことを少し減らしていく効果

があると我々としても期待しております。

そこで、県民生活環境部が共家事・子育てということで様々普及されようとしていて、作られた冊子も市町と連携して、母子健診あるいは父子健診の時に配付されていると聞いておりますけれども、今後、広く普及する際に個人の意識を変えていくことと併せて、男性の場合、どうしても働き方との兼ね合いもございますので、企業側の理解を得ていく必要もあるだろうということで両輪で進めようとしております。

そこに子育て支援という観点から、我々もこども時間ということで、子どもと向き合う時間を増やしていこうということを「新しい長崎県づくりのビジョン」の中でもうたっております。そういった理念と併せて連携して普及に取り組むことで、現在、関心の低い層も含めて普及してまいりたいと考えております。

【虎島副委員長】所管を超えたところでご答弁いただき、ありがとうございます。

以上です。

【中村(泰)委員長】ほか、ご質問ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】ほかに質問がないようですので、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

【中村(泰)委員長】 暫時休憩します。

— 午後 4時30分 休憩 —

— 午後 4時31分 再開 —

【中村(泰)委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を終了いたします。

引き続き委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。
大変お疲れさまでした。

— 午後 4時31分 休憩 —

— 午後 4時32分 再開 —

【中村(泰)委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動等について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

— 午後 4時33分 休憩 —

— 午後 4時37分 再開 —

【中村(泰)委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はございませんか。

〔「正副委員長に一任」と呼ぶ者あり〕

【中村(泰)委員長】 それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

以上をもちまして、文教厚生委員会及び予算決算委員会文教厚生分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

— 午後 4時37分 閉会 —

文教厚生委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和7年3月11日

文教厚生委員会委員長 中村 泰輔

議長 徳永 達也 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 17 号 議 案	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（関係分）	原 案 可 決
第 18 号 議 案	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部 を改正する条例（関係分）	原 案 可 決
第 21 号 議 案	長崎県こども・女性・障害者支援センター設置条例の一部 を改正する条例	原 案 可 決
第 22 号 議 案	長崎県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の 一部を改正する条例	原 案 可 決
第 23 号 議 案	長崎県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条 例等の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 24 号 議 案	長崎県こども未来応援基金条例	原 案 可 決
第 25 号 議 案	長崎県少年保護育成条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 26 号 議 案	長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設 備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 27 号 議 案	長崎県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例	原 案 可 決
第 28 号 議 案	学校職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正す る条例	原 案 可 決
第 29 号 議 案	市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員 定数条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第 45 号 議 案	長崎県子育て条例行動計画について	原 案 可 決

計 12 件 （原案可決 12 件）

委 員 長 中村 泰輔

副 委 員 長 虎島 泰洋

署 名 委 員 本多 泰邦

署 名 委 員 山村 健志

書 記 土橋 彰子

書 記 太田 勝也

速 記 (有)長崎速記センター

配 付 資 料

令和 7 年 2 月定例県議会

予 算 決 算 委 員 会

文教厚生分科会関係議案説明資料

【第 1 号議案 令和 7 年度長崎県一般会計予算 関係部分】

【第 4 7 号議案 令和 6 年度長崎県一般会計補正予算（第 6 号）関係部分】

【第 6 1 号議案 令和 6 年度長崎県一般会計補正予算（第 7 号）関係部分】

総 務 部

総務部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第 1 号 議 案 令和 7 年度長崎県一般会計予算のうち関係部分

第 4 7 号議案 令和 6 年度長崎県一般会計補正予算（第 6 号）のうち関係部分

第 6 1 号議案 令和 6 年度長崎県一般会計補正予算（第 7 号）のうち関係部分
であります。

議案の説明に先立ちまして、令和 7 年度の主要事業をご説明いたします。

1. 魅力ある長崎県立大学づくり

長崎県立大学を設置・管理する長崎県公立大学法人は、教育、研究や地域貢献等に関して県が指示した中期目標を達成するための中期計画を定め、目標達成に向けた取組を進めているところであります。

まず、県内就職率向上については、県内就職支援員を中心に、授業等において学科の特性に応じた県内企業の魅力を学生に伝えるなど、きめ細かな就職支援を行ってまいります。また、企業インターンシップや海外ビジネス研修、しまのフィールドワークなどの実践的な教育を実施し、課題発見力などの社会人基礎力を有し、グローバル化や情報化に対応した人材を育成するとともに、主体的に地域の活性化にかかわることで、本県への誇りと愛着を醸成し、本県の将来を担う人材の輩出に繋げてまいります。

また、県立大学が産学共同研究の拠点として整備を行いました情報セキュリティ産学共同研究センターにおいては、共同ラボに入居する企業や地場企業、誘致企業と学生が連携しながら、さらなる教育研究の向上と地域産業振興の実現に向け取り組んで

まいります。

さらに、佐世保校については、主要な建物10棟のうち5棟が築50年を経過し、老朽化が著しいことから、新たな機能を有する校舎への建替えを進めているところであります。これまで、管理棟、地域交流棟などが完成し、今年度末には、最も規模の大きい講義棟が完成予定となっております。令和7年度は、食堂棟第2期の建設に着手するとともに、本館南エリアの解体を予定しており、令和8年度の全体工事終了を目指しております。

今後も地域に開かれた魅力あるキャンパスの整備に向けて、引き続き公立大学法人と一体となって計画的に事業を進めてまいります。

2. 私立学校助成事業

県内の高校生の約3割が私立高等学校で学んでおり、私立学校は建学の精神や、独自性・自主性に基ついた特色ある教育を通じて、本県教育の振興に大きく寄与しておりますが、少子化の進展に伴う児童・生徒の減少により私立学校を取り巻く環境は一段と厳しさを増しております。

県としては、教育条件の維持・向上等を図るため、学校法人の経常的経費に対し助成するとともに、魅力的な私立学校づくりのための特色ある取組を「私立学校よかところ推進プロジェクト事業」で支援することにより、私立学校の振興を図ってまいります。

また、県内就職推進員の配置に要する経費に対して助成するなど、私立高校生の県内就職率の向上を図るとともに、近年、より複雑化している、いじめや不登校などの問題には、様々な関係機関と連携し取り組む必要があることから、こうした役割を担うスクールカウンセラーの配置に対する助成により、私立学校における教育相談体制の充実を図ってまいります。加えて、児童、生徒の安全・安心な教育環境づくりのた

めに、耐震改築工事に要する経費に対して助成を行い、耐震化の促進を図ってまいります。

保護者等の経済的な負担軽減としましては、授業料に対する国の就学支援金は年収目安が910万円未満の世帯を対象としておりますが、一定の要件に該当する世帯等に対する本県独自の授業料軽減補助金の交付、さらには、低所得世帯に対する奨学給付金の支給や高校生の通学費に対する補助を行っております。

今後とも、私立学校の振興及び保護者負担の軽減に向けた支援を行ってまいります。

次に、第1号議案 令和7年度長崎県一般会計予算のうち関係部分についてご説明いたします。

総務部所管の歳入予算総額は、	40億 9,636万 円
で、内訳としては、	
国庫支出金	40億 9,610万 4千円
諸収入	25万 6千円

であります。

歳出予算総額は、	123億 8,060万 1千円
で、内訳としては、	
大学費	27億 200万 1千円
私立学校振興費	96億 7,860万 円

であります。

歳出予算の主な事業についてご説明いたします。

地方独立行政法人法第42条の規定に基づく長崎県公立大学法人に対する運営費交

付金、県立大学佐世保校の建替えのための施設整備事業費補助金並びに長崎県公立大学法人評価委員会の運営等に要する経費として、

大 学 法 人 費	26億 8,048万 9千円
-----------	----------------

私立学校の教育条件の維持向上、施設の安全性の確保及び保護者負担の軽減を図る経費として、

私 立 学 校 助 成 費	95億 9,298万 6千円
---------------	----------------

を計上いたしております。

(債務負担行為について)

令和8年度以降の債務負担を行うものについてご説明いたします。

県立大学佐世保校建設整備に伴う建設工事関連経費について、令和8年度に要する経費として、

県立大学佐世保校建設整備事業費	1億 2,664万 円
-----------------	-------------

を計上いたしております。

次に、第47号議案 令和6年度長崎県一般会計補正予算（第6号）のうち関係部分についてご説明いたします。

今回の補正予算額は、

歳入予算は、

国 庫 支 出 金	3,373万 円の減
合 計	3,373万 円の減

であります。

歳出予算は、

大 学 費	1,555万 4千円の減
-------	--------------

私 立 学 校 振 興 費	9, 8 5 3 万 6 千円の減
合 計	1 億 1, 4 0 9 万 円の減

であります。

この歳出予算の内容について、ご説明いたします。

大学費の主なものは、

運営費交付金	1, 4 0 8 万 3 千円の減
--------	-------------------

であります。

私立学校振興費の主なものは、

私立専門学校生への経済的支援事業	7, 1 5 7 万 円の減
------------------	----------------

中学校私立学校助成費	8 7 5 万 2 千円の減
------------	----------------

であります。

(債務負担行為について)

令和7年度以降の債務負担を行うものについてご説明いたします。

県立大学佐世保校建設整備に伴う建設工事関連経費について、令和7年度に要する経費として、

県立大学佐世保校建設整備事業費	2, 8 0 0 万 円の増
-----------------	----------------

を計上いたしております。

(繰越明許費について)

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

県立大学佐世保校の校舎整備に伴う解体工事の遅延に対応するため、

大 学 法 人 費	1 億 4, 0 0 0 万 円
-----------	------------------

について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

次に、第 6 1 号議案 令和 6 年度長崎県一般会計補正予算（第 7 号）のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算は、

大 学 費	3 0 万 8 千円の増
私 立 学 校 振 興 費	3 6 4 万 2 千円の増
合 計	3 9 5 万 円の増

となっております。

これは、総務部の職員及び会計年度任用職員の給与改定に要する経費であります。

最後に、令和 6 年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和 6 年度の予算については、今議会に補正をお願いいたしておりますが、今後、年間の執行額の確定に伴い、調整・整理を行う必要が生じることから、3 月末をもって令和 6 年度の予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年 2 月定例県議会

文教厚生委員会関係説明資料

総 務 部

総務部関係の議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

(県立大学の卒業予定者の就職内定状況について)

長崎県立大学における令和7年3月卒業予定者の1月末現在の就職内定率については、92.5%で前年同期比3.2ポイントの増となっており、学部別では、経営学部が87.0%、地域創造学部が91.1%、国際社会学部が98.1%、情報システム学部が99.0%、看護栄養学部が97.8%となっております。

一方、就職内定者のうち県内就職の割合は33.0%で、前年同期比2.8ポイントの減となっており、学部別では、経営学部が26.8%、地域創造学部が32.7%、国際社会学部が31.4%、情報システム学部が30.9%、看護栄養学部が48.4%となっております。

県立大学においては、令和4年度から配置している県内就職支援員による県内企業情報の学生への提供など、県内就職の取組を強化しておりますが、看護栄養学部を除く4学部において県内企業への就職内定率が低下しております。これは県外の上場企業からの旺盛な求人活動や学生の大手志向などが影響しているものと考えております。

今後も、未内定者に対し県内企業の紹介を行いながら、大学と一体となって最後まできめ細かな就職支援に取り組んでまいります。

(長崎県立大学の一般選抜志願倍率について)

長崎県立大学においては、課題発見力などの社会人基礎力、社会のグローバル化や情報化に対応する能力を有する人材育成を目指して、英語教育の強化や課題解決型学習を取り入れた実践的な教育を実施するとともに、大学教員と事務職員による高校訪問や様々な媒体を活用した大学のPRなどを実施し、魅力ある、選ばれる大学となるための取組を進めております。

令和7年度一般選抜における最終志願倍率は、大学全体では前年度比0.4ポイント減の6.3倍となり、学部別では、経営学部が6.6倍、地域創造学部が5.3倍、国際社会学部が6.7倍、情報システム学部が7.7倍、看護栄養学部が5.9倍となったところであります。

大学全体の志願倍率は昨年度より低下しておりますが、この主な要因は、前年度の高い志願倍率が受験生の志望校選択に影響したものと考えております。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年 2 月定例県議会

文教厚生委員会関係説明資料

(追加 1)

総 務 部

【文教厚生委員会関係議案説明資料 総務部の３頁６行目の次に、次のとおり挿入】

（私立高等学校新規卒業者の就職内定状況について）

私立高校においては、県内就職推進員の配置を希望する学校へ支援を行うとともに、産業労働部や長崎労働局とも連携して、学校毎の県内企業説明会や県内企業見学会を推進するなど、私立高校生の県内就職率の向上を図っております。

本県の１月末現在における私立高校の就職希望者の就職内定率は、８５．４％で前年同期比５．０ポイントの増加となっており、このうち、県内就職希望者の内定率は８５．６％、県外就職希望者の内定率は８４．６％となっております。

また、県内就職内定者の割合は、７７．０％と前年同期比７．８ポイントの増加となっております。

一方、１月末現在の未内定者数は１１０名となっているため、県といたしましては、定期的に県内企業等の充足・未充足情報の提供を行ったうえで、未内定者の多い学校に対し、就職担当者による生徒の状況把握と継続的な支援に取り組むよう助言しております。

今後とも、引き続き県内就職推進員の配置を支援するとともに、産業労働部などと連携しながら私立高校生の県内就職の促進に取り組み、若者の地元定着を図ってまいります。

令和 7 年 2 月定例県議会

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料

【 令和 7 年度長崎県一般会計予算 】

【令和 6 年度長崎県一般会計補正予算（第 6 号）】

【令和 6 年度長崎県一般会計補正予算（第 7 号）】

教 育 委 員 会

教育委員会関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第 1 号議案「令和 7 年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分

第 4 7 号議案「令和 6 年度長崎県一般会計補正予算（第 6 号）」のうち関係部分

第 6 1 号議案「令和 6 年度長崎県一般会計補正予算（第 7 号）」のうち関係部分

であります。

予算関係議案の説明に先立ちまして、令和 7 年度教育行政の基本方針についてご説明いたします。

令和 7 年度当初予算においては、長崎県総合計画、新しい長崎県づくりのビジョン、また第四期長崎県教育振興基本計画に基づき、子どもたち一人一人に対応した教育や新しい時代に求められるグローバル人材の育成、多様な学びの提供などによる教育環境の充実等により、喫緊の教育課題や社会情勢に対応した諸施策を着実に推進してまいります。

以下、令和 7 年度の主要事業について新規・拡充事業を中心にご説明いたします。

（確かな学力の育成）

予測困難な未来社会をたくましく切り拓くための力を児童生徒一人一人に身に付けさせることは、学校教育の果たすべき重要な使命であります。

小中学校においては、令和 6 年度から、「令和の長崎スクール事業」として、現行の学習指導要領や中教審答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」等で提唱されている様々な理念等の具現化を図る事業を、すべての市町教育委員会と連携して展開しております。今求められる学校の姿、学びの姿について、その背景を踏まえて理論を整理するとともに、協力校における実践等をまとめた手引書を作成し、県内の全ての教員に周知することにより、本県児童生徒の資質・能力の向上に向けた取組

を推進してまいります。

高等学校においても、小中学校で学んだことを発展させていく学びのつながりや子どもの主体性や創造性を基盤とした教育活動を実践する高校と地域のつながりを重視しながら、探究的な学びを軸として、キャリア形成や確かな学力の向上を図ってまいります。

（豊かな心の育成）

読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにするとともに、生きる力や確かな学力の基盤を身に付ける上で極めて重要なものであります。

「第五次長崎県子ども読書活動推進計画」に基づき、「みんなで創る！ながさき読書活動推進事業」として、教育関係者や福祉医療関係者等、子どもの育ちに係る幅広い人々のつながりを生かしながら乳幼児期からの読書活動を推進してまいります。また、発達段階に応じたお勧めの本を紹介し、読書に親しむ機会の拡大を図ってまいります。さらに、学校や地域における読書活動を牽引していく児童生徒の育成を、図書館、学校等と連携しながら推進してまいります。

（健やかな体の育成）

子どもたちの体力や運動能力の低下が課題となっている中、子どもたちに「健やかな体」や「豊かなスポーツライフを継続する資質・能力」を身に付けさせるためには、学校を中心とした取組に加え、時代の変化や子どもたちの発達段階等に応じた取組を家庭や地域、競技団体などと連携しながら、一体的に展開することが重要であると考えております。

このため、新たにプロスポーツ選手等との交流会や、専門性の高い外部指導者の体育授業への派遣、親子で一緒に体を動かすイベントの開催などに取り組むことにより、

子どもたちの運動に対する興味・関心を高め、自ら運動に親しむ習慣を身に付けさせることで、体力・運動能力の向上を目指してまいります。

（ふるさと教育・キャリア教育・職業教育の推進）

本県では、人口減少や高齢化により、地域経済の衰退や地域コミュニティの希薄化が進んでおります。このような時であるからこそ、県民一体となって、ふるさと教育、キャリア教育により、地域に根ざし、将来の長崎県を牽引していく人材の育成に一層努めてまいります。

小中学校においては、令和7年度から、「『つながる長崎』ふるさと教育総合推進事業」として、学校と企業の協働によるふるさと教育事業や、学校間の連携協働により探求的な学習に取り組むふるさと教育について研究を行う新たなモデル校事業、また、ふるさと長崎県への理解を一層深めるための学習用ホームページの作成、地域ぐるみのふるさと教育の啓発を図る取組など、つながりを育むふるさと教育の充実を図ってまいります。

高等学校段階においては、令和6年度から「NEXT長崎人材育成事業」として、産業界と教育現場、県の関係部局が協働しながら連携する仕組みをつくり、産業教育の「学びの連携」の充実を図ることで、地域産業の持続的発展につながる人材の育成をすすめております。その他、大学や産業界等と連携して、企業見学や専門的な講座、アントレプレナーシップ教育の充実や高校生アプリ開発講座を実施し、社会情勢の変化に対応し、柔軟な発想で課題を解決したり新しい価値の創造ができる人材を育成してまいります。

また、幅広い産業で今後活用が見込まれるドローンについて、操縦やプログラミングなどを体験できる講座や専門的な技術を学ぶ講座を実施するなど、各産業でドローンを活用できる人材の育成を図ってまいります。

就職を支援するキャリアサポートスタッフにつきましては、引き続き就職希望者の多い学校に配置し、生徒面談や企業訪問を充実させ、県内企業の情報提供や学校内で

の企業説明会、ジュニアオープンカンパニーの実施を推進してまいります。

また、関係機関と連携しながら生徒・保護者・教員に対し、県内企業の魅力を伝え、本県高校生への県内企業就職等を支援してまいります。

（グローバル化に対応した教育の推進）

グローバル化が急速に進展する中で、日本や外国の言語や文化を理解し、グローバルな視野で活躍するための資質・能力の育成が求められております。

小中学校においては、令和５年度から、「『Believe You Can』英語発信力強化事業」として、グローバル化する社会に必要な児童生徒の英語発信力強化に主眼を置いた事業を展開しております。本事業においては、先進モデル校での異文化交流を含む先進的な実践研究や、長崎をルーツに持ち、国内外で活躍する方をゲストに招いた特別授業の実施、小中学校教員を対象とした研修会等を行うことにより、児童生徒の英語発信力や教員の指導力の向上を図ってまいります。

高等学校においては、令和７年度は「世界とつながる NAGASAKI グローバル人材育成事業」を実施し、これからのグローバル社会において求められる異なる言語や文化、価値への理解、そしてオンデマンド配信教材やメタバースを活用した国際交流等による外国語教育をより充実させることで、コミュニケーション能力の向上を図り、国際県長崎の地域経済の発展の下支えとなるグローバル人材の育成に努めてまいります。

（地域資源を活かした体験活動の提供）

社会の変容や教育を取り巻く状況変化により体験活動の機会が減少する中で、自然や歴史・文化等の地域の特性を活かした体験活動の充実により、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むことが求められています。

離島に住む小学生を対象にした県を代表する施設やSDGsを推進する企業等を訪問するなどの多様な体験や交流の場を創出する事業や、特別支援学校の生徒を対象にしたスポーツのイベントや体験活動を通して企業等との相互理解を深め、新たな職域

への就労の可能性を広げる取組、また、不登校児童生徒を対象にした民間の施設や団体との連携を通した支援を実施しており、引き続き、関係団体等とも連携を密にしながら取組の充実に努めてまいります。

（特別支援教育の推進）

特別支援教育の推進については、令和４年２月に策定した「第二期長崎県特別支援教育推進基本計画第一次実施計画」に基づき、障害のある子どもの教育の充実に取り組んでおります。

特別支援学校における医療的ケアを必要とする児童生徒の安全・安心な学校生活を確保するため、令和６年度から、医療的ケア児を対象とした通学支援を実施しております。令和７年度には、その取組を関係者間で共有することにより、医療的ケア看護職員の専門性の向上や校内支援体制の充実を図り、安全・安心な通学支援に取り組んでまいります。

（教育ＤＸの推進）

全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、令和２年度から令和３年度にかけて「１人１台端末」と高速通信ネットワークを集中的に整備し、ＧＩＧＡスクール構想を推進してまいりました。学校現場ではさらに活用が進み、その効果も実感されているところです。

令和６年度からのＧＩＧＡスクール構想第２期においては、第１期に整備した端末が更新時期を迎えることから、５年間をかけて端末を計画的に更新するとともに、端末の故障時等においても子供たちの学びを止めない観点から、予備機の整備も一体的に推進されるよう、文部科学省からの補助金を原資に、令和５年度に基金を設置しました。当該基金を活用しつつ、令和６年度から１０年度にかけて、県を中心とした共同調達等を実施することにより、公立小中学校の情報機器を効率的に整備することを

目指してまいります。

さらに、ICTを活用した教育活動の取組の一つとして、離島・半島地域の小規模高校等における学びの充実を図るため、「長崎県遠隔教育センター」を4月に開設します。各教科の専門教員による幅広い選択科目等の授業を遠隔で実施し、生徒の多様な進路希望に対応するとともに、外部人材を活用した多様な学びのコンテンツを提供することで、県立高校における生徒の多様な学びの充実を推進してまいります。

さらには、高校段階におけるデジタル等成長分野を支える人材育成の抜本的強化を図るため、情報・数学等の教育を重視するカリキュラムを実施するとともに、ICTを活用した文理横断的・探究的な学びを強化する高校に対して、必要な環境を整備して参りたいと考えております。

（県立学校の魅力化の推進）

県立高校では、急激な少子化に伴う小規模化が進行しており、離島半島部の学校をはじめ、入学者数が定員を下回る学校が見られるなど、地域を支える基盤が揺らいでおります。

このため、「地域の子どもを地域で育てる」気運を地域と高校が一体となって醸成し、地元県立学校が担う役割を地域と共有し、魅力ある学校づくりを目指した取組として令和5年度から「高校・地域連携イキイキ活性化事業」を実施しております。

現在、島原市、壱岐市、西海市、新上五島町の4市町と、その地域内の県立学校12校で取り組んでおり、高校、市町、地元企業や団体、県等からなるコンソーシアムを設置し、人や産業など地域資源を活用したその地域ならではのこれからの学びについて協議し、支援を行うこととしています。本事業を通して、魅力ある高校の学びの創出と地域の活性化を一体的に進めてまいります。

（教員の「働きがい」改革の推進）

近年、急速に教員採用試験の倍率が低下するとともに、教員が出産や病気による休職等になった場合の代替教員が不足していることを受け、一人でも多くの教員を志す人材の確保や、学校教育の質を維持していくことが本県教育の最重要課題の一つとなっております。

そのため、教員の働き方を見直し、働きがいの推進に取り組んでいるところであり、県立学校においては、業務支援員の配置やデジタル採点システムの活用、モデル校における生徒主体の学校づくりと教職員の働き方・働きがい改革を推進する実践研究などを行うとともに、小中学校においては、業務支援員の配置補助やモデル校におけるコミュニティ・スクールを通した働き方改革の実践研究などを行い、教員の業務負担軽減につながる取組を推進してまいります。

また、令和5年度に設置した有識者や民間の方による教職の魅力化作戦会議において、これまでご審議いただいた内容を踏まえ、提言として取りまとめていただくこととしており、各市町教育委員会とともに提言を踏まえた取組についても進めてまいります。

また、採用試験の実施時期の前倒しや1次試験に限り大学3年生も受験可能にするなどにより、受験者の確保を図るとともに、学校スタッフマッチングシステムによる臨時的任用教員等の確保を図ります。

さらに、SNS等各種広報媒体を積極的に活用し、これらの取組や教育情報を発信し、学校を応援する気運を県内に広げ、本県教育の担い手の確保に努めてまいります。

（安心して学べる環境の整備）

いじめ、不登校、暴力行為など児童生徒が抱える諸課題には、子どもの不安な心理状況や子どもを取り巻く環境等が大きく影響することから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを計画的に配置するとともに、令和7年度は、不登校児童生徒の支援体制の強化のため、新たに、教育支援センター等へスクールカウンセラー配置をすることとしています。引き続き、教職員、心理や社会福祉の専門家及び関

係機関等が相互に連携した教育相談体制の整備を行ってまいります。

不登校児童生徒が増加を続ける中、令和6年度から「学校内外における児童生徒の学びの場創出事業」として、小・中学校において、クラスに入ることができない子どもたちの学びの場となる校内教育支援センターの設置を推進するとともに、学校外の様々な相談機関等と連携体制の強化を促してまいりました。令和7年度は、本事業を活用する市町が増加することから、更なる校内教育支援センターの設置を図るとともに、新たに県立中学校3校へ校内教育支援センターの支援員を配置することとしています。これらの取組を通し、不登校児童生徒の支援の一層の充実に努めてまいります。

また、全ての子どもたちが経済的な理由により修学を断念することがないように、子育て世帯の教育費にかかる経済的負担を軽減し、安心して勉学に打ち込める環境を支援していくことが求められております。

このため、高等学校の授業料相当分を支援する就学支援金事業や授業料以外の教育費を給付する奨学給付金事業、特別支援学校への就学に必要な経費を補助する特別支援教育就学奨励費事業などを引き続き実施してまいります。

さらに、学校は子どもたちが一日の大半を過ごす学習の場、生活の場であることから、老朽化が進む校舎や体育館などの改修等を計画的に進め、学校施設の安全性を確保するとともに、快適な教育環境の整備・充実に取り組んでまいります。

（生涯を通じて学ぶことができる拠点づくり）

県民が主体的に学習機会を得る環境を整え、学習の成果を社会生活や職業生活に活かし、豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じそれぞれのニーズに応じて学習することを可能とする生涯学習社会の実現が求められております。

そこで、社会教育を推進していく方々の指導力や実践力、コーディネート力を高めていくためのスキルアップ講座や社会教育の専門職員等を養成するための社会教育主事講習を実施し、関係者の人材養成や資質向上を図ってまいります。

また、県民に学習機会を効果的に提供する「ながさき県民大学事業」では、県民の多様なニーズに対応した講座や、障害のある方が参加しやすい講座の開設、民間と連携した新たな学びの場の掘り起こしなどを通じて、引き続き、市町、大学、民間教育事業者等と連携しながら、魅力ある学習機会の提供に努めてまいります。

（地域と学校の未来をつくる活動の推進）

社会の急激な変化とともに、子どもを育む環境がますます多様化、複雑化する中、学校・家庭・地域が役割と責任を自覚し、立場や世代を越えてつながり、学校を中心とした「持続可能な人づくり・地域づくり」の推進が求められております。

そこで、学校と保護者、地域住民等が、目標やビジョンを共有しながら教育活動に参画するコミュニティ・スクールの導入拡大と、導入校の取組の質の向上に、市町教育委員会、校長会、PTA等と連携して取り組み、「地域とともにある学校づくり」を推進してまいります。

併せて、学校・家庭・地域が連携・協働して行う「地域学校協働活動」の活性化についても、地域コーディネーターの資質向上とともに、地域学校協働活動推進員の配置促進を図ることを通して、子ども達の成長に関わる人々のつながりを広げ、持続可能な地域と学校の教育体制の構築に努めてまいります。

また、「対話でつながる！ながさき子育てネットワーク推進事業」においては、参加者が語り合いながら家庭教育について主体的に学ぼうとする参加型学習プログラム「ながさきファミリープログラム」のさらなる活用を図るため、企業や地域住民に働きかける人材を育成し、社会全体で子育てを応援する意識を醸成してまいります。

（地域で育む文化・スポーツ活動の推進）

部活動の地域移行につきましては、現在、全市町において協議会等が設置され、各市町の実情に応じた円滑な地域移行に向けた取組が進められているところであり、令

和7年度は、2市町増えた12市町において国の実証事業を活用し、地域クラブ等の運営体制の構築や費用負担の在り方、指導者の確保等についての取組が行われることとなっております。

引き続き、地域移行が進んでいく中、各市町が抱える様々な課題に丁寧に対応しながら、子どもたちの持続可能な文化・スポーツ活動の環境整備に向け、市町と連携して取り組んでまいります。

（文化芸術活動の推進）

子どもたちの豊かな感受性や創造性を育むため、優れた文化芸術に直接触れる機会を確保するとともに、子どもたちが自ら文化芸術活動に参画できる環境づくりに取り組んでおります。

令和7年度も引き続き、中学校及び高等学校の文化活動推進指定校や県総合文化祭開催への支援を行うなど、子どもたちの文化活動のさらなる活性化を図ってまいります。

また、令和7年度から「地域社会におけるこどもの文化芸術活動推進事業」を実施し、地域子ども教室等、子どもたちが活動する場において、文化芸術活動等に積極的に取り組んでもらい、地域での子どもたちの文化芸術活動の場を増やすことで、将来にわたり文化芸術活動に親しむ環境づくりを推進してまいります。

（文化財の保存・活用）

本県には、2つの世界遺産をはじめ、国内外に誇る文化財が数多くあります。この貴重な文化財を大切に守り、次の世代に継承していくことは、今を生きる私たちにとえられた重要な責務であります。

これらの責務を果たすためにも、文化財の調査や指定を進めるほか、文化財の保存と活用にも引き続き取り組んでまいります。

また、令和7年度から「『身近な埋蔵文化財の魅力』再発見事業」として、各学校所蔵の埋蔵文化財を教材として整理・活用することで、埋蔵文化財への理解を深めるとともに郷土を愛する人材を育成し、その公開により地域の活性化を促進してまいります。

（競技スポーツの推進）

世界や全国大会等での本県選手の活躍は、県民に大きな感動と希望を与え、地域スポーツの振興やジュニアスポーツの活性化などに大きく繋がるものと考えております。

令和7年度は、国民スポーツ大会滋賀大会の予選となる、第45回九州ブロック大会が長崎県を主会場として開催されます。本県の選手及びチームが、多くの出場権を獲得し、本大会での総合成績躍進のため、引き続き、県スポーツ協会や競技団体と連携しながら、選手の更なる育成・強化に取り組んでまいります。

また、本県ゆかりの選手が一人でも多く日本代表として活躍できるよう、県内在住の実績ある選手への強化・支援にも努めてまいります。

次に、これまで申し上げました主要事業を含め、第1号議案「令和7年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分についてご説明いたします。

教育委員会所管の歳出予算総額は、1,309億 9,071万 円
となっており、内訳は

教 育 総 務 費	1 6 2 億 1, 5 2 2 万 円
小 学 校 費	4 3 7 億 8, 3 2 8 万 8 千円
中 学 校 費	2 6 4 億 4, 9 4 0 万 2 千円
高 等 学 校 費	2 8 9 億 4, 3 8 4 万 1 千円
特 別 支 援 学 校 費	1 1 4 億 2, 8 0 6 万 3 千円

社 会 教 育 費	2 2 億	5 , 6 6 4 万	5 千円
保 健 体 育 費	1 8 億	8 , 4 2 5 万	1 千円
県 有 施 設 等 災 害 復 旧 費		3 , 0 0 0 万	円

であります。

歳入予算総額は、2 9 2 億 7 , 2 6 4 万 6 千円

となっており、内訳は

使 用 料 及 び 手 数 料	2 5 億	1 , 3 8 2 万	5 千円
国 庫 支 出 金	2 4 0 億	7 , 9 8 3 万	6 千円
財 産 収 入	1 億	9 , 7 6 3 万	円
寄 附 金		1 2 0 万	円
繰 入 金	2 1 億	8 , 5 7 2 万	3 千円
諸 収 入	2 億	9 , 4 4 3 万	2 千円

であります。

歳出予算の主なものについてご説明いたします。

1 市町村立学校県費負担教職員、県立学校職員及び教育委員会の事務局職員等の

給 与 費 1 , 1 2 0 億 4 3 7 万 6 千円

2 県立学校の施設整備費として、

校 舎 等 整 備 費	2 2 億	5 , 8 1 0 万	2 千円
校 地 等 整 備 費	2 億	7 , 1 6 5 万	9 千円
施 設 点 検 費	1 億	7 8 5 万	5 千円

3 学校運営費として、

高 等 学 校 運 営 費	3 8 億	2 7 3 万	2 千円
特 別 支 援 学 校 運 営 費	8 億	4 , 2 6 6 万	円
教 職 員 旅 費	6 億	6 , 4 0 5 万	3 千円

非常勤講師等配置費	4億 6,888万 2千円
実習関係運営費	3億 2,811万 2千円
4 教育指導及び教職員研修費として、	
高等学校等進学促進費	4億 8,464万 円
教育指導費	4億 1,268万 2千円
いじめ不登校対策事業費	3億 9,244万 9千円
国際理解教育推進費	2億 9,485万 7千円
I C T 教育推進費	5,885万 2千円
教職員研修旅費	3,680万 1千円
5 教職員の福利厚生費として、	
児童手当費	8億 5,834万 3千円
教職員福利厚生費	1億 5,409万 円
公舎管理費	1億 1,673万 3千円
6 社会教育振興対策費として、	
ミライo n図書館管理運営費等	3億 3,678万 8千円
社会教育普及指導費等	7,002万 5千円
7 ふるさと教育推進費として、	
N E X T 長崎人材育成事業費	1,285万 1千円
「つながる長崎」ふるさと教育総合推進事業	1,180万 4千円
8 高校魅力化推進費として	
高校・地域連携イキイキ活性化事業費	898万 3千円
9 子どもの体験活動推進対策費として、	
青少年教育施設運営費	6億 9,589万 1千円
10 芸術文化の振興及び文化財の保存・活用対策費として、	

文化を担う“人づくり”事業費	3,988万	円
文化財保存費	2億 3,494万 6千円	
埋蔵文化財センター費	1億 2,274万 3千円	
対馬歴史研究センター費	8,721万 3千円	

11 体育・スポーツ等の振興対策費として、

学校給食推進費	2億 4,001万	円
学校保健推進費	2億 5,211万 4千円	
学校体育振興費	1億 3,307万 3千円	
スポーツ振興費	2億 1,071万 1千円	
競技大会支援費	2億 2,643万 5千円	
体育施設管理運営費	6億 4,218万 7千円	

12 経済活性化対策費として、

小規模改修事業費	1億 5,000万	円
----------	-----------	---

等を計上いたしております。

（債務負担行為について）

- ・教育行政県有施設等管理業務については、県立学校等における電力調達の契約及び施設・設備の管理業務に係る経費のうち

令和8年度に要する経費として、 7億 8,907万 2千円

- ・一般校舎等整備費（高校）については、県立高等学校の内部・外部改修工事、トイレ改修工事、設備改修工事、空調機器改修工事に係る経費のうち

令和8年度に要する経費として、 5億 8,591万 6千円

を計上いたしております。

この他、教育情報ネットワーク維持管理経費、教育行政事務機器賃借等、教育行

政機器等保守業務、公舎管理費、県立学校管理運営費、校地等整備費（高校）、高度情報教育環境整備事業費、特別支援学校施設整備費、教員のなり手不足解消プロジェクト費、ＩＣＴ活用推進事業費、ＩＣＴ活用推進事業費（一人一台端末ユーザーアカウント管理）、教育センター別館空調改修工事、教育センター別館高圧設備改修工事、教育相談事業費、青少年教育施設改修費、県立図書館に係る奉仕活動費等、埋蔵文化財センター管理運営費及び県立体育施設管理運営費について、債務負担行為を定めようとするものであります。

次に、第４７号議案「令和６年度長崎県一般会計補正予算（第６号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

教育委員会所管の補正予算額は、

歳入予算では、

使用料及び手数料	3,420万	円の減
国庫支出金	9億 1,649万	2千円の増
財産収入	156万	9千円の減
寄附金	12万	円の増
繰入金	513万	5千円の減
諸収入	2,877万	8千円の増
合 計	9億 448万	6千円の増

歳出予算では、

教育総務費	2億 4,380万	2千円の増
小 学 校 費	9,492万	4千円の減
中 学 校 費	1億 7,154万	7千円の減
高等 学 校 費	2億 9,698万	8千円の減
特別支援学校費	9,745万	3千円の減

社 会 教 育 費	6 , 2 8 9 万	2 千円の減
保 健 体 育 費	1 億 5 , 9 9 6 万	8 千円の減
合 計	6 億 3 , 9 9 7 万	円の減

であります。

この結果、令和 6 年度の教育委員会所管の歳出予算総額は、

1 , 3 2 5 億 3 , 4 7 2 万 1 千円

となります。

歳入予算の主な内容について、ご説明いたします。

使用料及び手数料の補正額の主なものは、

・ 高等学校授業料 3 , 3 7 0 万 円の減

であります。

国庫支出金の補正額の主なものは、

・ 公立学校情報機器整備事業費補助金 1 3 億 3 , 5 8 3 万 8 千円の増

・ 教職員給与費に係る義務教育費国庫負担金 2 億 7 , 0 9 5 万 4 千円の減

・ 高等学校等就学支援費補助金 7 , 7 9 4 万 5 千円の減

であります。

財産収入の補正額の主なものは、

・ 長崎県公立学校情報機器整備基金に係る運用益 3 8 8 万 1 千円の増

・ 教職員住宅貸付料 5 4 5 万 円の減

であります。

寄附金の補正額は、

・ 企業からの寄附金 1 2 万 円の増

であります。

繰入金の補正額の主なものは、

・ 長崎県公立学校情報機器整備基金からの繰入金 5 1 3 万 5 千円の減

であります。

諸収入の補正額の主なものは、

- | | | |
|------------------------|--------|-------|
| ・義務教育費国庫負担金前年度精算分 | 3,675万 | 3千円の増 |
| ・地域部活動推進事業委託金に係る受託事業収入 | 477万 | 5千円の減 |

であります。

歳出予算の主な内容について、ご説明いたします。

教育総務費の主なものは、

- | | | | |
|---------------------|-----|--------|-------|
| ・長崎県公立学校情報機器整備基金事業費 | 13億 | 3,971万 | 9千円の増 |
| ・職員退職手当 | | 6,860万 | 1千円の増 |
| ・教職員退職手当 | 10億 | 1,299万 | 4千円の減 |

であります。

小学校費の主なものは、

- | | | | |
|-------------------------|--|--------|-------|
| ・既定予算の過不足調整による小学校教職員給与費 | | 5,722万 | 3千円の減 |
|-------------------------|--|--------|-------|

であります。

中学校費の主なものは、

- | | | | |
|-------------------------|----|--------|-------|
| ・既定予算の過不足調整による中学校教職員給与費 | 1億 | 5,334万 | 9千円の減 |
|-------------------------|----|--------|-------|

であります。

高等学校費の主なものは、

- | | | | |
|--------------------------|----|--------|-------|
| ・校舎等整備費 | 1億 | 704万 | 1千円の減 |
| ・学校運営費 | | 7,715万 | 5千円の減 |
| ・既定予算の過不足調整による高等学校教職員給与費 | | 7,268万 | 7千円の減 |

であります。

特別支援学校費の主なものは、

- ・学 校 運 営 費 4 , 6 2 6 万 8 千円の減
- ・ 既定予算の過不足調整による特別支援学校教職員給与費
2 , 1 5 4 万 7 千円の減

であります。

社会教育費の主なものは、

- ・文 化 財 保 存 費 2 , 4 4 5 万 2 千円の減
- ・青 少 年 教 育 施 設 運 営 費 1 , 1 9 7 万 円の減

であります。

保健体育費の主なものは、

- ・体 育 施 設 管 理 運 営 費 1 , 1 5 5 万 8 千円の増
- ・学 校 体 育 振 興 費 1 億 4 , 8 4 6 万 2 千円の減
- ・競 技 大 会 支 援 費 1 , 9 6 5 万 4 千円の減

であります。

次に繰越明許費についてご説明いたします。

年度内に適正な事業期間が確保できないこと等から、

- ・文 化 財 保 存 費 4 3 0 万 7 千円

について、新たに繰越明許費を設定しようとするものであります。

文化財保存費につきましては、補助事業者が実施している文化財関係国庫補助事業において、工法の再検討等に伴い、適正な工期の確保が困難となり年度内の事業完了が見込めず、県の随伴補助も繰越す見込みとなったものであります。

次に、第61号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係

部分についてご説明いたします。

教育委員会所管の補正予算額は、

歳入予算では、

国 庫 支 出 金	6 億 9 , 0 0 9 万	円の増
-----------	-----------------	-----

歳出予算では、

教 育 総 務 費	1 億 6 , 2 8 8 万 4 千円	の増
-----------	----------------------	----

小 学 校 費	1 3 億 2 , 9 5 2 万 7 千円	の増
---------	------------------------	----

中 学 校 費	7 億 1 , 0 6 0 万 6 千円	の増
---------	----------------------	----

高 等 学 校 費	5 億 8 , 8 3 4 万 1 千円	の増
-----------	----------------------	----

特 別 支 援 学 校 費	3 億 4 8 0 万 2 千円	の増
---------------	------------------	----

社 会 教 育 費	2 , 2 7 0 万 7 千円	の増
-----------	------------------	----

保 健 体 育 費	1 , 0 9 1 万 3 千円	の増
-----------	------------------	----

合 計	3 1 億 2 , 9 7 8 万	円の増
-----	-------------------	-----

であります。

この結果、令和 6 年度の教育委員会所管の歳出予算総額は、

1 , 3 5 6 億 6 , 4 5 0 万 1 千円

となります。

歳入予算の内容といたしましては、教職員給与費に係る義務教育費国庫負担金であります。

歳出予算の内容といたしましては、職員等の給与改定に要する経費であります。

(令和 6 年度補正予算の専決処分について)

令和 6 年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和 6 年度の予算については、今議会に補正をお願いいたしておりますが、今後、年間の執行額の確定を行い、調整・整理を行う必要が生じてまいりますので、3 月末

をもって、令和6年度予算の補正について専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上で教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年 2 月定例県議会

文教厚生委員会関係議案説明資料

教 育 委 員 会

教育委員会関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第 17 号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分

第 18 号議案「職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校県費負担

教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」のうち

関係部分

第 28 号議案「学校職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例」

第 29 号議案「市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の

一部を改正する条例」

であります。

第 17 号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、人事委員会の令和 6 年 10 月 4 日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国家公務員の給与の取扱いの状況等を踏まえ、職員の給与等について所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、令和 6 年度の給与改定においては、若年層に重点を置きつつ、全世代を対象に給料月額引き上げ、期末・勤勉手当の 0.1 月分の引き上げなどとなっております。また、令和 7 年度以降においては、初任給や若年層の給与水準の引き上げ、職務や職責をより重視した給料体系への見直しを目的とする新給料表への切替えや、地域手当及び扶養手当等の諸手当の見直しなどを内容とする「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備のための給与改定」を行うものであります。

第 18 号議案「職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」は、育児休業、介護休業又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行等に伴い、所定外労働の免除を請求することができる職員の対象を拡大するなど、所要の改正をしようとするものであります。

第 28 号議案「学校職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例」は、県内中学校において、夜間に授業を行う学級（いわゆる夜間中学）が開設されることに伴い、夜間中学に勤務する職員に対する手当として、夜間学級担当手当を新設するとともに、現在県立学校職員のみを支給対象としている夜間部兼務手当等の支給対象を当該夜間中学に勤務する職員にも拡大するなど、所要の改正をしようとするものであります。

第 29 号議案「市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例」は、児童生徒数等により算定される教職員定数の増減に伴い、関係条例について所要の改正をしようとするものであります。

続きまして、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

（新規高等学校卒業者の就職内定状況について）

本県の公立高等学校における新規卒業者の就職内定率は、高校教育課の調査によると 1 月末現在で 96.9%と、前年同期（97.6%）を 0.7 ポイント下回っておりますが、県内就職割合は 69.5%と、前年同期（67.5%）を 2.0 ポイント上回っております。また、就職未内定者数については 1 月末現在で 61 人と、前年同

期（４８人）と比較すると１３人増加しております。

県教育委員会では、これまで、キャリアサポートスタッフの配置や各高等学校を定期的に訪問指導するなど、県内就職希望者を支援する事業を展開するとともに、長崎労働局や産業労働部といった関係機関と連携して県内企業に対して働きやすい職場づくりと従業員のキャリア形成への支援を要請するなど、就職支援に取り組んでまいりました。

今後も生徒の希望進路実現に向けた支援に努めてまいります。

（令和８年度長崎県公立学校教員採用選考試験について）

教員の採用については、より質の高い人材の十分な確保を目指して、第１次試験の実施を今年度より１か月ほど早め、国が標準日としている５月１１日に行い、第２次試験及び合格発表についても例年より２か月程度早める予定にしております。また、早くから教職を志願している学生や他業種を希望している優秀な学生を確保するため、大学３年生も第１次試験の受験を可能とします。大学３年生で第１次試験に合格した場合、大学４年次では第１次試験が免除になり、第２次試験のみの受験となります。その他、小学校における英語専科を主として担当する教員や、中学校における特別支援学級を主として担当する教員を採用する新たな枠を設けることとしております。

今後とも、選考試験の制度改善を図りながら、優れた資質と豊かな人間性を備え、長崎県の教員として強い使命感と情熱あふれる人材の確保に努めてまいります。

（特別支援教育の推進について）

「第二期長崎県特別支援教育推進基本計画第一次実施計画」に基づき準備を進めてまいりました西海地区への特別支援学校小・中学部の設置につきましては、いよいよ今年４月に「県立時和^{ときわ}特別支援学校西彼杵分校」として開校いたします。

これにより、地域に根ざした学校運営の充実を図り、障害のある子どもたちの教育

活動のさらなる充実に繋がるものと考えております。

令和6年11月に策定した「第二期長崎県特別支援教育推進基本計画第二次実施計画」で定めた取組を着実に実行しながら、引き続き、特別支援教育のさらなる推進を図ってまいります。

（県立千々石少年自然の家の廃止について）

県立千々石少年自然の家につきましては、昭和49年の開所から数えて50年を迎える中、施設を取り巻く環境は設立当時から大きく変化し、少子化や教育活動の変化に伴い利用者は大幅に減少しております。また、老朽化により安全な体験活動を提供するためには大規模改修等が必要な時期を迎えていることから、今後の施設の在り方について廃止も含めた検討を行ってまいりました。

このことについては、先の9月定例県議会においても、広く県民の声に耳を傾け、今後の施設の在り方を検討することを求める請願が採択されたところであります。

県では、令和4年度から島原半島3市の教育委員会や校長会・教頭会、PTA関係者、その他地域住民など多方面の方々との協議を進めてきており、9月議会以降も引き続き意見交換を重ねてまいりました。協議においては、島原半島の子どもたちの宿泊体験学習は、国立諫早青少年自然の家などの施設により継続できるという環境もあり、多額の教育費を投じて施設を存続するのではなく、利用できる国や市町の施設の活用を図っていくという県の考え方に多くの方が賛同してくださっている状況であります。

よって、県立千々石少年自然の家につきましては、令和7年度末をもって県立の青少年教育施設としては廃止する方向で、教育委員会で審議し、方針を決定してまいります。なお、廃止後の施設の活用につきましては、引き続き県民の皆様のご意見をいただきながら、民間による活用も含め地元自治体との協議を継続してまいります。

（「子ども県展」の開催について）

子どもたちの図画工作・美術への関心を高め、豊かな心を育成するため、第70回記念長崎県小・中学校児童生徒美術作品展「子ども県展」を、1月21日から2月19日までの間、長崎県美術館での総合展を皮切りに、波佐見町及び対馬市で巡回展を開催いたしました。

「子ども県展」は、県内全ての小・中学生を対象に募集を行っており、今年度は、87,183名の参加がありました。

各会場では、児童生徒をはじめ多くの県民の皆様に鑑賞いただき、子どもたちのみずみずしい感性と発想力、生き生きとした表現に触れることができる良い機会となりました。

（文化財の指定について）

国の文化審議会は、令和6年12月20日に島原市の「^{しまばらじょうあと}島原城跡」及び対馬市の「^{こし}越^{たかいせき}高遺跡」を史跡に、令和7年1月24日に「長崎のかくれキリシタン信仰用具」を重要有形民俗文化財に指定するよう、文部科学大臣へ答申を行いました。

島原市の「^{しまばらじょうあと}島原城跡」は、江戸幕府が新規築城を制限した中で松倉重政により築かれた近世城郭であり、本丸、二ノ丸、三ノ丸を直線状に配置し、二ノ丸と本丸を濠で囲み柵形空間を並置した構造で、島原・天草一揆勢を撃退した堅牢性を誇る城郭として、学術的に高く評価されました。

また、対馬市の「^{こしたかいせき}越高遺跡」は、縄文時代早期末から前期の集落遺跡で、九州と朝鮮半島の特徴を有する遺構・遺物が出土し、縄文文化と朝鮮半島の新石器文化の境界域の特徴を有する遺跡として、学術的に高く評価されました。

さらに、「長崎のかくれキリシタン信仰用具」は、キリスト教の伝来以後、宣教師により活動が盛んにおこなわれ、キリシタン信仰が広く浸透していった歴史をもつ長崎県における信仰用具の集積として、学術的に高く評価されました。

今回の答申により指定されると、本県の特別史跡を含む国指定史跡は34件に、重要有形民俗文化財は本県初となります。

（対馬市観音寺の仏像の返還について）

平成24年10月に対馬市の観音寺から盗難され、韓国に持ち出された県指定有形文化財「観音寺の^{かんぜおんぼさつざそう}観世音菩薩坐像」について、去る1月24日、韓国^{てじょん}大田地方検察庁から観音寺への返還手続きが行われました。

現在、仏像は韓国の^{ふせきじ}浮石寺の求めに応じて法要のため貸与されておりますが、県といたしましては、最終的に対馬市の観音寺に仏像がもどるまで、引き続き、国や対馬市など関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

（スポーツにおける活躍について）

昨年12月19日から22日まで、東京都で開催された「令和6年度天皇杯全日本レスリング選手権大会」において、島原高校出身の^{よしたけ}吉武まひろ選手が女子68kg級で準優勝を果たしました。また、1月25日から26日まで、ベルギー・エルスタルで開催された「2025年ベルギー国際柔道大会」において、長崎明誠高校3年の^{こんどうあんじゅ}近藤杏樹選手が、ジュニアの部女子48kg級で優勝を飾りました。

選手並びに関係者の皆様のご健闘を心からたたえるとともに、さらなる競技力の向上とスポーツの振興に力を注いでまいります。

また、3月18日から行われます「第97回選抜高等学校野球大会」に壱岐高校が、本県では初となる21世紀枠で選出されました。

壱岐高校野球部の選手・指導者の皆様をはじめ関係者の皆様方に、お祝いを申し上げますとともに、憧れの甲子園球場での活躍を期待しております。

（懲戒免職処分取り消し訴訟について）

平成 25 年に虚偽の公務災害の認定請求を行い、療養補償費を不正に交付させたこと等により懲戒免職処分となった県立学校の元教諭が、懲戒免職処分を不服として処分の取り消し等を求めている訴訟について、地裁及び高裁において、懲戒免職処分を取り消す判決が示され、本県の主張と大きく隔たりがあることから、令和 6 年 2 月 22 日付けで最高裁判所に上告受理申立を行いました。令和 6 年 12 月 20 日、最高裁判所から上告審として受理しない旨の決定がなされました。

これにより、県が懲戒処分の事由として挙げていた「公務災害の虚偽申請」「部活動指導手当の不正受給」「公文書流出」「職務命令違反」のうち、「公務災害の虚偽申請」については事実誤認であり、「公務災害の虚偽申請」が認められない本件において、懲戒免職処分とすることについては、社会通念上著しく妥当を欠き、裁量権の範囲を逸脱しこれを濫用している、とする福岡高裁の判決が確定いたしました。

県教育委員会としましては、今回の決定を厳粛に受け止め、今後、当該元教諭に対する必要な措置については、真摯に対応してまいります。

（教職員の不祥事について）

令和 2 年 7 月に、未成年者に対しわいせつ行為を行ったとして、強制わいせつ罪で起訴されていた公立学校教諭の刑が令和 6 年 12 月 27 日、懲役 2 年で確定したため、地方公務員法第 28 条第 4 項により翌日付けで失職となりました。

また、令和 4 年 8 月に、知人女性に対し不妊治療と称してわいせつ行為を行い、その様子を盗撮していた県立高等学校教諭及び令和 5 年 2 月頃から令和 6 年 12 月の間、児童が更衣に使用していた教室に、盗撮する目的で、複数回にわたり小型カメラを設置した小学校教頭をそれぞれ 2 月 12 日付けで懲戒免職処分としました。

教職員による相次ぐ不祥事の発生を受け、県内の教育関係者が総力を挙げて不祥事根絶と信頼回復に向けて取り組んでいる中、このような不祥事が発生したことは、学

校教育に対する信頼と期待を裏切り、県民に失望と不信感を与えるものであり、県議会をはじめ県民の皆様に対し、深くお詫び申し上げます。

今後も強い危機感を持って、全教職員に対し、あらゆる機会を通して、児童生徒の教育に携わる職にあることの自覚を厳しく促し、使命感や倫理観の高揚、服務規律の徹底を図るとともに、すべての教育関係者と連携し、不祥事根絶と信頼回復に向けた取組の推進に全力を傾けてまいります。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年 2 月定例県議会

文教厚生委員会関係議案説明資料

(追 加 1)

教 育 委 員 会

【文教厚生委員会関係議案説明資料 教育委員会 4 頁 1 9 行目の次に、次のとおり挿入する。】

（長崎県遠隔教育センターについて）

県では、地理的条件に関わらず、生徒たちの興味や関心、進路希望などに応じた学びのニーズに応えるため、オンラインを活用した教育の充実に取り組んでおり、令和 7 年 4 月に、大村市にある長崎県教育センター内に「長崎県遠隔教育センター」を設置いたします。

離島・半島部の小規模高校を対象に専任の教員が遠隔授業を配信したり、すべての県立高校等を対象に、生徒の進路実現をサポートするための外部人材を活用した講座等をオンラインで配信したりすることで、生徒たちの学びをさらに充実させます。

開設に向け、高校生や教職員をはじめ県民の皆様から愛称を募集し、多くの応募の中から、愛称を「Digital Education Center for Tele-Teaching」の頭文字を取った「DECTT」(デクット)に決定しました。遠隔教育の拠点を表すこの愛称には長崎の方言で「できる」の意味が込められており、生徒の可能性をさらに広げることができるよう、遠隔教育の推進に取り組んでまいります。

令和 7 年 2 月定例県議会

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料

- 第 1 号議案 令和 7 年度長崎県一般会計予算
- 第13号議案 令和 7 年度長崎県国民健康保険特別会計予算
- 第47号議案 令和 6 年度長崎県一般会計補正予算（第 6 号）
- 第58号議案 令和 6 年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 第61号議案 令和 6 年度長崎県一般会計補正予算（第 7 号）

福 祉 保 健 部

福祉保健部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第 1 号議案 令和 7 年度長崎県一般会計予算のうち関係部分

第 13 号議案 令和 7 年度長崎県国民健康保険特別会計予算

第 47 号議案 令和 6 年度長崎県一般会計補正予算（第 6 号）のうち関係部分

第 58 号議案 令和 6 年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

第 61 号議案 令和 6 年度長崎県一般会計補正予算（第 7 号）のうち関係部分
の 5 件であります。

はじめに、第 1 号議案 令和 7 年度長崎県一般会計予算のうち関係部分についてご説明いたします。

令和 7 年度は、長崎県総合計画の最終年度にあたることから、「チェンジ&チャレンジ 2025」の基本理念である「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」に基づき、「県民一人ひとりの尊厳が保たれ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる持続可能な地域共生社会の実現」に向けて、施策の充実・強化や新たな事業展開を図ってまいります。

歳入予算は、

使用料及び手数料	6 億	8, 7 0 9 万	5 千円
国 庫 支 出 金	1 3 4 億	4, 2 7 2 万	7 千円
財 産 収 入		7, 3 3 9 万	2 千円
寄 附 金		2 0 0 万	円
繰 入 金	3 2 億	6 8 1 万	3 千円
諸 収 入	3 億	2, 5 7 6 万	7 千円
合 計	1 7 7 億	3, 7 7 9 万	4 千円

歳出予算は、

防 災 費		3, 6 0 4 万	6 千円
社 会 福 祉 費	1 7 9 億	7, 5 6 6 万	9 千円
老 人 福 祉 費	4 9 6 億	5, 4 7 1 万	5 千円
児 童 福 祉 費	5 億	8, 3 6 8 万	8 千円
障 害 福 祉 費	1 8 6 億	8, 4 3 9 万	5 千円
生 活 保 護 費	2 4 億	9, 5 7 5 万	4 千円
災 害 救 助 費	1 億	4 7 6 万	5 千円
公 衆 衛 生 費	1 2 8 億	2, 3 7 7 万	円
保 健 所 費	1 8 億	4, 7 4 4 万	5 千円
医 薬 費	6 0 億	4 5 2 万	2 千円
合 計	1, 1 0 2 億	1, 0 7 6 万	9 千円

となっております。

当初予算の主な内容についてご説明いたします。

(医療DX等の推進による持続可能な医療提供体制の整備・充実について)

誰もが必要な時に必要な医療サービスを受けられ、安心して日々の暮らしを送ることができるよう、地域の実情に応じた医療提供体制の整備・充実を図るため、各種事業を実施してまいります。

- 1 現行のドクターヘリを運航するとともに、長崎県病院企業団が運航する離島等医療連携ヘリ（RIMCAS）を非運航日においてドクターヘリとして活用し、救急患者

搬送体制の強化に要する経費として、

4億 3,701万 6千円

- 2 常勤医師が在籍していない離島の公立診療所におけるＩＣＴの活用や普及拡大に関して、各離島が抱える課題等を明確にし、解決策を探るための協議会を設置し、オンライン診療にかかる体制構築をモデル的に支援する経費として、

632万 円

を計上いたしております。

(地域での発達障害児の診療体制の強化について)

発達障害の診療等に取り組もうとする地域の小児科医等医師に対する必要な研修の実施等に要する経費として、

477万 9千円

を計上いたしております。

(医療・看護・福祉・介護サービス人材の確保等について)

誰もが必要なときに必要な医療・介護サービスを受けられる体制づくりに向け、地域の需要に応じた医療人材の確保及び地域包括ケアシステム構築の実現を支える介護人材の確保を目指して各種事業を実施してまいります。

- 1 看護師等の養成や県内就職を促進するため、医師会が設置する看護師等養成所の運営にかかる支援の充実を図る経費として、

1億 2,125万 9千円

- 2 県内に新たに就業する意思のある者に対する支援のほか、大学訪問や就職イベント参加により、県内で働く薬剤師を確保するための経費として、

425万 6千円

3 介護事業所による外国人介護人材の受入を促進するため、居住環境の整備に対して補助するとともに、外国人材の育成等の包括的な支援に要する経費として、

2, 295万 3千円

を計上いたしております。

(長崎健康革命プロジェクト事業費について)

「長崎健康革命」をキャッチフレーズに、運動と食を通じて県民が主体的に健康づくりに取り組むことのできる環境を整備する経費として、

4, 476万 3千円

を計上いたしております。

(高齢者の生きがいがづくりや認知症高齢者等に対する支援の充実について)

高齢者がいきいきと輝く長崎県の実現のため、高齢者の生きがいがづくりや認知症高齢者等に対する支援の充実に向けて各種事業を実施してまいります。

1 高齢者の社会参加促進に向け、セミナーの開催や情報共有等による市町支援を強化するとともに、地域貢献活動の実践講座の開催や地域貢献活動に関する周知・啓発を行う経費として、

1, 327万 3千円

2 令和6年1月施行の「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を踏まえた「新しい認知症観」の普及啓発を進めるとともに、国の基本計画に沿った計画の策定に向けた調査等に要する経費として、

615万 2千円

を計上いたしております。

(生活困窮者等の支援について)

生活困窮者の自立促進を図るため、自立相談支援や就労準備支援、家計改善支援等を実施するとともに、自立相談支援機関等における、生活福祉資金のコロナ特例貸付の借受人へのフォローアップ体制の強化や、居住支援体制の整備に要する経費として、

1 億 3, 0 8 9 万 5 千円

を計上いたしております。

(民生委員・児童委員の活動について)

住民の福祉の増進を図るため、民生委員・児童委員の活動や研修等の実施及び、3年に一度実施する一斉改選に要する経費として、

1 億 5, 2 8 1 万 8 千円

を計上いたしております。

(感染症対策について)

梅毒やH I V等の性感染症をはじめとする感染症の予防及び感染拡大防止を図るため、患者報告数の多い世代を対象とした啓発や検査・相談体制の整備等に要する経費として、

4, 2 3 6 万 3 千円

を計上いたしております。

(社会福祉施設等の指導監査について)

社会福祉法人・施設、介護サービス事業者及び障害福祉サービス事業者等の法令遵守、適正なサービスの提供及び適正な運営の確保並びに措置等、実施機関の適正な事務の確保のために実施する指導監査に要する経費として、

4, 8 0 1 万 8 千円

を計上いたしております。

(地域包括ケアシステムの充実について)

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムの充実に向けて各種事業を実施してまいります。

- 1 地域包括ケアシステムの充実を図るため、市町による課題把握・分析やロードマップに基づく取組を支援する経費として、

475万 9千円

- 2 地域における介護予防・重度化防止等の地域リハビリテーション支援体制を整備するため、県リハビリテーション支援センター等による研修の開催や市町支援に要する経費として、

1,525万 1千円

を計上いたしております。

(障害者福祉対策について)

障害者が地域で安心して生活し、社会参加できるよう、支援体制の整備に向けて各種事業を実施してまいります。また、自殺対策などのセーフティネットの強化に取り組んでまいります。

- 1 透析患者の通院支援の充実に要する経費として、

370万 円

- 2 自殺未遂者及び自殺未遂者の家族等に対するサポート等に要する経費として、

3,559万 3千円

を計上いたしております。

(病院企業団への助成について)

長崎県病院企業団に対する不採算医療への経費負担をはじめ、施設・設備整備、医療従事者の確保、医師の研修への助成等により、離島を含む地域医療の維持・確保を図ってまいります。

- 1 国の繰出基準に基づく特殊疾病にかかる増嵩費用及び企業債元利償還金など本土の企業団病院への助成に要する経費として、

1 4 億 4 3 4 万 円

- 2 国の繰出基準に基づく特殊疾病にかかる増嵩費用及び企業債元利償還金、医療技術修学資金など離島の企業団病院への助成に要する経費として、

8 億 8, 1 5 8 万 4 千円

- 3 県養成医の臨床研修等への助成に要する経費として、

1 億 5, 5 5 3 万 2 千円

- 4 本部人件費及び研究研修事業等企業団の本部運営への助成に要する経費として、

3, 1 7 1 万 5 千円

を計上いたしております。

(薬務行政について)

医薬品等の安全対策及び適正使用の推進や後発医薬品の使用促進を図るとともに、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄、麻薬、覚醒剤、大麻等の薬物乱用対策及び血液製剤の安定的供給を図るための献血者確保対策並びに啓発活動に要する経費として、

4, 1 3 2 万 9 千円

を計上いたしております。

(国民健康保険について)

「国民健康保険法」に基づき、国民健康保険事業の運営の安定化を図るため、県の役割を踏まえ、財政支援等を行ってまいります。

- 1 国民健康保険特別会計の交付金の一部に充てるため、都道府県繰入金として、
71億 7,421万 8千円
- 2 低所得者の保険料軽減等を図るため、保険基盤安定負担金として、
50億 7,219万 4千円
- 3 高額な医療費発生に対応するため、高額医療費負担金として、
12億 12万 9千円

などを計上いたしております。

(後期高齢者医療費について)

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、長崎県後期高齢者医療広域連合及び市町に対し財政支援を行ってまいります。

- 1 医療給付に対する負担金として、
199億 3,855万 2千円
- 2 低所得者等の保険料軽減分を補填するため、保険基盤安定負担金として、
41億 3,402万 円
- 3 高額な医療費に対する支援のため、高額医療費負担金として、
14億 5,555万 円

などを計上いたしております。

(指定難病対策費について)

国が定める指定難病について、医療費の公費負担等に要する経費として、

31億 537万 3千円

などを計上いたしております。

(介護保険の運営支援について)

市町等保険者の介護保険財政が安定的に運営されるための介護給付費の県費負担金など、適切な事業運営を支援する経費として、

204億 1,372万 6千円

を計上いたしております。

(原爆被爆者の援護について)

「被爆者援護法」等に基づき、被爆者及び被爆体験者の立場に立った施策を推進してまいります。

1 被爆者に対する各種手当の支給など、援護に要する経費として、

39億 9,568万 5千円

2 被爆体験者への医療費助成等に要する経費として、

3億 330万 5千円

3 在外被爆者支援のため、現地での医療費助成や健康相談事業などに要する経費として、

7億 2,257万 6千円

などを計上いたしております。

(債務負担行為について)

地域密着型施設整備助成等事業費につきましては、地域密着型サービス施設の整備に要する期間が複数年となるため、令和８年度の債務負担行為として、

2億 8,770万 4千円

特別養護老人ホーム等整備費につきましては、養護老人ホームの整備に要する期間が複数年となるため、令和８年度の債務負担行為として、

1億 1,691万 円

原爆被爆者援護費につきましては、令和８年４月１日から実施が必要な原子爆弾被爆者養護ホーム入所事業委託等の契約準備期間を確保するため、令和８年度の債務負担行為として、

2億 5,981万 2千円

このほか、福祉保健行政に係る県有施設等管理業務、事務機器貸借及び機器等保守業務等に要する経費について、債務負担を行うものであります。

次に、第１３号議案 令和７年度長崎県国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

歳入予算は、

分担金及び負担金	387億 7,706万 円
国庫支出金	420億 8,963万 3千円
財産収入	1億 816万 8千円
繰入金	87億 4,643万 3千円
繰越金	19億 8,714万 9千円
諸収入	580億 2,642万 円

合 計	1, 4 9 7 億 3, 4 8 6 万 3 千円
-----	----------------------------

歳出予算は、

社 会 福 祉 費	1, 4 9 7 億 3, 4 8 6 万 3 千円
-----------	----------------------------

合 計	1, 4 9 7 億 3, 4 8 6 万 3 千円
-----	----------------------------

となっております。

国民健康保険法の改正により、平成30年度から県も国民健康保険の保険者となり、国保財政運営の中心的な役割を担っております。

県全体で必要となる保険給付費等の支出の額を見込み、その財源の一部を市町から納付金として徴収し、市町には保険給付費等に必要な額を交付金として支払うものであります。

また、被保険者の健康の保持増進や医療費適正化等の取組を促進するため、市町の保健事業への支援など、予防・健康づくりに関する事業を実施してまいります。

(債務負担行為について)

総務管理費につきましては、国民健康保険運営に係るシステム保守業務等の契約に要する期間が複数年となるため、令和8年度の債務負担行為として、

2 1 万 3 千円

を計上いたしております。

次に、第47号議案 令和6年度長崎県一般会計補正予算（第6号）のうち関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は、

使用料及び手数料	3, 8 9 9 万 3 千円の減
----------	-------------------

国 庫 支 出 金	1 億 7, 6 8 7 万 1 千円の増
-----------	-----------------------

財 産 収 入		4, 8 7 0 万	7 千円の増
寄 附 金		8 7 万	3 千円の増
繰 入 金	1 1 億	1, 5 2 3 万	7 千円の増
諸 収 入	1 1 億	7, 9 9 1 万	8 千円の増
合 計	2 4 億	8, 2 6 1 万	3 千円の増

歳出予算は、

防 災 費		8 9 4 万	円の増
社 会 福 祉 費	1 0 億	7, 5 5 3 万	9 千円の増
老 人 福 祉 費	1 4 億	2, 1 8 4 万	3 千円の減
児 童 福 祉 費		4 3 4 万	8 千円の減
障 害 福 祉 費	1 0 億	6, 1 2 5 万	1 千円の増
生 活 保 護 費		2, 4 6 4 万	3 千円の減
災 害 救 助 費		2, 7 4 9 万	7 千円の増
公 衆 衛 生 費	2 7 億	5, 7 7 9 万	9 千円の増
保 健 所 費		9 4 4 万	円の減
医 薬 費	2 億	9, 4 2 6 万	9 千円の減
合 計	3 1 億	7, 6 4 8 万	3 千円の増

となっております。

この結果、令和 6 年度の福祉保健部所管の歳出予算は、

1, 1 3 9 億 7, 0 8 5 万 円

となっております。

項ごとの補正予算の主な内容についてご説明いたします。

防災費につきましては、原子力災害対策整備事業費に係る国庫返還金の増などにより、

894万 円

を増額いたしております。

社会福祉費につきましては、地域福祉基金積立金の増などにより、

10億 7,553万 9千円

を増額いたしております。

老人福祉費につきましては、地域密着型施設整備助成等事業費の所要見込額の減などにより、

14億 2,184万 3千円

を減額いたしております。

児童福祉費につきましては、職員給与費の所要見込額の減により、

434万 8千円

を減額いたしております。

障害福祉費につきましては、障害児施設支援費の所要見込額の増などにより、

10億 6,125万 1千円

を増額いたしております。

生活保護費につきましては、生活保護扶助費の減などにより、

2,464万 3千円

を減額いたしております。

災害救助費につきましては、一般災害対策費の所要見込みの増などにより、

2,749万 7千円

を増額いたしております。

公衆衛生費につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金国庫返還金の増などにより、

27億 5,779万 9千円

を増額いたしております。

保健所費につきましては、職員給与費の所要見込額の減などにより、

9 4 4 万 円

を減額いたしております。

医薬費につきましては、地域医療介護総合確保基金事業費の見込額の減などにより、

2 億 9, 4 2 6 万 9 千円

を減額いたしております。

(繰越明許費について)

設備整備に対する助成事業において、補助対象機関による事業者選定や資材の入手に不測の時間を要したこと、国の経済対策補正予算を活用する事業などにより、年度内に適切な事業期間を確保することができないことなどから、

福祉事務所運営費		5, 4 8 7 万 9 千円
感染症予防費		6, 9 0 6 万 4 千円
地域医療対策費		2, 5 6 7 万 5 千円
医務行政費		2, 3 1 7 万 3 千円
地域医療介護総合確保基金事業費	5 億	2, 6 8 1 万 7 千円
老人福祉施設整備費		2, 8 5 4 万 2 千円
介護サービス施設等物価高騰緊急支援事業費	1 億	6, 0 0 0 万 円
こども医療福祉センター運営費		5, 5 7 2 万 8 千円
障害者施設支援給付費		5, 3 4 2 万 2 千円
合 計	9 億	9, 7 3 0 万 円

について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

(債務負担行為について)

令和7年4月1日から実施が必要な流行初期医療確保措置に係るシステムの保守運用委託契約準備期間を確保する必要があるため、令和6年度の債務負担行為として、

79万 3千円

を計上いたしております。

次に、第58号議案 令和6年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

歳入予算は、

分担金及び負担金		28万 7千円の減
国庫支出金	1億 1,114万 7千円の増	
財産収入	2,588万 2千円の増	
繰入金	17億 2,509万 9千円の減	
繰越金	5億 325万 4千円の増	
諸収入	5,519万 3千円の増	
合 計	10億 2,991万 円の減	

歳出予算は、

社会福祉費	10億 2,991万 円の減
合 計	10億 2,991万 円の減

となっております。

これは、国民健康保険保険給付費等交付金の減などによるものであります。

次に、第61号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

歳出予算は、

防 災 費	1 5 万 8 千円の増
社 会 福 祉 費	2, 9 1 0 万 2 千円の増
老 人 福 祉 費	8 8 4 万 5 千円の増
児 童 福 祉 費	1, 8 8 8 万 9 千円の増
障 害 福 祉 費	3, 0 5 2 万 8 千円の増
生 活 保 護 費	2 6 9 万 7 千円の増
公 衆 衛 生 費	2, 4 8 7 万 6 千円の増
保 健 所 費	5, 1 8 6 万 7 千円の増
医 薬 費	9 7 2 万 円の増
合 計	1 億 7, 6 6 8 万 2 千円の増

となっております。

この結果、令和6年度の福祉保健部所管の歳出予算は、

1, 1 4 1 億 4, 7 5 3 万 2 千円

となっております。

これは、福祉保健部職員の給与改定及び会計年度任用職員報酬等の改定に要する経費であります。

最後に、令和6年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和6年度予算につきましては、今議会において補正をお願いいたしておりますが、歳入におきまして国庫補助金等に未確定のものがあり、また、歳出におきましても、年間の執行額の確定に伴い整理を要するものがあります。

従いまして、これらの調整、整理を行うため、3月末をもって、令和6年度予算の補正を知事専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜り

ますようお願いいたします。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和 7 年 2 月定例県議会

文教厚生委員会関係議案説明資料

福 祉 保 健 部

予算決算委員会・分科会でご説明いたしました予算議案の部分を除く福祉保健部関係の議案につきましてご説明いたします。

今回ご審議をお願いしておりますのは、

第２１号議案 「長崎県こども・女性・障害者支援センター設置条例の一部を改正する条例」

第２２号議案 「長崎県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」

第２３号議案 「長崎県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分

の３件であります。

議案の内容につきましてご説明いたします。

第２１号議案「長崎県こども・女性・障害者支援センター設置条例の一部を改正する条例」につきましては、身体障害者福祉法に基づく身体障害者更生相談所機能について、所管区域を変更するため、所要の改正をしようとするものであります。

第２２号議案「長崎県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令」及び「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」の公布に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第２３号議案「長崎県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」等の公布等に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

（和解及び損害賠償の額の決定について）

これは、長崎こども・女性・障害者支援センターが一時保護していた児童等が、法人所有の施設に損害を与えた事案２件及び「長崎県原子力防災訓練」の訓練時間の調整に伴う参加者の航空便変更にかかる事案１件につき、損害賠償金合計１１３，９９１円を支払うため、去る１月３１日付けで専決処分をさせていただいたものであります。

次に、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

（長崎県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について）

長崎県新型インフルエンザ等対策行動計画につきましては、感染症危機が発生した際に、県民の生命及び健康を保護し、県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるよう、平時の準備や対策の内容を示すものであり、昨年７月に改定された政府行動計画の内容を踏まえ、改定を行うものです。

改定にあたっては、先の１１月定例県議会文教厚生委員会において、素案に対するご審議をいただいた後、パブリックコメントや関係団体等からの意見聴取を行い、計画案を取りまとめました。

今後、県議会のご意見を踏まえ、本年度中に計画を策定するとともに、その実現に向け、着実に取組を進めてまいります。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和 7 年 2 月定例県議会

文教厚生委員会関係議案説明資料

(追 加 1)

福 祉 保 健 部

【文教厚生委員会関係議案説明資料 福祉保健部 4 頁 1 行目に、次のとおり挿入する。】

（佐世保県北医療圏への県養成医配置について）

佐世保県北医療圏において救急医療に従事する医師の確保を図るため、同圏域内唯一の三次救急医療機関である佐世保市総合医療センターの救命救急センターに、令和 7 年度から県養成医の配置が可能となるよう、県医学修学資金等貸与条例施行規則に係る所要の改正を行うこととしております。

これにより、同センターにおける患者受け入れ等の負担軽減につながるとともに、県養成医のキャリア形成等に寄与できるものと考えております。

県といたしましては、引き続き関係機関との連携を図りながら、医療提供体制の維持に努めてまいります。

令和 7 年 2 月定例県議会

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料

- 【第 1号議案 令和7年度長崎県一般会計予算】
- 【第 2号議案 令和7年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算】
- 【第47号議案 令和6年度長崎県一般会計補正予算（第6号）】
- 【第48号議案 令和6年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算
（第1号）】
- 【第61号議案 令和6年度長崎県一般会計補正予算（第7号）】

こ ど も 政 策 局

こども政策局関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第 1 号議案 令和 7 年度長崎県一般会計予算のうち関係部分

第 2 号議案 令和 7 年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

第 4 7 号議案 令和 6 年度長崎県一般会計補正予算（第 6 号）のうち関係部分

第 4 8 号議案 令和 6 年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第 1 号）

第 6 1 号議案 令和 6 年度長崎県一般会計補正予算（第 7 号）のうち関係部分

の 5 件であります。

はじめに、第 1 号議案「令和 7 年度長崎県一般会計予算」のうち関係部分について、ご説明いたします。

令和 7 年度は、「新しい長崎県づくりのビジョン」の実現に向け、こどもが主役の安全・安心でチャレンジできる「こども場所」の充実をはじめとした、こどもが夢や希望を持って健やかに成長できる環境づくりに取り組んでまいります。

また、長崎県総合計画及び次期長崎県子育て条例行動計画に基づき、結婚、妊娠・出産から子育てまでの切れ目ない支援などの関連施策等を一層推進してまいります。

歳入予算は、

使用料及び手数料		3 1 4 万 9 千円
国 庫 支 出 金	3 3 億	9, 1 7 4 万 9 千円
財 産 収 入		1 5 0 万 4 千円
寄 附 金		1 1 万 円
繰 入 金		1, 4 3 0 万 6 千円
諸 収 入		1, 6 1 1 万 2 千円

合	計	34億	2,693万	円
---	---	-----	--------	---

歳出予算は、

社 会 福 祉 費		6,532万	5千円
児 童 福 祉 費	272億	4,482万	8千円
障 害 福 祉 費		1,845万	円
公 衆 衛 生 費	4億	6,743万	2千円
教 育 総 務 費		1,715万	円
私立学校振興費	5億	5,277万	4千円
合	計	283億	6,595万 9千円

となっております。

当初予算の主な内容について、ご説明いたします。

まず、新規事業等を中心とした主な内容について、ご説明いたします。

(ビジョン実現に向けた主要事業について)

こどもが主役の安全・安心でチャレンジできる「こども場所」の充実、こどもの声を聴く仕組みづくり、共家事・共育ての促進などによる「こども時間」の確保により、こどもが夢や希望を持って健やかに成長できる環境の整備に取り組んでまいります。

安全・安心で多様な居場所やワクワクする体験の充実を図るため、こども場所に関する官民ネットワークの構築、活動者等の支援を行う中間支援組織の設置、こども場所の充実のための体験提供等への補助や、こども食堂への支援を行う市町への補助を行うとともに、アンケート等によるこども施策に関するこどもへの意見聴取、長崎県こども未来応援基金への積立に要する経費として、

6, 185万 6千円

を計上いたしております。

(安心して結婚、妊娠・出産、子育てできる環境の整備について)

県民が希望どおりに結婚、妊娠・出産し、安心して子育てできる社会の実現に向け、未婚化・晩婚化に歯止めをかけるための結婚支援の強化と、県民の皆様が安心して子育てできる環境の充実を両輪として取り組んでまいります。

- 1 結婚・子育ての希望がかなう環境づくりを推進するため、企業や団体の主体的な取組の促進を通じた気運醸成を図るほか、県民のニーズを踏まえた結婚支援のあり方の検討を行うとともに、若い世代のライフデザインに関する情報発信や研修等を通じた意識醸成などの取組に要する経費として、

4, 094万 5千円

- 2 産後ケアを希望するすべての方が安心して利用することができるよう、産後ケア事業に対する補助のほか、産後ケアアプリ導入や県内集合契約締結などの広域的支援等に要する経費として、

2, 926万 3千円

- 3 困難な問題を抱える女性支援会議等の開催や、要保護児童等への心と体の健康教育に要する経費として、

223万 4千円

- 4 ひとり親家庭の就労・自立に向けた貸付金及び給付金等の支援に加え、ひとり親家庭等に対する今後の施策検討のため、生活時間等実態把握にかかる調査に要する経費として、

1億 774万 1千円

を計上いたしております。

(子育てや教育を支える人材の確保・育成について)

将来的な保育人材の安定的な確保のため、若年層に向けて幼児教育・保育の現場の魅力を伝えるとともに、保育DX・ICT化による保育現場の負担軽減に取り組んでまいります。

- 1 保育士の仕事の魅力発信や保育現場のDX・ICT化を効果的に推進するための協議会の設置、パンフレットの作成、県内各地区における保育現場のDX・ICT化支援のためのセミナーの開催等に要する経費として、

1, 147万 2千円

を計上いたしております。

次に、その他の主な内容について、ご説明いたします。

(結婚・出会いに対する支援について)

- 1 長崎県婚活サポートセンターにおける相談業務、「お見合いシステム」の運用、婚活サポーターによる縁結び活動の推進、各種セミナーの充実等、結婚を望む独身男女の婚活への支援に要する経費として、

3, 788万 3千円

- 2 県内各市町における婚活イベントやセミナー、お見合いシステム窓口設置などの少子化対策の取組への支援に要する経費として、

1億 1, 329万 6千円

を計上いたしております。

(子ども・子育て支援新制度への対応について)

子ども・子育て支援新制度のもと、地域の実情に応じた質の高い教育・保育が総合的

かつ効率的に提供されるよう、市町と連携して提供体制を確保し、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指してまいります。

- 1 認定こども園、保育所、幼稚園に対する給付に関する経費及び地域の実情に応じた子育て支援の充実に対する経費として、

1 5 1 億 6 4 万 3 千円

- 2 放課後児童クラブの運営に関する経費として、

1 9 億 4, 0 2 8 万 6 千円

を計上いたしております。

(保育士人材の確保について)

- 1 保育士等の資質向上と離職防止を図るため、本県独自の処遇改善を市町と連携して実施するための経費として、

2 億 1, 0 0 0 万 円

- 2 潜在保育士向け求人・求職サイト「保いっぷ」を活用した再就職支援、新卒保育士の県内定着の促進及び保育士離職防止対策の推進に要する経費として、

3, 4 9 4 万 9 千円

を計上いたしております。

(放課後児童クラブ等における待機児童対策について)

放課後児童クラブ等の充実を図るため、施設整備の助成に要する経費として、

2, 9 9 6 万 4 千円

を計上いたしております。

(私立幼稚園の振興について)

私立幼稚園の振興を図るため、運営費及び預かり保育事業等に要する経費として、

5億 3, 494万 円

を計上いたしております。

(県民総ぐるみの子育て支援について)

- 1 こどもたちの心の根っこを育てるために、大人のあり方を見直し、大人みんなでこどもを育てる県民運動「ココロねっこ運動」の普及啓発等に要する経費として、

2, 081万 6千円

- 2 ポータルサイトやLINE等を活用し、子育てに関する相談支援を強化するとともに、若者、企業・団体、地域、市町等と連携した子育て応援の取組や効率的・効果的な情報発信により、社会全体で子育てを応援する気運醸成に要する経費として、

1, 607万 9千円

を計上いたしております。

(社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者等への支援について)

不登校やひきこもり、ニート等、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者のための総合相談センターの運営や、各種専門機関との連携会議の開催に要する経費として、

1, 748万 3千円

を計上いたしております。

(子育て家庭の経済的負担軽減について)

- 1 児童を養育する家庭の生活安定に寄与するため、児童手当の支給に要する経費として、

26億 5, 624万 2千円

- 2 こどもが安心して医療を受けられるよう、医療費助成に要する経費として、

11億 7,705万 6千円

3 妊婦のための支援給付及び妊婦等包括相談支援事業を実施するための経費として、

4,191万 円

を計上いたしております。

(母子保健の充実について)

母子保健に係る各種検査の実施による疾病予防、相談等による健康支援、身体の障害や特定の疾病等がある児童の医療費助成等に要する経費として、

3億 5,094万 5千円

を計上いたしております。

(障害のある子ども等への支援について)

発達障害により特別な支援を要するこどもが適切な支援を受けられるよう、市町や関係機関と連携した家族支援の取組を実施するほか、乳幼児期から切れ目ない支援を提供するための体制構築、発達障害に対する支援を総合的に行う拠点である発達障害者支援センター「しおさい」の運営等に要する経費として、

3,240万 5千円

を計上いたしております。

(総合的な児童虐待防止対策の推進について)

要保護児童の一時保護、児童虐待の早期発見・早期対応の推進、被虐待児童の心のケア及び虐待を加えた保護者への指導等を行うほか、児童相談所への弁護士の配置や児童家庭支援センター運営費の補助、児童相談所や市町職員に対する資質向上のための研修実施等に要する経費として、

3億 1,929万 円

を計上いたしております。

（社会的養護体制の充実について）

家庭における養育が困難な子どもを家庭的な環境で養育する里親等委託を推進するため、児童相談所への里親相談支援員の配置や、里親育成センターへの里親制度の周知啓発、アセスメント、里親への各種研修、マッチング、市町村連携事業等の一体的な委託に要する経費として、

3, 125万 4千円

を計上いたしております。

（女性相談・自立支援の推進について）

DV被害者等に対する相談から自立までの切れ目のない支援を行うため、長崎・佐世保両こども・女性・障害者支援センターにおける相談支援、一時保護所や女性自立支援施設の運営、一時保護所退所後に心身の回復を図るステップハウスの運営等に要する経費として、

6, 309万 1千円

を計上いたしております。

（ひとり親家庭等の支援やこどもの貧困対策について）

ひとり親家庭への経済的支援のため、児童扶養手当の支給等に要する経費として、

8億 5, 459万 4千円

を計上いたしております。

（債務負担行為について）

令和8年4月1日から履行する長崎県婚活サポートセンター事業業務委託に係る令和

8年度の債務負担行為として、

8, 4 2 2 万 9 千円

令和8年4月1日から履行するながハピ！ポータルサイト管理運用委託及び子育て機
運醸成業務委託に係る令和8年度の債務負担行為として、

9 9 5 万 円

令和8年4月1日から履行する長崎県子ども・若者総合相談センター業務委託に係る
令和8年度の債務負担行為として、

1, 7 3 6 万 3 千円

令和8年4月1日から履行するこども場所充実のための情報発信業務委託、こども
場所充実のための中間支援業務委託及びこどもの意見反映推進業務委託に係る令和8
年度の債務負担行為として、

2, 9 2 1 万 円

令和8年4月1日から履行するDV被害者等総合支援事業委託に係る令和8年度の債
務負担行為として、

1, 5 6 4 万 5 千円

令和8年4月1日から履行する長崎こども・女性・障害者支援センター別館警備業務
委託に係る令和8年度の債務負担行為として、

1, 1 3 5 万 2 千円

令和8年4月1日から履行する長崎県ひとり親家庭等自立促進センター事業業務委託

に係る令和８年度の債務負担行為として、

1, 153万 1千円

令和８年４月１日から履行する子どもの貧困対策推進事業業務委託に係る令和８年度の債務負担行為として、

344万 8千円

令和８年４月１日から履行する妊活LINEサポート事業業務委託に係る令和８年度の債務負担行為として、

220万 円

令和８年４月１日から履行する、開成学園の食材購入単価契約に係る令和８年度の債務負担行為として、

572万 4千円

を計上いたしております。

次に、第２号議案「令和７年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算」について、ご説明いたします。

歳入予算は、

繰越金	2, 181万 7千円
諸収入	1億 3, 334万 3千円
合計	1億 5, 516万 円

歳出予算は、

母子父子寡婦福祉費	1億 5, 516万 円
-----------	--------------

合 計 1億 5, 516万 円

となっております。

これは、母子及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立等を図り、併せてその扶養している児童の福祉を推進するために、修学資金、就学支度資金等を貸し付けるものであります。

次に、第47号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

歳入予算は、

国庫支出金	3億 8, 128万 2千円の増
財産収入	429万 9千円の増
繰入金	10億 1, 738万 6千円の増
諸収入	3億 6, 523万 9千円の増
合 計	17億 6, 820万 6千円の増

歳出予算は、

社会福祉費	187万 8千円の増
児童福祉費	29億 9, 796万 9千円の増
障害福祉費	347万 9千円の増
公衆衛生費	3, 794万 5千円の増
教育総務費	5千円の減
私立学校振興費	3, 487万 5千円の減
合 計	30億 639万 1千円の増

となっております。

この結果、令和6年度のこども政策局所管の一般会計歳出予算総額は、

298億 4, 826万 4千円

となります。

補正予算の主な内容について、ご説明いたします。

社会福祉費につきましては、令和5年度の女性相談支援事業の実績に基づく国への返還金に要する経費等として、

187万 8千円

を増額いたしております。

児童福祉費につきましては、こども施策の推進に向けた長崎県こども未来応援基金への積立に要する経費のほか、国庫支出金を財源とする長崎県安心こども基金の国への返還金に要する経費等として、

29億 9,796万 9千円

を増額いたしております。

障害福祉費につきましては、令和5年度の発達障害者支援事業の実績に基づく国への返還金に要する経費等として、

347万 9千円

を増額いたしております。

公衆衛生費につきましては、小児慢性特定疾病対策総合事業の所要見込みの増等により、

3,794万 5千円

を増額いたしております。

教育総務費につきましては、幼児教育センター運営事業の所要見込みの減等により、

5千円

を減額いたしております。

私立学校振興費につきましては、幼稚園私立学校助成費の所要見込みの減等により、

3,487万 5千円

を減額いたしております。

(繰越明許費について)

施設整備に対する助成事業において、住宅建設等の影響により人材確保や資材の入手に不測の時間を要したことで年度内完了が困難であることから、

児 童 福 祉 費	7 4 5 万 9 千円
-----------	--------------

について、繰越明許費を設定しようとするものであります。

(債務負担行為について)

令和7年4月1日から履行する「ながさきハッピー子育て機運醸成」事業業務委託に係る令和7年度の債務負担行為として、

1, 3 4 5 万	円
------------	---

を計上いたしております。

次に、第48号議案「令和6年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明いたします。

歳入予算は、

諸 収 入	3 8 2 万 3 千円の増
-------	----------------

合 計	3 8 2 万 3 千円の増
-----	----------------

歳出予算は、

母子父子寡婦福祉費	3 8 2 万 3 千円の増
-----------	----------------

合 計	3 8 2 万 3 千円の増
-----	----------------

となっております。

これは、就学支度資金等の貸付金が当初見込みを上回ったことにより、貸付に係る経

費を増額するものであります。

次に、第61号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

歳出予算は、

社 会 福 祉 費	1 3 7 万 1 千円の増
児 童 福 祉 費	2, 2 3 9 万 4 千円の増
障 害 福 祉 費	9 6 万 3 千円の増
公 衆 衛 生 費	1 3 0 万 4 千円の増
教 育 総 務 費	9 4 万 7 千円の増
私立学校振興費	5 5 万 7 千円の増
合 計	2, 7 5 3 万 6 千円の増

となっております。

これは、こども政策局職員の給与改定及び会計年度任用職員報酬等の改定に要する経費であります。

この結果、令和6年度のこども政策局所管の一般会計歳出予算総額は、

2 9 8 億 7, 5 8 0 万 円

となります。

最後に、令和6年度補正予算の専決処分について、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

令和6年度予算につきましては、今議会において補正をお願いいたしておりますが、歳入におきまして国庫補助金等に未確定のものがあり、また、歳出におきましても、年間の執行額の確定に伴い整理を要するものがあります。

従いまして、これらの調整、整理を行うため、3月末をもって、令和6年度予算の補正を知事専決処分により措置させていただきたいと考えておりますので、ご了承を賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和 7 年 2 月定例県議会

文教厚生委員会関係議案説明資料

こども政策局

予算決算委員会・分科会でご説明いたしました予算議案の部分を除くこども政策局関係の議案につきましてご説明いたします。

今回ご審議をお願いしておりますのは、

第２３号議案 「長崎県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分

第２４号議案 「長崎県こども未来応援基金条例」

第２５号議案 「長崎県少年保護育成条例の一部を改正する条例」

第２６号議案 「長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」

第２７号議案 「長崎県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例」

第４５号議案 「長崎県子育て条例行動計画について」

の６件であります。

議案の内容につきましてご説明いたします。

第２３号議案「長崎県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」等の公布等に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第２４号議案「長崎県こども未来応援基金条例」につきましては、こどもが夢や希望を持って健やかに成長できる社会の実現を目的として実施する、こどもの居場所づくりや多様な体験の提供をはじめとした、こども施策に要する経費に充当する基金を設置するために必要な事項を定めようとするものであります。

第 25 号議案「長崎県少年保護育成条例の一部を改正する条例」につきましては、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律の公布並びに携帯電話インターネット接続役務提供契約の電子化対応に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第 26 号議案「長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」については、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号）の一部を改正する命令等の施行に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

第 27 号議案「長崎県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例」につきましては、令和 4 年改正児童福祉法第 12 条第 2 項の規定により、都道府県に、一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定が義務付けられたものであり、内閣府令に定める基準に沿って、条例の制定をしようとするものであります。

第 45 号議案「長崎県子育て条例行動計画について」につきましては、「長崎県子育て条例」に掲げる、県民総ぐるみで、長崎県の次代を担うこどもが夢と希望を持って健やかに成長できる環境を整備し、安心してこどもを生み育てることができる社会の実現を目指すため、令和元年度に策定した「長崎県子育て条例行動計画（令和 2 年度～令和 6 年度）」の後継計画として策定しようとするものであります。

次に、議案外の所管事項についてご説明いたします。

（長崎県困難な問題を抱える女性支援及びＤＶ対策基本計画等の策定について）

長崎県困難な問題を抱える女性支援及びＤＶ対策基本計画、並びに長崎県社会的養育推進計画については、昨年１１月の定例県議会文教厚生委員会において素案をお示しし、ご議論をいただいたところであります。

県においては、素案に対する県議会でのご議論や、外部有識者等からのご意見に加え、令和６年１２月１２日から令和７年１月８日までパブリックコメントを実施するなど、広く県民のご意見をお伺いしたうえで、最終案を取りまとめました。

今後、県議会でのご意見を踏まえ、３月までに計画を策定し、公表するとともに、その実現に向け、各種施策の展開に力を注いでまいります。

（旧優生保護法補償金等の専用相談窓口設置について）

旧優生保護法に基づく優生手術や人工妊娠中絶を受けられた方々に対して、補償金を支給する法律が、去る１月１７日に施行されたことに伴い、同日、こども家庭課内に県の専用相談窓口を設置いたしました。

設置から２月１７日までの相談件数は２６件で、補償金等の請求件数は６件となっております。

引き続き、対象者の方々へ情報が届くよう、市町や障害者支援施設等と連携して周知を行うとともに、請求者やご家族の心情等に配慮しながら、丁寧な説明及び相談支援に努めてまいります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。